「特殊車両通行確認制度システム」

操作説明資料

～わかりやすいオンライン操作マニュアル Ver.202410～

令和6年10月

一般財団法人　道路新産業開発機構
特車登録センター

目　次

【第１章】特殊車両通行手続きについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・　3～ 18
【第２章】申請手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19～277
①利用者IDの取得・企業コード登録　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【第１章】特殊車両通行手続きについて

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
現在
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 通行可能経路の確認
STEP④ 車両グループの設定
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

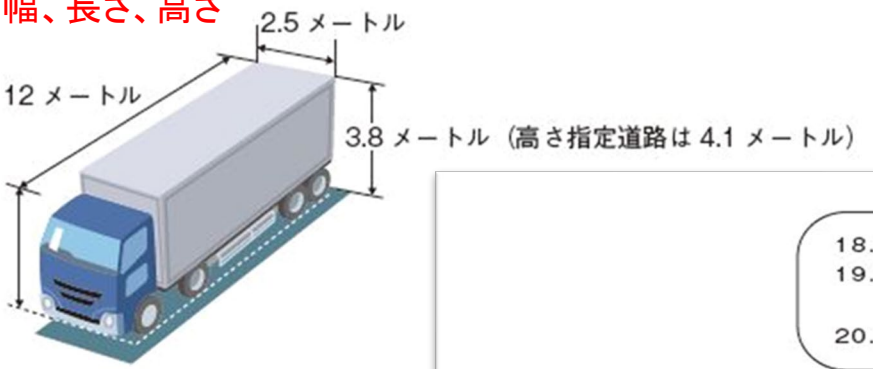
道路法に基づく車両の制限とは

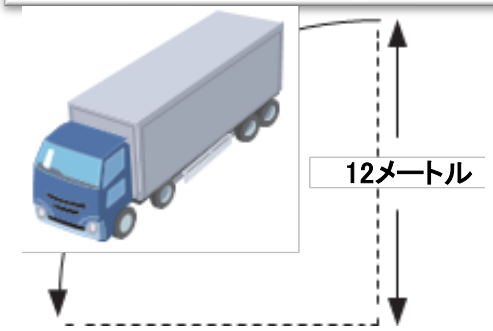
●道路は一定の構造基準により造られており、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を自由に通行できる車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度を「一般的制限値」といいます。

●「一般的制限値」を超える車両が道路を通行する際には、特殊車両の通行手続きが必要です。

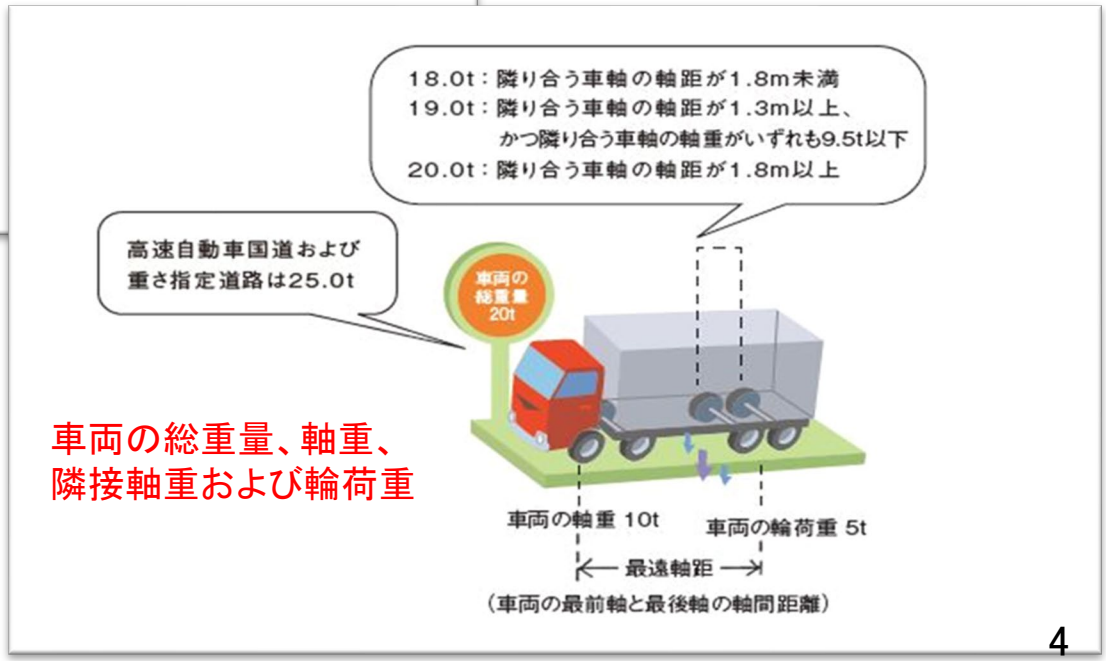
□ 一般的制限値

車両の幅、長さ、高さ





車両の最小回転半径

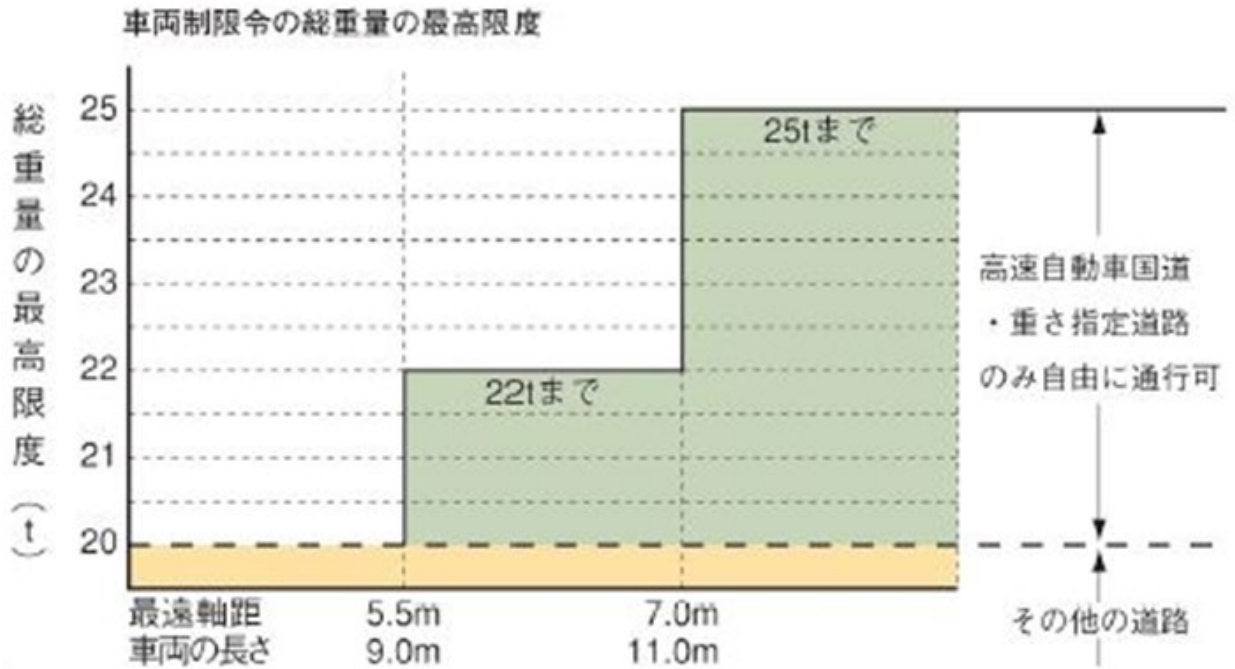


車両の総重量、軸重、
隣接軸重および輪荷重

一般的制限値の特例

○重さ指定道路の重量の特例

● 重さ指定道路は、高速自動車国道または道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路で、総重量の一般的制限値を車両の長さおよび、軸距に応じて最大25トンとする道路です。



一般的制限値の特例

○連結車(トレーラー)の重量の特例

対象のトレーラーの車種はバン型、タンク型、幌枠型、コンテナ、または自動車運搬用に限ります。

総重量の特例(車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条の2)

道路種別	最遠軸距	総重量の制限値	備考
高速自動車国道	8m以上　9m未満	25トン	首都高速道路、阪神高速道路、その他の都市高速道路および本州四国連絡橋道路は含まれません。
	9m以上　10m未満	26トン	
	10m以上　11m未満	27トン	
	11m以上　12m未満	29トン	
	12m以上　13m未満	30トン	
	13m以上　14m未満	32トン	
	14m以上　15m未満	33トン	
	15m以上　15.5m未満	35トン	
	15.5m以上	36トン	
重さ指定道路	8m以上　9m未満	25トン	
	9m以上　10m未満	26トン	
	10m以上	27トン	
その他の道路	8m以上　9m未満	24トン	
	9m以上　10m未満	25.5トン	
	10m以上	27トン	

全体の流れ

【第1章】
特殊車両通行手続きについて

現在

【第2章】
申請手順

利用者IDの取得

STEP②
車両の登録

STEP③
通行可能経路の確認

STEP④
車両グループの設定

STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行

STEP⑥
通行可能経路の閲覧

一般的制限値の特例

○新規格車の重量の特例

●新規格車とは、単車及び連結車で総重量が20tを超え、かつ総重量の最高限度が下表の値以下の車両であり、高速自動車国道および重さ指定道路を自由に通行できる車両を指します。

ただし、上記以外のその他の道路を通行する場合には、特殊な車両として取り扱われ、通行手続きが必要です。（空車は一般的制限値内であるため自由に通行できます）

車種	最遠軸距（d）	長さ	総重量の最高限度
特例５車種	8.0m≦d＜9.0m	－	24.0t＜総重量≦25.0t
	9.0m≦d＜10.0m	－	25.5t＜総重量≦26.0t
単　車・特例５車種を除く連結車	d＜5.5m	－	総重量≦20.0t
	5.5m≦d＜7.0m	9.0m≦長さ	総重量≦22.0t
		長さ＜9.0m	総重量≦20.0t
	7.0m≦d	11.0m≦長さ	総重量≦25.0t
		9.0m≦長さ＜11.0m	総重量≦22.0t
		長さ＜9.0m	総重量≦20.0t

全体の流れ
【第1章】
特殊車両通行手続きについて
現在
【第2章】
申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

一般的制限値の特例

○連結車の「長さ」の特例

● 連結車(トレーラ)が高速道路を通行する際の長さの特例。

道路種別	連結車	長さ	備考
高速自動車国道	セミトレーラ連結車	16.5メートル	
	フルトレーラ連結車	18.0メートル	

備考:この特例は、積載する貨物が被けん引車の車体の前方又は後方にはみ出していないものの長さとなります。

○高さ指定道路の高さの特例

● 高さ指定道路とは、道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、高さの一般的制限値を4.1メートルとする道路のことです。

○重要物流道路における「国際海上コンテナ」の特例

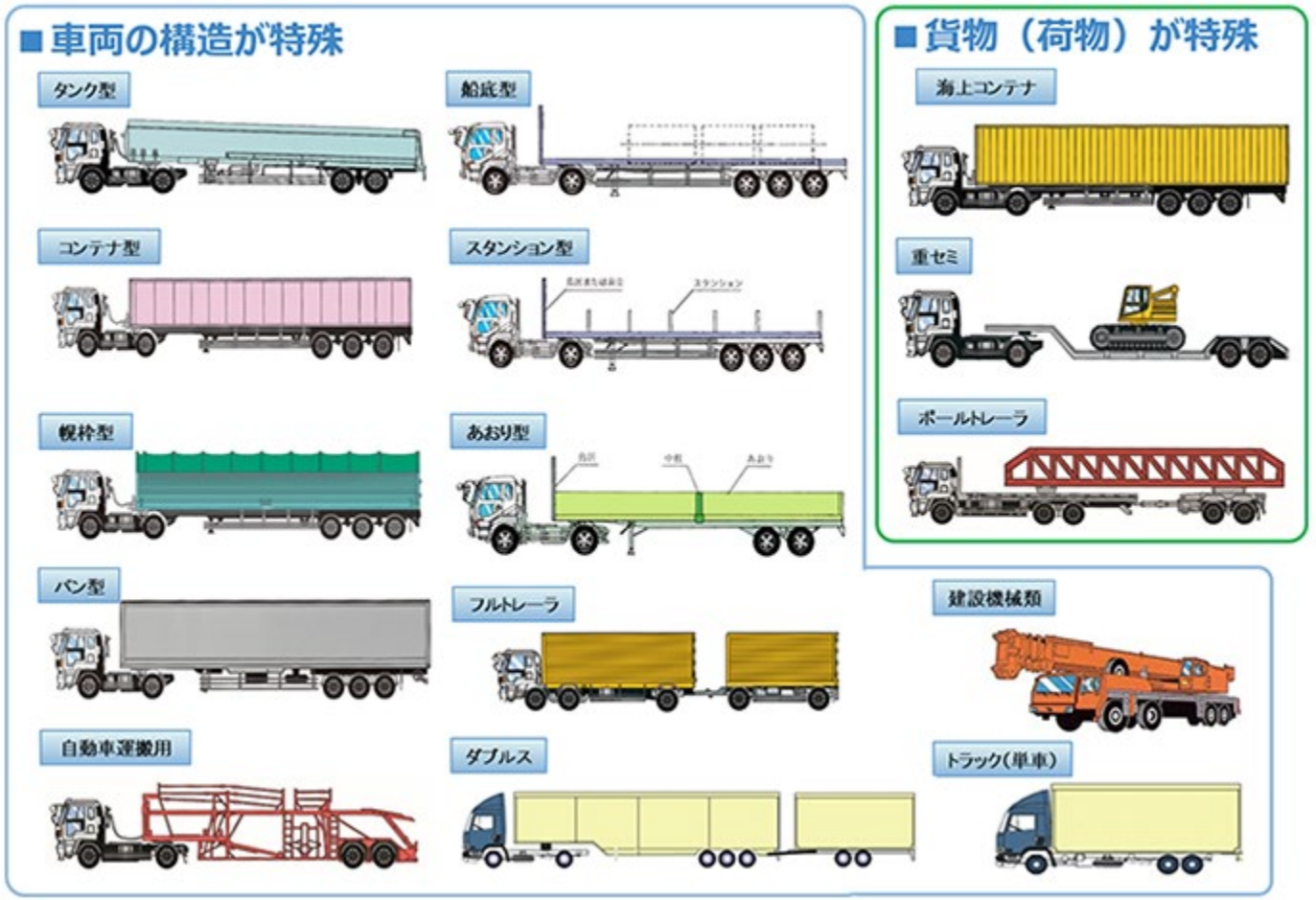
● 重量物流道路において、道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間(特車通行許可不要区間)に限定して、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車(40ft背高)の特殊車両通行手続きを不要としています。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
現在
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

特殊車両とは

「一般的制限値」を超える車両が道路を通行する際には、特殊車両の通行手続きが必要です。

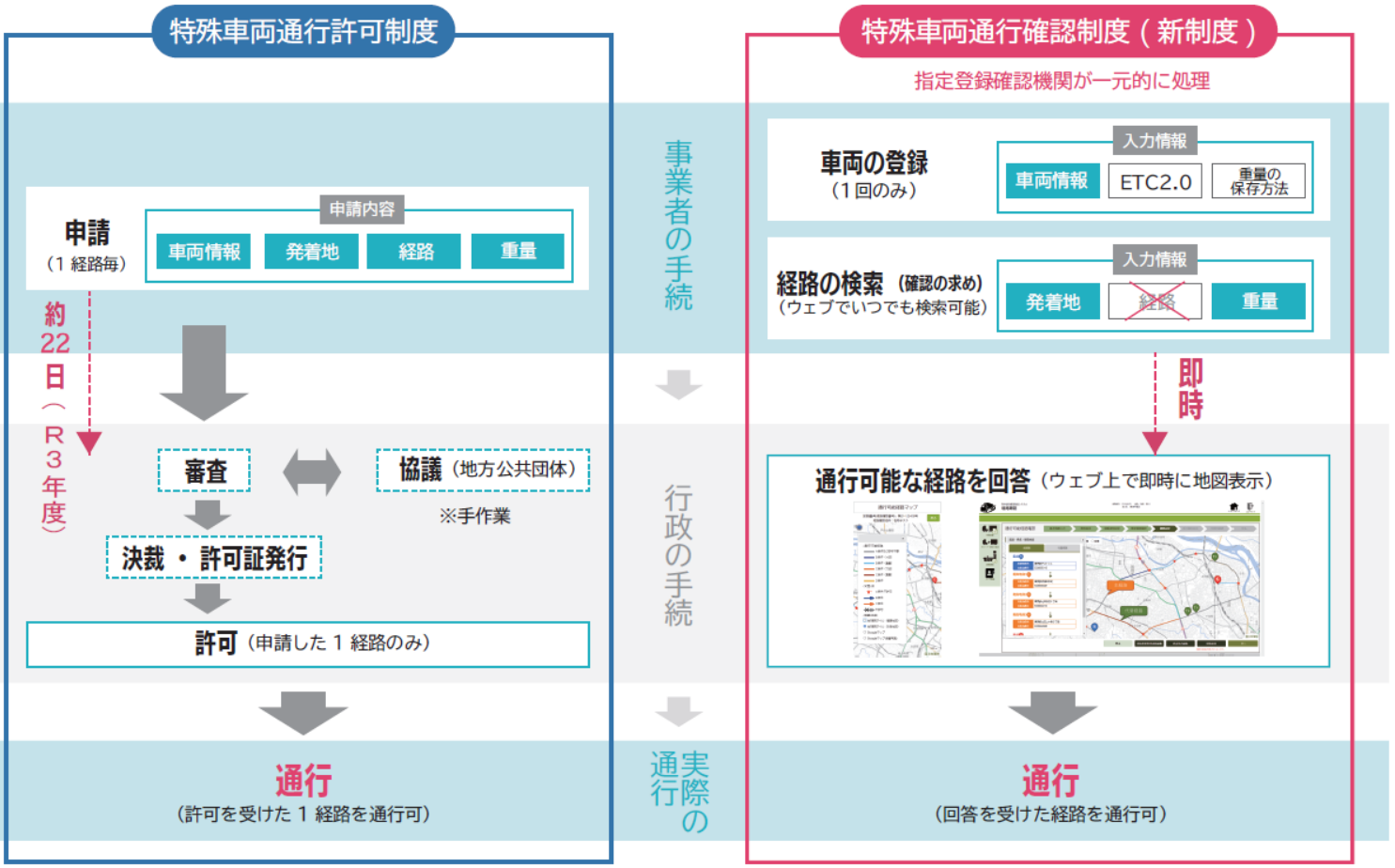
特殊車両の例



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
現在
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

特殊車両通行制度について

○特殊車両通行制度は従来からの「特殊車両通行許可制度」と新制度の「特殊車両通行確認制度」の2つがあります。
（詳細は以下のHPを参照願います。）
https://www.tks.hido.or.jp/pdf/tokusya_outline.pdf



特殊車両通行確認制度の特徴

○特殊車両確認制度は、現行の特殊車両通行許可制度と比較して、使い勝手が良い（早い、簡単、便利）手続きとなっています。

特車通行許可制度

■ **審査に時間がかかる**
[申請から許可まで約１ヶ月※]

■ **申請手続きが煩雑**
[申請者が経路を細かく指定]
[申請の都度、車両諸元を入力]

■ **許可経路が固定的**
[1 経路（片方向）ごとに許可]



■ すべての道路、すべての車両に対応

■ 許可の手数料
１経路につき　200円
（道路管理者が複数にまたがる場合）

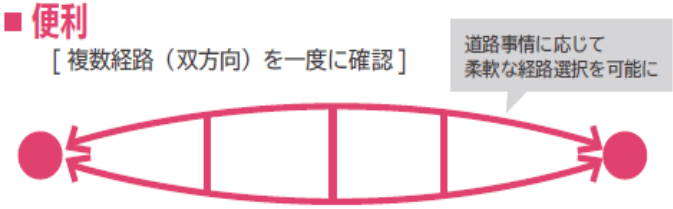
※令和元年度実績

特車通行確認制度（新制度）

■ **早い**
[オンラインシステムで即時に確認]

■ **簡単**
[システムが自動的に経路を検索]
[車両登録は初めの一回だけ]

■ **便利**
[複数経路（双方向）を一度に確認]



■ 情報が電子データ化された道路、
登録基準値内の重量・寸法の車両に対応

■ 確認の手数料
２地点間双方向２経路検索の場合：確認１件につき 600円
都道府県検索の場合：確認１件につき 400円（都道府県あたり）
追加経路検索の場合：確認１件につき 100円（経路延長10㎞まで）
◎延長が10㎞を超える場合は、10㎞ごとに 100円
（別途、車両登録手数料が必要）

全体の流れ
【第1章】
特殊車両通行手続きについて
現在
【第2章】
申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

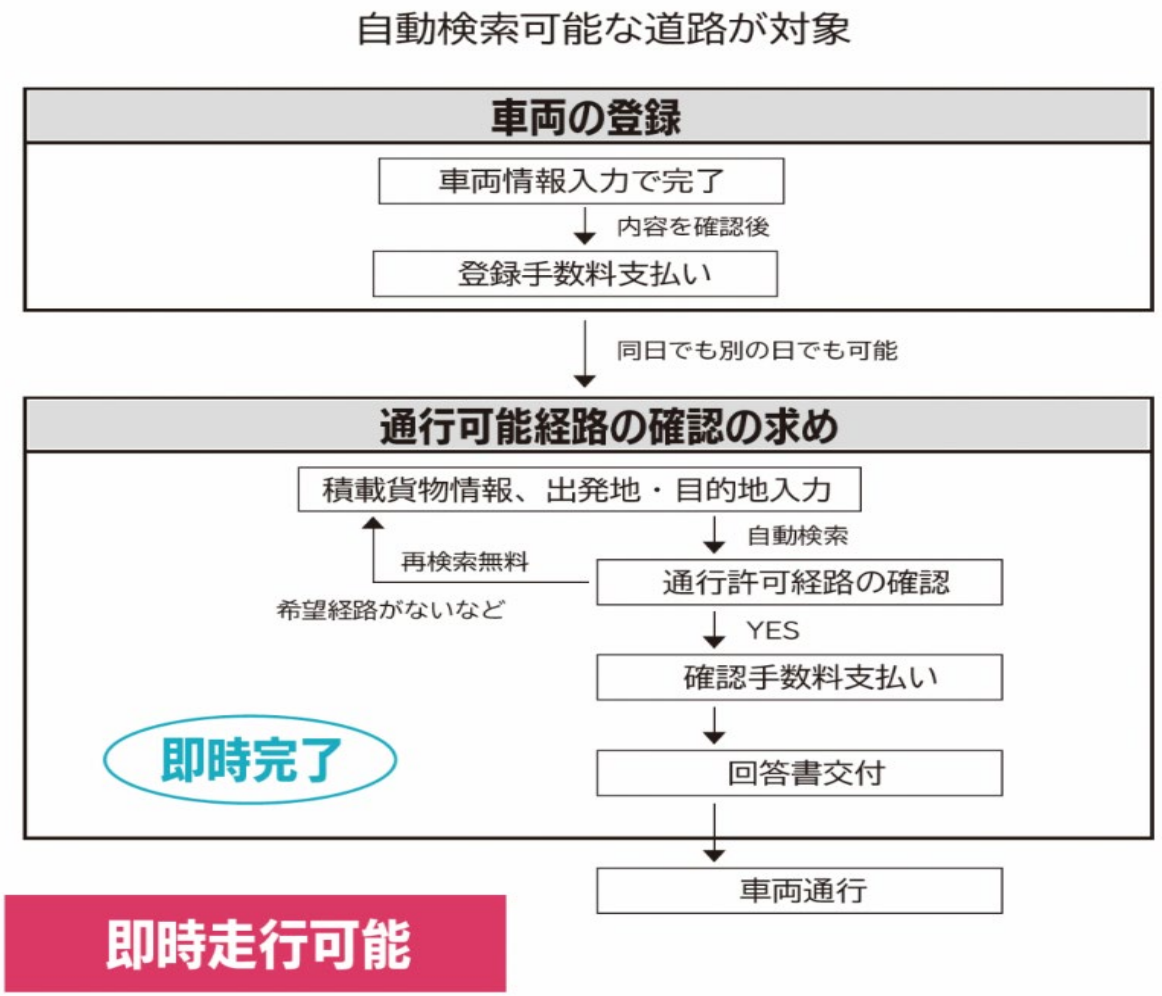
特殊車両通行許可制度と特殊車両通行確認制度の比較

	特車通行許可制度	特車通行確認制度（新制度）
車両登録	車両登録は不要（申請時には車両情報の提示が必要）です。 ◆許可証の有効期間内は通行可能です。	車両の事前登録が必要です。 ◆5年ごとに車両登録を更新します。
手続き～運行	数日～数ヵ月が必要です。	◆即時に通行できます。
経路 （手続き時）	自ら手作業で通行したい経路を選定するため、 通行が難しい道路、通行できない道路を選ぶことがあります。	◆システムで通行可能経路を自動表示します。 目的地の追加ができます。
対象道路	道路法上の道路全てが手続きの対象となりますが、道路情報が電子データ化されていない道路は長期間の個別協議が発生します。	道路情報が電子データ化された道路が対象です。 ◆システムで通行可能経路を即時に表示します。
経路 （通行時）	通行できる道路の区間を一覧表、経路図で表示します。 ◆経路図はパソコンでの表示または紙媒体で対応します。	通行できる道路の区間を経路図で表示します。 ◆経路地図はタブレット等でいつでも閲覧可能です。
支払い	請求書を郵送で受取り、銀行等で振込等による支払いです。	◆オンラインでキャッシュレスによる決済が可能です。
携行書類	許可証及び関係書類一式を携行（電子データも可）します。	◆回答書を携行（電子データも可）します。
入力	申請の都度、車両諸元等の情報を入力します。	◆車両登録の情報を用いるため、車検証情報から一部入力されます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
現在
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

特殊車両通行確認制度の手続きの流れ

○手続きの流れは以下のとおりです。



登録手数料を支払う前に、通行可能経路を無料で検索し確認することができます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
現在
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

特殊車両通行確認制度の概要

○最初に車両を登録し、登録した車両の通行可能経路を確認します。
道路状況などにより、登録する車両の通行可能経路が確認できない場合があります。
登録手数料を支払う前に、通行可能経路を無料で検索し確認することができます。

■ 登録可能な車両の諸元

- 登録が可能な車両の基準は次のとおりです。

車両諸元			
車種	右記以外	セミトレーラ連結車	フルトレーラ連結車及びダブルス
幅	3.5 メートル以下		
重量	135.1 トン以下	143.6 トン以下	163.6 トン以下
高さ	4.3 メートル以下		
長さ	16 メートル以下	20 メートル以下	21 メートル以下
最小回転半径	車両の最外側のわだちについて 12 メートル以下		

■ 注意事項

- 登録手数料は 1 台につき 5 千円で、5 年間有効です。
- トレーラは登録手数料不要で有効期間はありません
- 車両の登録が出来ても、実際に通行する道路の状況によっては、経路確認が出来ない場合があります。
- 5 年後の更新手続きは、事前にメールでお知らせします。
- 利用に当たっては、基準に適合した ETC2.0 車載器を搭載していただきます。
- 車両諸元・ETC2.0 車載器・担当者の変更や廃車等の場合は速やかに手続きをしてください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
現在
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

特殊車両通行確認制度の概要

■ 通行可能経路は 2 地点双方向 2 経路検索と都道府県検索との 2 つの方法があり、通行形態に応じて選択できます。

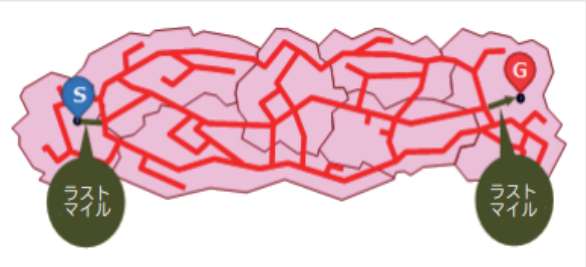
2 地点双方向 2 経路検索

- 出発地から目的地までの主経路と代替経路（代替経路がある場合）の 2 ルートとその 2 つのルートをつなぐ渡り線について、それぞれ双方向の経路を確認します。
- 代替経路や渡り線は渋滞や事故時の迂回に使えます。
- 経路の中間部分（ラストマイルを除く）は、重要物流道路・大型車誘導区間を確認します。
- 経由地の指定、距離優先・高速道路優先など条件指定ができます。



都道府県検索

- 出発地、目的地を含む都道府県単位で、都道府県内の重要物流道路・大型車誘導区間全線を確認します。
- 通過する際に必要な都道府県を選択してください。



■ どちらの経路検索方法も、出発地や目的地を簡単に設定することが出来ます。

■ 確認できる通行経路は、道路管理者が定める判定基準に係る道路の区間で、個別協議が不要な経路です。

- 道路情報が電子データ化された道路は、経路検索画面に表示されます

○道路情報が電子データ化されていない道路や、車両諸元を変更し再検索しても希望する通行可能経路が検索できないときは、従来の「特殊車両通行許可制度」による手続きをご利用ください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
現在
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

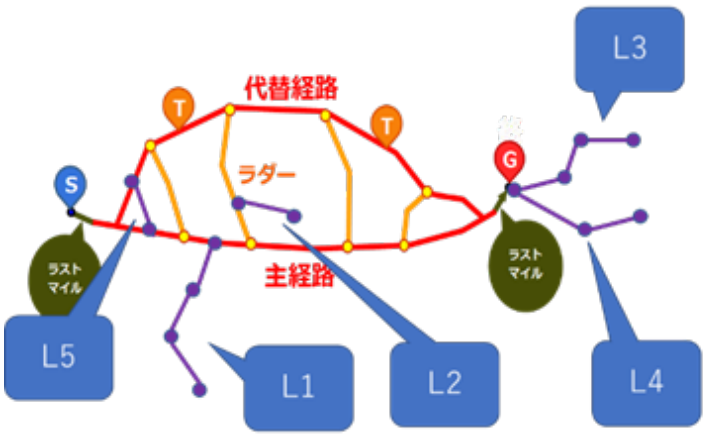
特殊車両通行確認制度の概要

○目的地の追加など、確認した経路に新たな経路を、有料で追加することができます。
回答書の発行後に追加することも可能です。有効期間は追加した日から1年間です。

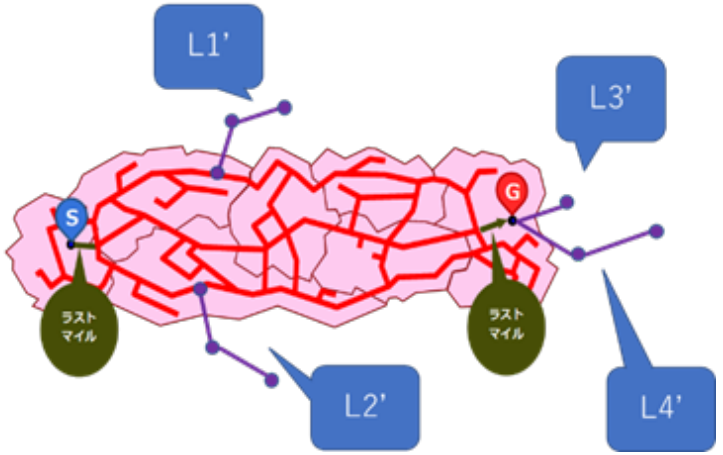
■ 確認済の通行可能経路に、新しい目的地など経路の追加ができます。

- 確認通行可能経路を確認した後でも、新たな目的地が発生した場合簡単に経路を追加できます。
- 経路検索の渡り線に追加することもできます。
- 確認 1 件につき 100 円※ （経路延長 10km まで）（1 年間有効）
※延長が 10km を超える場合は、10km ごとに 100 円

2地点双方向2経路検索



都道府県検索



特殊車両通行確認制度の概要

○希望する通行可能経路を検索し確認ができましたら、手数料を支払うと回答書が発行されます。
お支払いには、クレジットカード又はインターネットバンキングをご準備ください。

■ 車両登録および経路確認にかかる手数料は下表の通りです。

手数料の種類		金額	備考
車両登録手数料		1台につき5,000円	・5年間有効 ・連結車はトラクタ単位 ・トレーラは登録手数料不要で有効期間無し
通行経路確認手数料（1台当り）	2地点双方向2経路検索	確認1件につき600円	・1年間有効 ・主経路・代替経路および渡り線を双方向
	都道府県検索	確認1件につき 400円／県（1～4県まで） 300円／県（5～14県まで） 200円／県（15～47県まで） ※詳しくは「（参考）経路確認手数料の事例（都道府県検索）」の都道府県検索手数料早見表をご覧ください	・1年間有効 ・都道府県内の主要道路全てを一括して検索・確認 （主要道路＝重要物流道路・大型車誘導区間）
	追加経路検索	確認1件につき 100円（経路延長10kmまで）	・1年間有効 ・延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

※ 現行制度　1経路片道200円 ⇒　新制度　(2経路＋渡り線)×往復　600円　目的地の追加が100円(10㎞毎)

- 手数料は実費を勘案して国が政令で定めた額です。
- 消費税及び金融機関費用は不要です、手数料の金額のみお支払いください。
- セミトレーラ、フルトレーラの車両登録の手数料は不要です。
- 通行可能経路が重要物流道路の許可不要区間である場合かつ車両が許可不要区間の制度対象車両の場合は、手数料は発生しません。
- ラストマイル・追加経路に許可不要区間が含まれ、かつ車両が許可不要区間の制度対象車両の場合は、許可不要区間部分を除いた延長に対して手数料が発生します。

特殊車両通行確認制度の概要

- 積載貨物の重量記録を走行ごとに1年間保存してください。

・特殊車両通行確認制度では、通行した際の記録として重量記録を通行から1年間、書類または電子データで保存する義務があります。

・重量記録として、括弧内の情報が記載されている下記の書類のいずれかが必要です。様式は自由です。

① 乗務記録（積載貨物重量、積卸しの日時・場所）
② 送り状（積載貨物重量、積卸しの日時・場所）
③ ①・②に類する書類（積載貨物重量、積卸しの日時・場所）
④ 積卸し時における重量測定結果（総重量、測定日時）

・道路法第四十七条十二の規定に従い、国が重量記録の提出を求めることがあります。

【第２章】申請手順

①利用者IDの取得・企業コード登録

特車登録センター
HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構 Highway Industry Development Organization

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得 ◀現在
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

特車通行確認システムログイン画面へのアクセス

- 特車通行確認システムのログインは、まず以下の関東地整のPRサイトか特車登録センターのサイトからアクセスしてください。

https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html



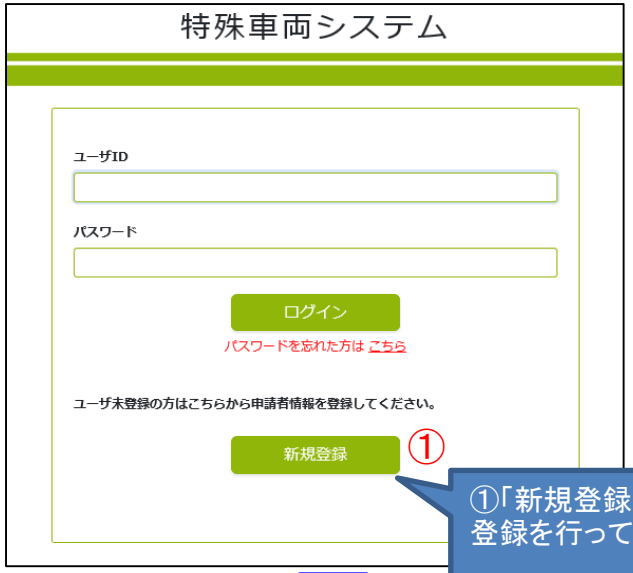
https://www.tks.hido.or.jp



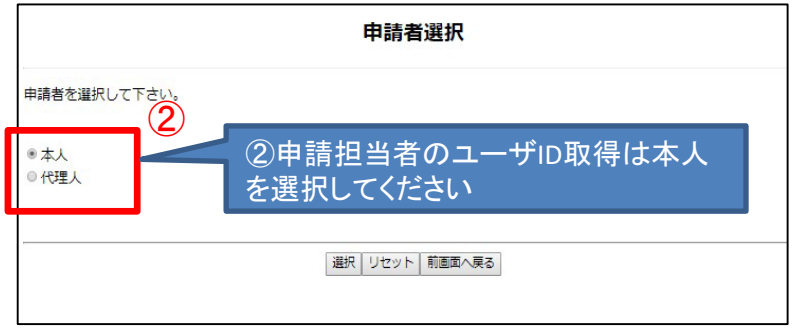
全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得 ◀現在
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

ID／パスワード登録・ログイン（未取得の場合）

- 特車通行確認システムのログインは、従来の特車通行許可オンライン申請システムと同じです。
- 既にユーザIDを取得済みの方は、取得済みのユーザIDとパスワードで特車通行確認システムにログインできます。
- ユーザID及びパスワードを未取得の方は、新規登録をしてください。



①「新規登録」から初期登録を行ってください。



②申請担当者のユーザID取得は本人を選択してください

ユーザID・パスワードについて

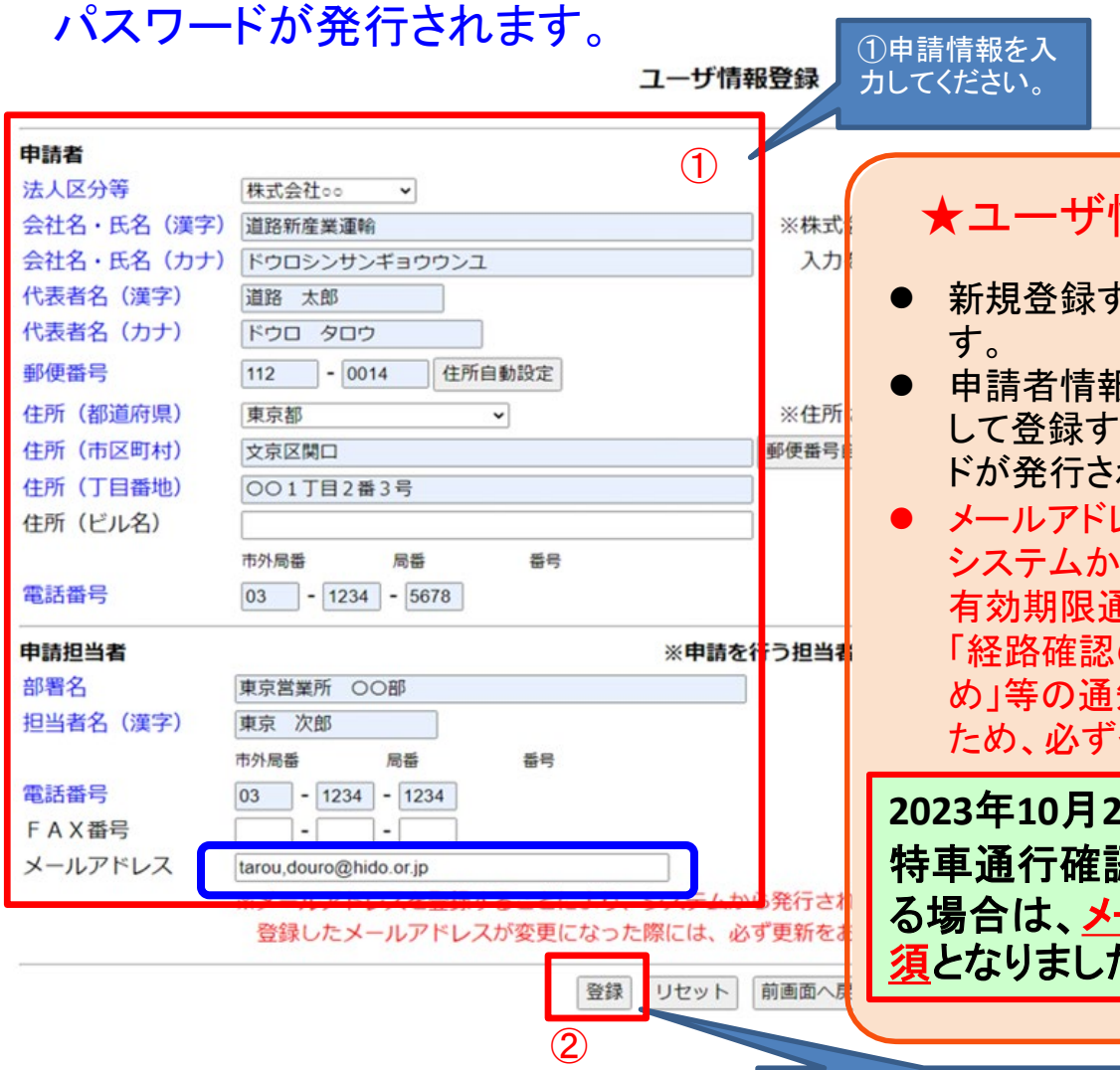
- ブラウザはMicrosoft　Edgeのみ動作保証しています。
- ユーザID・パスワードは変更できません。
- ユーザID・パスワードを忘れた場合は、特車運用事務局へメールにてお問い合わせください。
- ユーザID・パスワードを3回連続で間違えると、1時間パスワードロックが掛かります。
- 同一の申請者が、申請担当者を複数登録することができます。
- 代理人に依頼する場合も、申請担当者のユーザIDを取得する必要があります。代理人のユーザIDは後述の企業コードごとに取得してください。

特車登録センター
HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構 Highway Industry Development Organization

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得 ◀現在
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

新規登録（申請者の登録）

● 申請者情報や申請者担当者情報を入力して登録すると、申請者IDとパスワードが発行されます。



★ユーザ情報登録について★

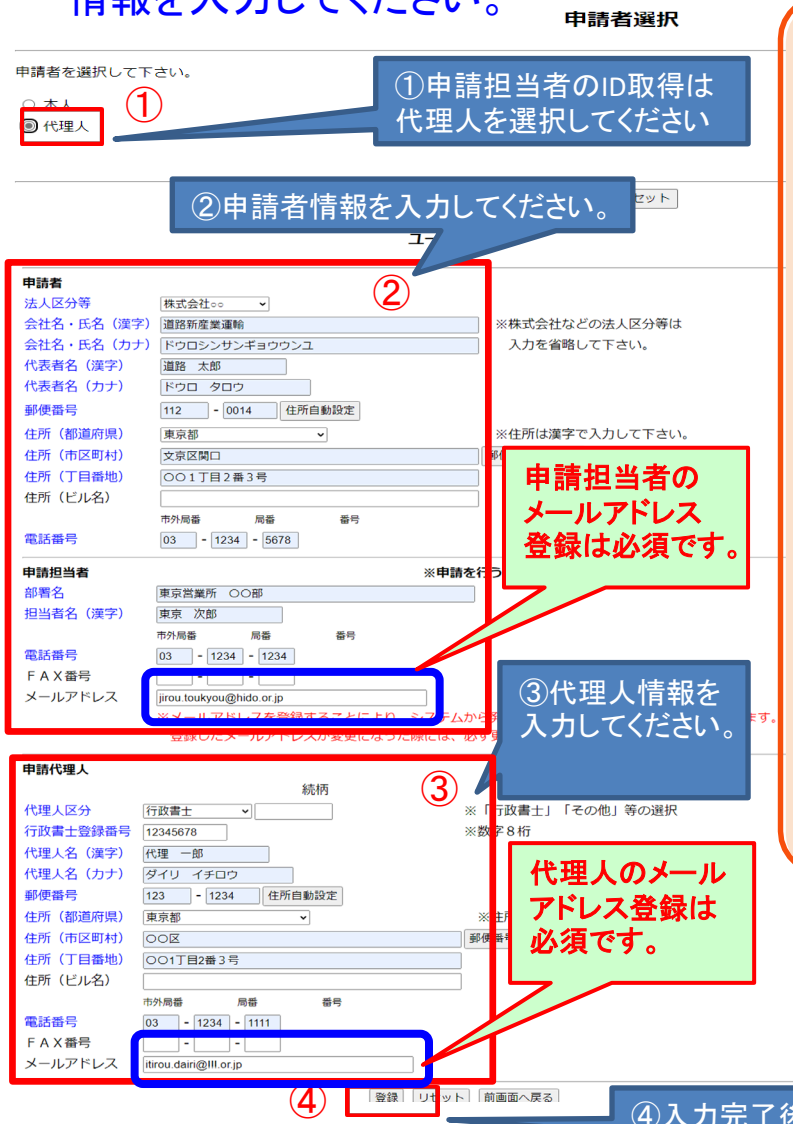
- 新規登録するユーザ情報を登録します。
- 申請者情報や申請担当者情報を入力して登録すると、申請者IDとパスワードが発行されます。
- メールアドレスを登録することにより、システムからのメールで、「回答書の有効期限通知」、「車両登録の結果」、「経路確認の結果」、「重量報告の求め」等の通知を受信できるようになるため、必ず登録してください。

2023年10月29日のシステム改良で、特車通行確認制度システムを利用する場合は、メールアドレスの登録が必須となりました。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得 ◀現在
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

新規登録（代理人の登録）

● 代理人に依頼する場合、申請者情報、申請担当者情報を入力後に、代理人に関する情報を入力してください。



★代理人情報登録について★

- 代理人に依頼する申請者の情報を入力し、後述の企業コードごとに代理人のIDを取得してください。
- 申請担当者情報を入力してください。申請担当者のIDも取得する必要があります。担当者IDが取得済であれば、取得時の情報を記載してください。
- 申請担当者のメールアドレスは必ず記入してください。
- 代理人のメールアドレスも同様にシステムからのメールで、「回答書の有効期限通知」、「車両登録の結果」、「経路確認の結果」、等の通知を受信できるようになるため、必ず登録してください。

代理人のメールアドレス登録も必須となりました。

ユーザ登録確認

● ユーザID・パスワードがシステムから発行されます。ユーザID・パスワードは変更できませんので、画面キャプチャを保存するなどして大切に保管してください。

ユーザＩＤ登録確認

次の申請者ＩＤ／パスワードで登録しました。

申請者ＩＤ　　：　123456a
初期パスワード：　****

確認

※次回より上記の申請者ＩＤ、パスワードを使用して特殊車両システムへログインすることができます。
（この情報は印刷するなどして大切に保存してください）

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得 ◀現在
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

ログインでの注意事項

● 取得したユーザID・パスワードを入力して、ログインしてください。



★ログインでの注意事項★

- パスワードが分からなくなった場合は以下にご連絡ください。
  特殊車両運用事務局
  ktr-tokusya-info@milt.go.jp
- また、ログインに3回連続で失敗した場合は、1時間のあいだログインができなくなります。
  1時間以上経ってから、正しいユーザID・パスワードで再度ログインしてください.

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得 ◀現在
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

対象システム選択画面

- ユーザID・パスワードを入力してログインします。ログインすると特車制度の選択画面になります。利用される制度に合わせて、特車通行許可制度か特車通行確認制度を選択して利用するシステムへ移動します。
  最初は、特車通行確認制度のボタンが押せませんので、まず下段の企業コードの登録を行います。

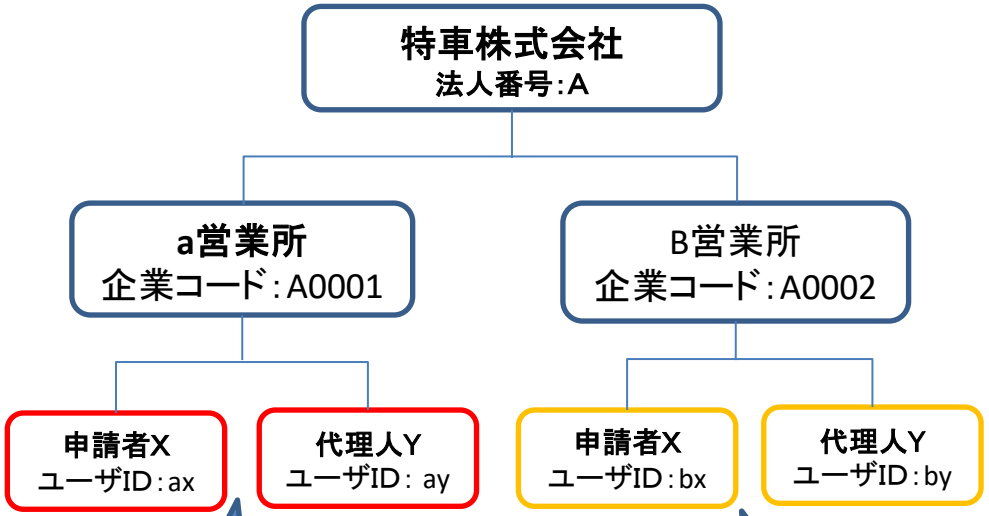


- 対象システム画面について
  - 緑のボタンが、特車通行確認システムになります。
  - ユーザー情報の更新もこちらから行うことができます。
  - 特車車両通行確認制度を最初に利用する前に、最下段の企業コード登録・確認を行ってください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得 ◀現在
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

企業コードと申請者・申請代理人のユーザIDの関係

- 特車通行確認制度では、申請者・申請代理人は企業コードに紐づけされます。
- 企業コードは、営業所単位に取得するなど複数取得することができます。
- 企業コード単位に、申請者のID、申請代理人IDをそれぞれ登録が必要です。



①企業コード配下に申請者及び申請代理人ごとにユーザIDを登録します。

②企業コードが異なれば、同一申請者でも、新たにユーザID登録します。

- 情報の共有について
  - 車両情報、経路確認情報は、同一企業コード配下で共有できます。
  - 企業コードが異なれば、同一車両でもそれぞれ車両の登録、経路確認が必要となります。

特車登録センター
HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構 Highway Industry Development Organization

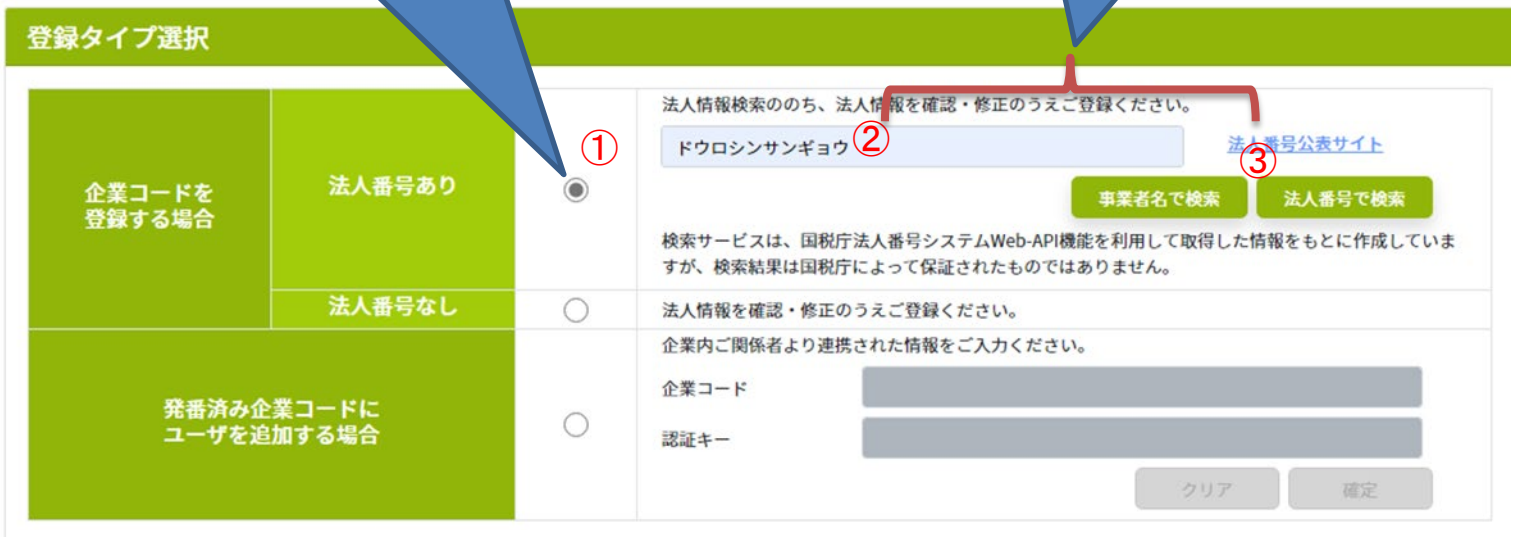
全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得 ◀現在
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

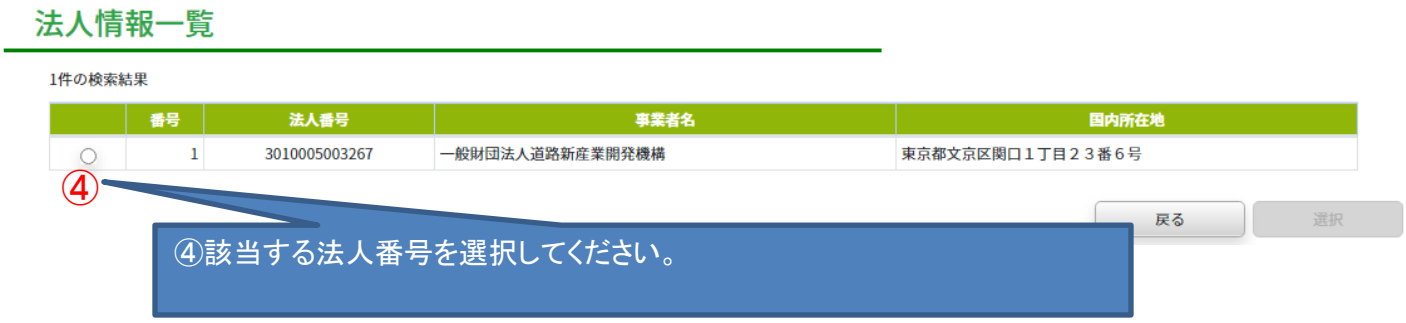
①企業コードを登録する場合：法人番号あり

● 最初に申請者の企業コード登録のタイプを選択します。
企業コードの登録を行います。

①企業コードは国税庁の13桁の法人番号をもとにしていますので、「法人番号あり」チェックしてください。

②事業者名を入力する、または法人番号を入力してください。
③該当するボタンを検索してください





④該当する法人番号を選択してください。

特車登録センター
HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構 Highway Industry Development Organization

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得 ◀現在
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

①企業コードを登録する場合：法人番号あり

● 選択した法人情報から、企業コード情報を新規に登録します。



- 法人情報は本社情報が参照されますが、支店や営業所単位で利用される場合は、ユーザIDの申請者情報と同じになるようにしてください。
- ここで登録された情報はユーザ登録情報に上書きされるためご注意ください。

①選択した下段に法人情報が表示されます。本社情報が表示されますので、営業所などの住所電話番号など正しい申請者情報に修正してください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
現在
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

②企業コードを登録する場合：法人番号なし



①法人情報がない場合は、無をチェックして下段に申請者情報をすべて入力してください。

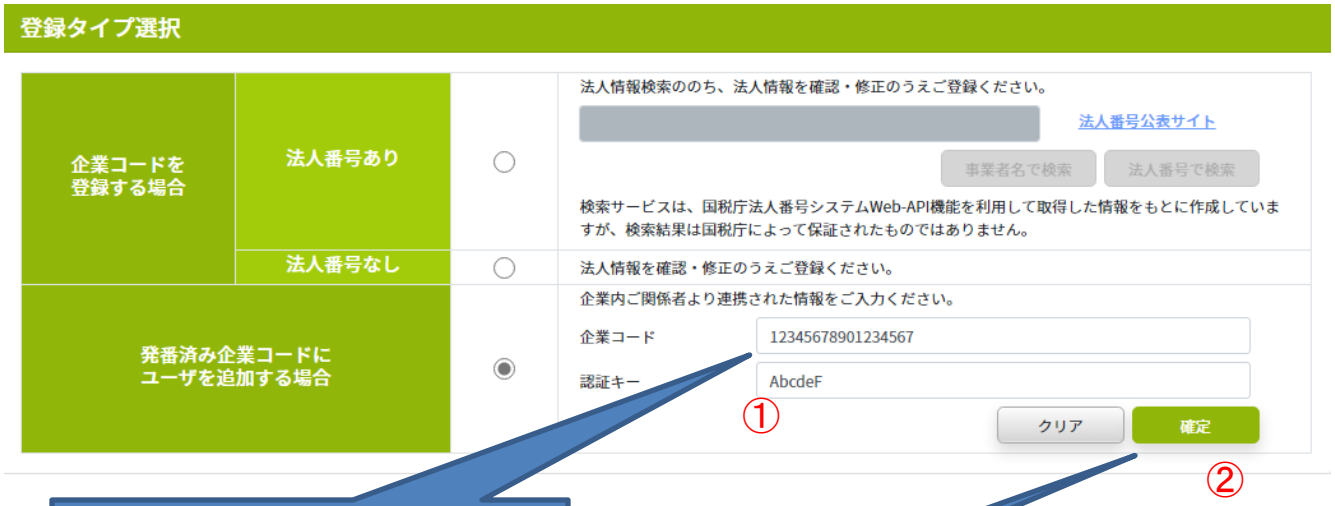
- 一度登録すると、枠内の記載内容は変更ができません。登録ボタンを押す前に、必ず再確認してください。
- 法人区分等を選択した場合、会社名・氏名(漢字)の部分は区分に合わせて「株式会社」などの法人区分名称を省略してください。
- ここで登録された情報はユーザ登録情報に上書きされるためご注意ください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

現在

現在

③発番済み企業コードにユーザを追加する場合



①既に企業コードを登録済であれば、「登録済企業コードにユーザーを追加する場合」をチェックし、企業コードと認証キー入力してください。

②確定ボタンを押すと登録済の法人情報が表示されます。
代理人の場合は、申請者の委任状のPDFファイルを添付してください。

- 他の申請担当者や代理人が、既に企業コードを取得済であれば、取得済の企業コード17桁と認証番号を入力してください。同じ番号を登録すると、登録車両情報や経路情報を他の申請担当者や申請代理人と共有することができます。
- 企業コードが異なると別々の申請者となりますので、車両の登録などすべての手続きを別々に行うことになります。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

現在

現在

③発番済み企業コードにユーザを追加する場合



企業コード登録完了

● 企業コードの登録が完了すると、特車通行確認制度のボタンを押せるようになります。
また、登録内容は「企業コード登録・確認」ボタンから確認することができます。

特車通行確認制度
車両登録・登録車両の通行に関する確認等の求め

企業コード
登録・確認



【第２章】申請手順

②車両の登録

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録

● 特車通行確認制度ボタンを押すと、トップページになります。



①特車通行確認制度ボタンをクリックすると、トップページになります。

★注意事項★

- システムの操作は、1つのウィンドウ、1つのタブでしかログインできません。
- 別の端末で操作を行う場合はこの限りではありません。

● トップページの車両登録から、車両登録・車両グループの設定・経路確認の手続きが行えます。

● 車両登録の新規登録・編集メニューを選択してください。



②「新規登録・編集」を選択します。

システムインフォメーションにシステム関する情報が掲載されます。「こちら」のボタンを押して、最新の情報をご確認ください。

特車登録センター
HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構 Highway Industry Development Organization

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（新規登録・編集トップ）

- 新規登録・編集画面です。
- 新規に車両登録する車両が「単車・トラクタ」か「トレーラ」かによってタブを選択してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（新規登録・編集　単車・トラクタ）

● 「新規車両追加」を押してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（車名・型式検索）

● 車名や型式などは自動車登録番号から検索します。



陸運支局に車両登録や変更の手続きを行った場合は、翌日昼以降に反映されます。

①自動車登録番号のボタンクリックしてください

● 陸運支局を一覧から選びます



陸運支局の一覧にないご当地ナンバーは、直接入力してください。

車検証記載の車両諸元が以下の条件全てにあてはまる場合は、車名・型式検索ができないことから、車両登録を行うことができません

- 車両総重量8t以下
- 高さ3.8m以下
- 長さ12m以下
- 幅2.5m以下

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（車名・型式検索）

- 自動車登録番号を入力します。自動入力ボタンを押すと車検証登録情報が自動的に入力されます。その他軸数はプルダウンから選択してください。
- 軸数が正しく読み込まれる場合は、軸数（その他）の設定は行わずそのまま設定してください。軸数（その他）を選択して設定してしまうと、高速道路の算定が行われません。

①車種分類番号、ひらがな、一連指定番号を入力してください。



②自動入力ボタンクリックすると車検証登録情報が自動的に入力されます。

④「設定」ボタンをクリックしてください。

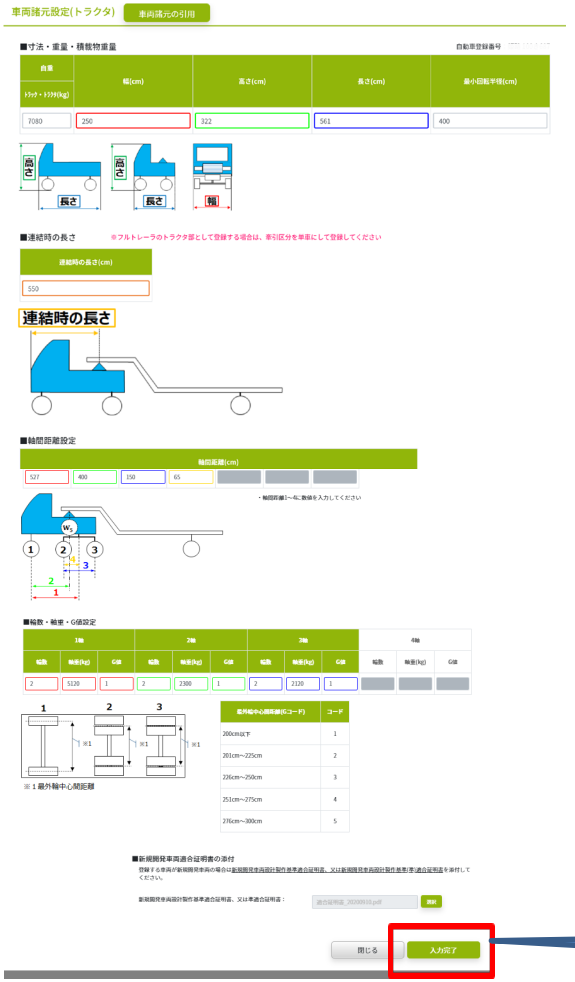
③自動で表示される軸数が異なる場合、軸数（その他）から貨物積載時の軸数をプルダウンから選択してください。

★注意★
軸数が読み込まれない場合のみ、
「軸数（その他）」を選択して下さい

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（単車トラクタ諸元設定）

- 車両諸元を入力します。車両諸元の一部は、車検証登録情報は自動入力されますが、変更可能です。ただし、車検証登録情報より小さい値を入力することはできません。
- 軸間距離など数値に不整合があるとエラーが表示されます。
- 入力が終わったら「入力完了」を押してください。





入力完了のボタンをクリックしてください。

車両登録（単車・トラクタ諸元設定における輪数とG値の考え方）

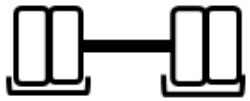
● 輪数の考え方

①シングルタイヤ



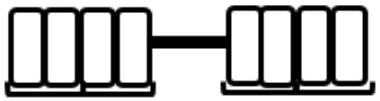
1輪 ＋ 1輪 ＝ 2輪

②ダブルタイヤ



1輪 ＋ 1輪 ＝ 2輪

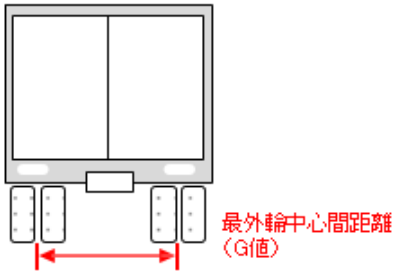
③ダブルタイヤ(両サイド)



1輪 ＋ 1輪 ＋ 1輪 ＋ 1輪 ＝ 4輪

● G値の考え方

- 各軸の車輪と車輪の中心間距離（最外輪中心間距離）のことをいいます。



- 以下のGコード表を参考に、「コード1～5」まで当てはまるコードを入力ください。

最外輪中心間距離（Gコード）	コード
200ｃｍ以下	1
201ｃｍ～225ｃｍ	2
226ｃｍ～250ｃｍ	3
251ｃｍ～275ｃｍ	4
276ｃｍ～300ｃｍ	5

※ 参考

幅250cmのトラックであれば、以下が目安となります。

① シングルタイヤ・・・Gコード「2」
② ダブルタイヤ・・・・Gコード「1」

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（重量測定一括設定）

● 貨物を積載する車両の重量測定一括設定を行います。

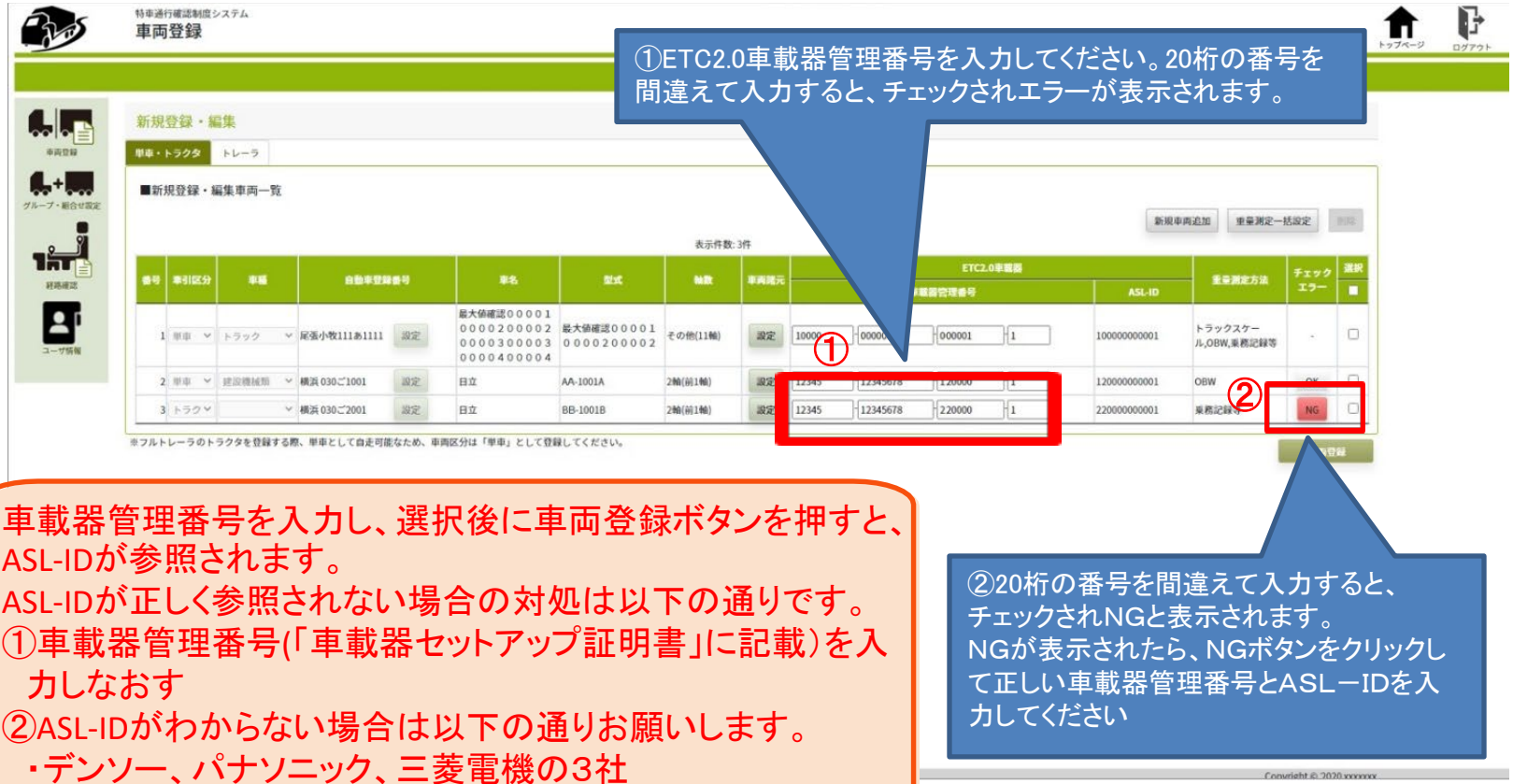




全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（ETC2.0車載器登録）

- 次にETC2.0車載器管理番号を入力してください。20桁の番号を間違えて入力すると、チェックされエラーが表示されます。エラーが表示されたら、再確認して正しい番号を入力してください。



車載器管理番号を入力し、選択後に車両登録ボタンを押すと、ASL-IDが参照されます。
ASL-IDが正しく参照されない場合の対処は以下の通りです。
①車載器管理番号(「車載器セットアップ証明書」に記載)を入力しなおす
②ASL-IDがわからない場合は以下の通りお願いします。
・デンソー、パナソニック、三菱電機の3社
⇒特車登録センターへ問合せ
https://www.tks.hido.or.jp/online/asl-id/
・それ以外⇒メーカーへ直接問合せ

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（ETC2.0車載器登録）

- 車載器管理番号の入力画面が赤くなっている場合は、正しい車載器管理番号を入力してください。
- ASL-IDが参照されていない場合は、手入力でASL-IDを入力してください。



①搭載されている車載器のASL-IDを確認の上、再入力してください。
ASL-IDがわからない場合は、https://www.hido.or.jp/aslid/を参考に問い合わせて、ASL-IDを入手し、その値を入力してください。
入力が終わったら「設定」ボタンをクリックしてください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（ASL-ID登録）

● 車両登録画面のトップに戻りOKとなります。



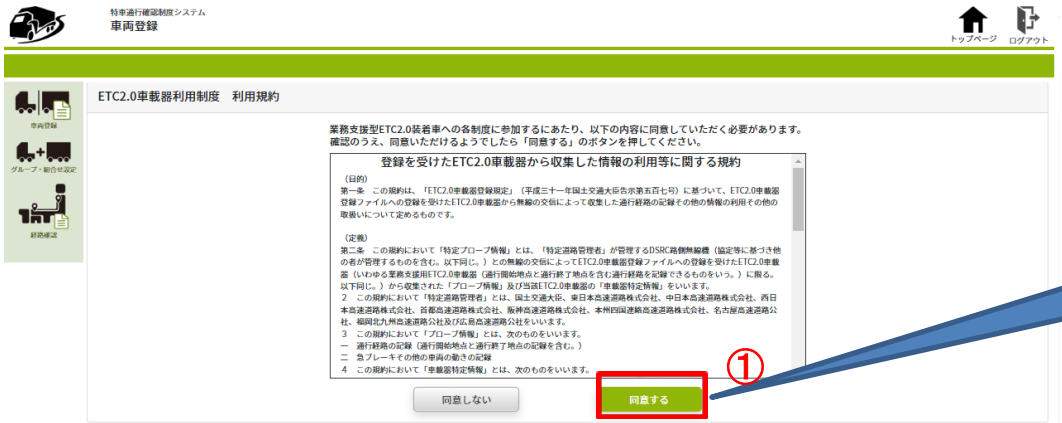
①入力が終わりOKとなったら、登録する車両を選択し、車両登録ボタンをクリックすると確認画面となります。



②「はい」のボタンをクリックしてください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（ETC2.0車載器利用規約画面～車両登録手数料確認画面）



● ETC2.0車載器利用制度利用規約同意画面となります。

規約を確認いただき、①「同意する」のボタンをクリックしてください。



● 車両登録手数料確認の画面となり、「登録者情報入力」のボタンをクリックすると支払い画面に進みます。後述の「申請手順　⑤手数料の支払い・回答書発行」を確認願います。

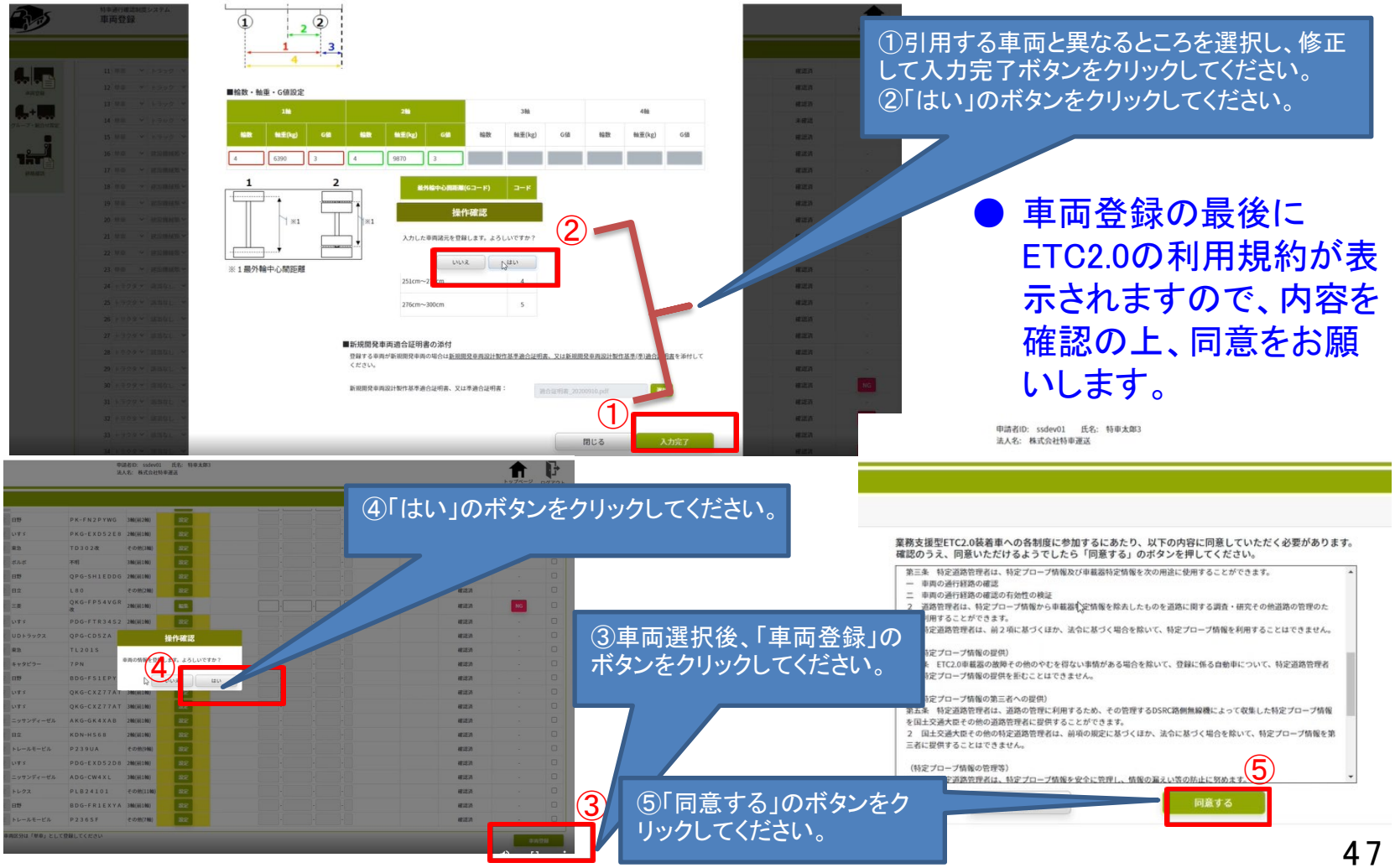
③「後で支払う」を選択すると、以後は「手数料未支払一覧」に表示されます。未支払一覧」に移行すると、車両のグループ・組合せ設定及び経路確認の試行が可能となります。また、支払いが完了すると「登録車両一覧」に表示されます。

手数料支払にに進む場合、「登録者情報入力」のボタンをクリックしてください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（車両諸元の修正～ETC2.0利用規約）

- 既に登録した車両のデータを引用することができます。引用する車両の諸元と異なるところを修正してください。



- 車両登録の最後にETC2.0の利用規約が表示されますので、内容を確認の上、同意をお願いします。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録　手数料未支払一覧　（単車・トラクタ）

- 複数の車両を選択して、登録手数料の支払いに進むことができます。手数料支払い操作については、後述の「申請手順　⑤手数料の支払い・回答書発行」を確認願います。
- 手数料未支払一覧にある単車・トラクタ車両は、車両のグループ／組合せ設定、経路確認を行うことができます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（トレーラ諸元設定）

● トレーラの登録画面はトラクタと同じで、新規に車両登録する場合は、「新規車両追加」ボタンを押して車両の登録を行ってください。データ入力保存済みの車両は保存され、登録車両一覧に表示され再度編集することができます。
牽引区分、車種はプルダウンから選択します。次に自動車登録番号の設定を押します。

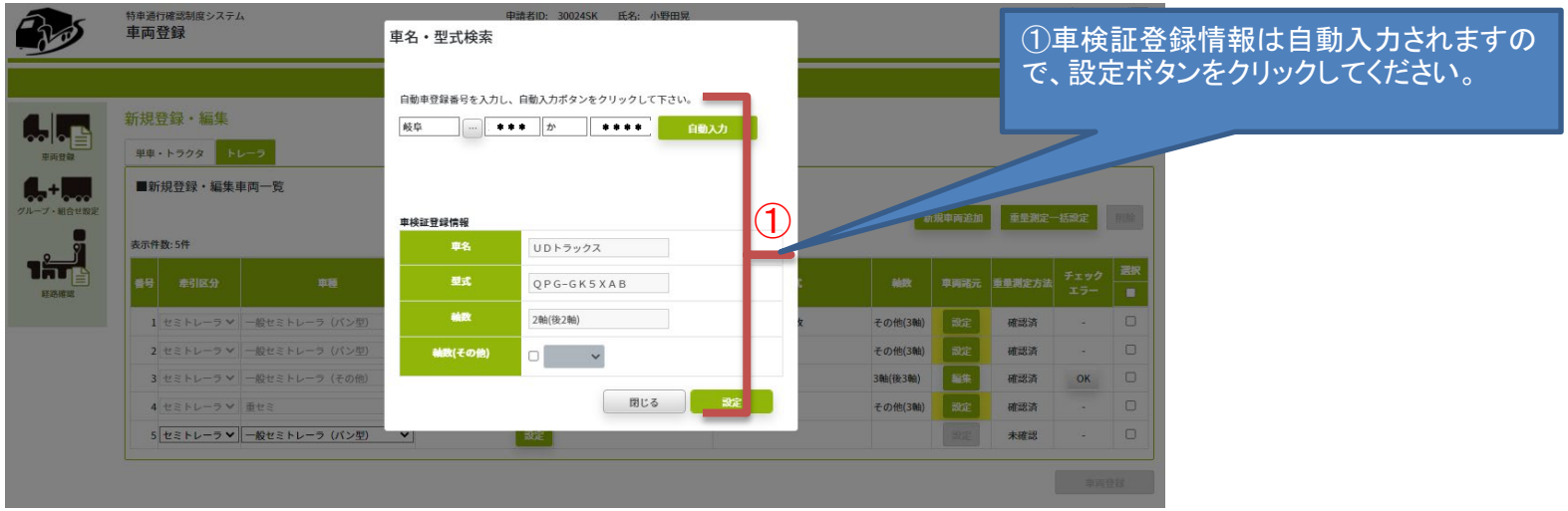


● 車種を選択する時の注意事項
・特例8車種の制限値を超える経路確認を行う場合は、一般セミトレーラ（その他）を選択してください
・海コンの場合で9'6（高さ4.1mまで）と8'6（高さ3.8m）の両方使う可能性がある場合は、
海上コンテナ（9'6）を選択してください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（トレーラ諸元設定）

● トラクタと同じで、車検証登録情報は自動入力されます。



● **特殊車両通行確認システム利用時における、一部車両の登録方法の変更について**

~~①車軸自動昇降装置があるトレーラ（リフトアクスルトレーラ）~~

②第五輪荷重（トラクタとトレーラをつなぐ連結器にかかる重量の上限値）の「前前軸重」として車検証に記載されているトレーラ

~~の2種類の車両~~につきましては、貨物積載時の軸数で車両登録ができないことから、「軸数（その他）」を選択の上、貨物積載時の軸数を選択してください。

ただし、高速道路を通行される場合は従来の特殊車両通行許可システムによる許可申請を行ってください。　~~※詳細は以下をご覧ください。~~

~~https://www.tks.hido.or.jp/wp-content/uploads/2022/06/20220609_RegistrationOfTransfer.pdf~~

車軸自動昇降装置があるトレーラ（リフトアクスルトレーラ）の車両登録に関しては、「操作説明資料（別冊）～車軸自動昇降装置があるトレーラの車両登録～」を御覧ください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

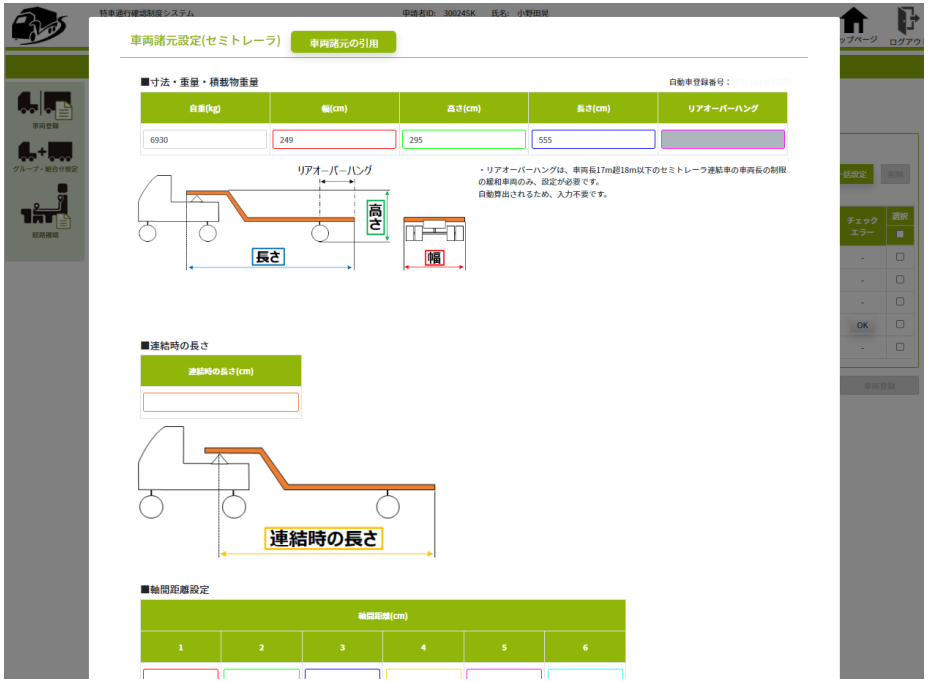
車両登録（トレーラ諸元設定）

● トラクタと同じで、登録済の車両は一覧に表示されますので、該当する車両の設定ボタンを押して必要な変更や修正を行ってください。

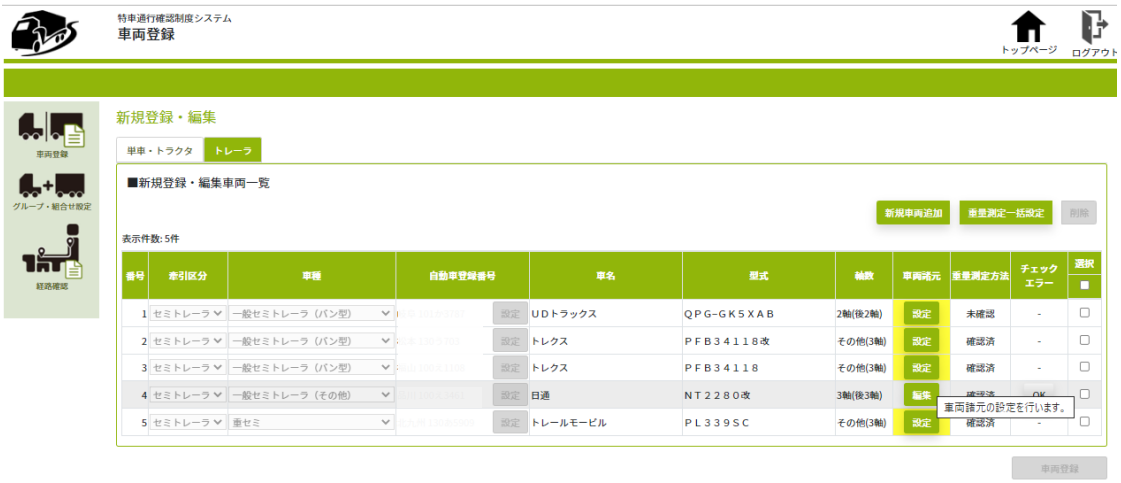


全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録(トレーラ諸元設定)



- 車両諸元を入力します。
- トラクタと同様に車両諸元の一部は、車検証登録情報は自動入力されますが、変更可能です。ただし、車検証登録情報より小さい値を入力することはできません。
- 軸間距離など数値に不整合があるとエラーが表示されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録(トレーラ重量測定設定)

● 重量測定一括設定を確認します。チェックして「設定」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（車両登録）

● トレーラの登録は無料です。





車両登録（トレーラ手数料確認画面）

● 車両登録手数料確認画面です。



牽引区分	新規登録手数料（円）	更新手数料（円）
単車	5,000	5,000
トラクタ	5,000	5,000
セミトレーラ	-	-
フルトレーラ	-	-

番号	牽引区分	車種	軸数	自動車登録番号	車名	型式	ステータス	車両登録有効期限	金額（円）
1	セミトレーラ	一般セミトレーラ（その他）	3軸(後3軸)	[illegible]	東急	TF36H2C3S	編集中	-	-

牽引区分	小計（円）
単車	0
トラクタ	0

トレーラーの車両登録は無料！！

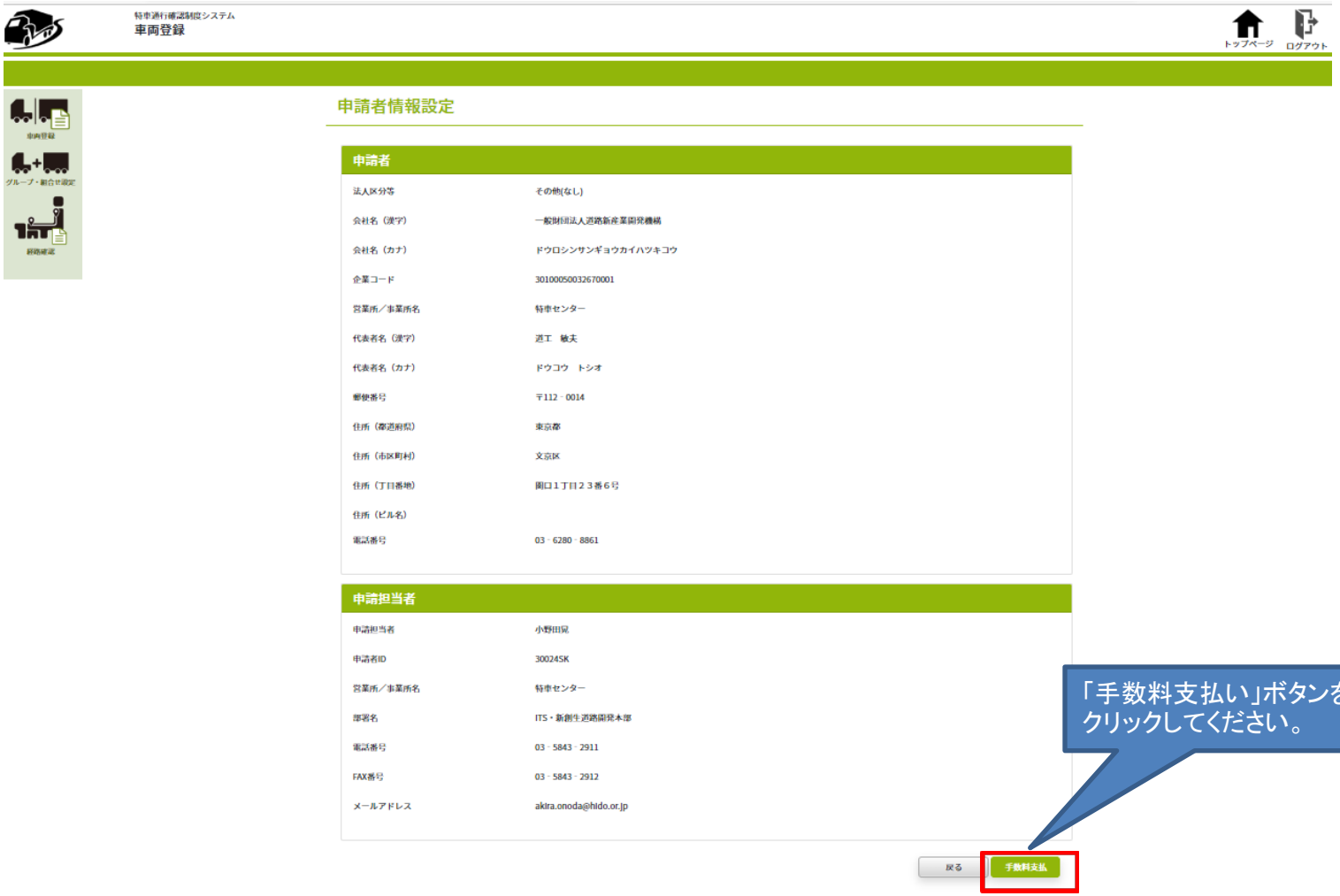
「登録者情報入力」ボタンをクリックしてください。

特車登録センター
HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構
Highway Industry Development Organization

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（トレーラ登録者情報設定画面）

● 申請者情報設定画面です。トレーラの登録は無料です。



車両登録（トレーラ車両登録完了画面）

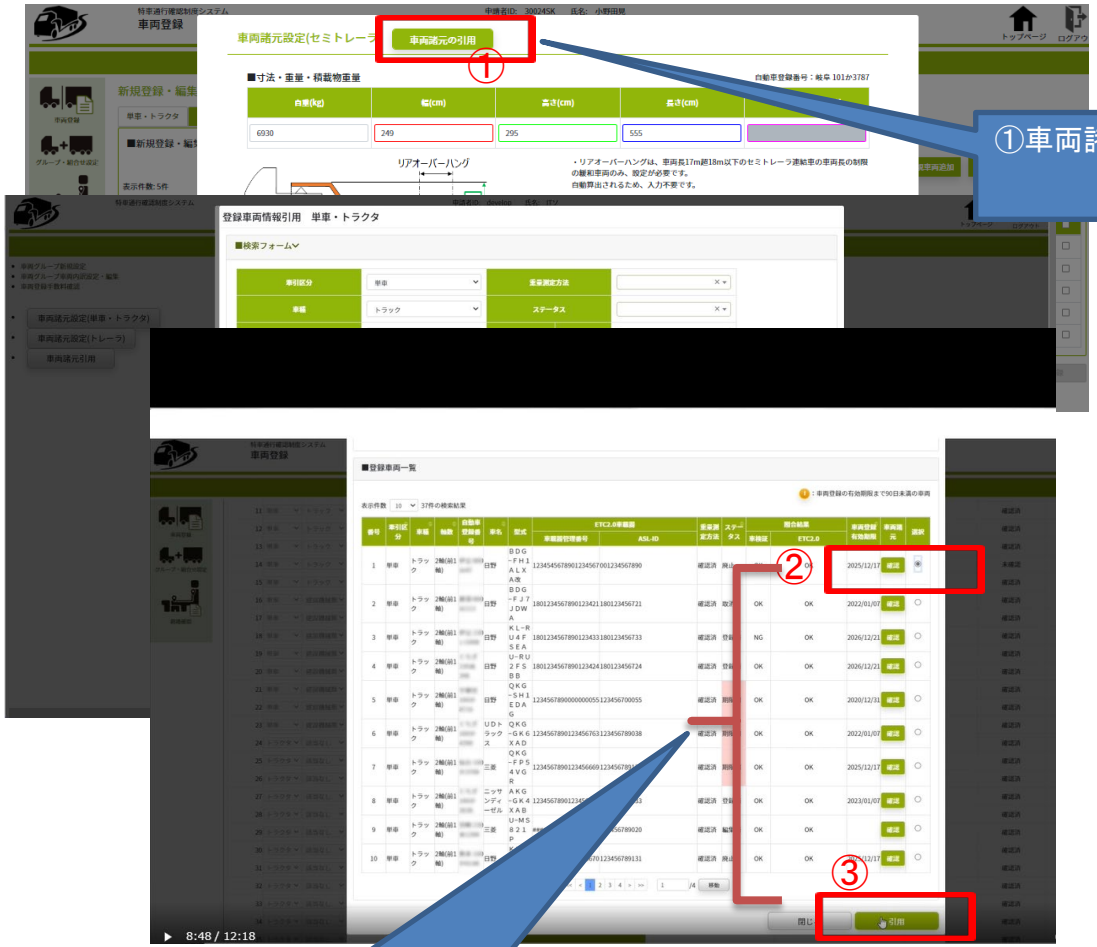
● トレーラ車両登録完了画面です。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録（車両諸元の引用）

- 既に登録した車両のデータを引用することができます。同じ型番の車両を登録するときなどに活用できます。



- 該当する車両の各種項目を指定し、該当する車両の諸元を検索することができます。
その中から引用する車両を選択してください。

- 引用する車両の諸元と異なるところを選択し、修正してください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

登録情報の修正（新規登録・編集　単車・トラクタ）

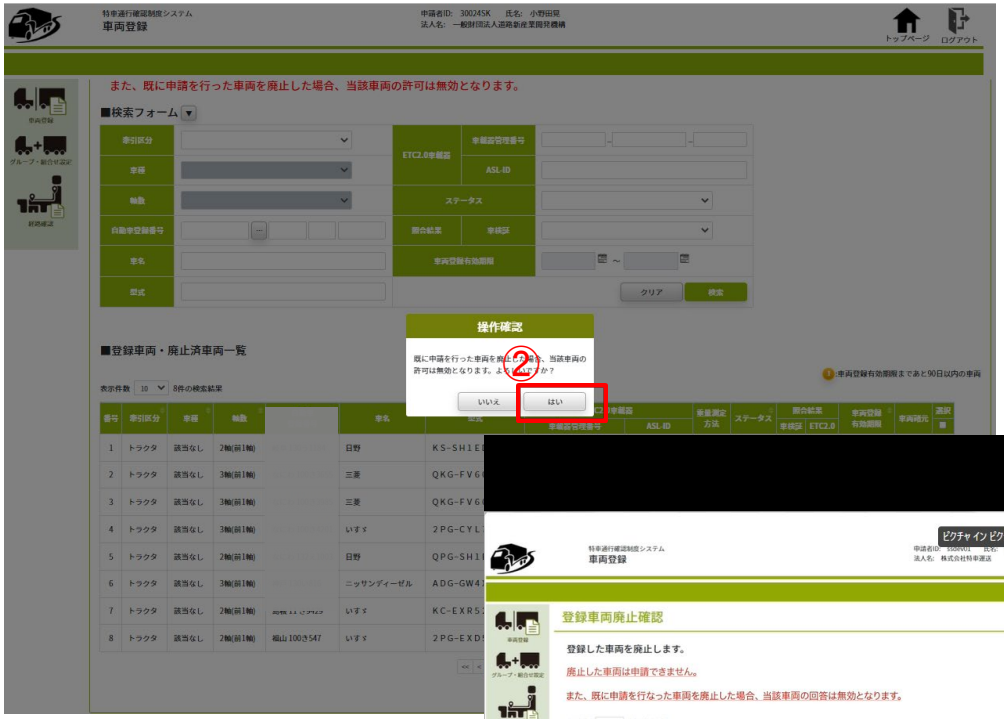
- 新規登録・編集車両一覧・未支払車両一覧・登録車両一覧にある車両は、登録内容の修正が可能です。修正を行う場合は、該当する車両の設定または編集ボタンを押して、必要な情報を編集してください。
- なお、牽引区分・車種・自動車登録番号・軸数・有効期限の変更はできません。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
現在
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

登録車両廃止







- 車両を廃車した場合や車両登録の基準を超えてしまった等の場合は、廃止手続きを30日以内にお願いします。
- 廃止する車両を検索し、選択して廃止してください。手数料は無料です。

廃止した車両でも、新たに車両登録することで、経路確認することは可能です。

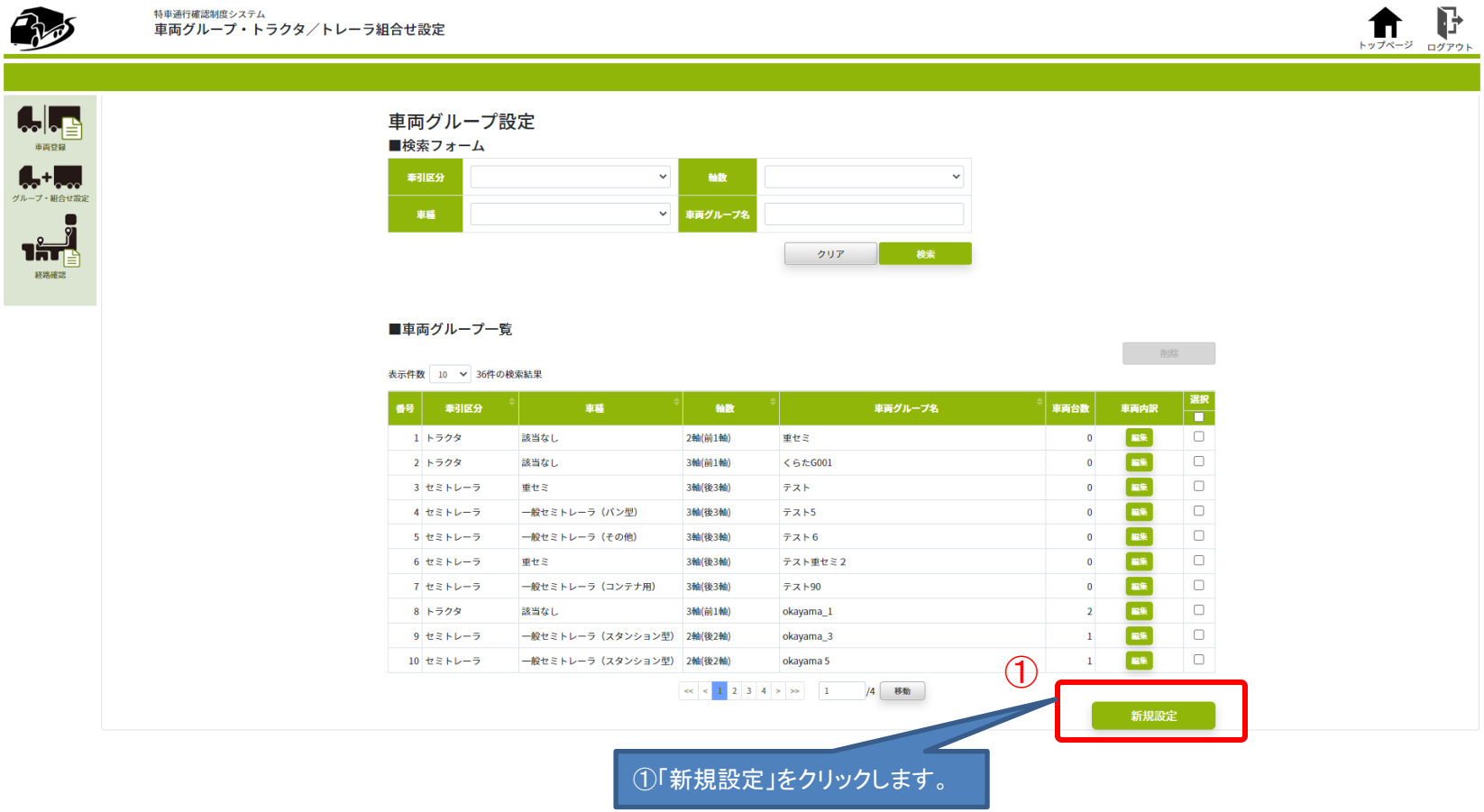
【第２章】申請手順

③車両グループ設定

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
現在
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両グループ設定

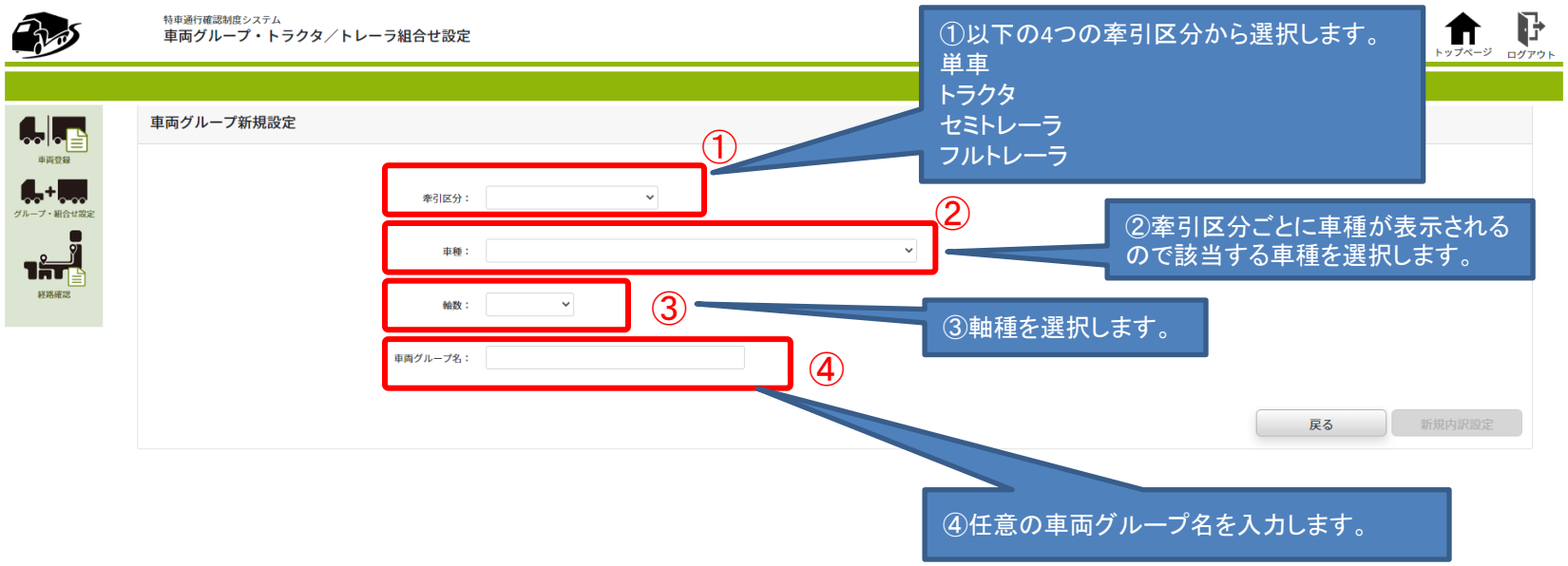
- 同一車種・軸種の複数の車両をグループとして登録する機能です。トップページの車両グループ設定をクリックします。
- 車両台数が多い場合、目的に応じて車両グループを作成しておけば、経路検索時に車両グループを呼び出すことで、車両の選択が効率化できます。
- 新しく車両グループを作成する場合は、右下の「新規設定」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
現在
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両グループ設定

- グループ化を行いたい牽引区分、車種、軸数をリストから選択します。
- 車両グループ名を入力します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
現在
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両グループ設定

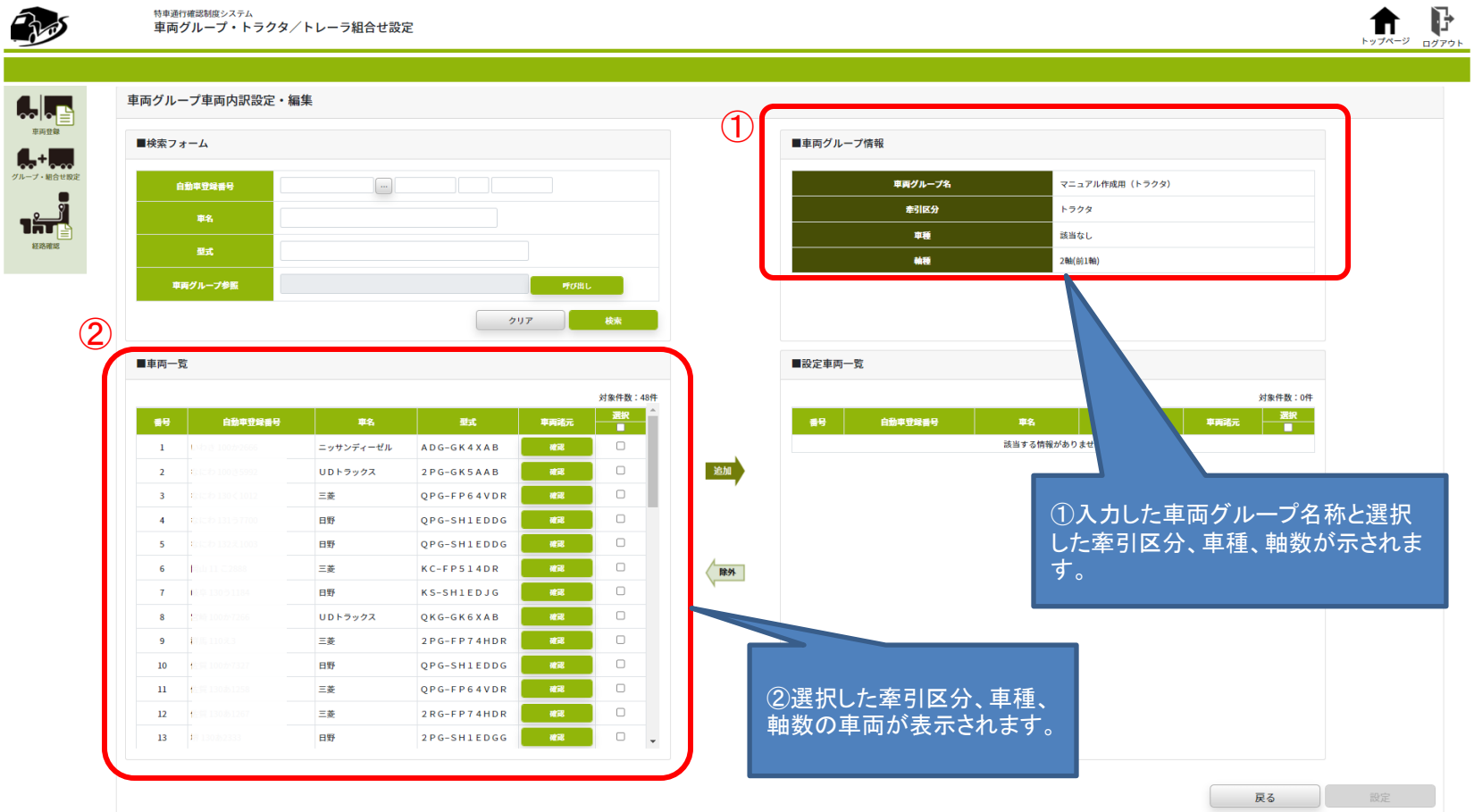
- 車両グループ名の入力まで完了したら、「新規内訳設定」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
現在
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両グループ設定

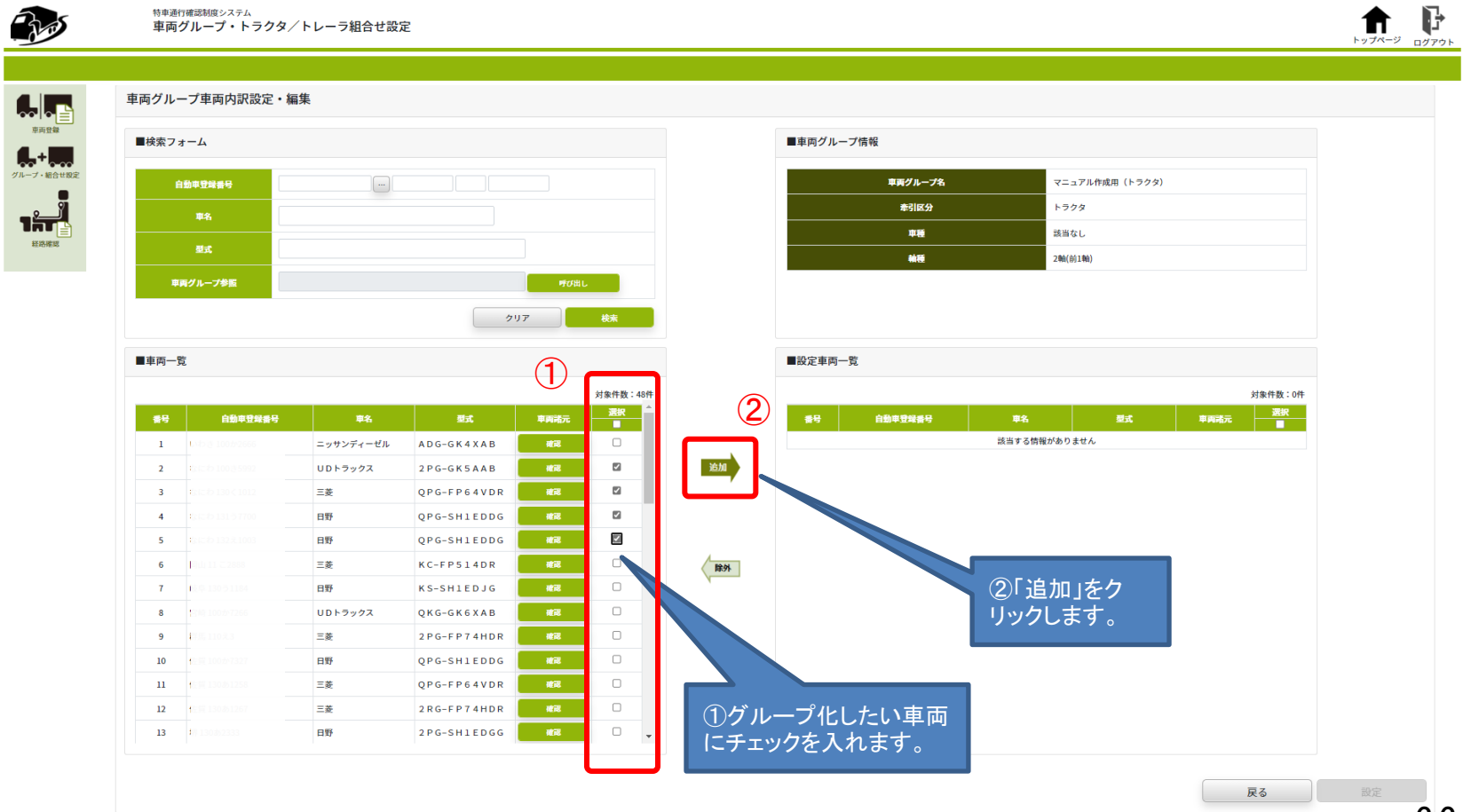
- 車両グループ車両内訳設定・編集画面が表示されます。
- 右上の車両グループ情報には、入力した車両グループ名称と選択した牽引区分、車種、軸数が示されます。
- 左下の車両一覧には、選択した牽引区分、車種、軸数の車両が表示されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
現在
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両グループ設定

- グループ化したい車両にチェックを入れて、「追加」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
現在
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両グループ設定

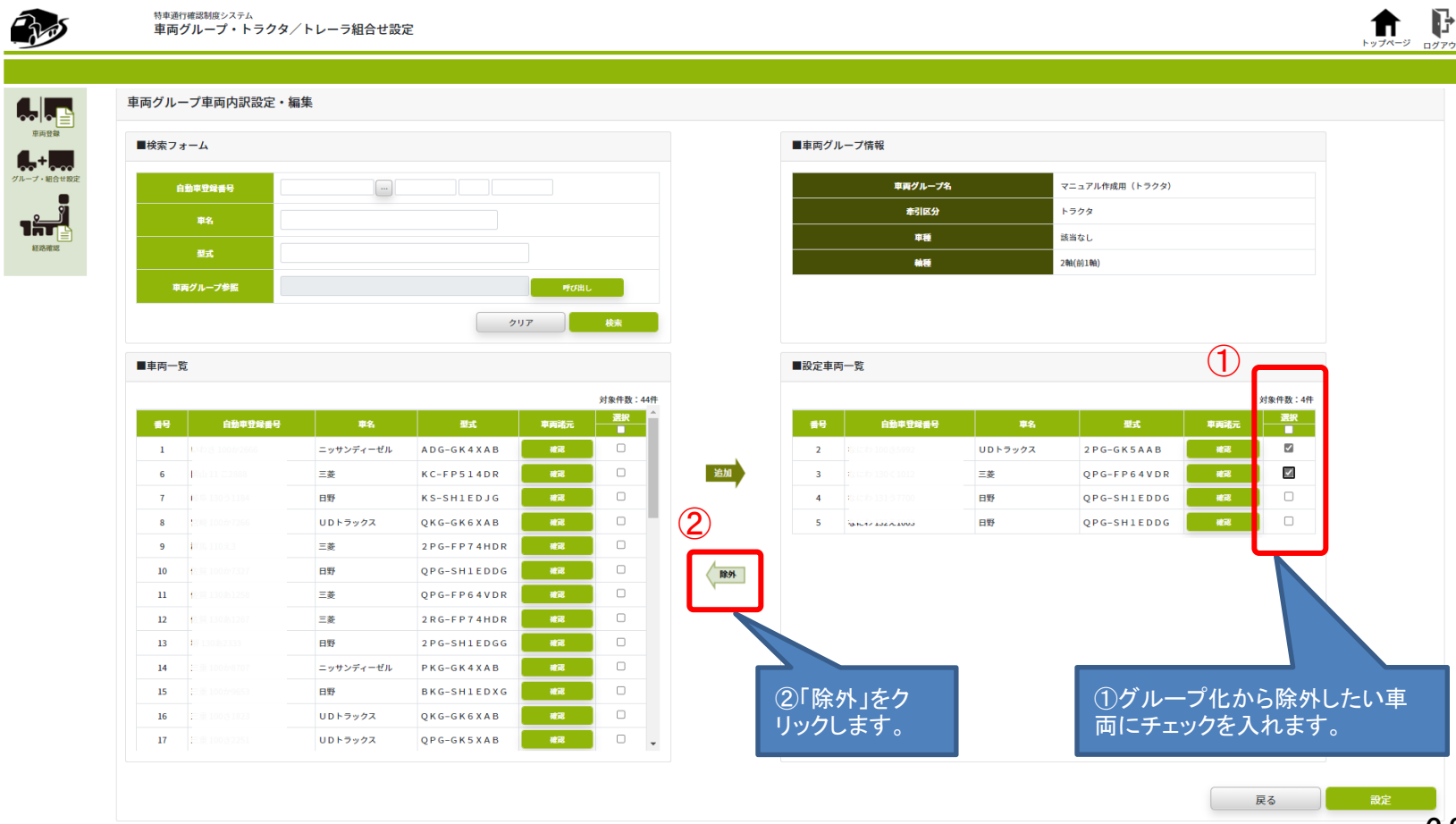
- 設定車両一覧にチェックを入れた車両が表示されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
現在
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両グループ設定

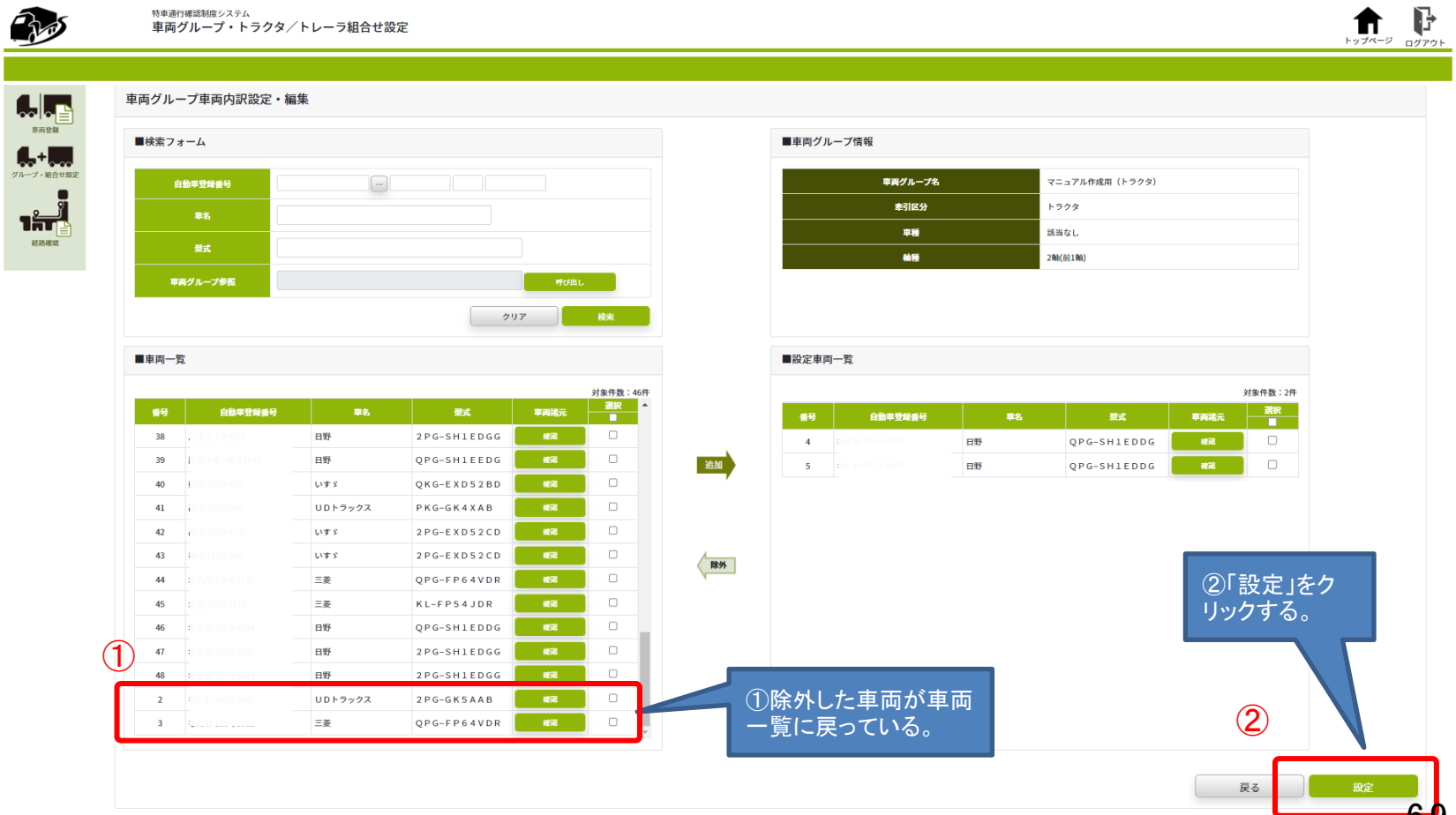
- グループ化から除外したい車両がある場合は、設定車両一覧で対象の車両にチェックを入れて、「除外」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
現在
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両グループ設定

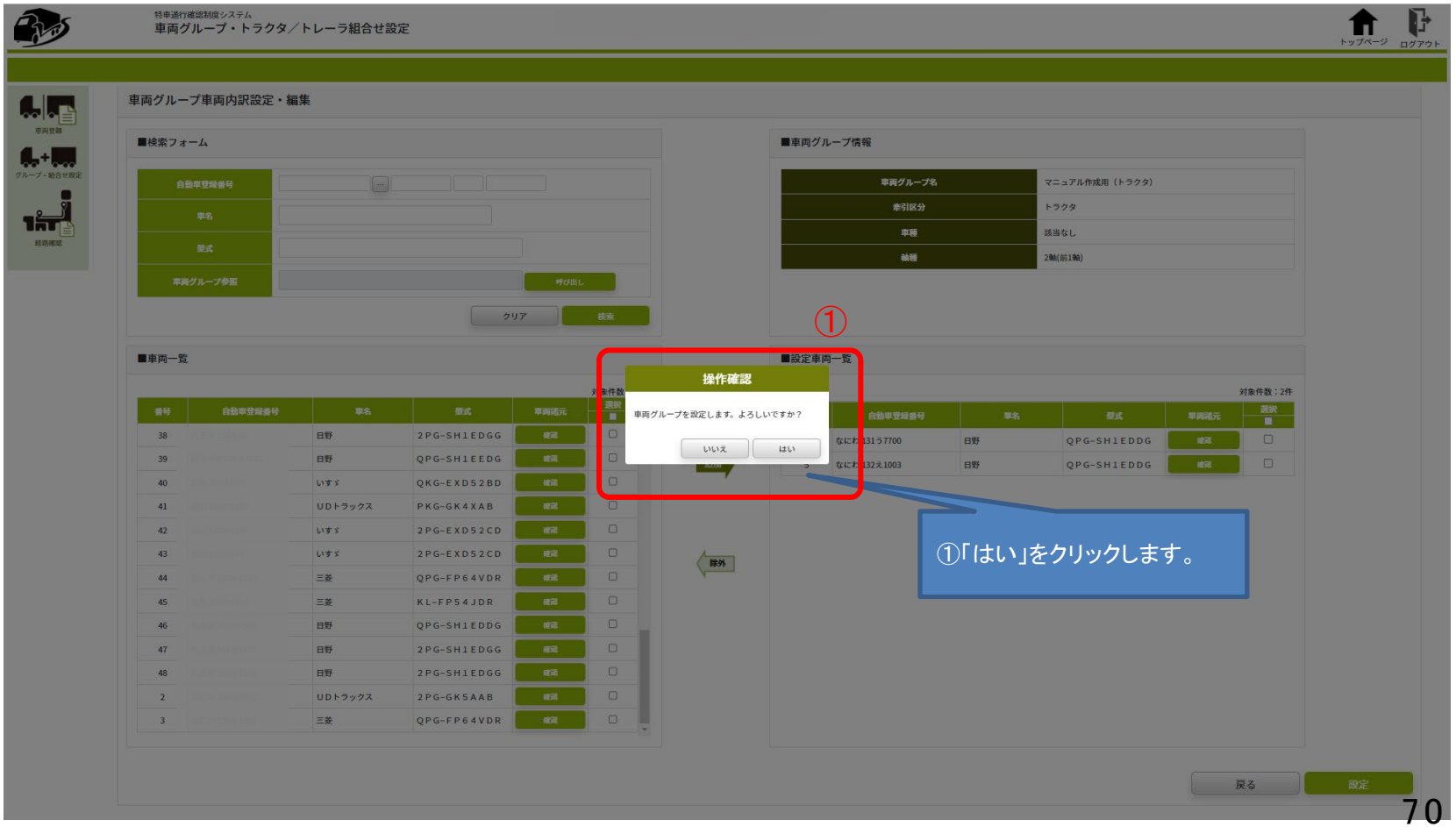
- 除外した車両は、左下の車両一覧に戻ります。
- グループ化する車両に設定が完了したら、右下の「設定」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
現在
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両グループ設定

- 操作確認が表示されるので、問題が無ければ「はい」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
現在
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両グループ設定

- 既存の車両グループは、検索フォームを利用して検索することが出来ます。
- 編集（車両の追加や除外）したい車両グループを見つける場合に使用することが出来ます。



【第２章】申請手順

④通行可能経路の確認

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　新規作成

● 経路確認　新規作成・編集画面から経路の新規作成を行います。

編集中経路一覧

■検索フォーム

経路確認番号		経路抽出方法	
経路確認名称		最終更新日	～
起点 出発地住所		通行期間	～
起点 交差点番号		算定状態	
終点 目的地住所		照合結果	
終点 交差点番号		クリア	検索

①「新規作成」をクリックします。

■編集中経路一覧

① 新規作成　削除

表示件数 10　105件の検索結果

番号	経路確認番号	経路確認名称	起点 交差点番号	起点 出発地住所	終点 交差点番号	終点 目的地住所	経路抽出方法	最終更新日	通行期間 開始日	通行期間 終了日	算定処理待ち件数	算定状態	照合結果	申請者・車両・積載貨物情報	通行可能経路	選択
1	22-1801	イトウ（8車種対象外表示）	5440540156	茨城県日立市留町	5440430799	茨城県水戸市米…	2地点双方向2…	2022/06/13	2022/06/11	2023/06/10	0	-	OK	編集	編集	□
2	22-1946	佐賀	-	-	-	-	-	2022/06/13	2022/06/15	2023/06/14	0	-	OK	編集	編集	□
3	22-2517	単車（その他）テスト0411	5339050808	神奈川県横浜市…	5239750771	神奈川県横須賀…	2地点双方向2…	2022/06/13	2022/06/20	2023/06/19	0	-	OK	編集	編集	□
4	22-5509	イトウ	5034650139	徳島県阿南市見…	5339255564	神奈川県横浜市…	都道府県単位…	2022/06/13	2022/06/06	2023/06/05	0	要確認	OK	表示	手続再開	□
5	22-5599	いとう（その他軸：実車空車ボタン不可：きやま様重セミ）	-	-	-	-	-	2022/06/13	2022/06/08	2023/06/07	0	-	OK	編集	編集	□
6	22-5866	イトウ	5340410167	千葉県佐倉市六崎	5340410205	千葉県佐倉市鏑…	都道府県単位…	2022/06/13	2022/06/10	2023/06/09	0	完了	OK	表示	手続再開	□
7	22-5906	総合テスト0324-3	5339050819	神奈川県横浜市…	5239750840	神奈川県横浜市…	2地点双方向2…	2022/06/13	2022/06/13	2023/06/12	0	-	NG	表示	編集	□
8	22-5918	総合テスト0324-3	5339050819	神奈川県横浜市…	5239750840	神奈川県横浜市…	2地点双方向2…	2022/06/13	2022/06/13	2023/06/12	0	要確認	NG	表示	編集	□
9	22-5921	イトウ	5339470467	千葉県市川市妙…	5339070646	千葉県君津市君津	都道府県単位…	2022/06/13	2022/06/13	2023/06/12	0	完了	OK	表示	手続再開	□
10	22-5927	test0613dk	-	-	-	-	-	2022/06/13	2022/06/13	2023/06/12	0	-	OK	編集	編集	□

<< < 1 2 3 4 5 > >>　1 /11　移動

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認名称・通行期間の設定

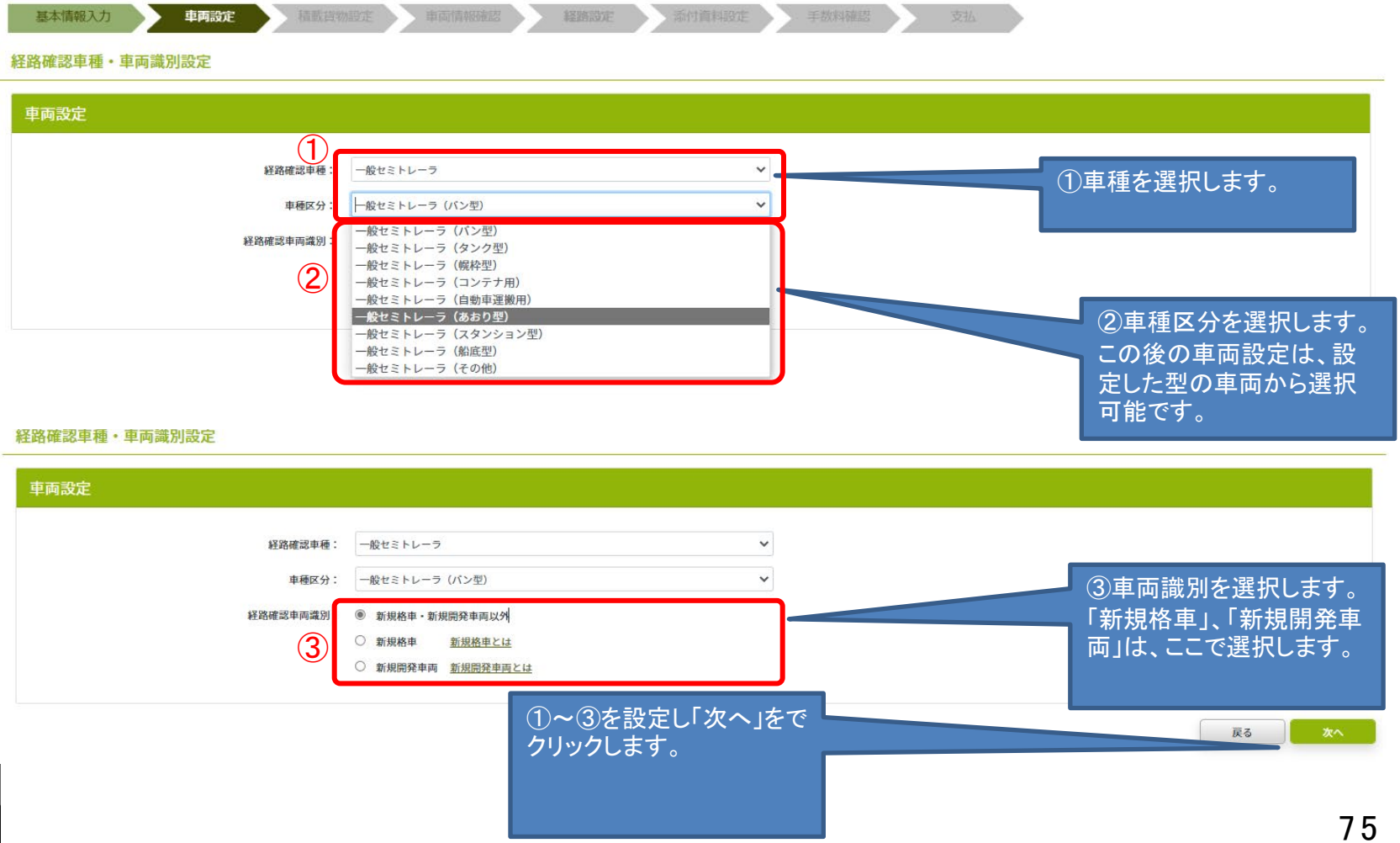
- 経路確認名称を入力し、通行開始予定日を設定します。
- 通行期間は通行開始予定日から1年間となります。通行開始予定日より経路確認手数料支払いが後になった場合は、回答書作成完了日が通行開始日となります。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　経路確認車種、車種区分、車種識別の設定

- 経路確認車種、車種区分、経路確認車種識別を設定します。
- 一般セミトレーラ、海上コンテナ、フルトレーラは車種区分も選択します。
- 車種識別は、該当する車両識別を選択します。（新規格車は次項参照）

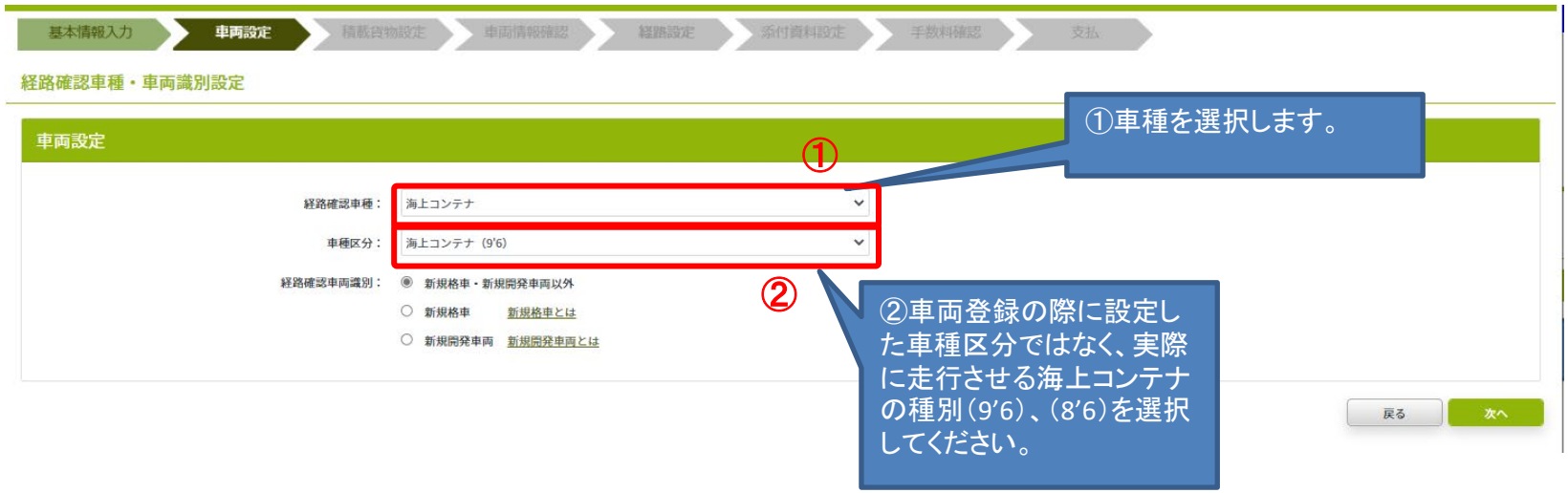


全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両選定　海上コンテナの車種区分について

- 海上コンテナの車種区分は「9’6」、「8’6」 、「その他」の3種類あります。
- 同じナンバーの車両は1台しか登録できないので、よく利用するコンテナのサイズで登録してください。なお経路確認の際に異なるサイズのコンテナを利用する際には実際のコンテナのサイズの車種で設定し、寸法を入力して下さい。

- **車両登録時に設定した車種を経路確認の際に変更することは出来ませんでしたが、2024年3月のシステム改良により変更が可能となりました**
- **車両登録の際に「8’6」で登録したトレーラを「9’6」で走行させたい場合は、経路確認車両識別で「海上コンテナ（9’6）」を選択してください。**



経路確認　車両設定　新規格車

- 新規格車とは、単車及び連結車で総重量が20tを超え、かつ下表の最高限度の値以下の車両であり、高速自動車国道および重さ指定道路を自由に通行できる車両を指します。総重量以外の制限値は、一般的制限値と同じになります。

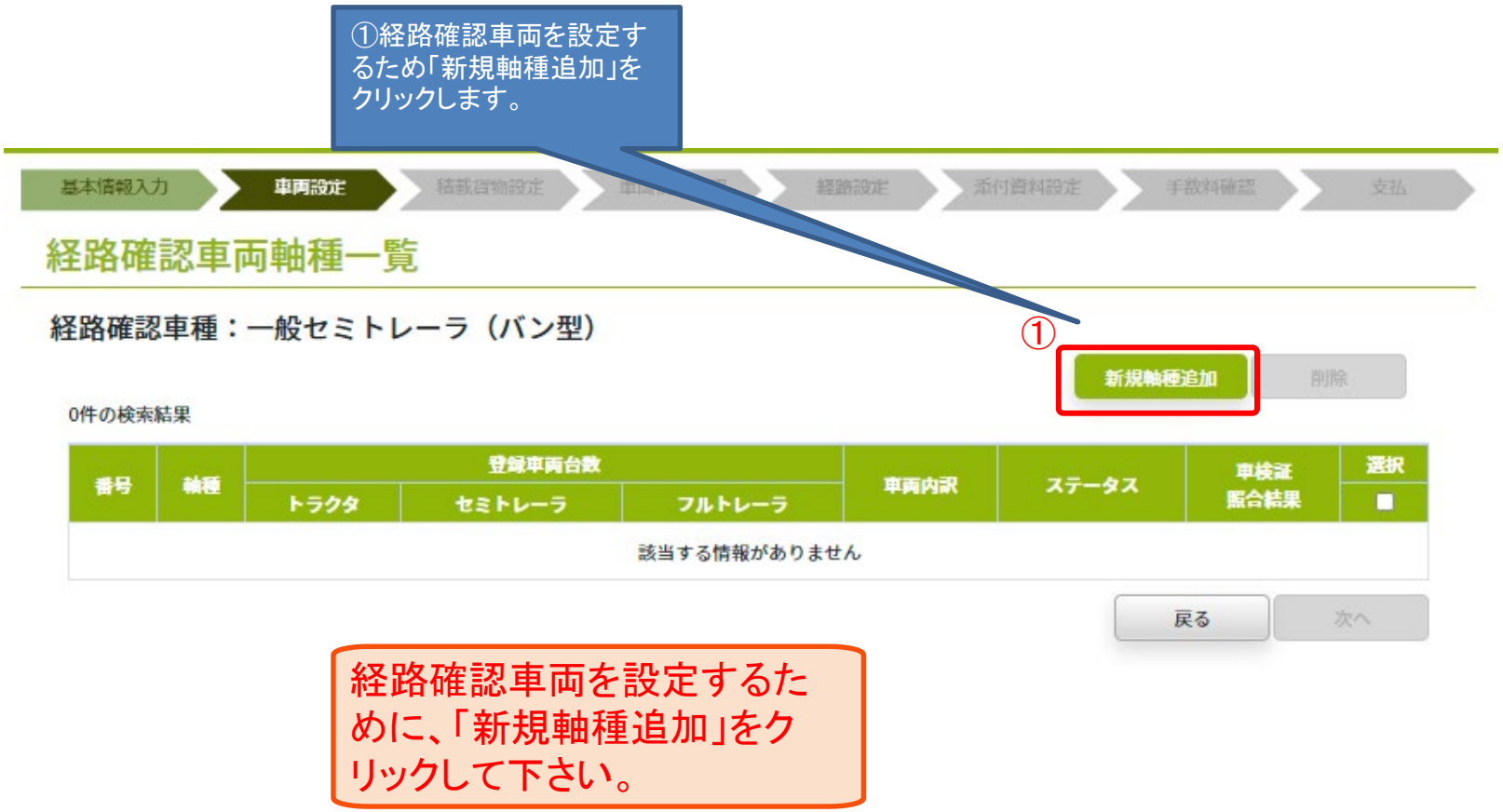
車種	最遠軸距（d）	長さ	総重量の最高限度
特例５車種	8.0m d ＜9.0m	–	24.0t＜総重量≦25.0t
	9.0m≦ d ＜10.0m	–	25.5t＜総重量≦26.0t
単　車 特例５車種を除く連結車	d ＜５.５m	–	総重量≦20.0t
	5.5m≦ d ＜7.0m	9.0m≦長さ	総重量≦22.0t
		長さ＜9.0m	総重量≦20.0t
	7.0m≦ d	11.0m≦長さ	総重量≦25.0t
		9.0m≦長さ＜11.0m	総重量≦22.0t
		長さ＜9.0m	総重量≦20.0t

出典：特殊車両通行ハンドブック2020

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両選定　経路確認車両　軸種追加

- 車両登録　未支払車両一覧、登録車両一覧にある車両の選択が可能です。
- 車両は、「軸種」または「車両」から選択することができます。
- 車両がその他軸種の場合、「軸種から選択」から車両を選択します。



経路確認車両を設定するために、「新規軸種追加」をクリックして下さい。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両選定　車両選択方法の設定　軸種から選択

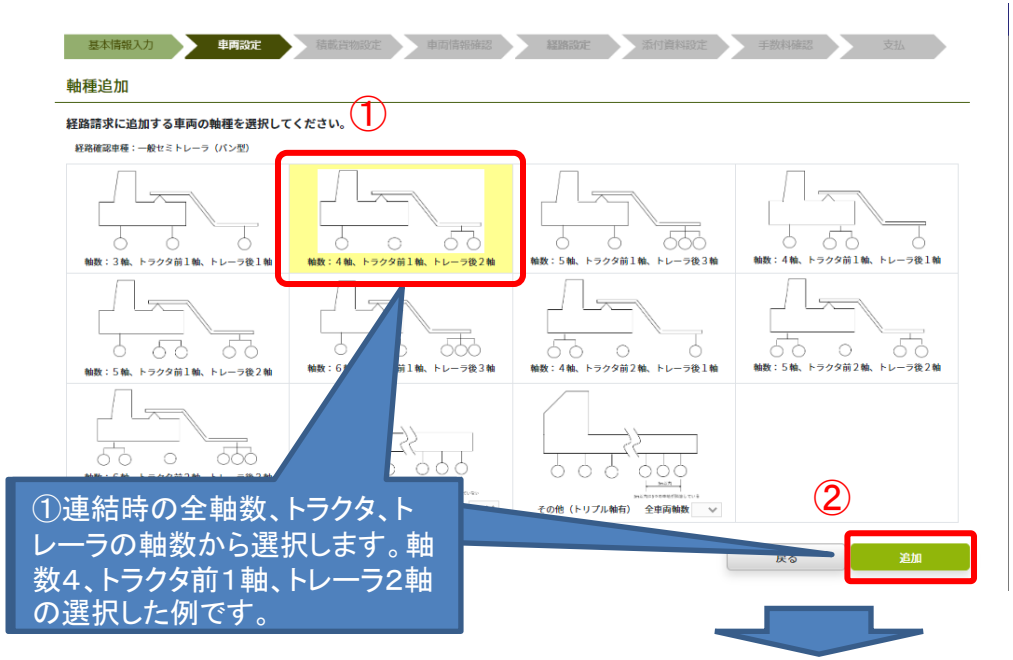
- 経路確認車両は、「軸種から選択」または「車両から選択」の2つの方法があります。「軸種から選択」について説明します。
- なお、車両が「その他軸種」の場合、「軸種から選択」からのみ車両の選択が可能です。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両選定　軸種から選択する

- 車両連結時の軸数、トラクタ軸数、トレーラ軸数の組み合わせを選択します。
- 車両の軸種が決定され、車両の内訳を編集することが可能となります。



①連結時の全軸数、トラクタ、トレーラの軸数から選択します。軸数4、トラクタ前1軸、トレーラ2軸の選択した例です。

「追加」をクリックすると軸種が決定され、車両内訳から車両を「編集」します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
現在
STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

経路確認　車両の選択　軸種から選択　車両内訳編集

- 経路確認車両情報として、車種、軸種が設定された状態から車両の呼び出しを行います。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　登録車両呼出し　個別呼出し・まとめ呼出し

- 車両を個別またはまとめて呼び出すことができます。
- 呼び出した車両から、経路確認を行う車両を複数選択することができます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両選定　軸種から選択（単車・トラクタ呼出し）

- 牽引区分トラクタで、設定した軸数の車両が自動表示されます。
- 複数の車両を選択し、経路確認車両に追加できます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認 ◀現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　軸種から選択　（トレーラ呼出し）

- 牽引区分トレーラについて軸数情報から選択対象車両が自動表示されます。
- トレーラ車両を選択し、「経路確認車両に追加」します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　軸種から選択　（トレーラ呼出しの機能改良①）

- 改良前はトレーラの呼出しは経路確認車種と同じ車種のトレーラしか車両一覧委は表示されず、呼び出すことは出来ませんでした。

＜改良前のトレーラ呼出し画面＞



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　軸種から選択　（トレーラ呼出しの機能改良②）

- 改良後は経路確認時の車種と車両登録時の車種が異なっていても、牽引区分が同じであれば、経路確認時の車両として組み合わせできるようになりました。

＜改良後のトレーラ呼出し画面＞



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　軸種から選択　車両選択完了

- 経路確認する車両の選択が完了しましたら「戻る」を選択します
- 呼び出した車両が経路確認車両一覧に表示されます。



①車両の選択が完了したら「戻る」をクリックします。



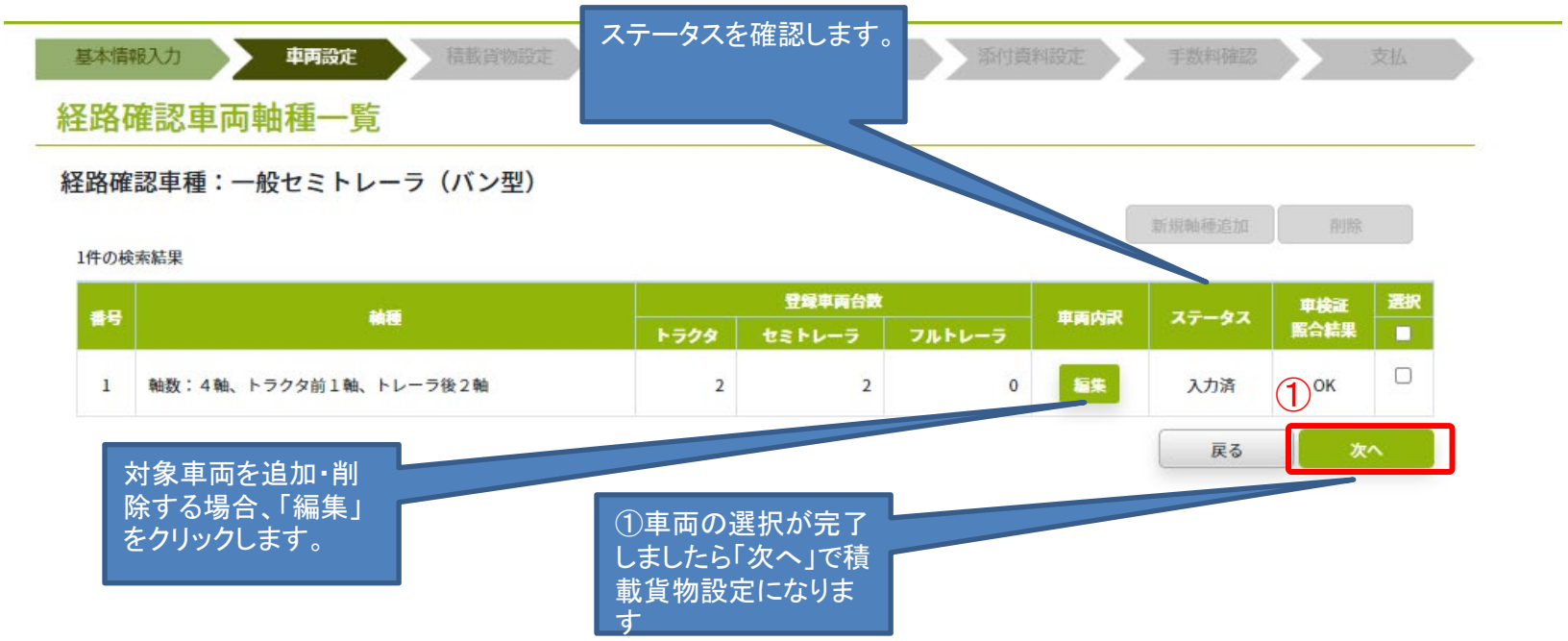
経路確認車両一覧に選択した車両が表示されます。よろしければ「戻る」をクリックします。

経路確認車両一覧から車両を選択し経路確認車両から削除することもできます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　軸種から選択　車両設定完了画面

- 車両の設定が完了すると、登録車両台数が設定され、ステータスが「入力済」となります。
- 車両内訳 「編集」で車両の追加・削除が可能です。
- 経路確認車両の設定が完了すると積載貨物情報入力に進みます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両選定　車両選択方法の設定　車両から選択

- 経路確認車両は、「軸種から選択」または「車両から選択」の2つの方法があります。「車両から選択」について説明します。
- 車両がその他軸種の場合、「車両から選択」はできません。「軸種から選択」を選んでください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両選定　車両から選択　（単車・トラクタ呼び出し　①）

- 牽引区分単車・トラクタが一覧表示されます。軸数を設定し車両を絞り込むことが可能です。
- 同じ軸数で複数の車両を選択し、経路確認車両に追加できます。
- 車両から選択では、その他軸種は選択できません。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両選定　車両から選択　（単車・トラクタ呼び出し　②）

- 同じ軸数の車両を選択し経路確認車両に追加します。

対象車両が多い場合は表示件数を増やして（最大200件）一覧表示し車両を選択します。

■車両一覧

:車両登録有効期限まであと90日以内の車両

表示件数 10　38件の検索結果

番号	牽引区分	車種	軸数	自動車登録番号	車名	型式	ETC2.0車載器 車載器管理番号	ETC2.0車載器 ASL-ID	重量測定方法	ステータス	照合結果 車検証	照合結果 ETC2.0	車両登録有効期限	車両諸元	選択
1	トラクタ	該当なし	2軸(前1軸)	[redacted]	スカニア	LDG-LA4X2MEBD改	1000509832485000946	003671131330	確認済	編集済	OK	OK		表示	①
2	トラクタ	該当なし	2軸(前1軸)	[redacted]	日野	2PG-SH1EDGG	1000510029192000583	017301013944	確認済	編集済	OK	OK		表示	
3	トラクタ	該当なし	2軸(前1軸)	[redacted]	いすゞ	QKG-EXD52BE	1000700264448074273	021020102014	確認済	編集済		OK		表示	
4	トラクタ	該当なし	2軸(前1軸)	[redacted]	日野	ADG-SH1EDXG	100				OK	OK		表示	
5	トラクタ	該当なし	2軸(前1軸)	[redacted]	日野	2PG-SH1EDGG	123				OK	OK		表示	
6	トラクタ	該当なし	2軸(前1軸)	[redacted]	UDトラックス	QKG-GK6XAB	1000700268480062746	021027208101	確認済	編集済	OK	OK		表示	
7	トラクタ	該当なし	2軸(前1軸)	[redacted]	三菱	QPG-FP64VDR	1000700266464003262	021019248716	確認済	編集済	OK	OK		表示	
8	トラクタ	該当なし	2軸(前1軸)	[redacted]	三菱	QPG-FP64VDR				編集済	OK	OK		表示	
9	トラクタ	該当なし	2軸(前1軸)	[redacted]	UDトラックス	2PG-GK5AAB					OK	OK		表示	
10	トラクタ	該当なし	2軸(前1軸)	[redacted]	いすゞ	2PG-EXD52CD	1234512345678567899	987654321012	確認済	登録済	OK	OK	2027/04/05	表示	

<< < 1 2 3 4 > >>　1 /4 移動

①経路確認にする車両を☑し選択します。

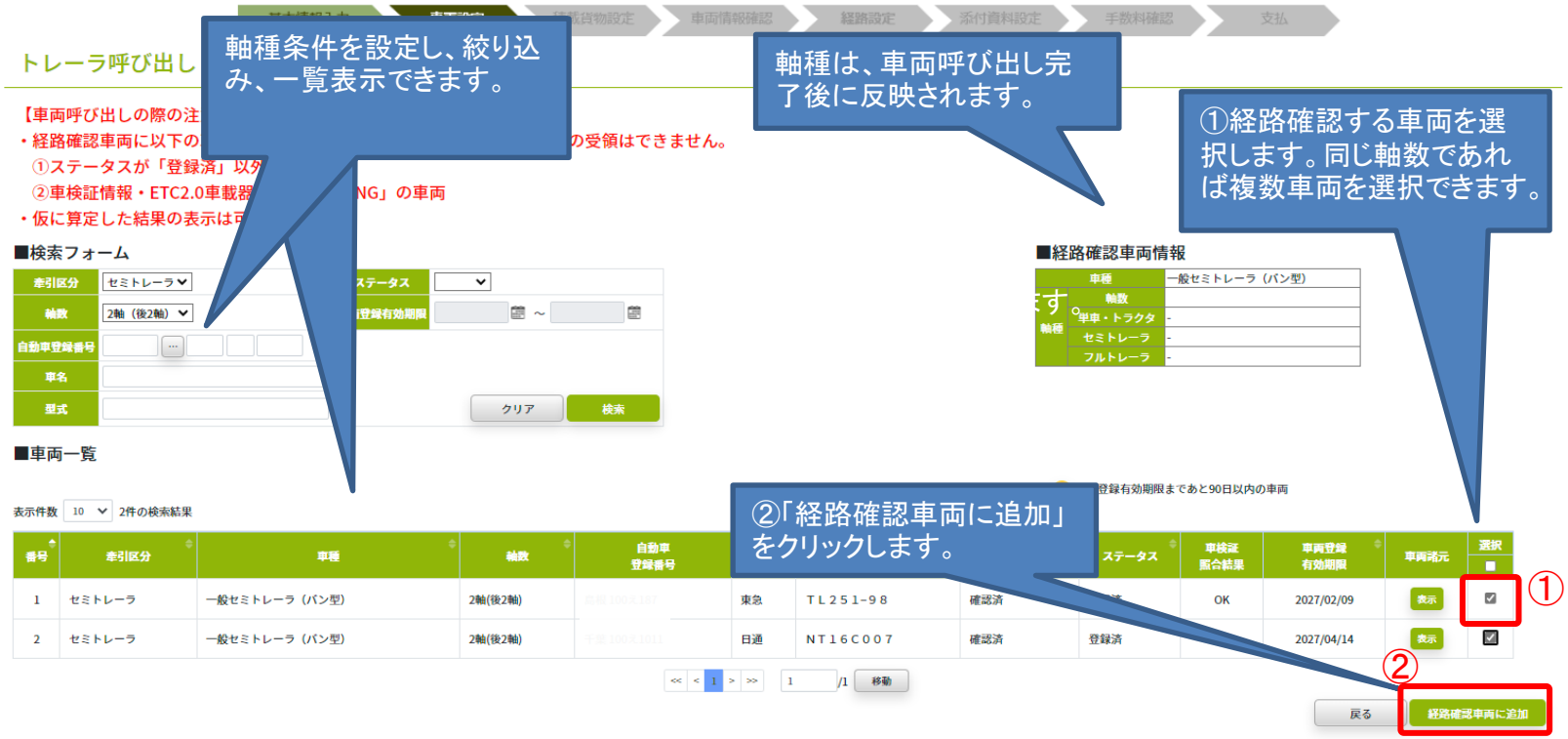
②車両の選択が完了したら「経路確認車両に追加」をクリックします。

② 戻る　経路確認車両に追加

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　車両から選択　（トレーラ呼び出し）

- 牽引区分（トレーラ）が一覧表示されます。同じ軸数の車両を絞り込むことができます。
- トレーラ車両を選択し、「経路確認車両に追加」することができます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認 ◀現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　車両から選択　車両設定完了画面

- 車両の設定が完了すると、経路確認車両の軸種が設定されます。
- 登録車両台数が設定され、ステータスが「入力済」となります。
- 呼び出し車両を軸種からやり直すときは、選択にチェックして「削除」できます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　車両の選択の確認・編集

- 経路確認のため選択した車両が表示されます。
- 全車両の組合せにより連結時の合成値が計算されます。ここで、選択した車両を経路確認対象車両から削除することもできます。
- 車両呼び出しで、車両を追加することもできます。



全体の流れ
【第1章】
特殊車両通行手続きについて
【第2章】
申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
現在
STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

経路確認　車両選択方法　その他軸種

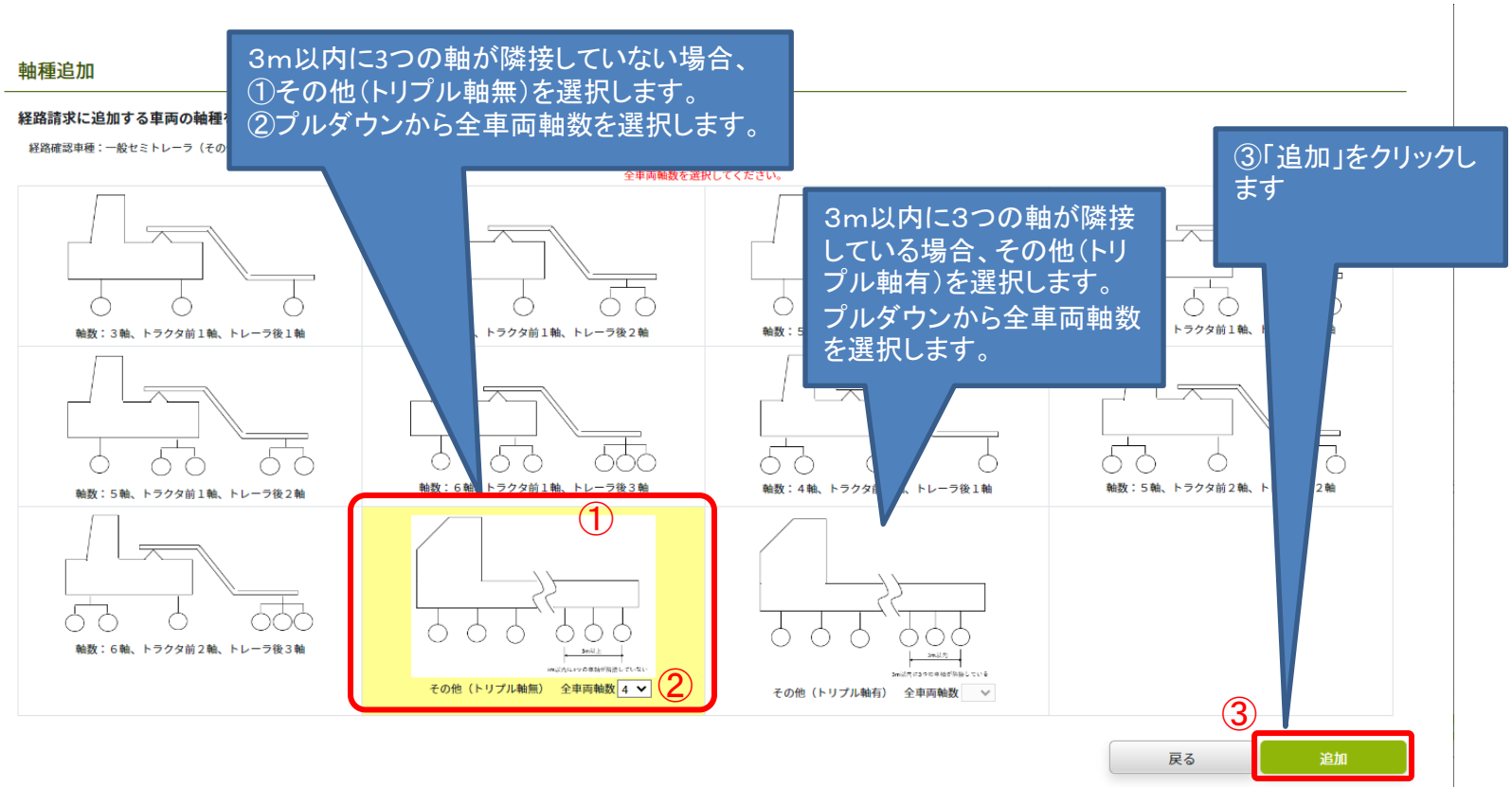
- 経路確認車種・車種区分の設定までは同じです。
- 「その他軸種」は、「軸種から選択」で車両を選びます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認車両設定　その他軸種

- 連結時の軸種で「その他（トリプル軸無）」または「その他（トリプル軸有）」を選び、全軸数を設定します 。
  ※トリプル軸無：3m以内に3つの車軸が隣接していない
  ※トリプル軸有：3m以内に3つの車軸が隣接している



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認車両設定　その他軸種

- 車両内訳 「編集」をクリックし、経路確認する車両の組合せを行います。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　車種　軸種　その他から選択

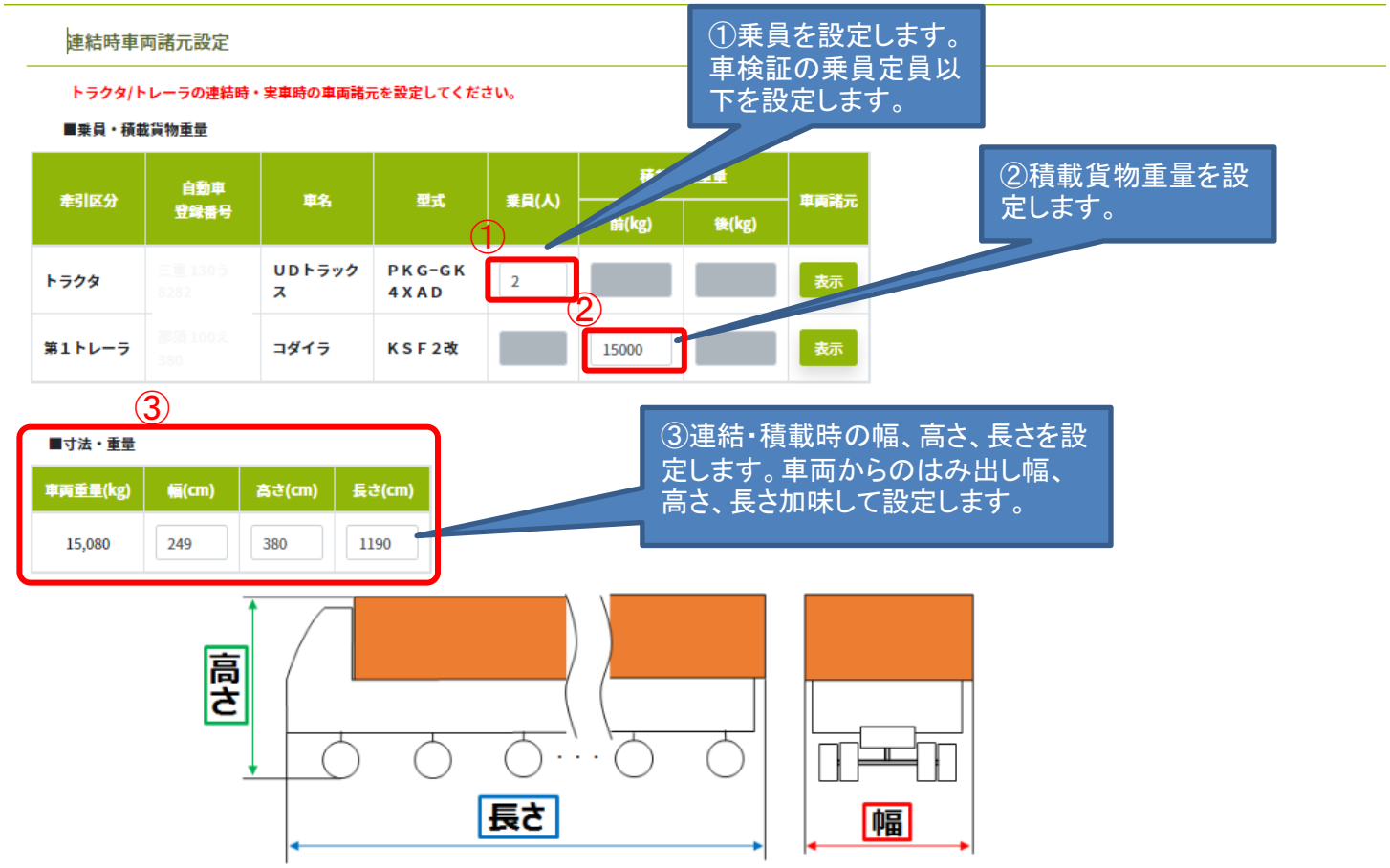
- 連結組合せするトラクタ及びトレーラを呼び出します。組み合わせはトラクタ1台に対してトレーラ1台となります。
- 連結組合せ後、車両諸元を設定します。車両諸元の設定方法は次頁以降を参照ください。
- 組合せ追加で、同じ軸数の複数の連結組合せを追加することができます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　その他軸種設定　連結時車両諸元の設定①

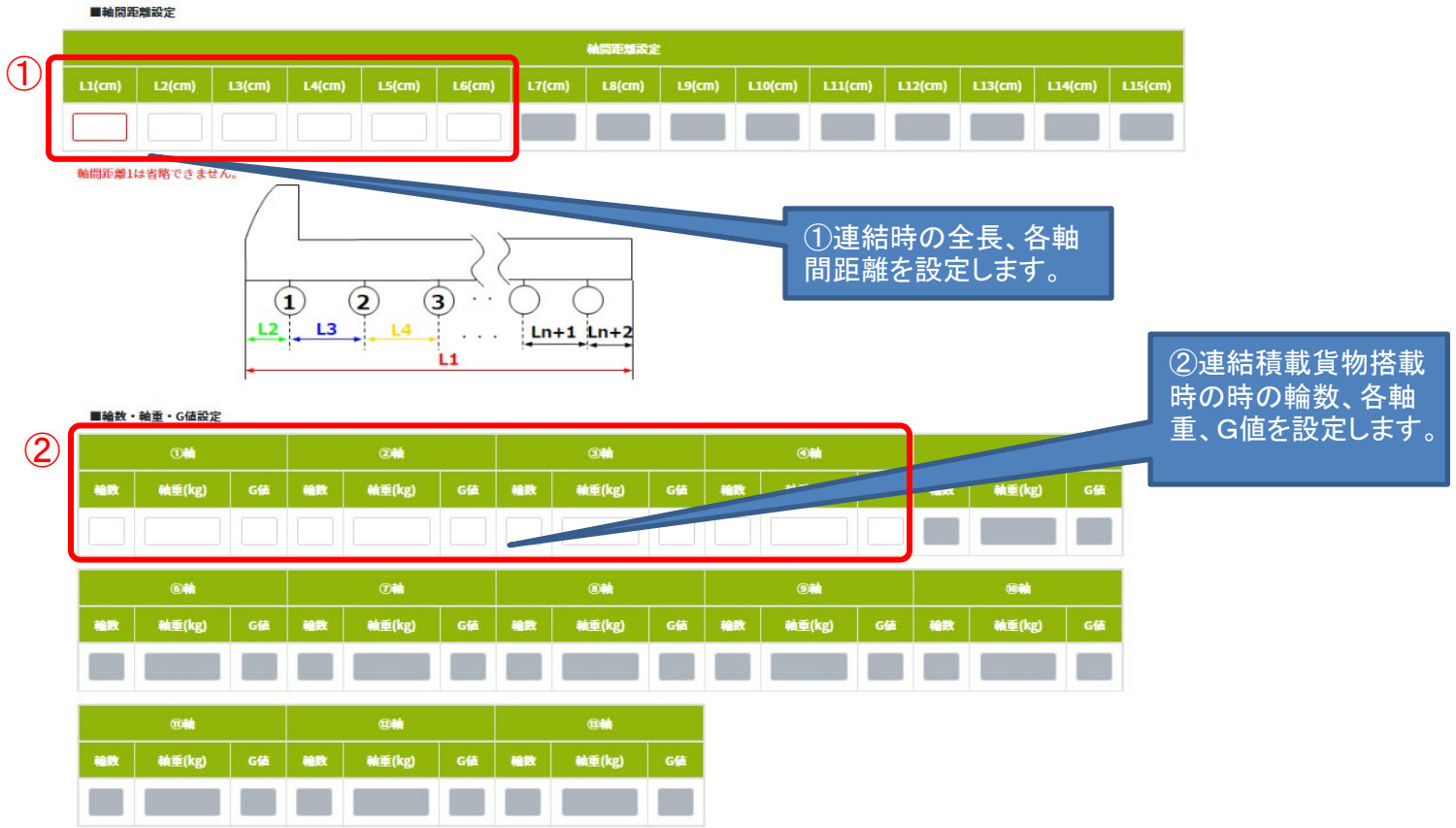
- 乗員数(人)、積載貨物重量(kg)を設定します。乗員は55kg/人で計算されます。
- 積載時の車両寸法(幅、高さ、長さ)を設定します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　その他軸種設定　連結時車両諸元の設定②

- 全長、軸間距離及び積載時の各軸の輪数、軸重、G値を設定します。
- 参考：セミトレーラの軸重計算は、「特殊車両通行申請手続き　ダウンロードサイト」下段から計算シートを入手して、算出してください。
  https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/index.html



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認　その他軸種

- 連結時車両諸元の入力が完了すると、入力状態が「入力済」になります。
- すべての組合せの連結時車両諸元を入力したら、「戻る」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
現在
STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

経路確認　その他軸種　車両一覧　車両呼出し

- 経路確認車種のステータスが「入力済」であることを確認します。
- 積載貨物情報登録 に進みます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認 ◀現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

積載貨物情報登録（積載貨物情報）

● 積載貨物情報を登録してください。

積載貨物情報登録

①貨物を積載する車種の場合は、必ず「登録する」を選択してください。
建設機械類は「登録しない」を選択してください。

① ◉ 登録する ○ 登録しない　② ☐ 実車・空車同一申請

②積載貨物情報を「登録する」を選択した場合、空車時の経路確認も同時行う場合は、チェックをいれてください。
ただし、空車時の経路確認も行うと経路確認手数料は実車時・空車時それぞれに掛かります。
軸種が「その他」の場合は、実車・空車の同一申請はできません。

積載貨物情報

■積載貨物名称（必須）
③

③積載貨物名称を入力してください。

■積載貨物分類（必須）
④ 車　両（自走式）

④積載貨物分類を選択してください。

■積載貨物品名（必須）
⑤ トラッククレーン

⑤積載貨物品名を選択してください。

※品名が「その他」の場合、品名を入力してください（全角）
⑥

⑥積載貨物品名「その他」を選択した場合、品名を入力てください。

■寸法
⑦

幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)



積載貨物自身の寸法を入力してください。

⑦特例8車種などのバラ積みが認められている車両の場合で積載貨物が複数ある場合は、貨物1つの寸法を入力してください。
単位はcmですので入力間違いにご注意ください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

積載貨物情報登録（荷主情報登録）

● 荷主情報を登録します。なお、荷主情報の入力は任意です。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

積載貨物情報登録（積載貨物重量・はみ出し設定）

● 積載貨物重量及びはみ出し設定をしてください。

積載貨物重量・はみ出し設定

【注意点】
・積載貨物重量、積載貨物のはみ出し幅・高さ・長さを設定してください。
・以下の場合は「最小回転半径」の最大値を入力してください。
　経路確認車種：セミトレーラ、フルトレーラ、ダブルス

①積載貨物重量・はみ出し設定を行います。「設定」をクリックしてください。

■経路確認車種：一般セミトレーラ（スタンション型）

■経路確認車両軸種一覧

1件の検索結果

番号	軸種	登録車両台数 トラクタ	登録車両台数 セミトレーラ	登録車両台数 フルトレーラ	最小回転半径 (cm)	積載貨物重量・はみ出し設定
1	軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸	1	1	0	530	設定

①

戻る　経路確認車両情報確認へ

● 設定手順について

- 先に積載貨物重量・はみ出し設定を行ってください。
- ~~積載貨物重量・はみ出し設定が終わってから、連結時の最小回転半径を入力してください。~~

システム改修により連結時の最小回転半径の入力は、積載貨物重量・はみ出し設定の前に入力しても入力値が保持されるように改善されました。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

積載貨物情報登録（積載貨物情報）：一般セミトレーラ（自動車運搬用）以外

- 積載貨物重量及び積載時寸法を設定してください。
- セミトレーラー括反映で項目単位に入力値を一括反映することができます。

積載貨物重量・積載時寸法設定

乗員・積載貨物重量、積載時寸法（初期表示は空車時寸法）を車両ごとに入力してください

■経路確認車両情報

車種		一般セミトレーラ（バン型）
軸種	軸数	5軸
	トラクタ	2軸(前1軸)
	セミトレーラ	3軸(後3軸)
	フルトレーラ	-

■積載貨物情報

積載貨物物品	分類	機械製品
	品名	産業機械（プラント機械、工機械架台等）
		249
		300
		700

■乗員・積載貨物重量・積載時寸法

セミトレーラー括反映

④

型式	積載貨物重量 前(kg)	積載時寸法 幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)
すべて				

反映

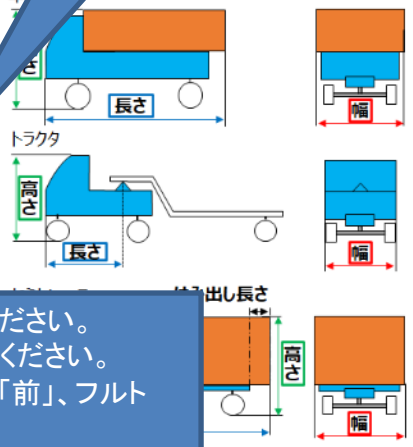
3件の検索結果

番号	牽引区分	自動車登録番号	車名	型式	① 乗員(人)	積載貨物重量 前(kg)	積載貨物重量 後(kg)	積載時寸法 幅(cm)	積載時寸法 高さ(cm)	積載時寸法 長さ(cm)
1	トラクタ					②		249	③ 362	394
2	セミトレーラ			P F				249	378	1199
3	セミトレーラ			P F				249	379	1199

・一般セミトレーラ（自動車運搬用）の場合の積載時のリア　ングについて
積載時のリアオーバーハングは、経路確認時の車両　　ーバーハングと積載貨物はみ出し長
緩和条件を超過しないようにご注意願います。
・一般セミトレーラ（自動車運搬用）以　　については、積載貨物はみ出し長さの入力が
　　緒元のリアオーバーハングを調整い
　　超過しないように調整ください。

④セミトレーラの型式を選択して積載貨物重量、高さ、長ささを項目単位で一括入力できます。入力した項目だけが反映されます。

③画面の図を参考に貨物積載時の高さ・長さを入力してください。
初期値はトラクタ、トレーラの空車時の車両諸元になっています。
長さは、積載物のはみ出し長さを加算した値を入力してください。
単位はcmになりますのでご注意ください。



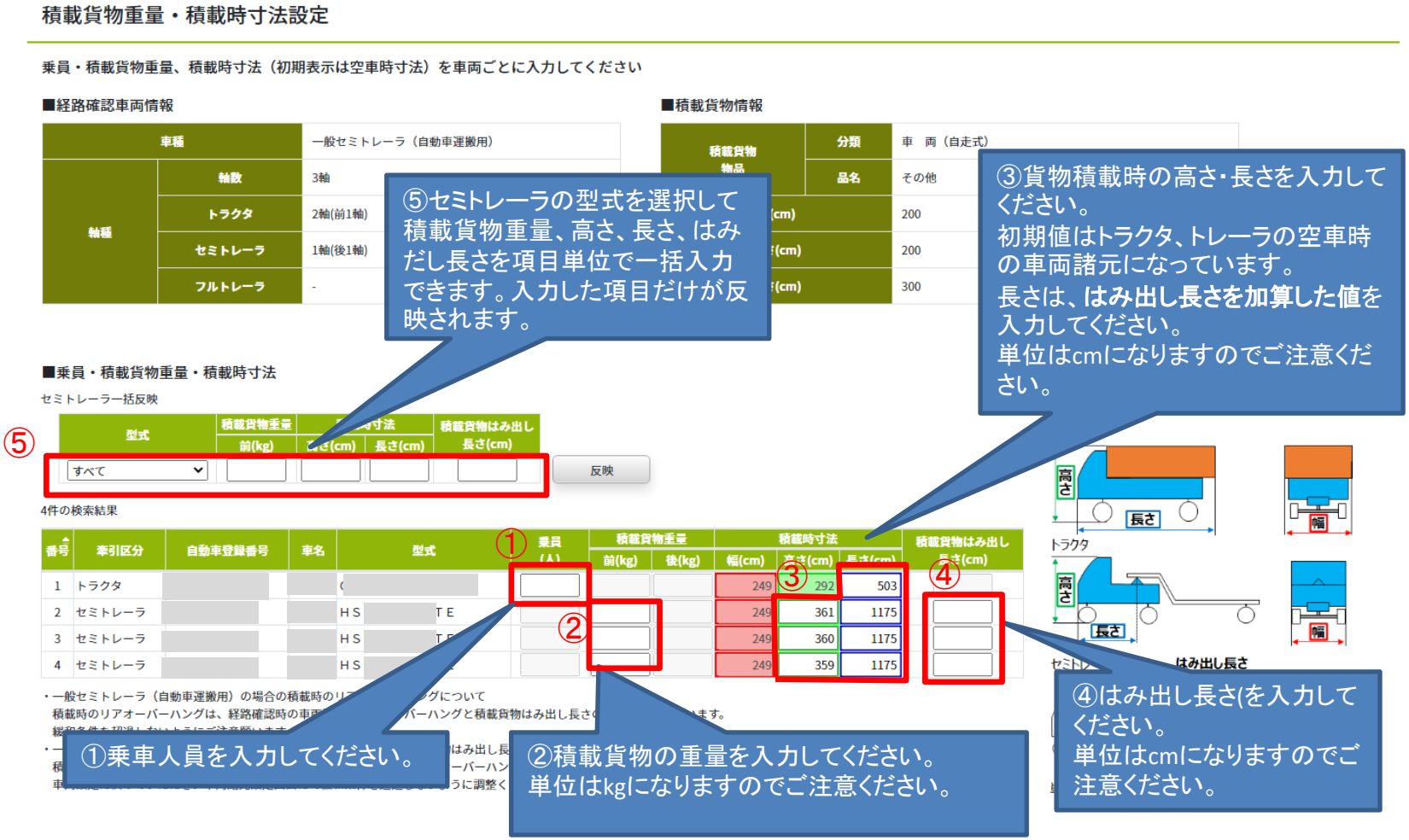
①乗車人員を入力してください。

②積載貨物の重量を入力してください。
単位はkgになりますのでご注意ください。
ダブルスの場合、セミトレーラを「前」、フルトレーラを「後」に設定となります。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認 ◀現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

積載貨物情報登録（積載貨物情報）：一般セミトレーラ（自動車運搬用）

- 積載貨物重量及び積載時寸法を設定してください。
- セミトレーラー括反映で項目単位に入力値を一括反映することができます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

積載貨物情報登録（積載貨物情報）

● 最小回転半径を入力してください。

積載貨物重量・はみ出し設定

【注意点】
・積載貨物重量、積載貨物のはみ出し幅・高さ・長さを設定してください。
・以下の場合は「最小回転半径」の最大値を入力してください。
　経路確認車種：セミトレーラ、フルトレーラ、ダブルス

■経路確認車種：一般セミトレーラ（スタンション型）

■経路確認車両軸種一覧

1件の検索結果

番号	軸種	登録車両台数			最小回転半径(cm)	積載貨物重量・はみ出し設定
		トラクタ	セミトレーラ	フルトレーラ		
1	軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸	1	1		530	設定

①連結車両の場合は、連結時の最小回転半径を入力してください。
単位はcmですので、入力間違いにご注意ください。

①

②

戻る　経路確認車両情報確認へ

②経路確認車両情報の確認画面に遷移します。

● 設定手順について

- 先に積載貨物重量・はみ出し設定を行ってください。
- ~~積載貨物重量・はみ出し設定が終わってから、連結時の最小回転半径を入力してください。~~

システム改修により連結時の最小回転半径の入力は、積載貨物重量・はみ出し設定の前に入力しても入力値が保持されるように改善されました。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認車両情報確認（合成車両寸法・重量　エラー時）

● 車両諸元、積載貨物の寸法、重量を確認してください。

● 特例8車種や海上コンテナ、新規格車など、限度値を超えて登録を行った場合、車両諸元もしくは積載貨物情報を変更いただく必要があります。

⚠ 特例8車種として認められる範囲を超えています。車両諸元もしくは積載貨物情報を変更して下さい。

基本情報入力 ▶ 車両設定 ▶ 積載貨物設定 ▶ 車両情報確認 ▶ 経路設定 ▶ 添付資料設定 ▶ 手数料確認 ▶ 支払

合成車両寸法・重量確認

■経路確認情報

経路確認番号	車種	通行期間		積載貨物品	
		開始年月日	終了年月日	分類	品名
22-5927	一般セミトレーラ（バン型）	2022/06/13	2023/06/12		ン

■車両重量(合成値)

番号	軸種	実車空車	自重(kg)					積載貨物重量(kg)			合計	チェック結果
			トラクタ	乗員	セミトレーラ	フルトレーラ	小計	前	後	小計		
1	軸数：４軸、トラクタ前１軸、トレーラ後２軸	実車	7,250	110	7,500		14,860	30,000		30,000	44,860	OK

■車両諸元合成値

番号	軸種	実車空車	車両分類	幅[B](cm)	高さ[H](cm)	長さ[L](cm)	最小回転半径(cm)	最大軸重(kg)	最遠軸距(cm)	最小隣接軸距(cm)	最大軸重軸最外輪中心間距離(cm)	チェック結果
1	軸数：４軸、トラクタ前１軸、トレーラ後２軸	実車	0-2	299	379	1,805	974	23,180	800	-35	200	OK

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認車両情報確認（合成車両の諸元確認）

● 合成車両寸法・重量を確認してください。

経路確認車両情報確認

確認ボタンをクリックして申請車両の情報を確認してください。

■確認状態

	確認状態	詳細
車検証照合結果	問題なし ①	修正
合成車両	未確認	確認
橋梁照査結果	未確認	確認

①合成車両の諸元等を確認するため、確認ボタンをクリックしてください。

■軸種ごとのチェック結果

車種	軸種	合成車両 超寸法・超重量チェック	橋梁照査結果	車検証照合結果
一般セミトレーラ（スタンション型）	軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸	未確認	-	OK

戻る　経路設定へ

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認車両情報確認（合成車両寸法・重量確認）

● 車両合成重量、車両諸元合成値を確認してください。

合成車両寸法・重量確認

■経路確認情報

経路確認番号	車種	通行期間		積載貨物品	
		開始年月日	終了年月日	分類	品名
22-5483	一般セミトレーラ（スタンション型）	2022/06/04	2023/06/03		

■車両重量(合成値)

番号	軸種	実車空車	自重(kg)					積載貨物重量(kg)			合計	チェック結果
			トラクタ	乗員	セミトレーラ	フルトレーラ	小計	前	後	小計		
1	軸数：５軸、トラクタ前１軸、トレーラ後３軸	実車	6,670	110	8,370		15,150	10,000		10,000	25,150	OK

■車両諸元合成値

番号	軸種	実車空車	車両分類	幅[B](cm)	高さ[H](cm)	長さ[L](cm)	最小回転半径(cm)	最大軸重(kg)	最適軸距(cm)	最小隣接軸距(cm)	最大軸重軸最外輪中心間距離(cm)	チェック結果
1	軸数：５軸、トラクタ前１軸、トレーラ後３軸	実車	I -1	249	295	1,678	530	6,180	1,288	130	200	OK

■荷重分布・車両諸元明細

番号	軸種	実車空車	登録車両台数			荷重分布・車両諸元明細
			トラクタ	セミトレーラ	フルトレーラ	
1	軸数：５軸、トラクタ前１軸、トレーラ後３軸	実車	1	1	0	表示

①

①荷重分布を確認することができます。

②確認が終わったら、確認完了をクリックしてください。

②

戻る　確認完了

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認車両情報確認（荷重分布・車両諸元トラクタ　明細の確認）

● 荷重分布、車両諸元合成値の明細を確認してください。

■荷重分布

		A軸軸数 2 軸	B軸軸数 2 軸	C軸軸数 2 軸	D軸軸数 2 軸	E軸軸数 2 軸	F軸軸数 軸	G軸軸数 軸	H軸軸数 軸	合計
軸重 (kg)	自重+乗員	5,010	3,540	2,200	2,200	2,200	-	-	-	15,150
	積載物	640	2,640	2,240	2,240	2,240	-	-	-	10,000
	計	5,650	6,180	4,440	4,440	4,440	-	-	-	25,150
輪荷重(kg)		2,825	3,090	2,220	2,220	2,220	-	-	-	-
最外軸中心間距離(G)コード		2	1	1	1	1	-	-	-	-

		I軸軸数 軸	J軸軸数 軸	K軸軸数 軸	L軸軸数 軸	M軸軸数 軸	合計
軸重 (kg)	自重+乗員	-	-	-	-	-	
	積載物	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	
輪荷重(kg)		-	-	-	-	-	-
最外軸中心間距離(G)コード		-	-	-	-	-	-

■車両諸元 トラクタ

番号	車両自重(kg)		積載貨物重量(kg)		車両寸法(cm)			最大軸重(kg)	最適軸距(cm)	最小隣接軸距(cm)	最大軸重軸最外軸中心間距離(cm)
	トラクタ	乗員	前部	後部	幅(B)	高さ(H)	長さ(L)				
00001	6,670	110			249	295	398	6,180	258	320	200
合成値	6,670	110			249	295	398	6,180	258	320	200

番号	L1 (cm)	L2 (cm)	L3 (cm)	L4 (cm)	L5 (cm)	L6 (cm)	L7 (cm)	L8 (cm)	L9 (cm)	L10 (cm)	L11 (cm)	L12 (cm)	L13 (cm)	L14 (cm)	L15 (cm)
00001	320	258													

番号	A軸軸数 2 軸					B軸軸数 2 軸				
	空車時自重(kg)	積載物(kg)	計(kg)	輪荷重(kg)	Gコード	空車時自重(kg)	積載物(kg)	計(kg)	輪荷重(kg)	Gコード
00001	4,670	980	5,650	2,825	2	2,110	4,070	6,180	3,090	1
合成値	-	-	5,650	2,825	-	-	-	6,180	3,090	-

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認車両情報確認（車両諸元トレーラ　明細の確認）

● 車両諸元合成値の明細を確認してください。

■車両諸元 トレーラ

番号	車両自重(kg)		積載貨物重量(kg)		車両寸法(cm)			最大軸重(kg)	最遠軸距(cm)	最小隣接軸距(cm)	最大軸重軸最外軸中心間距離(cm)
	トラクタ	乗員	前部	後部	幅(B)	高さ(H)	長さ(L)				
00001	8,370		10,000		249	226	1,280	4,440	1,030	130	200
合成値	8,370		10,000		249	226	1,280	4,440	1,030	130	200

番号	L1 (cm)	L2 (cm)	L3 (cm)	L4 (cm)	L5 (cm)	L6 (cm)	L7 (cm)	L8 (cm)	L9 (cm)	L10 (cm)	L11 (cm)	L12 (cm)	L13 (cm)	L14 (cm)	L15 (cm)
00001			1,030	295	130	130	900								

番号	C軸軸数 2 軸					D軸軸数 2 軸				
	空車時自重(kg)	積載物(kg)	計(kg)	軸荷重(kg)	Gコード	空車時自重(kg)	積載物(kg)	計(kg)	軸荷重(kg)	Gコード
00001	2,200	2,240	4,440	2,220	1	2,200	2,240	4,440	2,220	1
合成値	-	-	4,440	2,220	-	-	-	4,440	2,220	-

番号	E軸軸数 2 軸					F軸軸数 軸				
	空車時自重(kg)	積載物(kg)	計(kg)	軸荷重(kg)	Gコード	空車時自重(kg)	積載物(kg)	計(kg)	軸荷重(kg)	Gコード
00001	2,200	2,240	4,440	2,220	1					
合成値	-	-	4,440	2,220	-	-	-			-

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認車両情報確認（橋梁照査結果確認）

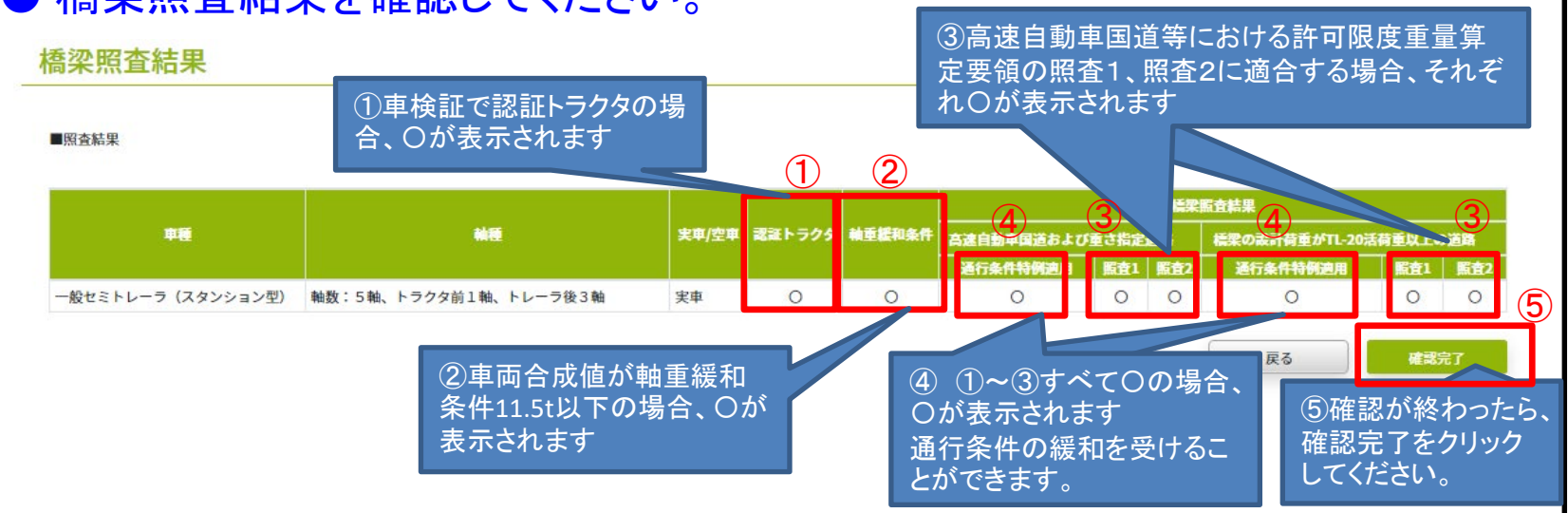
● 橋梁照査結果を確認してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認車両情報確認（橋梁照査結果確認）

● 橋梁照査結果を確認してください。



※ 認証トラクタとは、橋梁照査要領に適合するように製造された海上コンテナ用トレーラを牽引する海上コンテ ナのフル積載への対応を設計段階で考慮して製造された2軸トラクタ及び特例8車種のセミトレーラを牽引する2軸トラクタで、その駆動軸重が 11.5トン以下であって、道路運送車両の保安基準第4条の2第1項の規定による告示で定める軸重の基準に適合する車両を指します。

タイプ	「認定トラクタ」の判別条件（タイプ1 ～タイプ2 のいずれか）
1	・緩和事項コード 005（軸重） 及び ・制限事項コード 067（基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送するトレーラをけん引する場合に限る） の両方が記載されていること
2	その他検査事項 630（保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合）が記載されていること

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認車両情報確認　完了

● 経路確認車両情報確認が完了すると経路設定へ進むことができます。

経路確認車両情報確認

確認ボタンをクリックして申請車両の情報を確認してください。

■確認状態

	確認状態	詳細
車検証照合結果	問題なし	修正
合成車両	確認済	確認
橋梁照査結果	確認済	確認

■軸種ごとのチェック結果

車種	軸種	合成車両 超寸法・超重量チェック	橋梁照査結果	車検証照合結果
一般セミトレーラ（スタンション型）	軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸	OK	-	OK

①

戻る　経路設定へ

⑤確認が終わったら、「経路設定へ」ボタンをクリックしてください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路抽出方法選択

- 2地点双方向2経路検索では、起点と終点間の主経路と代替経路および、その渡り線を検索することが出来ます。

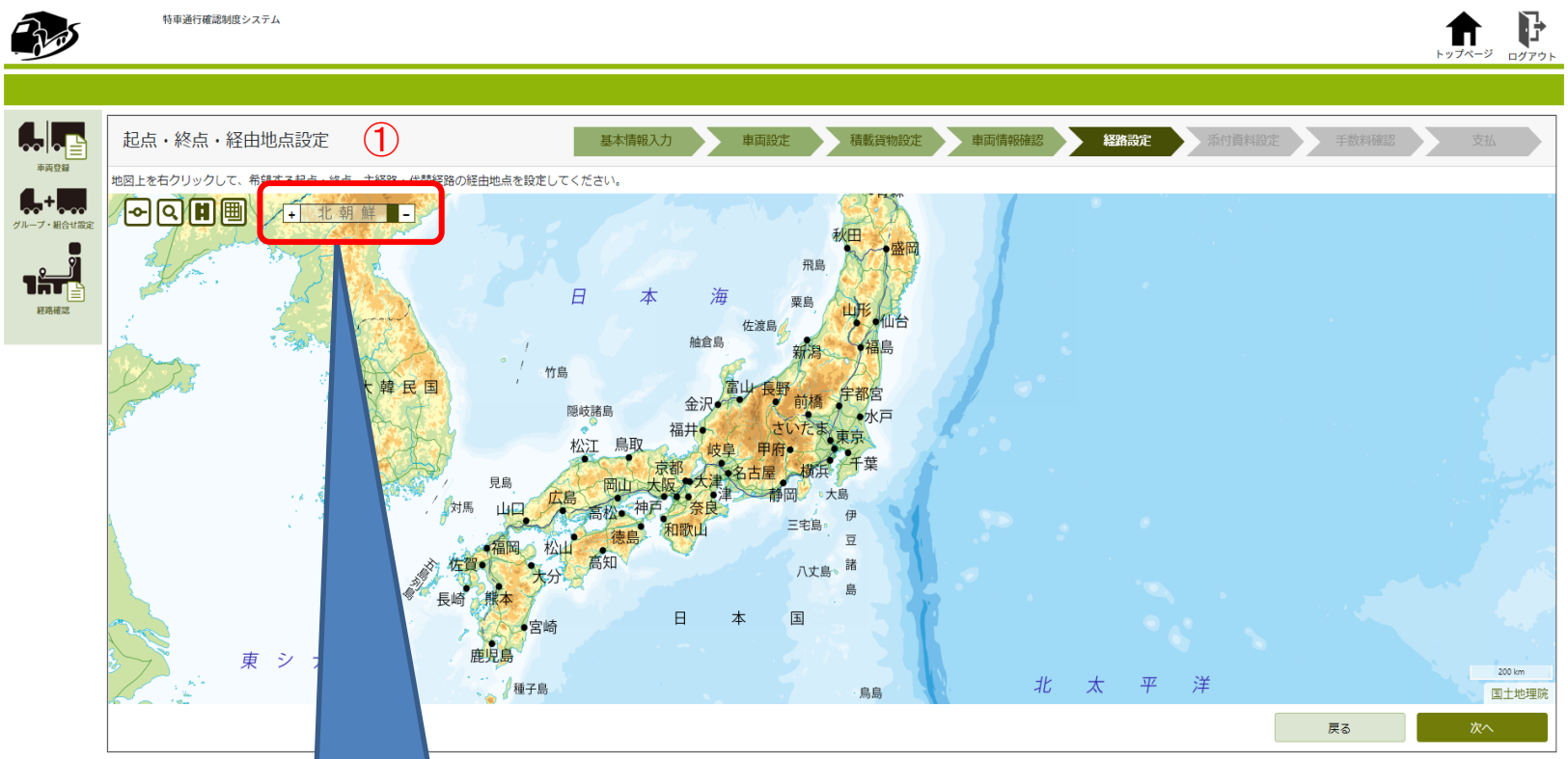


「2地点双方向2経路検索」を行う場合はこちらの「選択して次へ」をクリックしてください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

地図のカスタマイズ（縮尺変更）

- 最初に日本地図の画面が表示されます。
- 地図の縮尺は、スライダーや「＋」「－」をクリックするか、マウスのスクロールボタンで変更することが出来ます。



①縮尺のスライダーや「＋」「－」ボタンまたはマウスのスクロールボタンにより地図の縮尺を適宜調節してください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

地図のカスタマイズ（背景地図の選択）

- 背景地図は4つの種類から選択することが出来ます。
- 下のサンプルは地理院タイル（淡色）を選択した場合です。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認 ◀現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

地図のカスタマイズ（地図表示の説明）

- 2地点双方向2経路検索で設定可能な起点・終点・経由地は収録交差点のみとなります。
- 経路確認の対象となる道路は、重要物流道路（━━）、大型車誘導区間（━━）および、ラストマイルとなります。
- 基本道路は経路確認の対象外となります。

地理院タイル（淡色）を選択した場合の画面



①このアイコンをクリックすると、地図表示パネルが表示されます。

重要物流道路や大型車誘導区間などが色分けして重畳表示されます。

②地図表示パネルには地図上に色分けされる道路の種別が表示されます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

地図のカスタマイズ（背景地図の選択）

- 下のサンプルはGoogleマップを選択した場合です。

Googleマップを選択した場合の画面

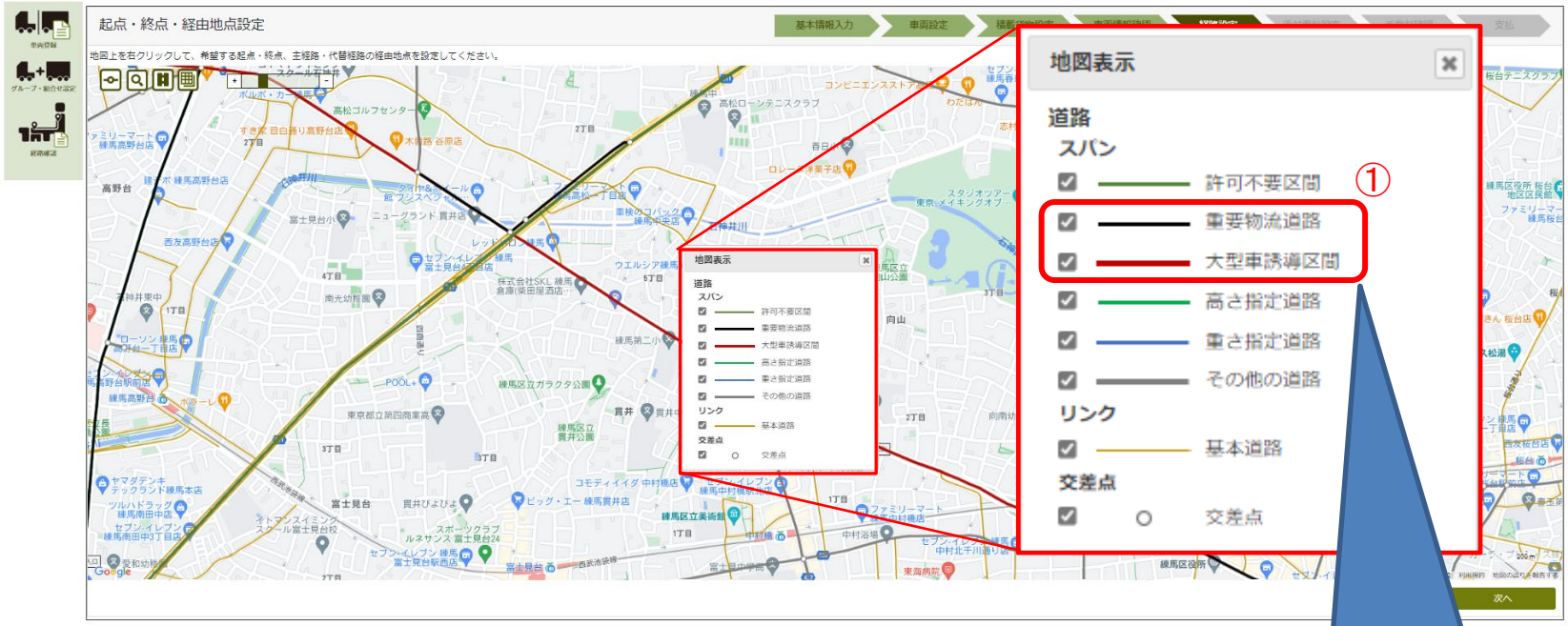


全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

地図のカスタマイズ（地図表示の説明）

- 2地点双方向2経路検索で設定可能な起点・終点・経由地は収録交差点のみとなります。
- 経路確認の対象となる道路は、重要物流道路（━━）、大型車誘導区間（━━）および、ラストマイルとなります。
- 基本道路は経路確認の対象外となります。

Googleマップを選択した場合の画面



①地図の背景はGoogleマップで、重要物流道路や大型車誘導区間などが色分けして重畳表示されます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

起点・終点の設定（起点）

- 起点、終点、経由地は、地図上で直接設定することも可能ですし、交差点住所か交差点番号から検索して設定することも可能です。
- 交差点番号がわかっている場合は交差点番号検索が便利です。

交差点番号から起点を検索する場合の例



①このアイコンを押すと右のような検索窓が表示され、「交差点住所検索」か「交差点番号検索」で、起点を指定できます。

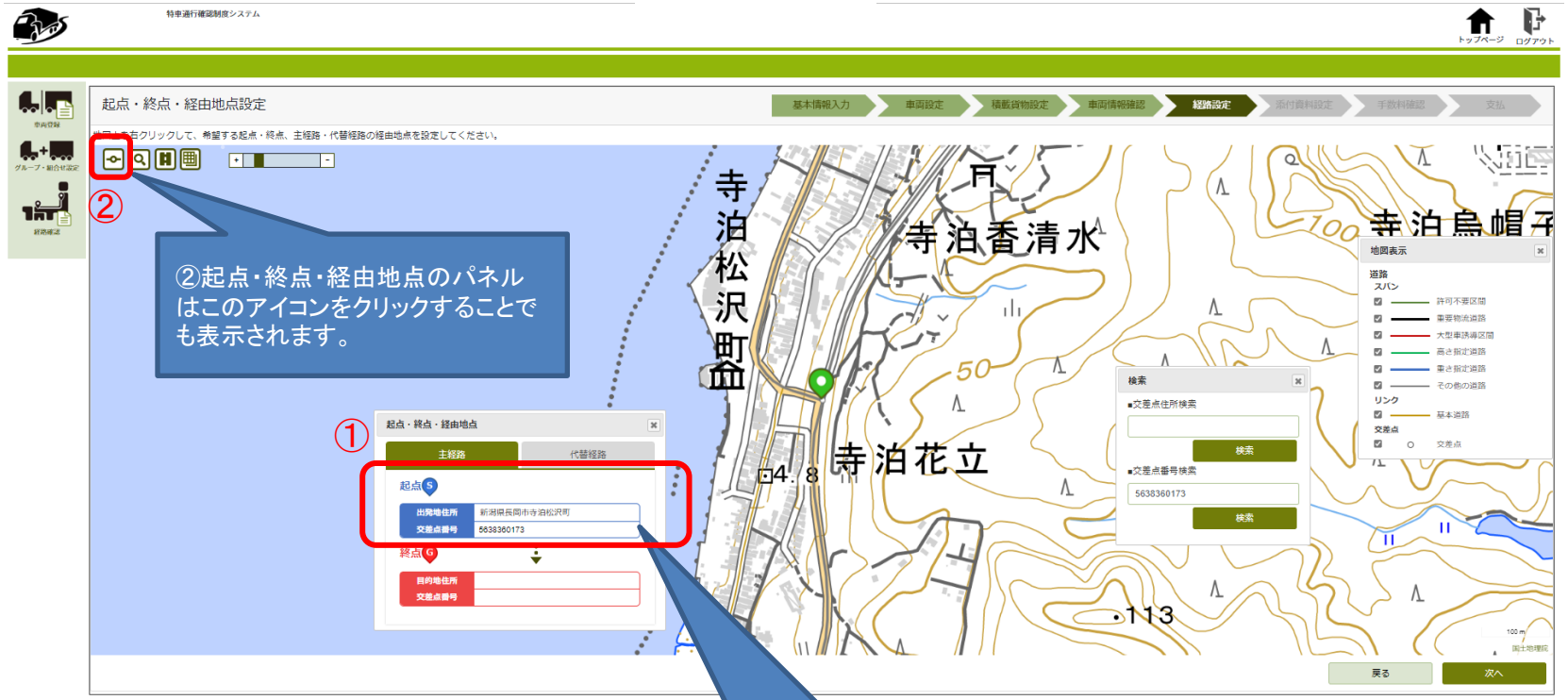
③地図の中心に検索した交差点が表示されますので、マウスの右クリックで「起点に設定」を選択します。

②起点の交差点住所か交差点番号を入力し、「検索」をクリックします（この例では交差点番号を使用）。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

起点・終点の設定（起点）

- 起点・終点・経由地点のパネルが表示され、起点のところに出発地住所と交差点番号が表示されます。
- 念の為に入力した起点住所と交差点番号を確認してください。
- 起点・終点・経由地点のパネルは、画面上部一番左のアイコンをクリックすることでも表示されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

起点・終点の設定（終点）

- 検索窓に終点の交差点番号を入力して検索します。
- 起点・終点の設定はそれぞれ別々の方法（例：起点は地図上で直接設定し、終点は「交差点住所」で設定）で行っても構いません。

交差点番号から終点を検索する場合の例



②地図の中心に検索した交差点が表示されますので、マウスの右クリックで「終点に設定」を選択します。

①終点の交差点住所か交差点番号を入力し、「検索」をクリックします。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

起点・終点の設定（終点）

- 起点・終点・経由地点の窓の終点のところに目的地住所と交差点番号が表示されます。
- 念の為に入力した目的地住所と交差点番号を確認してください。

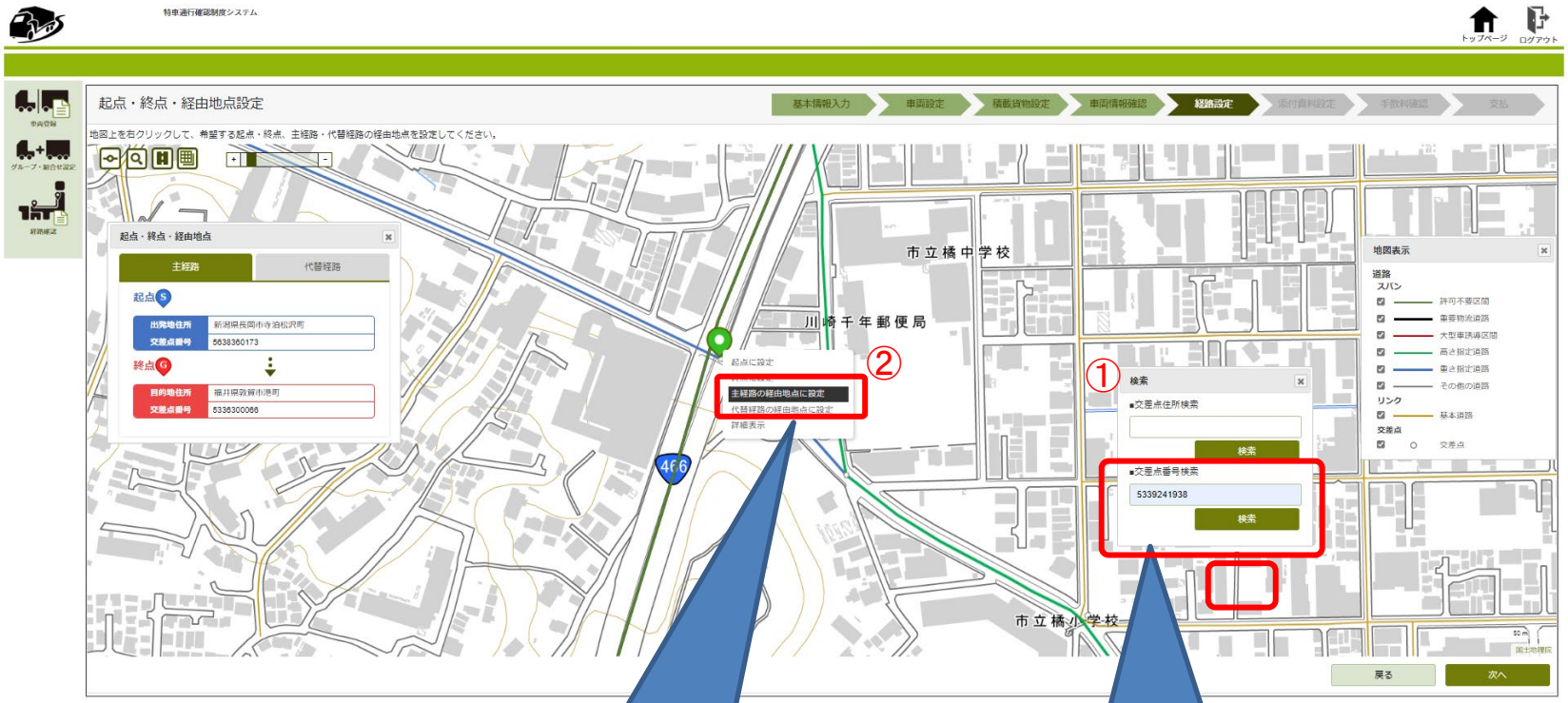


①終点の箇所に入力した目的地住所／交差点番号が表示されていることを確認します。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経由地点の設定（主経路）

- 2地点双方向2経路検索では主経路および代替経路の経由地点の設定が必要です。
- 経由地点として設定できる交差点は、重要物流道路（ ）または大型車誘導区間（ ）上の交差点です。



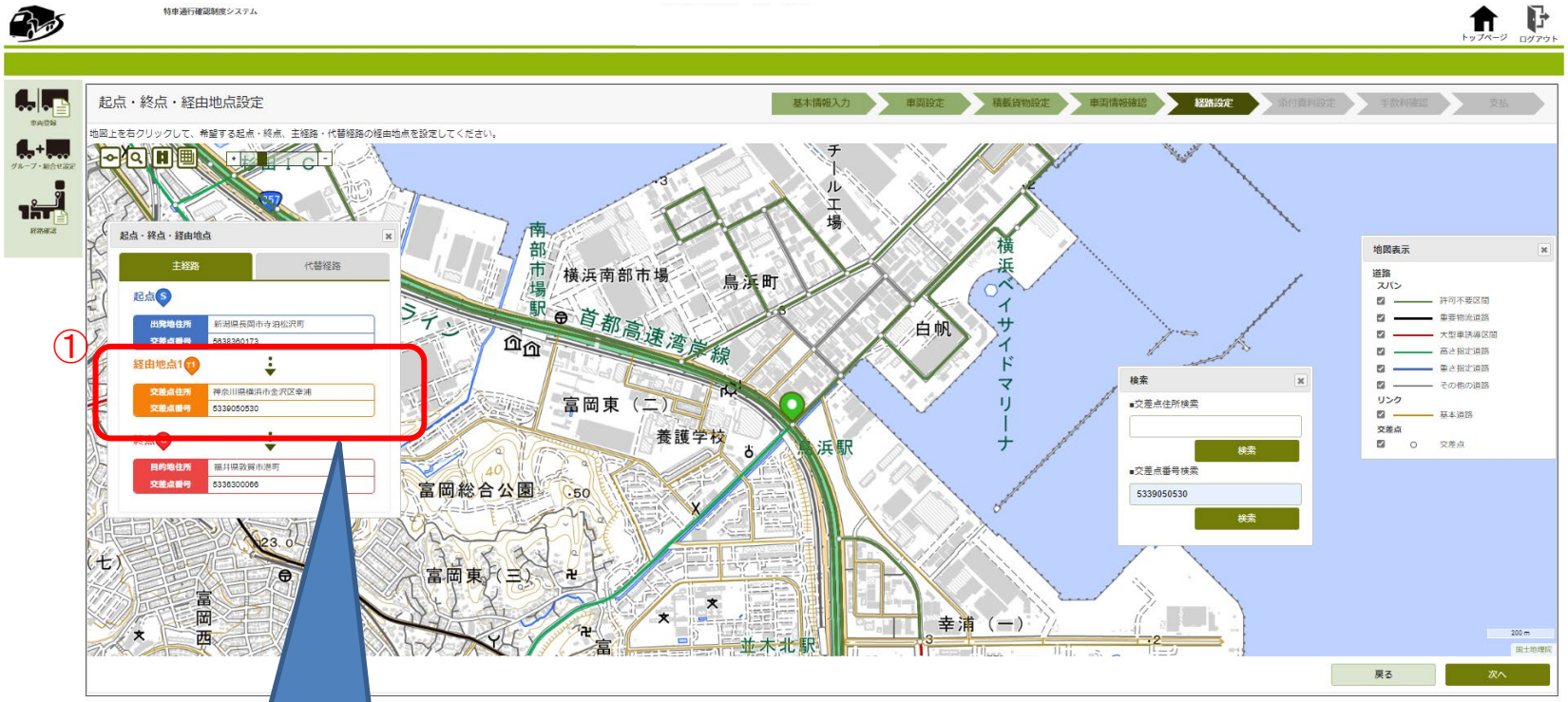
②地図の中心に検索した交差点が表示されますので、マウスの右クリックで「主経路の経由地点に設定」を選択します。

①主経路経由地の交差点住所か交差点番号を入力し、「検索」をクリックします。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経由地点の設定（主経路）

- 起点・終点・経由地点パネルの主経路経由地点1に交差点住所と交差点番号が表示されます。
- 入力した主経路の経由地点住所と交差点番号が間違っていないことを確認してください。
- 経由地点は**複数の設定が可能**ですが、設定する際は**起点から終点に向かって走行したい順序で**設定してください。



①主経路の経由地点1の箇所に、入力した経由地点住所／交差点番号が表示されていることを確認します。

★注意★

走行したい経路が、起点⇒経由地A⇒経由地B⇒経由地C⇒終点の場合、経由地点を経由地CからAの順で設定してしまうと、経路探索の際に起点⇒経由地C⇒経由地B⇒経由地A⇒終点の順序で経路を探索してしまいます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経由地点の設定（代替経路）

- 代替経路の経由地も主経路と同様の手順で設定します。
- 設定できるのは主経路と同様に、重要物流道路（━━）または大型車誘導区間（━━）上の交差点です。
- 代替経路の経由地を主経路の経由地と同じ交差点にした場合、主経路のみが検索されますが、正しく経路が探索できても経路確認結果が「完了」にはならず、「要確認」と表示されます。



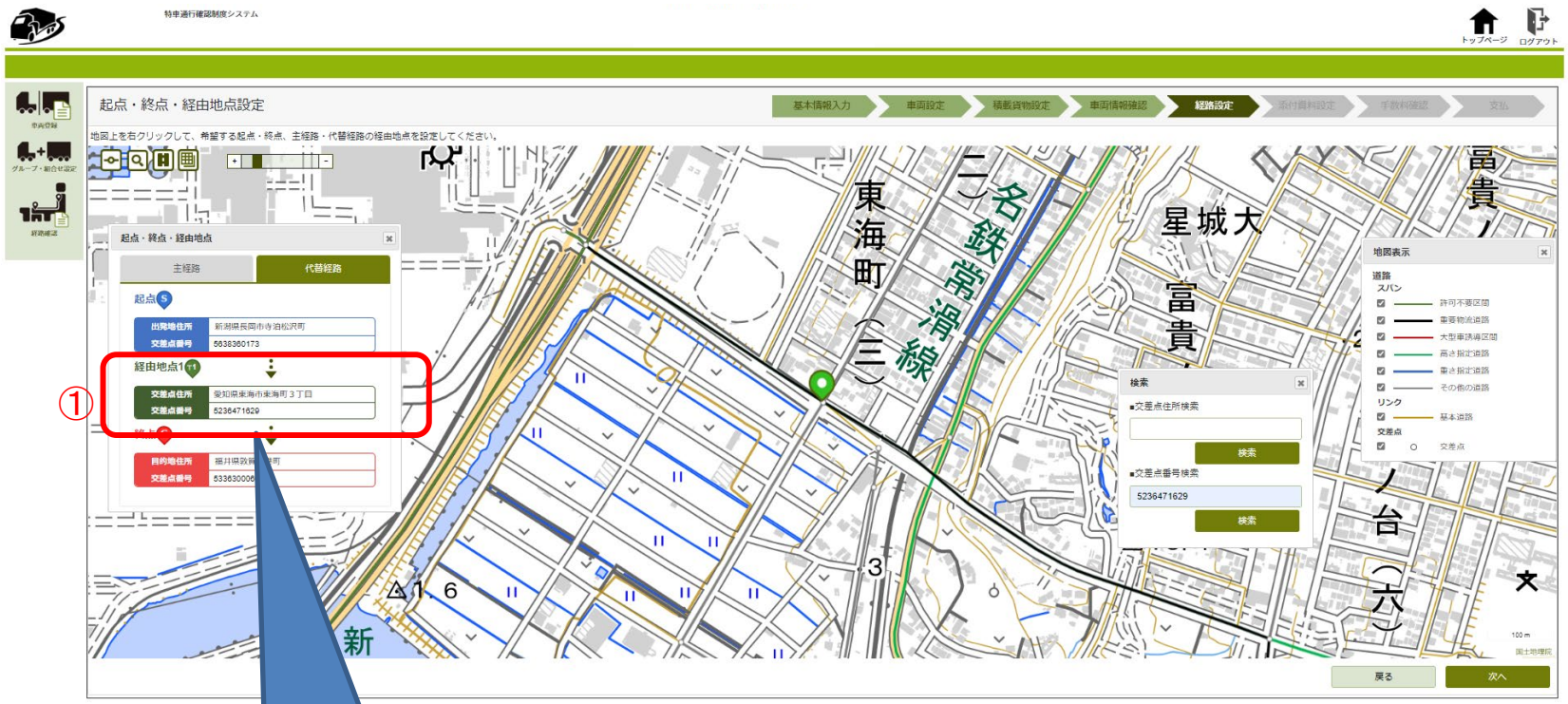
★注意★

代替経路が不要な場合は、**代替経路の経由地を主経路の経由地と同じ交差点**に設定してください。
主経路と代替経路の経由地を同じ交差点に設定して経路が検索できた場合は、**経路確認結果が「要確認」**となります。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経由地点の設定（代替経路）

- 起点・終点・経由地点パネルの代替経路経由地点1に交差点住所と交差点番号が表示されます。
- 念の為に入力した代替経路の経由地点住所と交差点番号を確認してください。
- 主経路と同様に複数の経由地設定が可能ですが、設定する際は起点から終点に向かって走行したい順序で経由地を設定してください。



①代替経路の経由地点1の箇所に、入力した経由地点住所／交差点番号が表示されていることを確認します。

★注意★

走行したい経路が、起点⇒経由地A⇒経由地B⇒経由地C⇒終点の場合、経由地点を経由地CからAの順で設定してしまうと、経路探索の際に起点⇒経由地C⇒経由地B⇒経由地A⇒終点の順の経路を探索してしまいます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経由地点の設定（経由地点の順序変更）

- 経由地の順序は、起点・終点・経由地点パネルで変更が出来ます。
- 経由地点同士の間に表示されている「▲」「▼」をクリックすると、上下間の位置が入れ替わります。





全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経由地点の設定（経由地点の詳細情報確認）

- 交差点の詳細情報を確認したい場合は、地図上の当該交差点でマウスの右クリックを行います。
- 新たに詳細情報のパネルが開き、交差点の情報が表示されます。
- さらに詳細情報パネル右下の「交差点折進情報表示」をクリックすると、交差点折進情報パネルが現れ、詳細な情報が表示されます。



全体の流れ
【第1章】
特殊車両通行手続きについて
【第2章】
申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
現在
STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

経路探索条件の設定

- 主経路、代替経路それぞれの経路探索条件の設定が可能です。
- デフォルトはどちらも「最短経路」となっていますが、プルダウンで「最短経路」、「有料道路優先」、「一般道路優先」の3つから選択することが可能です。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路探索条件の設定

- 最短経路は、算定結果に基づいたより軽い通行条件で通行できる経路を探索します。
- 有料道路優先は、より軽い通行条件を考慮しながら有料道路の通行を優先した経路探索を行います。
- 一般道路優先は、より軽い通行条件を考慮しながら一般道路（有料道路以外）の通行を優先した経路探索を行います。



★注意★

主経路と代替経路の経路探索条件は、同じでも異なっていても構いません。主経路、代替経路それぞれの経路で行いたい探索条件を設定してください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

入力内容の確認

- 算定予約をする前に、入力内容の確認をします。
- タブを切り替えて、申請者情報／経路確認車両／荷重分布／車両諸元明細／積載貨物を確認してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

入力内容の確認

- 経路確認車両を確認してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

入力内容の確認

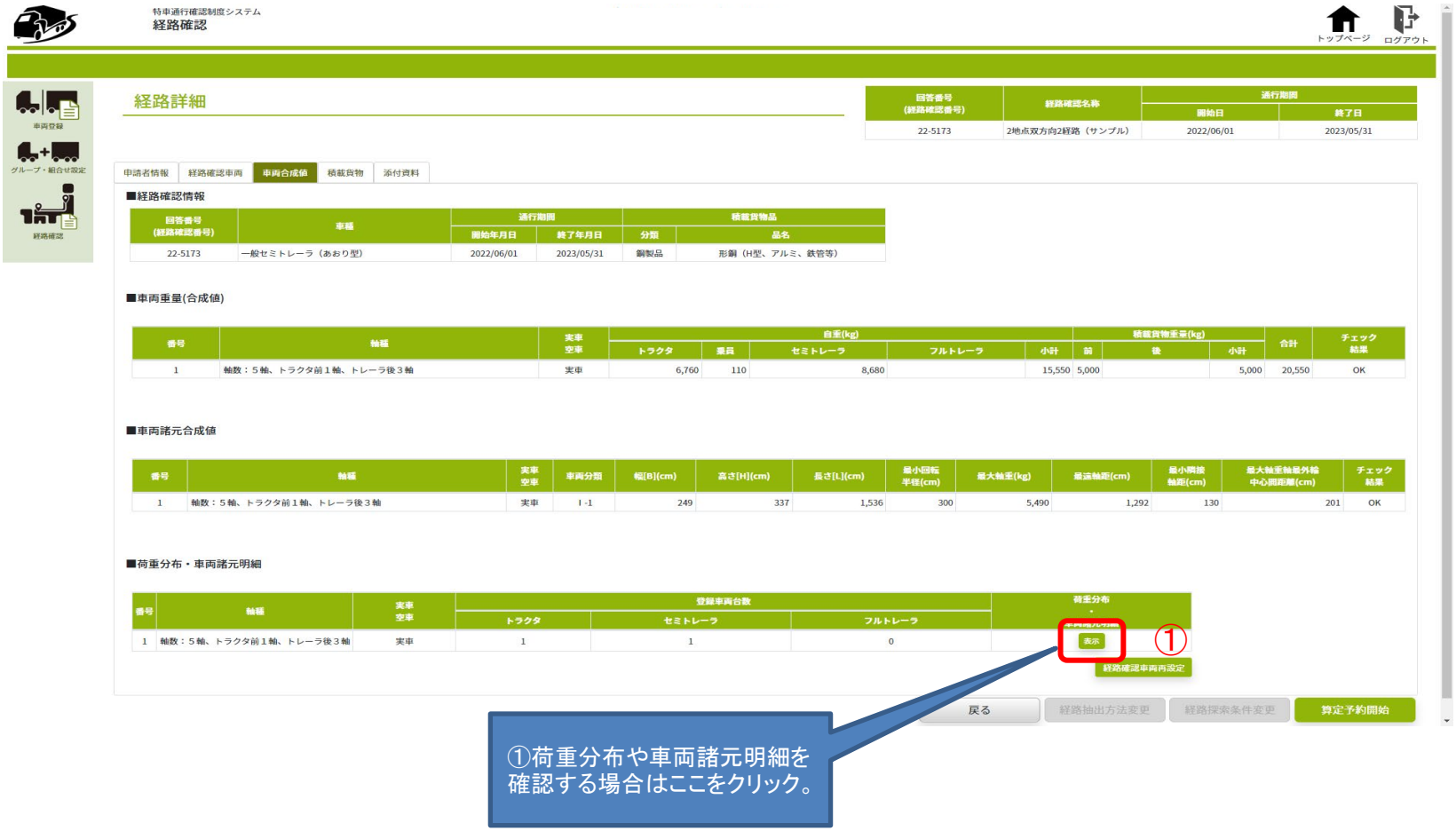
- 経路確認車両を確認してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

入力内容の確認

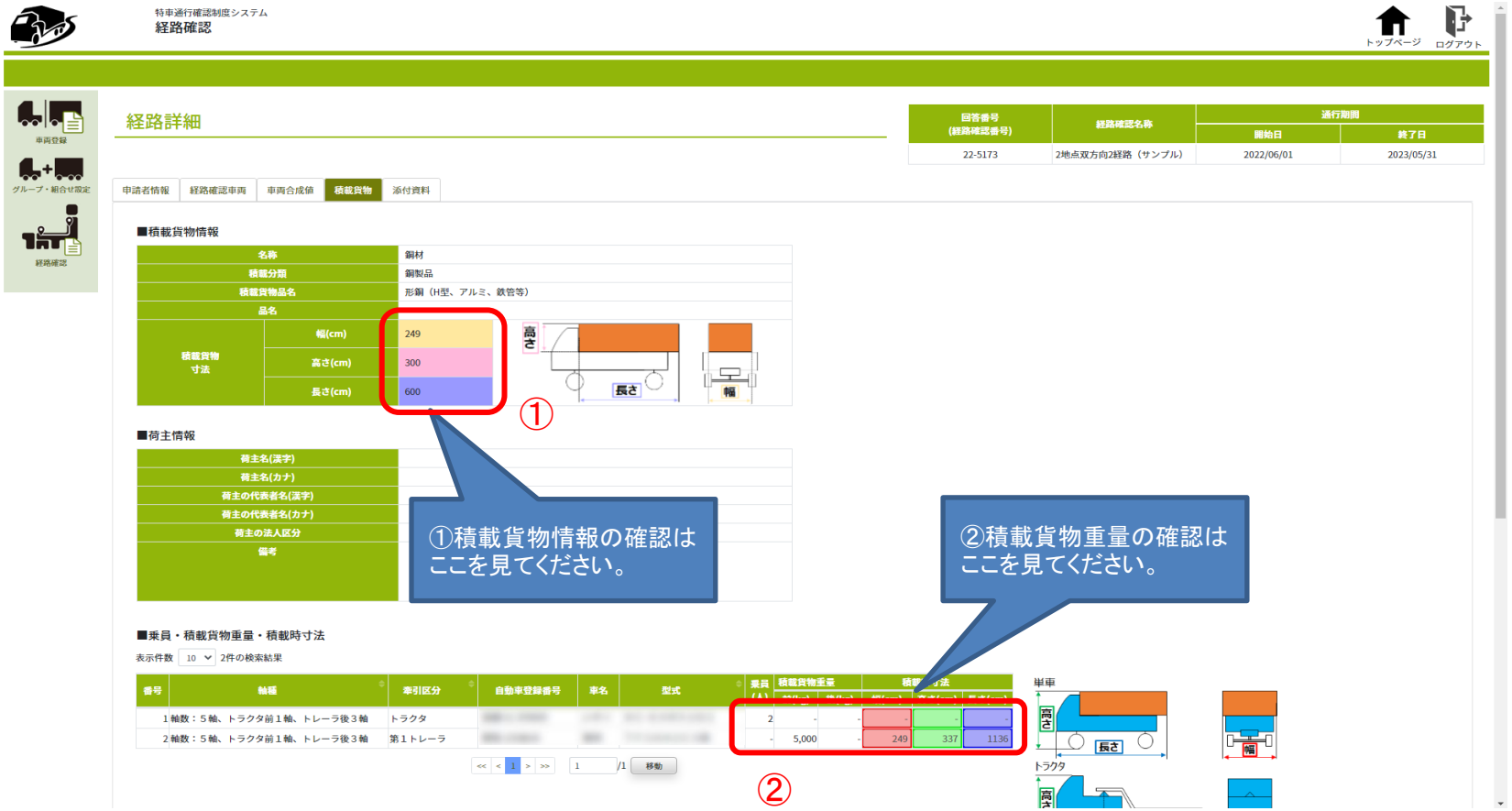
- 必要に応じて荷重分布や車両諸元明細を確認してください



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

入力内容の確認

- 積載貨物の確認をしてください。



全体の流れ
【第1章】
特殊車両通行手続きについて
【第2章】
申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
現在
STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

算定予約

- 確認して問題が無ければ、右下にある「算定予約開始」をクリックして算定の予約を行います。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定予約

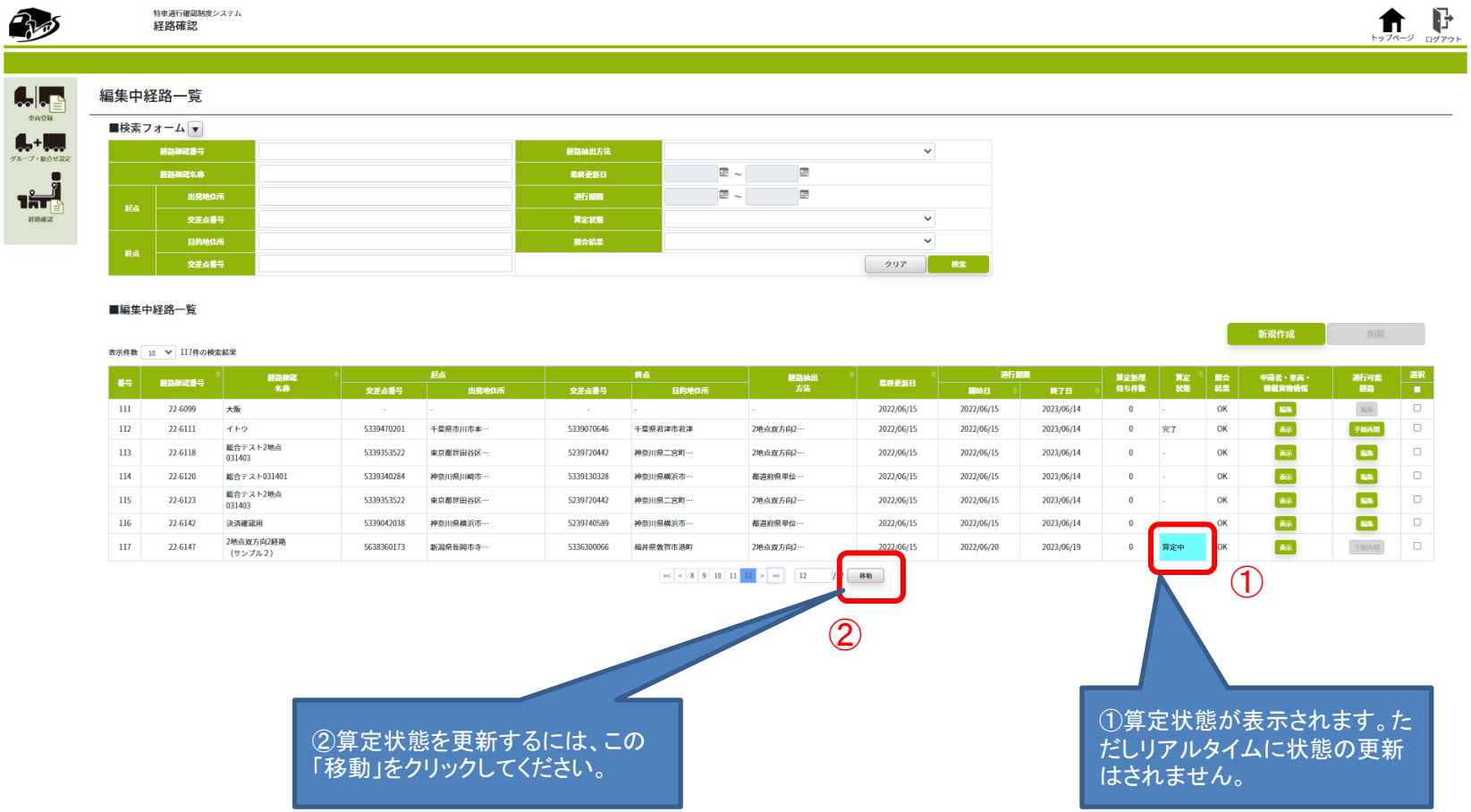
- 経路探索の算定予約が完了すると下の画面が表示されます。
- 「編集中経路一覧へ」をクリックして編集中経路一覧画面に移動します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定予約（算定状態確認）

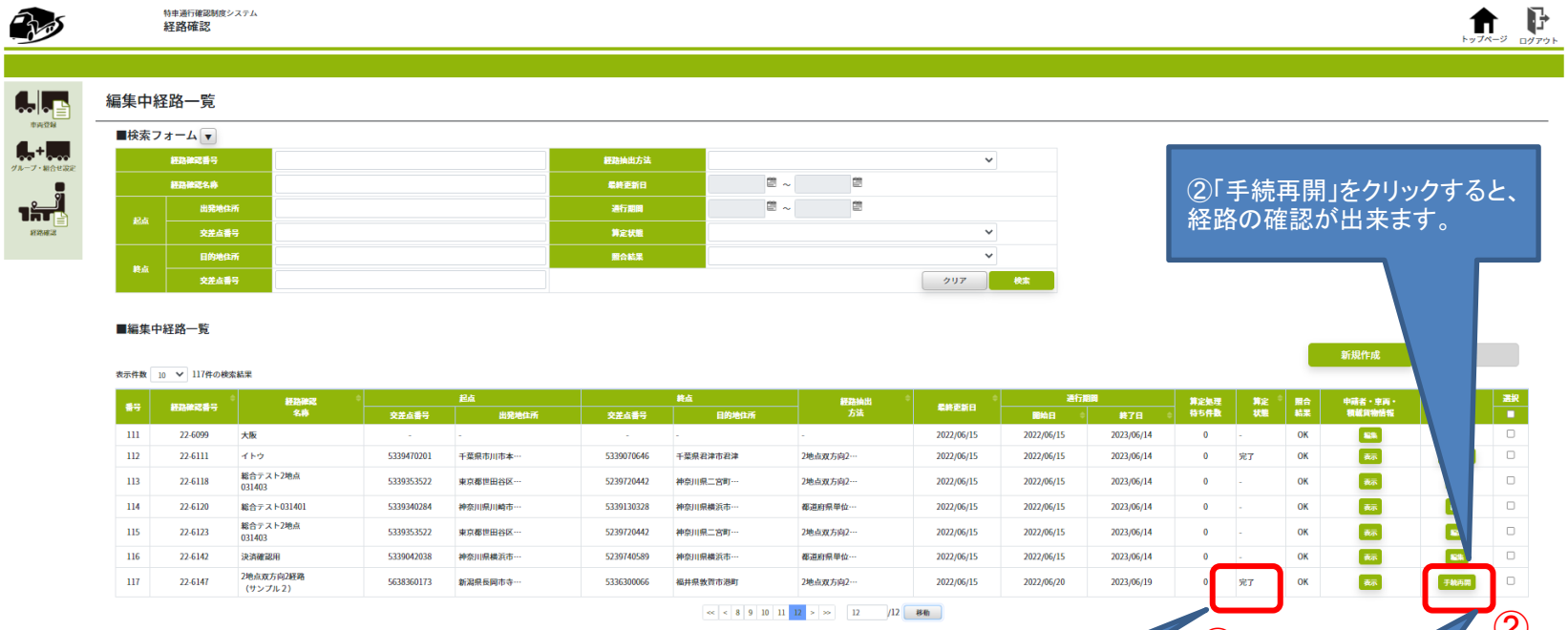
- 編集中経路一覧の算定状態に状態が表示されます。算定作業中は「算定中」と表示されます。
- 算定が完了しても、この画面上ではリアルタイムに表示は変わらないので、一覧の下にある「移動」をクリックしてください。算定状態が更新されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 経路が探索出来たら、算定状態が「完了」になりますが、主経路、代替経路、渡り線のいずれか一つでも正常に探索できなかった場合は、「要確認」または「算定エラー」と表示されます。
- 「完了」となったら、「手続再開」をクリックして経路を確認し、手数料支払いへ進んでください。
- 「要確認」または「算定エラー」の場合は、「手続再開」をクリックして入力内容の確認を行ってください。



算定が終わったら、「手続再開」で通行可能経路を確認して下さい。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（メールによる結果通知　経路取得完了）

- ユーザ登録で入力されたメールアドレス宛に、算定結果のメールが届きます。
- 下記の例は主経路および代替経路が取得できた場合のサンプルです。

【特車通行確認制度システム】2地点双方向2経路検索結果取得「完了」のお知らせ

○○○○　様

特殊車両通行確認システムにて登録されました経路において
通行可能経路が取得できたことをお知らせいたします。

下記 URL よりログインを行い、
トップページ＞経路確認メニュー＞新規作成・編集より該当する経路を検索してご確認ください。※PC 版でのログインを推奨
https://www.newtokusya.ktr.mlit.go.jp/tokusyadrm_shinsei/SC2102001T

なお、本件に関するお問い合わせについては、下記の窓口まで
ご連絡ください。

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けできませんので
あらかじめご了承ください。

****
HIDO （一財）道路新産業開発機構　特車登録センター問合せ窓口
Mail：hido-tks-info@tks.hido.or.jp
TEL　：0120-161-948　FAX：03-6280-8574
受付時間帯： 09:00 ～ 17:30（土日祝日を除く）

https://www.tks.hido.or.jp/
〒112-0014 東京都文京区関口 1-23-6 プラザ江戸川橋ビル 2 階
****

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（メールによる結果通知　経路取得一部完了）

- ユーザ登録で入力されたメールアドレス宛に、算定結果のメールが届きます。
- 下記の例は経路が取得できているが、代替経路または渡り線の取得ができていない場合のサンプルです。

①

【特車通行確認制度システム】2地点双方向2経路検索結果取得「完了」のお知らせ（経路の一部の確認が必要）

①メールのタイトルが変わりました。

○○○○　様

特殊車両通行確認システムにて登録されました経路において
通行可能経路が取得できたことをお知らせいたします。
ただし、通行可能経路の一部が取得できていない状況となっておりますので、ご確認ください。このまま、経路確認を継続することも可能です。 ②

②文面に経路確認の状況が追加されました。

下記 URL よりログインを行い、
トップページ＞経路確認メニュー＞新規作成・編集より該当する経路を検索してご確認ください。※PC 版でのログインを推奨
https://www.newtokusya.ktr.mlit.go.jp/tokusyadrm_shinsei/SC2102001T

なお、本件に関するお問い合わせについては、下記の窓口までご連絡ください。

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けできませんので
あらかじめご了承ください。

****

HIDO （一財）道路新産業開発機構　特車登録センター問合せ窓口
Mail：hido-tks-info@tks.hido.or.jp
TEL　：　0120-161-948　FAX：03-6280-8574
受付時間帯：　09:00 ～ 17:30（土日祝日を除く）

https://www.tks.hido.or.jp/
〒112-0014 東京都文京区関口 1-23-6 プラザ江戸川橋ビル２階

****

2024年3月のシステム改良で、主経路は取得できているが代替経路または渡り線の取得が出来ていない場合には、「完了」のお知らせ（経路の一部の確認が必要）のタイトルとし、文面で通行可能経路の一部が取得できていない状況であることを通知するようになりました。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（メールによる結果通知　経路取得未完了）

- ユーザ登録で入力されたメールアドレス宛に、算定結果のメールが届きます。
- 下記の例は主経路が取得できていない場合のサンプルです。

【特車通行確認制度システム】2地点双方向2経路検索結果取得「未完了」のお知らせ ①

①メールのタイトルが変わりました。

○○○○　様

特殊車両通行確認システムにて登録されました経路において
通行可能経路が取得できなかったことをお知らせいたします。

車両や起点、終点、経由地の見直し、もしくは特殊車両通行許可システムの利用をご検討ください。 ②

②文面に経路確認の状況が追加されました。

下記 URL よりログインを行い、
トップページ＞経路確認メニュー＞新規作成・編集より該当する経路を検索してご確認ください。※PC 版でのログインを推奨
https://www.newtokusya.ktr.mlit.go.jp/tokusyadrm_shinsei/SC2102001T

なお、本件に関するお問い合わせについては、下記の窓口までご連絡ください。

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けできませんのであらかじめご了承ください。

****
HIDO （一財）道路新産業開発機構　特車登録センター問合せ窓口
Mail：hido-tks-info@tks.hido.or.jp
TEL　：　0120-161-948　FAX：03-6280-8574
受付時間帯：　09:00 ～ 17:30（土日祝日を除く）

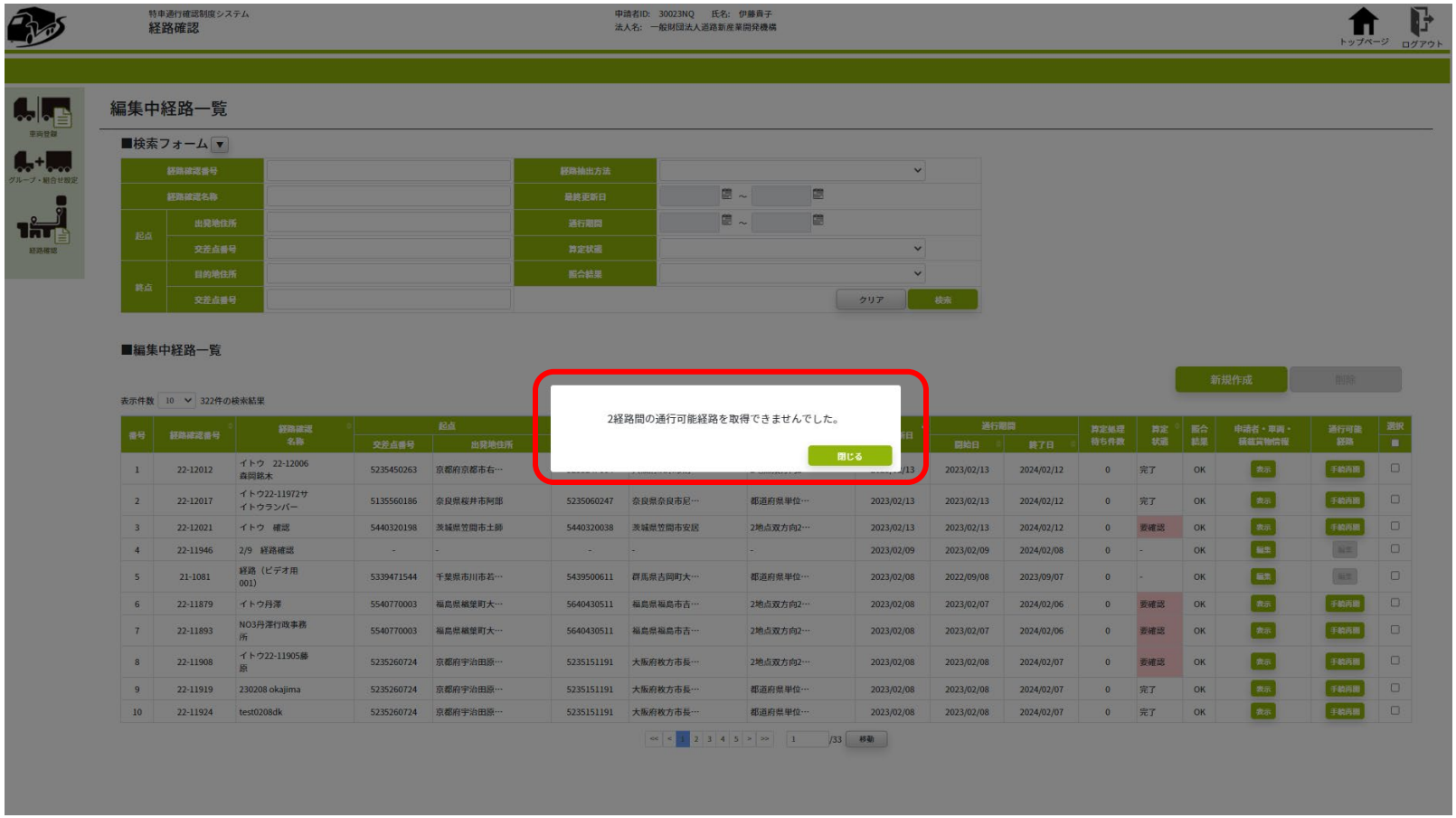
https://www.tks.hido.or.jp/
〒112-0014 東京都文京区関口 1-23-6 プラザ江戸川橋ビル２階
****

2024年3月のシステム改良で、主経路が取得できていない場合には「未完了」のタイトルとし、文面に起終点および経由地点の見直しや許可制度の利用の案内を通知するようになりました。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（メールによる結果通知）

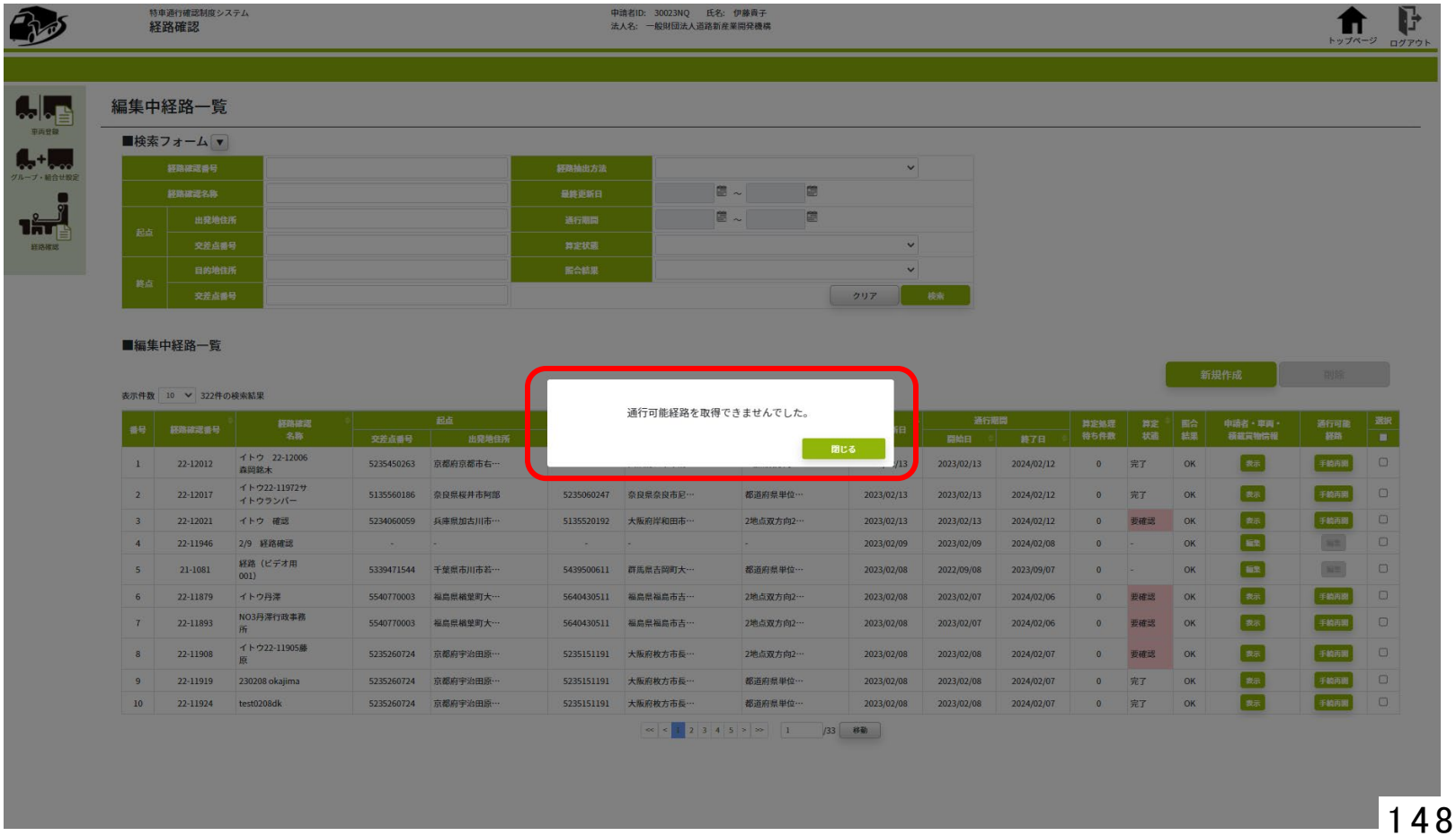
- 下記のように「2経路間の通行可能経路を取得できませんでした。」というエラーメッセージが表示された場合は、代替経路か渡り線が取得出来ていません。
- 念のために「手続再開」で取得できた経路を確認し、渡り線がなくても良い（主経路、代替経路が走行できれば良い）場合は、そのまま手数料支払に進んで下さい。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（メールによる結果通知）

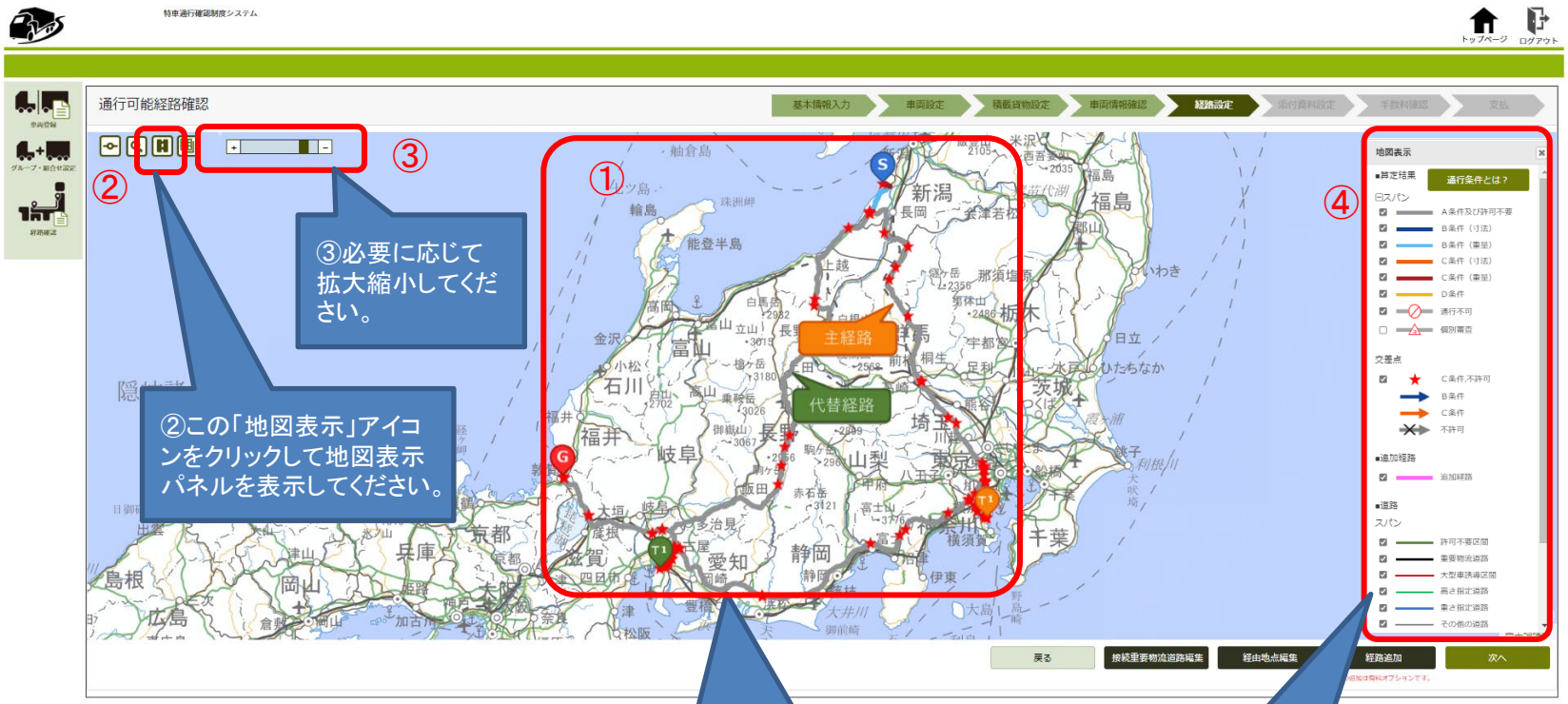
- 下記のように「通行可能経路を取得できませんでした。」というエラーメッセージが表示された場合は、主経路、代替経路、渡り線のいずれか、または全てが取得出来ていません。
- 念のために「手続再開」で経路を確認し、走行したい経路が取得できていることが確認出来たら、手数料支払に進むことが出来ます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

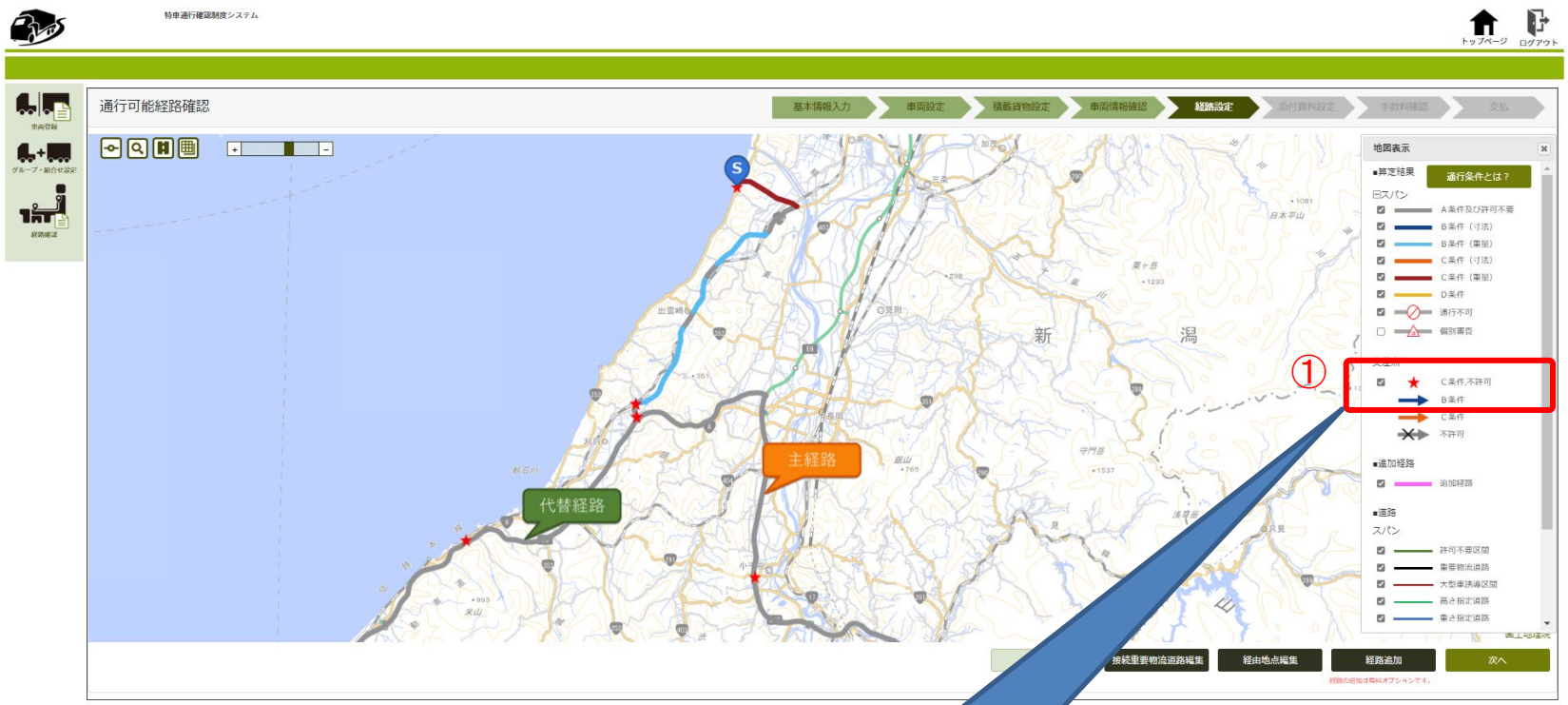
- 地図上に起点・終点・経由地と探索できた経路が表示されます。
- 通行条件は「地図表示」のアイコンをクリックして表示される地図表示パネルで確認できます。
- 必要に応じて地図の縮尺を拡大するなどして、経路を確認してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（通行条件の確認）

- C条件の交差点は、地図上に赤い星マーク「★」で表示されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（折進情報の確認）

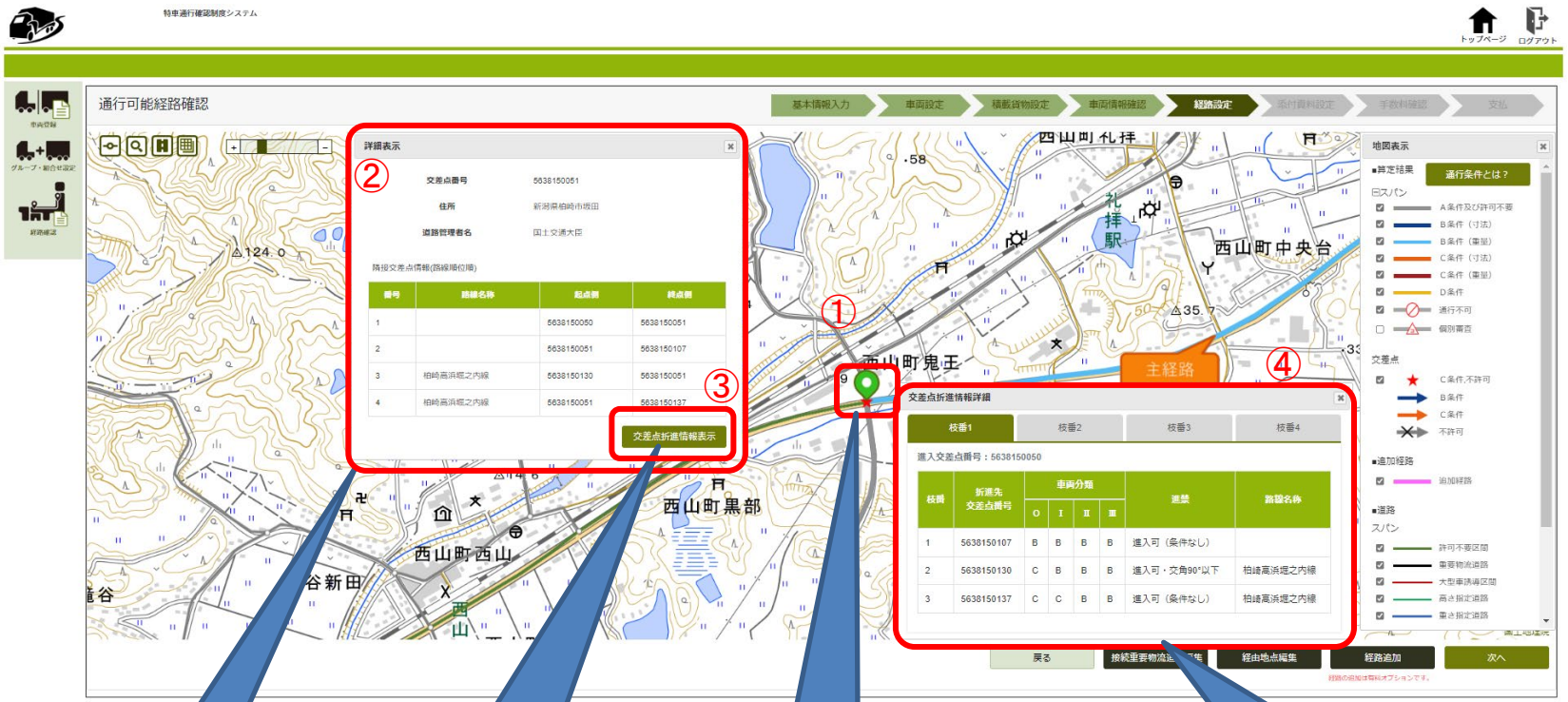
- C条件の交差点の折進情報を確認するには、該当する交差点の「★」をクリックしてください。
- 交差点の拡大地図が現れて、折進情報が表示されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認 ◀現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（交差点情報の確認）

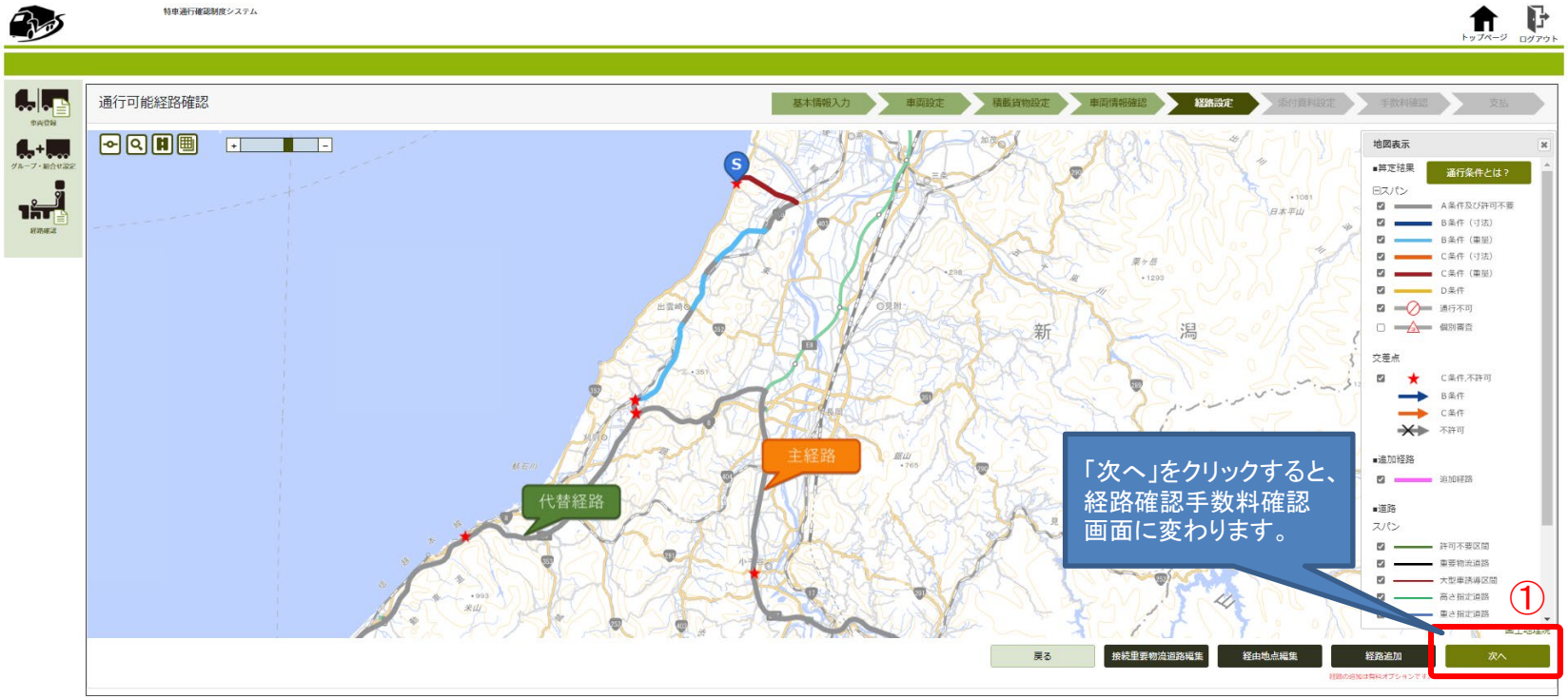
- 通行条件に関わらず、経路上の交差点で右クリックすると交差点の詳細情報が表示されます。
- 新たに詳細情報のパネルが開き、交差点の情報が表示されます。
- さらに詳細情報パネル右下の「交差点折進情報表示」をクリックすると、交差点折進情報パネルが現れ、詳細な情報が表示されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（！！注意事項！！）

- 算定結果の確認が終わっていない状態では、右下の「次へ」をクリックしないでください。
- 「次へ」をクリックすると経路確認手数料確認画面に変わりますが、この画面で「後で支払う」を選択すると「未支払一覧」に移動してしまい、以後の経路編集作業が出来なくなってしまいます。
- 手数料を支払えば、追加経路の編集ができるようになります。



★注意★

経路確認が完了し手数料を支払う方以外で、①この経路は使用しない、②起点・終点・経由地点の変更を行う可能性がある、に該当する場合は、「次へ」はクリックしないでください。
手数料の支払いが完了しない限り、経路追加が出来ません。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経路追加）

- 編集中経路一覧にある（＝手数料支払いに進んでいない）経路は、経路追加することが可能です。
- 経路追加は別途手数料がかかります。
  追加料金＝車両台数（台）×（追加経路の延長km（10km単位に切り上げ）÷10）×10km延長あたりの単価（100円）
- 経路追加の操作方法については、④通行可能経路の確認　-経路追加-を参照してください。

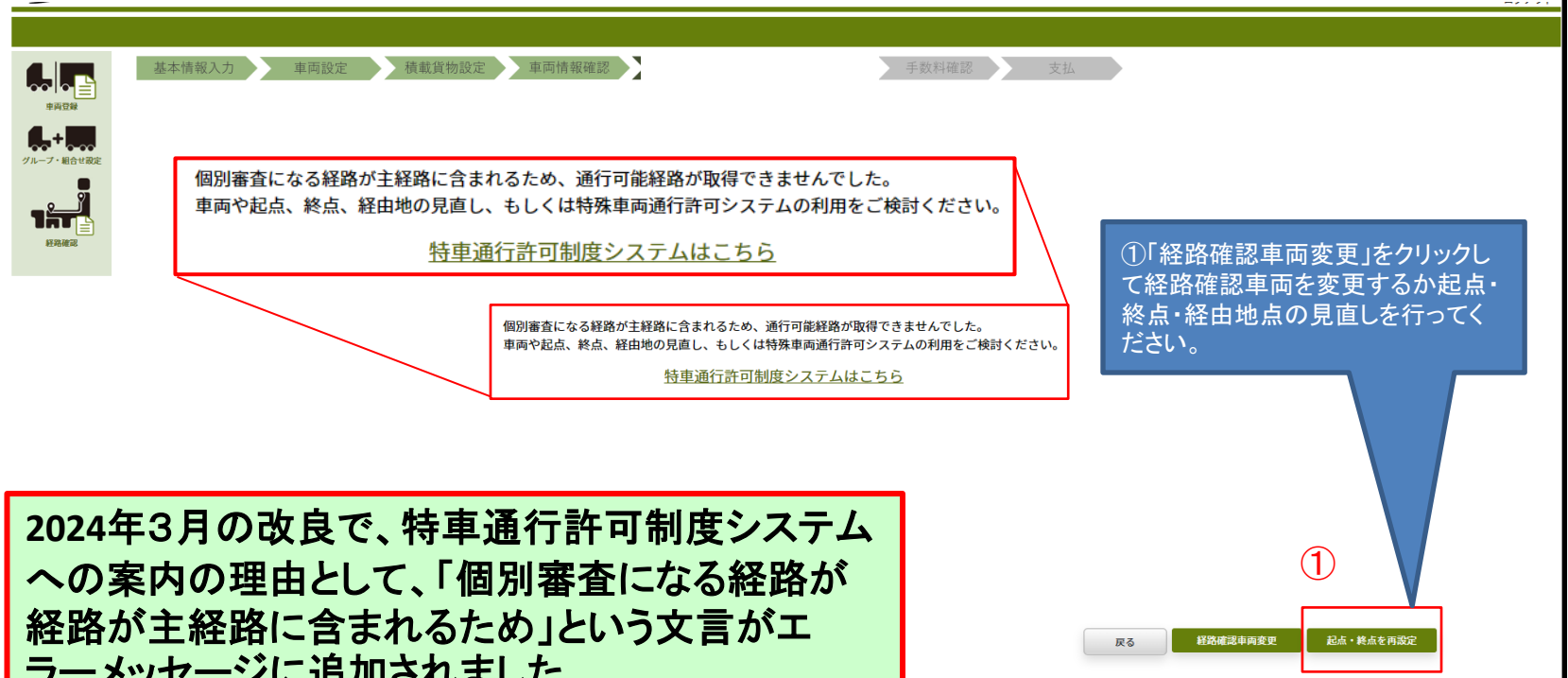


②経路追加の場合は、追加の手数料が必要であることの確認が表示されます。経路追加に進む場合は「はい」をクリックしてください。

①経路追加を行う場合は「経路追加」をクリックしてください。

算定結果の確認（個別審査が必要な場合）

- 個別審査が必要な経路があると判定された場合はこの画面が表示されます。
- 理由は車両の寸法や重量の制限値越え、起点・終点・経由地点が妥当でないなどが考えられます。
- 車両の組み合わせの変更や経路の編集を行って、再度算定を行ってください。
- 個別審査が必要な経路の走行が必要な場合は。「特車通行許可制度」をご利用ください。

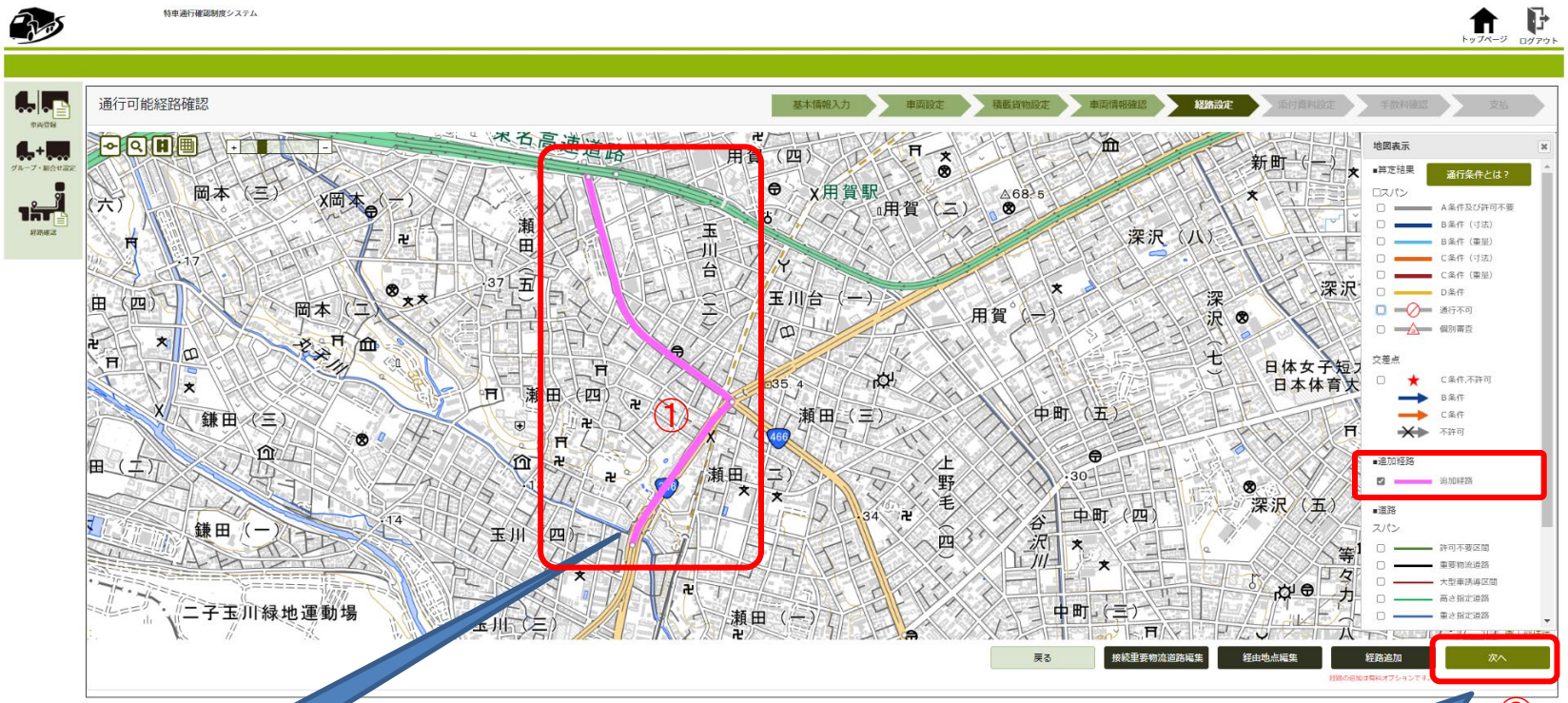


2024年3月の改良で、特車通行許可制度システムへの案内の理由として、「個別審査になる経路が経路が主経路に含まれるため」という文言がエラーメッセージに追加されました。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経路追加）

- 地図上に追加経路がピンク色で表示されます。
- 経路を確認して問題が無ければ「次へ」で手数料支払い画面に移ります。
- 算定結果の確認が終わっていない状態では、右下の「次へ」をクリックしないでください！！経路確認と同様に、「後で支払う」を選択すると未支払一覧に移動し、経路の編集が出来なくなります。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

- 「手数料支払」をクリックすると、決済手続き画面が表示されます。
- 決済手続き画面は新しく画面が表示されますので、画面に従って支払い手続きを行ってください。
- 「後で支払う」を選択して他の経路確認の結果と一緒に支払うことも可能です。その場合、この経路確認番号は「未支払経路一覧」に表示されます。



②今すぐ回答書のダウンロードが必要ではない場合や、他の経路確認結果と合わせて纏めて手数料を支払う場合などは、「後で支払う」をクリックしてください。
「後で支払う」を選択すると、当該経路確認結果が「手数料支払い」の「未支払一覧」に表示されます。

①手数料を支払って回答書をダウンロードする場合は、「手数料支払」をクリックして支払い手続き画面に進んでください。

★注意★
※手数料支払いが完了していない状態では回答書は発行されません。
※回答書が発行されていない状態（手数料が未払い）では特殊車両の走行は出来ません。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

- 支払いが完了したらトップ画面から「経路一覧」をクリックして「確認済経路一覧」を表示します。
- 先ほど支払った経路確認番号のチェックボックスにチェックします。
- 画面右上の「回答書ダウンロード」ボタンが灰色から緑色に変わります。
- 「回答書ダウンロード」ボタンをクリックして回答書（PDF形式）をダウンロードしてください。
- マップの欄の「出力」をクリックすると、通行可能経路のマップをダウンロードすることが出来ます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

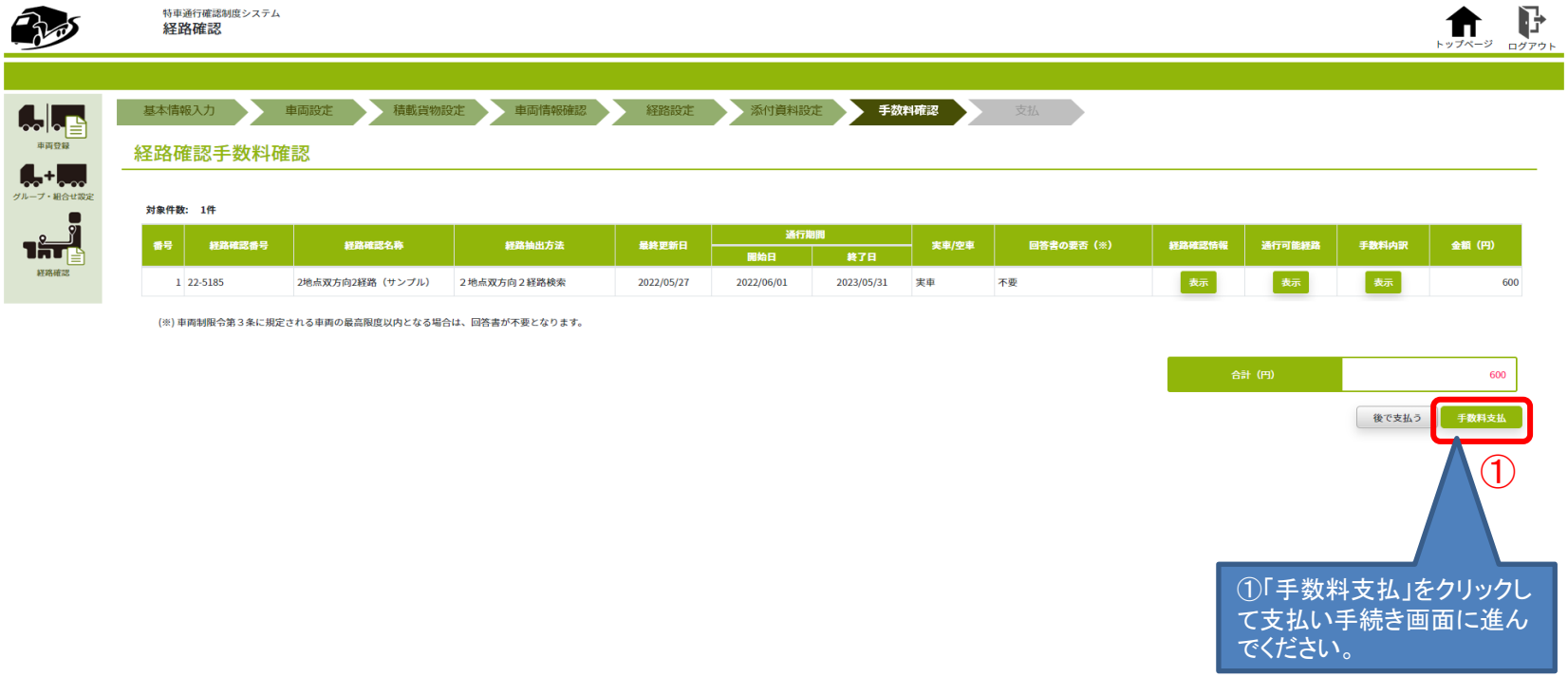
- 「後で支払う」を選択すると「未支払経路一覧」に表示されます。
- 手数料を支払う場合は、該当する経路確認番号のチェックボックスにチェックを入れてください。
- 右下の「請求手数料確認」が灰色から緑色に変わりますので、「請求手数料確認」をクリックして決済手続き画面画面に進んでください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

- 「手数料支払」をクリックして決済手続き画面に進みます。
- 決済手続き画面にしたがって手数料を支払います。
- 経路確認一覧から該当する経路確認番号のチェックボックスにチェックを入れます。
- 「回答書ダウンロード」ボタンが緑色になるので、クリックして回答書をダウンロードします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

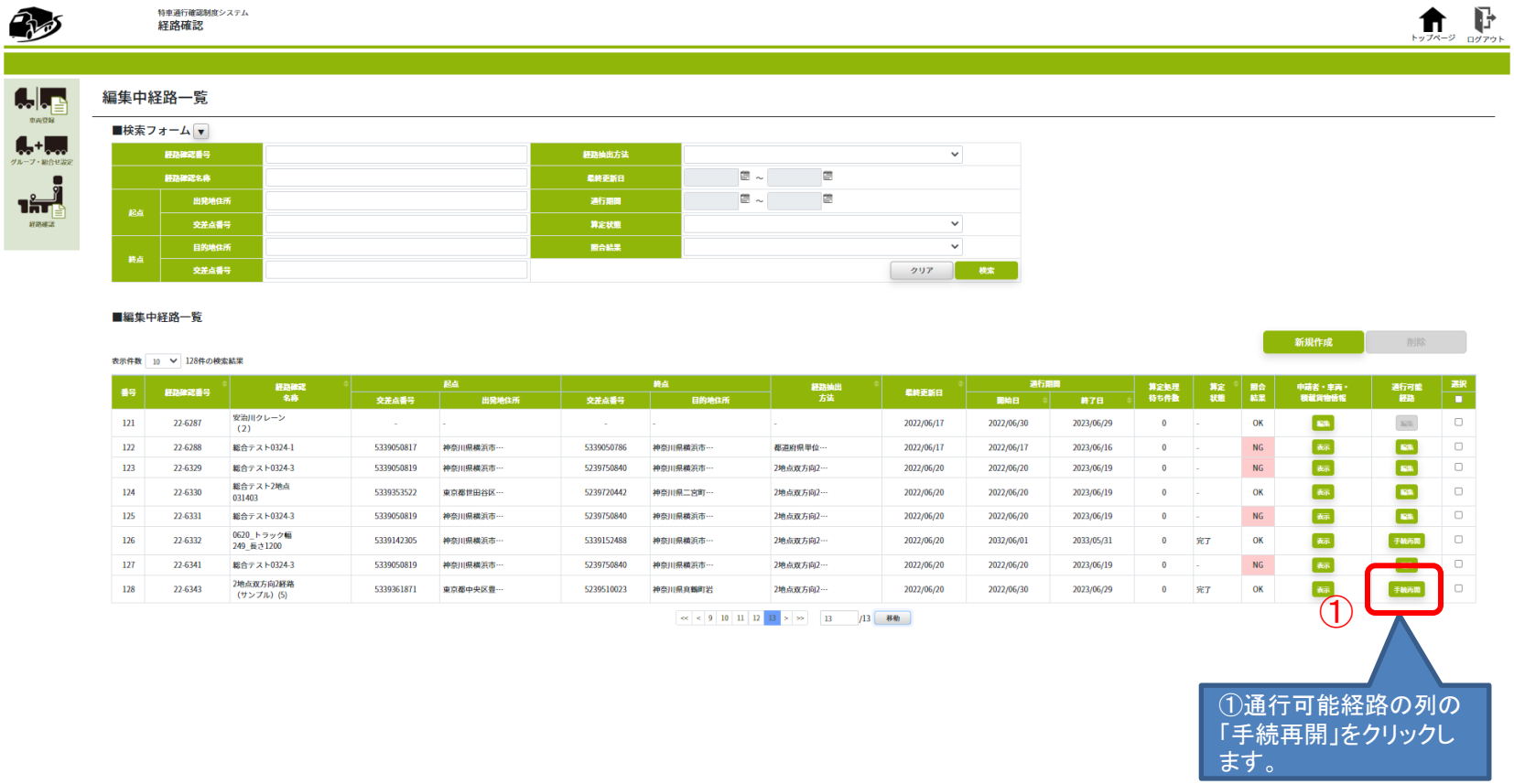
- 経路確認対象の車両の登録が完了していない場合には、下に示すようなエラーメッセージが表示されます。
- 車両登録の「手数料未支払一覧」から該当する車両を選択して、登録手数料を支払ってください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

編集中経路一覧表示

- 経由地点を変更したい場合は、編集中経路一覧を表示し、経由地点の編集を行う経路の「手続再開」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経由地点の編集

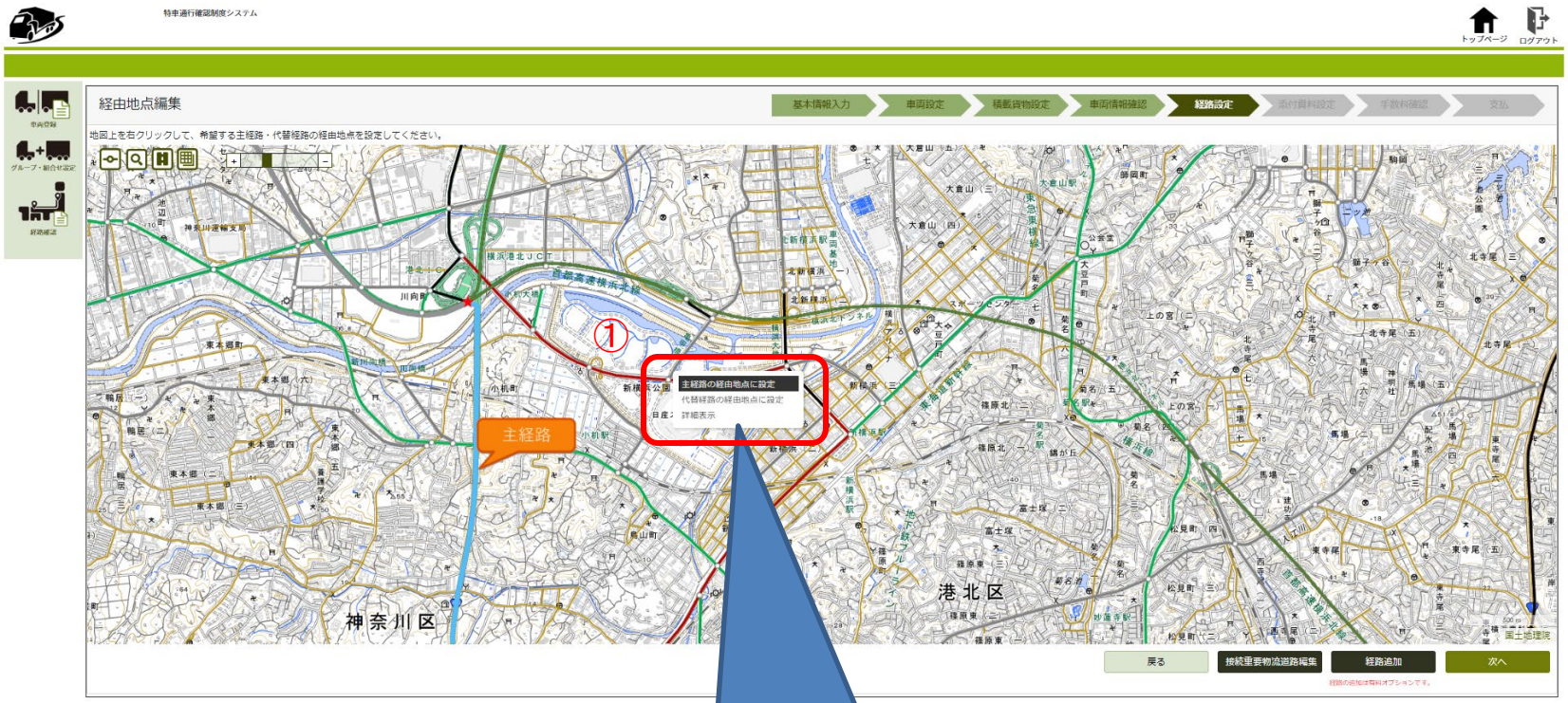
- 経路図が表示されるので右下の「経由地点編集」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経由地点の追加

- 追加したい経由地の交差点でマウスを右クリックします。
- 「主経路の経由地点に設定」または「代替経路の経由地点に設定」を選択します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経由地点の追加

- 新たな経由地点が「Tn」と表示されます（nは追加された経由地点の番号）。

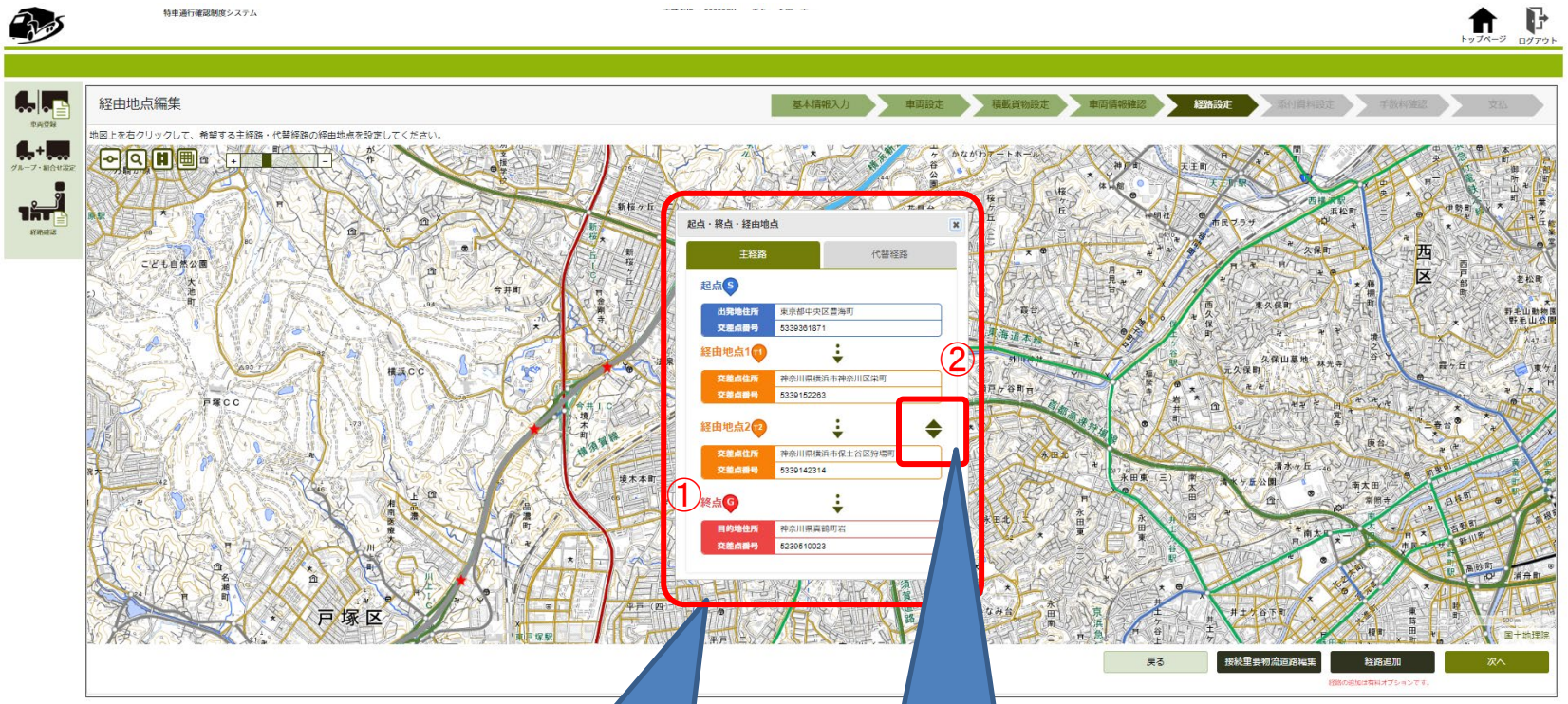


①新たな経由地点が表示されます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経由地点の追加

- 起点・終点・経由地点パネルに追加した経由地点が表示されます。
- 経由地点の順序は、パネル内の経由地点間にある「▲」「▼」で入れ替えることが出来ます。



①新たな経由地点が表示されます。

②「▲」「▼」をクリックすると、経由地点お順序を入れ替えることが出来ます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経由地点の削除

- 経由地点を削除する場合は、削除したい経由地点でマウスを右クリックし、「削除」を選択します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経由地点の削除

- 起点・終点・経由地点パネルで編集した経由地点が正しく反映されていることを確認します。
- 編集作業が完了したら、右下の「次へ」をクリックします。



①削除した経由地点が、起点・終点・経由地点パネルから削除されていることを確認します。

経由地点の追加や削除が終了したら、「次へ」をクリックします。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

入力内容の確認

- 必要に応じて経路確認車両や車両合成値、積載貨物を確認してください。
- 問題が無ければ右下の「算定予約開始」をクリックしてください。
- 「算定予約開始」以降の操作は、経路検索や経路追加と同様です。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定予約

- 「算定中経路一覧へ」をクリックして算定状態を確認します。

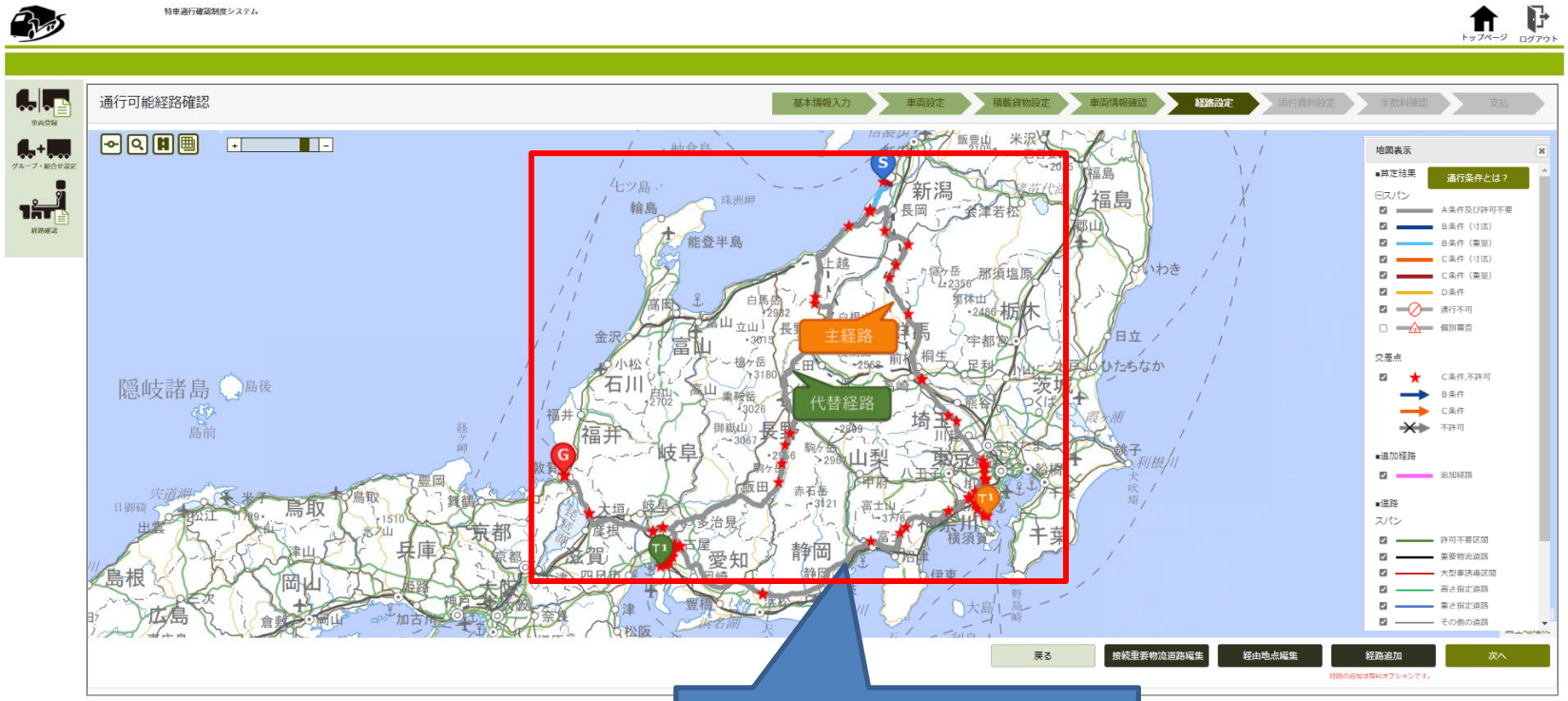


①算定予約が開始され、この画面が表示されたら「算定中経路一覧へ」をクリックして算定状態を確認します。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 経由地点の追加・削除が反映された新しい経路が表示されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

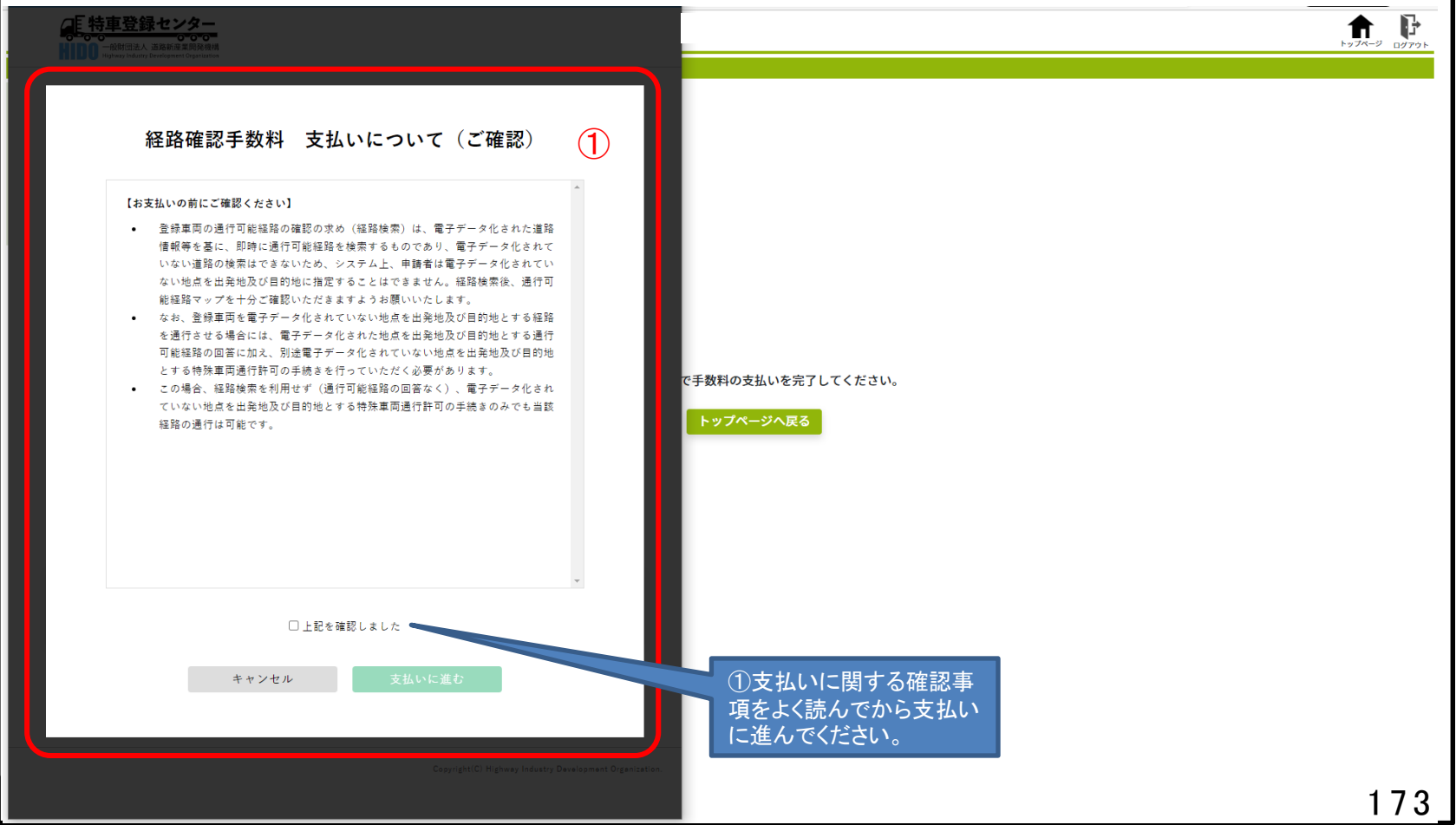
- 手数料を確認し、「後で支払う」か「手数料支払」を選択してください。
- 「後で支払う」を選択すると、他の追加経路料や経路検索の手数料と合算して支払うことが可能です。
- 但し、「後で支払う」を選択すると「未支払一覧」に表示され、手数料を支払うまでは経路追加や編集が出来ません。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

- 「手数料支払」をクリックすると、別ウィンドウでこの画面が表示されます。
- 支払いに関する確認事項をよく読んで、問題が無ければ「上記を確認しました」にチェックを入れて、「支払に進む」をクリックしてください。
- 以後の操作に関しては、「【第2章】申請手順　⑤手数料の支払い・回答書発行・回答書発行」を参照してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路抽出方法選択

- 都道府県検索では、選択した都道府県内の走行可能な経路を探索することが出来ます。

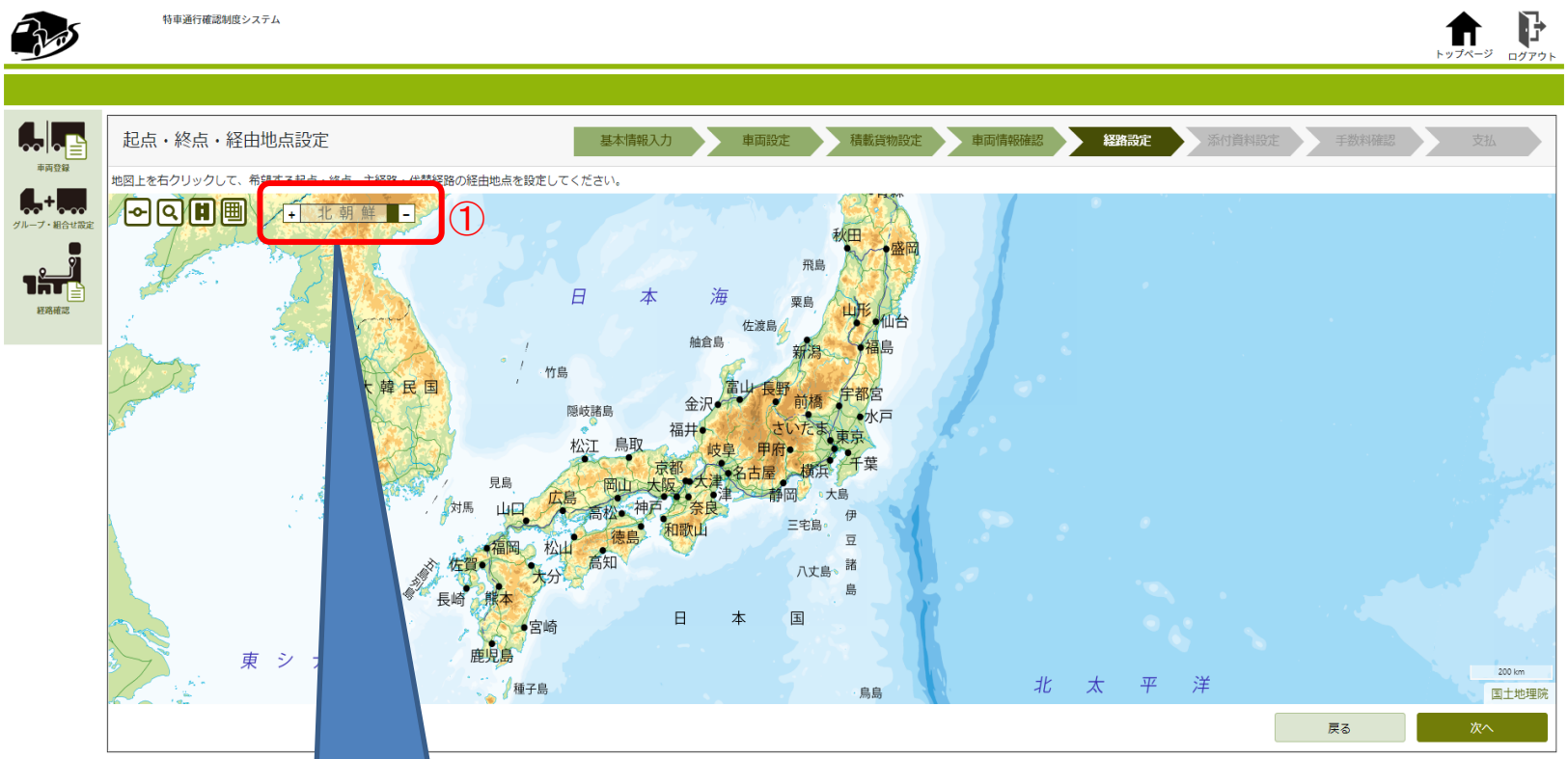


①「都道府県検索」を行う場合はこちらのボタンをクリックしてください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

地図のカスタマイズ

- 最初に日本地図の画面が表示されます。
- 地図の縮尺は、スライダーや「＋」「－」をクリックするか、マウスのスクロールボタンで変更することが出来ます。



①縮尺のスライダーや「＋」「－」ボタンまたはマウスのスクロールボタンにより地図の縮尺を適宜調節してください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

地図のカスタマイズ

- 背景地図は4つの種類から選択することが出来ます。
- 下のサンプルは地理院タイル（淡色）を選択した場合です。

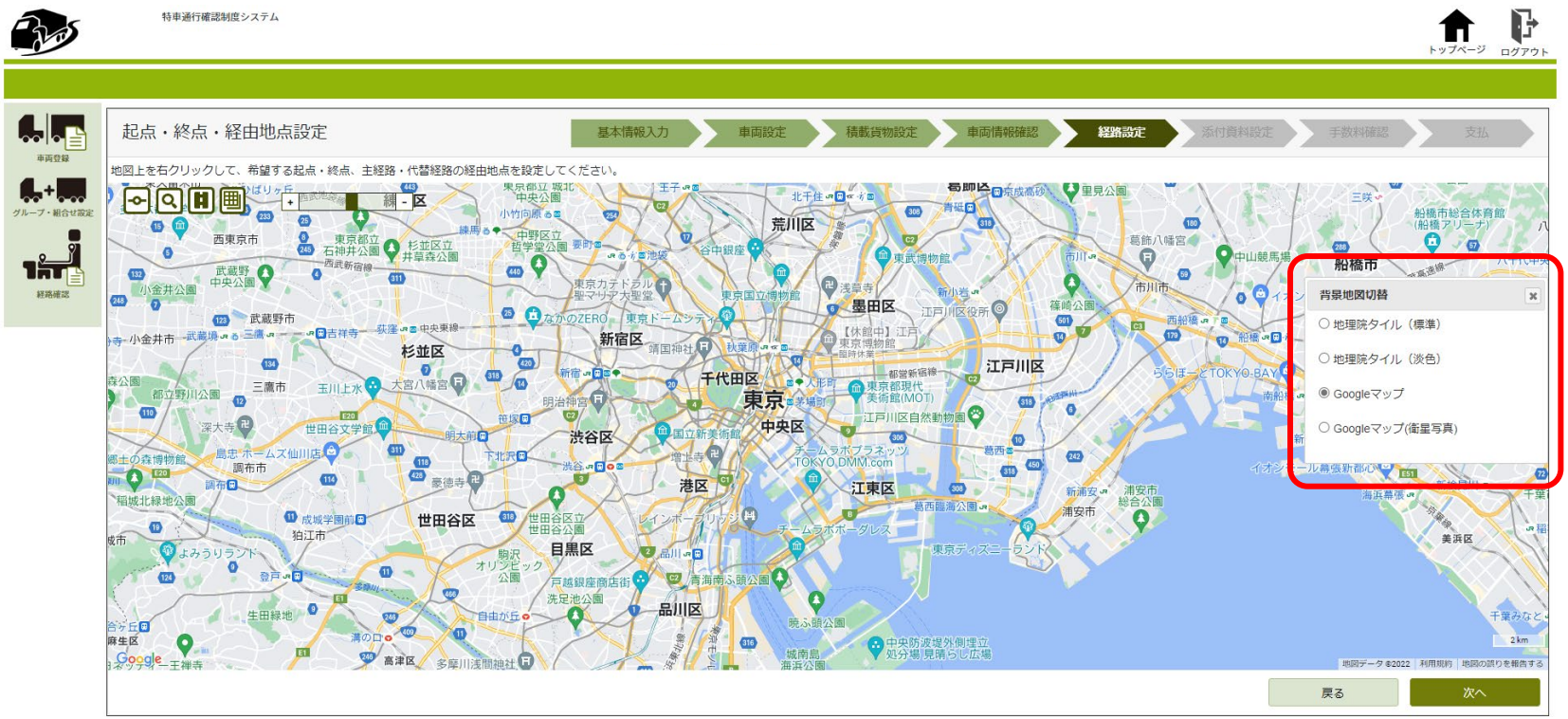


全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

地図のカスタマイズ

- 下のサンプルはGoogleマップを選択した場合です。

Googleマップを選択した場合の画面



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

起点・終点の設定

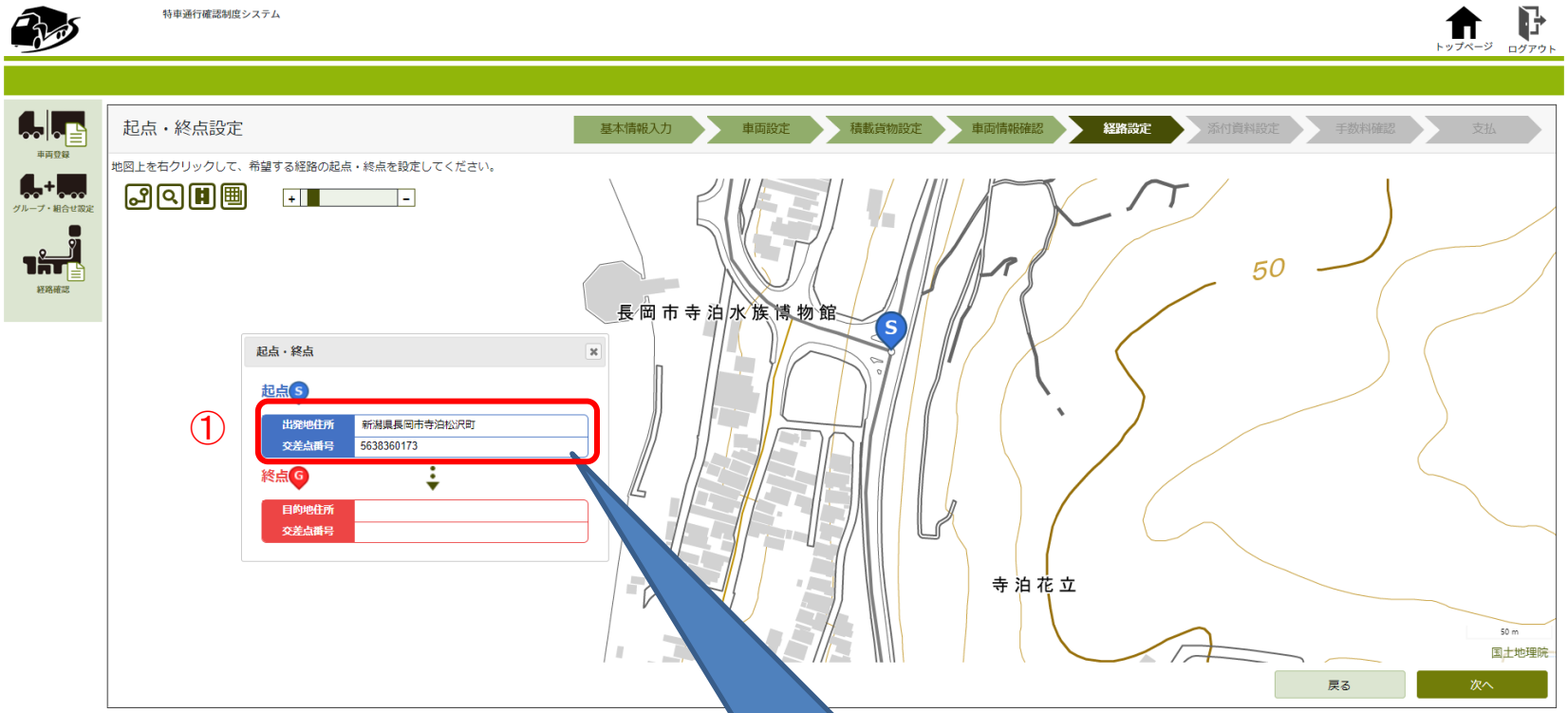
- 都道府県検索では起・終点間の経路を検索するのではなく選択された都道府県内の通行可能経路を網羅的に検索しますが、システム上、起点と終点の設定が必要です。
- 起・終点の設定は、地図上での直接設定でも交差点住所や交差点番号からの検索でも可能です。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

起点・終点の設定

- 起点・終点の窓が表示され、起点のところに出発地住所と交差点番号が表示されます。
- 念の為に入力した起点住所と交差点番号を確認してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

起点・終点の設定

- 起点・終点の設定はそれぞれ別々の方法（例：起点は地図上で直接設定し、終点は「交差点住所」で設定）で行っても構いません。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

起点・終点の設定

- 起点・終点の窓の終点のところに目的地住所と交差点番号が表示されます。
- 念の為に入力した目的地住所と交差点番号を確認してください。
- 右下の「次へ」をクリックすると、起・終点を結ぶ最小限の経路にある都道府県が自動的に選択されて、地図上にピンク色の網掛けが表示されます。



①終点の箇所に入力した目的地住所／交差点番号が表示されていることを確認します。

①「次へ」をクリックすると、起・終点を結ぶ最小限の経路にある都道府県が自動的に選択されてピンク色の網掛けがかかります。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

都道府県の設定

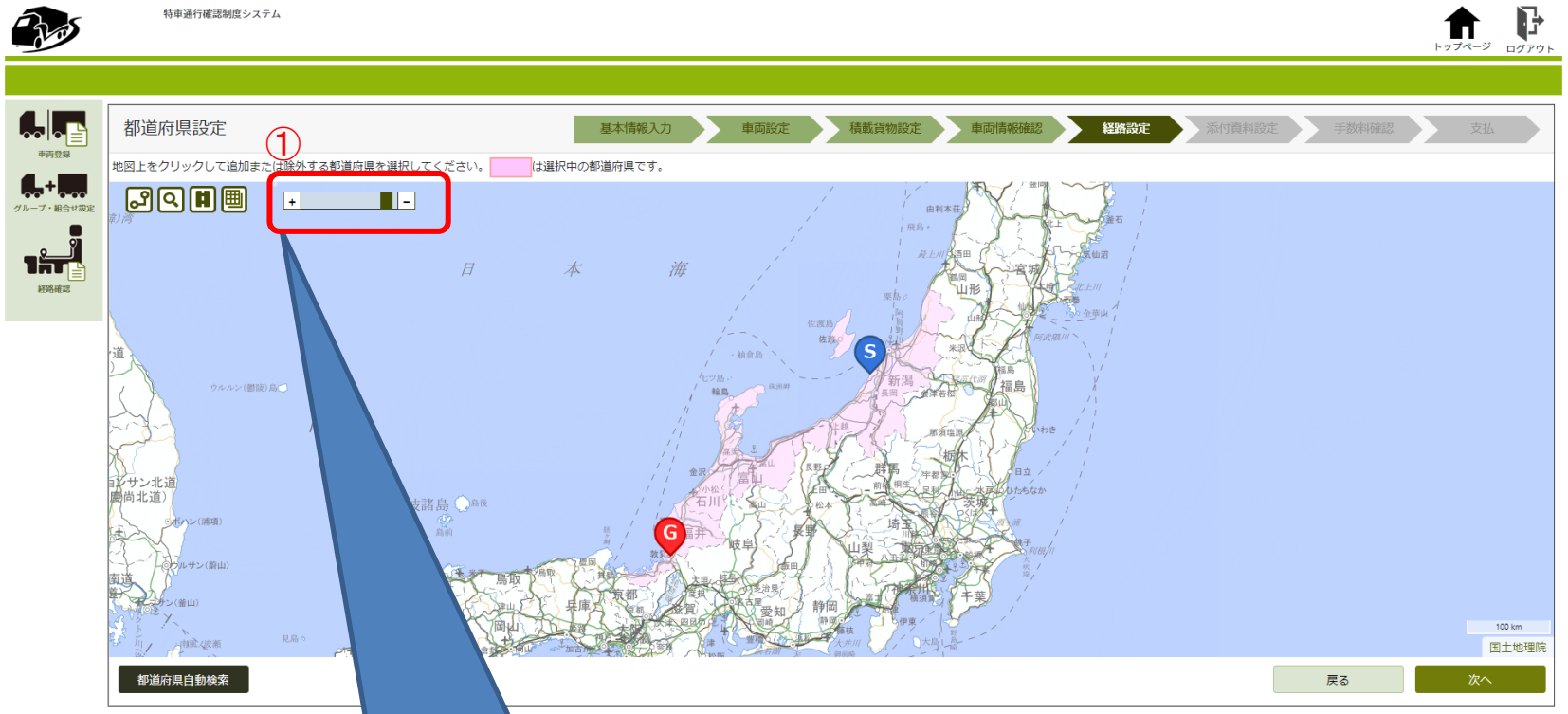
- 起･終点を結ぶ最小限の経路にある都道府県が自動的に選択されて、地図上にピンク色の網掛けが表示されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

都道府県の設定

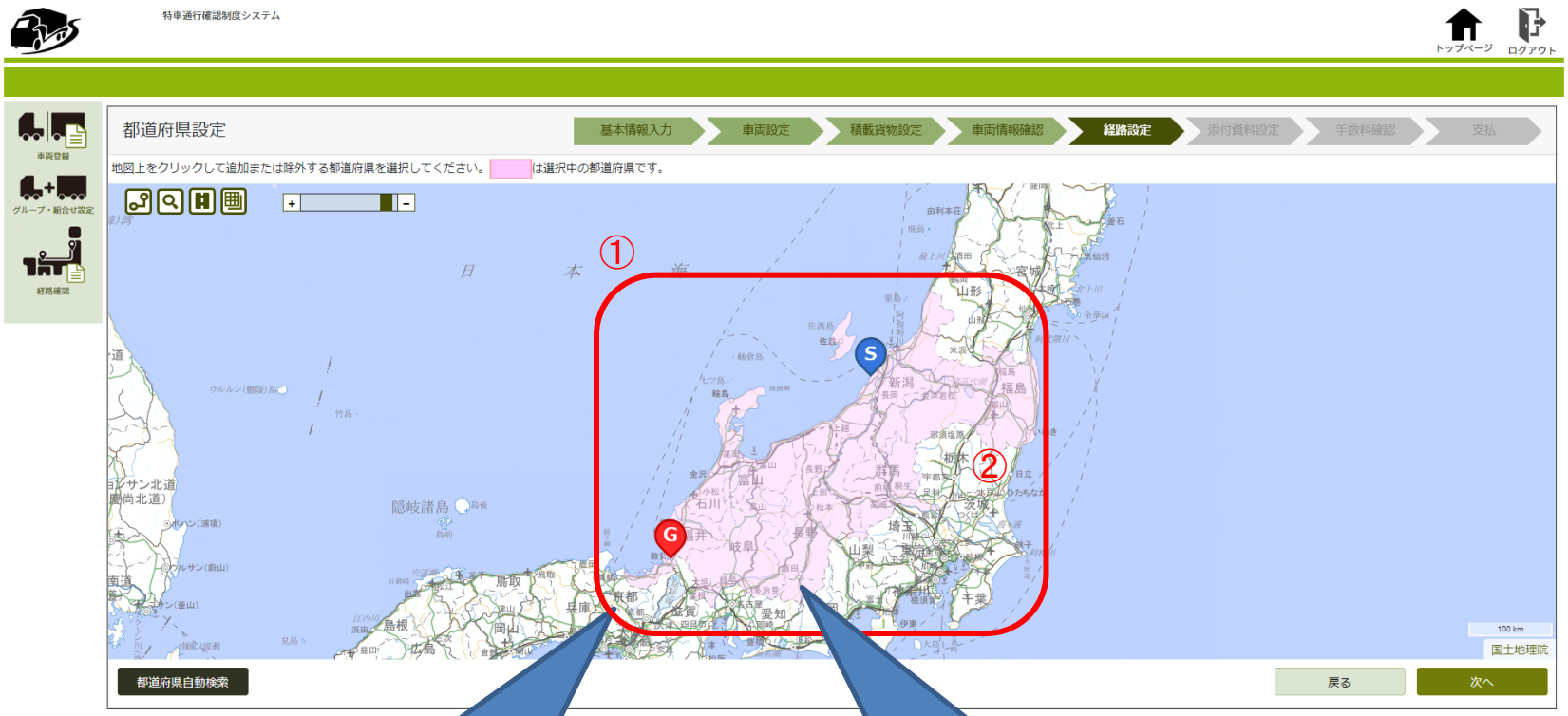
- 縮尺のスライダーや「＋」「－」ボタンまたは、マウスのスクロールボタンにより地図の縮尺を適宜調節して、選択された都道府県を確認してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

都道府県の設定

- 経路検索に追加したい都道府県がある場合は、地図上で直接マウスの左クリックをすることで追加されます。
- 追加された都道府県は同じようにピンク色の網掛け表示となります。



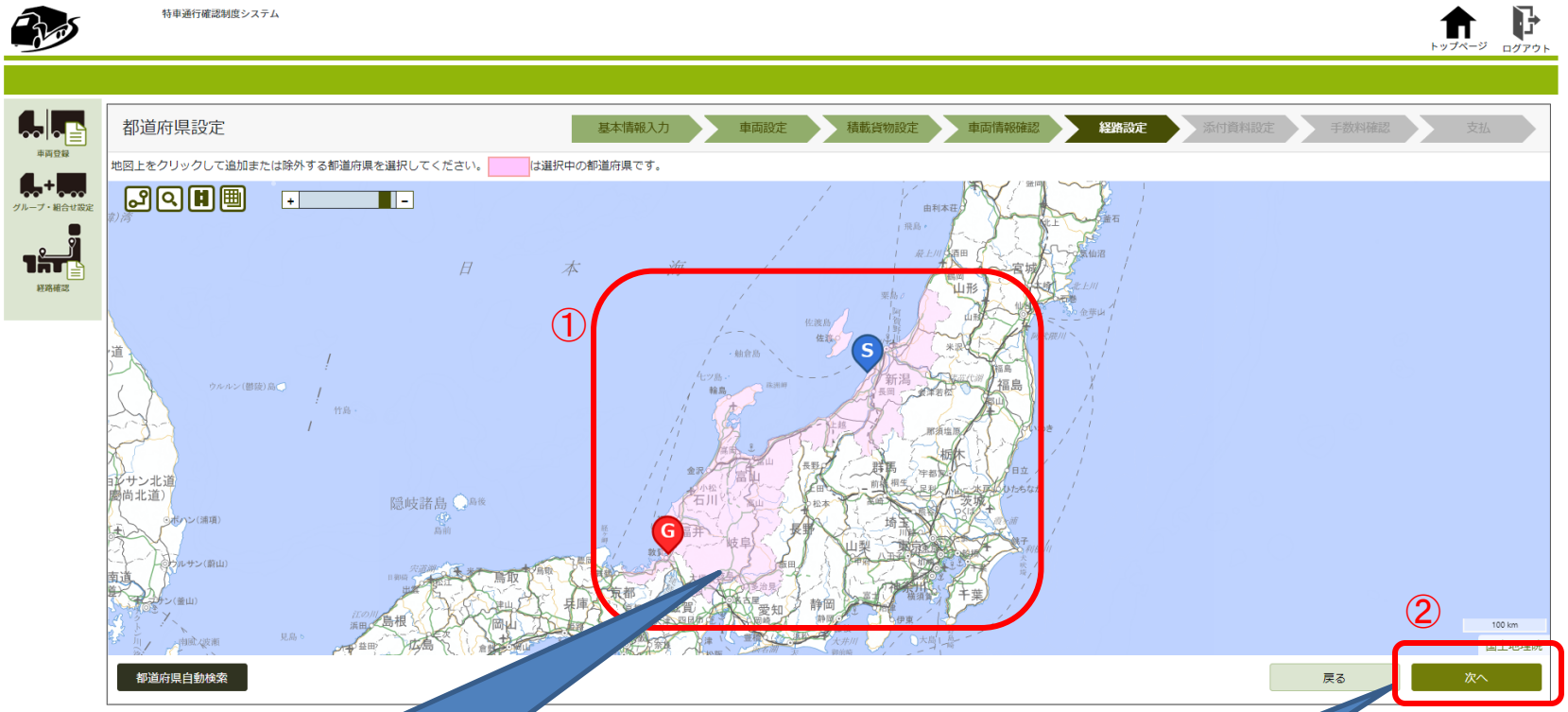
①経路検索に追加したい都道府県がある場合は、地図上で直接マウスの左クリックをすることで追加されます。

②追加された都道府県は同じようにピンク色の網掛け表示となります。
※この例では、福島県、群馬県、長野県、岐阜県が追加されています。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

都道府県の設定

- 検索対象とする都道府県が決定したら、右下の「次へ」をクリックします。



①最終的に検索対象とする都道府県を決めます。
※この例では、最終的に岐阜県のみを追加しています。

②都道府県の設定が終わったら「次へ」をクリックします。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

入力内容の確認

- 算定予約をする前に、入力内容の確認をします。
- 申請者情報を確認してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

入力内容の確認

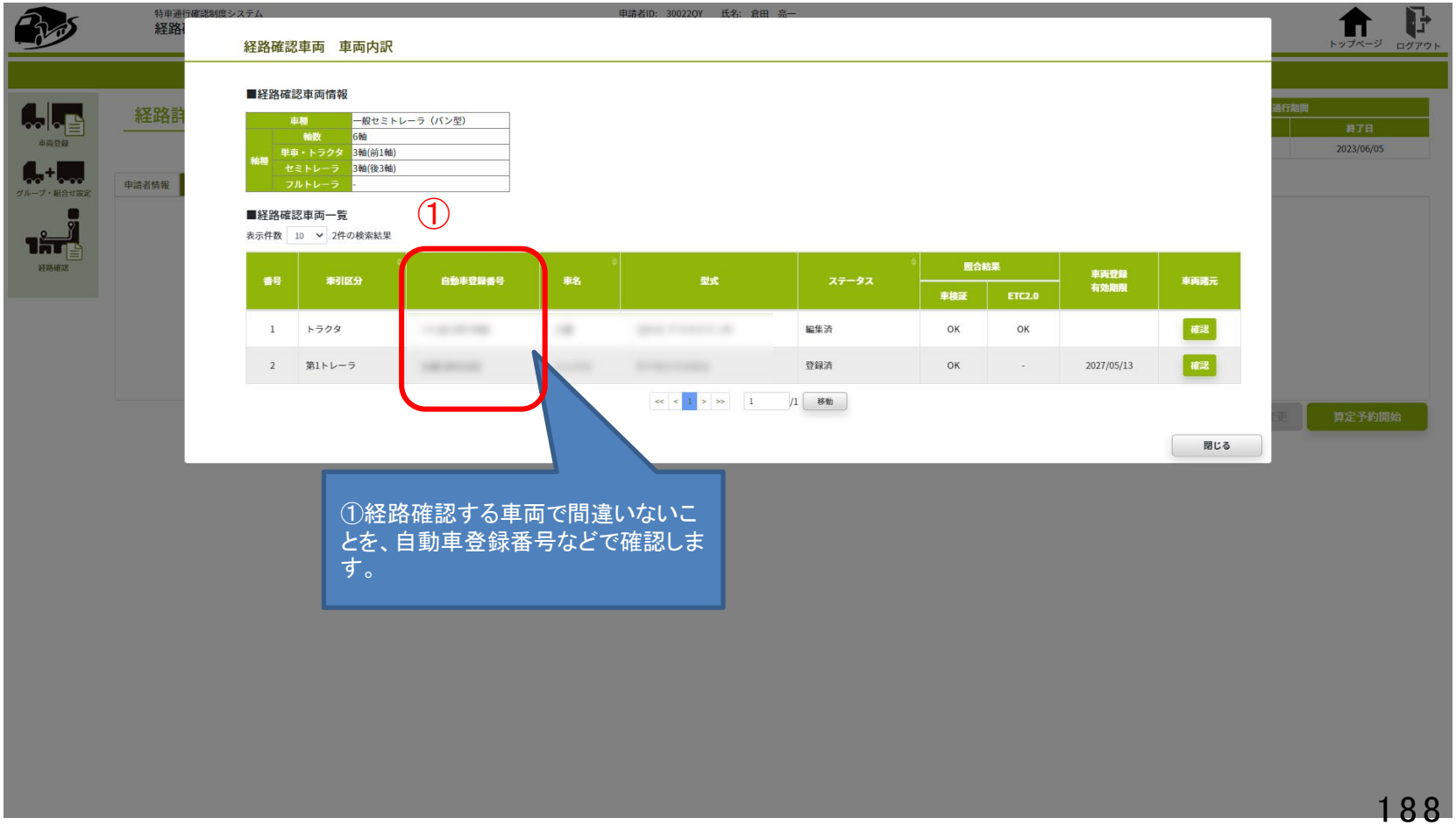
- 経路確認車両を確認してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

入力内容の確認

- 経路確認車両を確認してください。



全体の流れ

【第1章】
特殊車両通行手続きについて

【第2章】
申請手順

STEP①
利用者IDの取得

STEP②
車両の登録

STEP③
車両グループの設定

STEP④
通行可能経路の確認

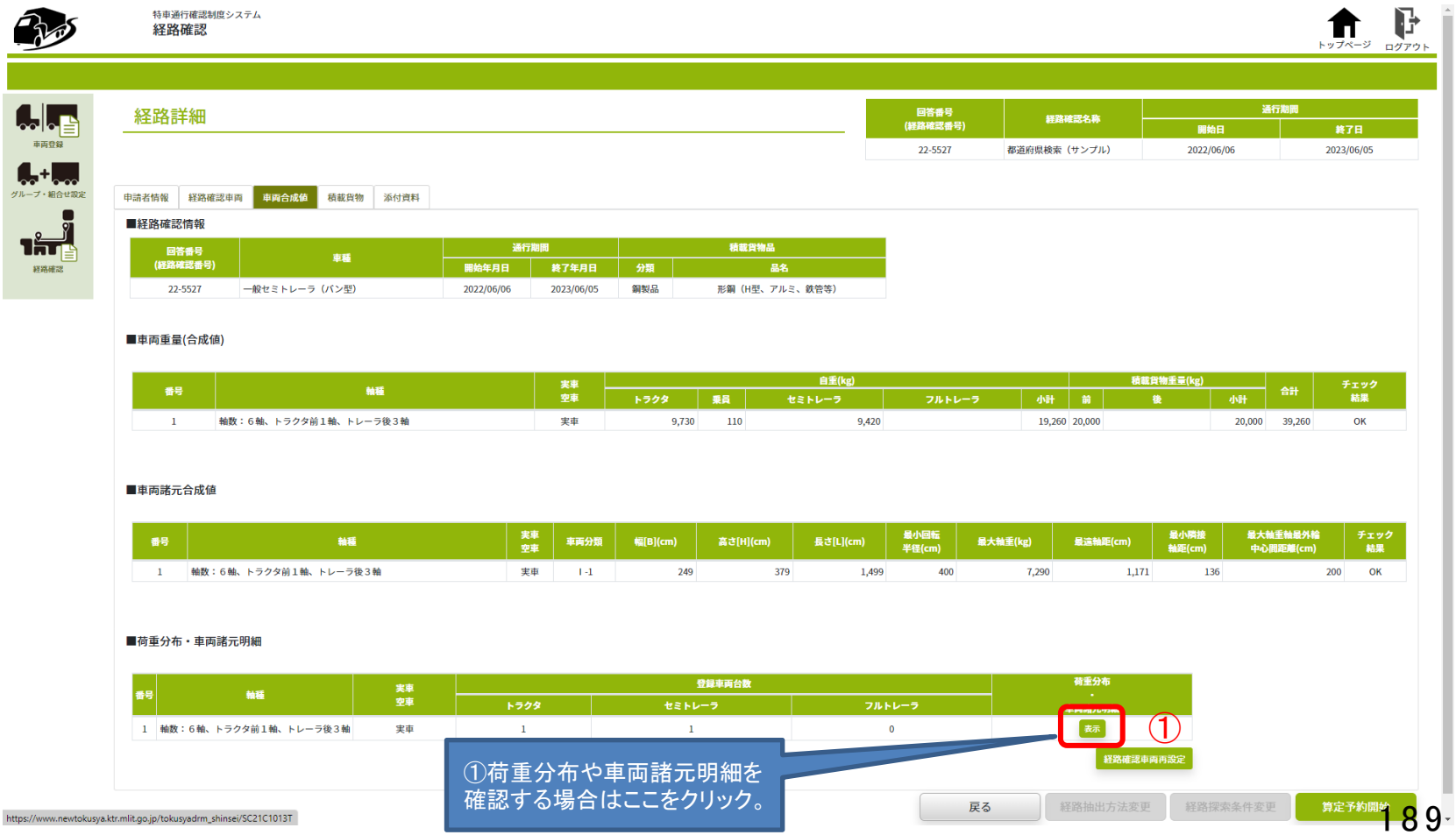
現在

STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行

STEP⑥
通行可能経路の閲覧

入力内容の確認

- 必要に応じて荷重分布や車両諸元明細を確認してください



①荷重分布や車両諸元明細を確認する場合はここをクリック。

全体の流れ

【第1章】
特殊車両通行手続きについて

【第2章】
申請手順

STEP①
利用者IDの取得

STEP②
車両の登録

STEP③
車両グループの設定

STEP④
通行可能経路の確認

現在

STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行

STEP⑥
通行可能経路の閲覧

入力内容の確認

- 積載貨物の確認をしてください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定予約

- 経路探索のために「算定予約開始」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定予約

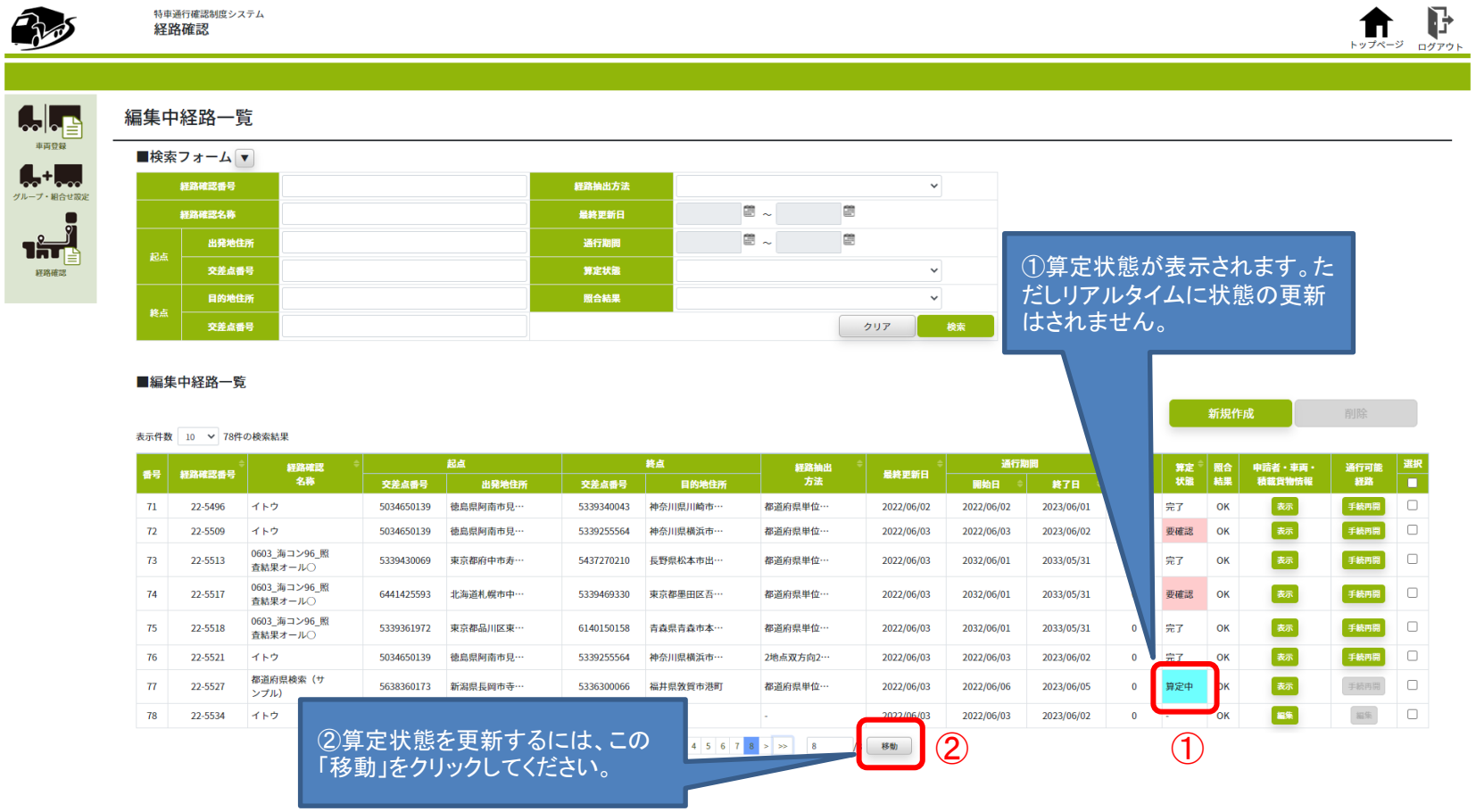
- 経路探索の算定予約が完了すると下の画面が表示されます。
- 「編集中経路一覧へ」をクリックして編集中経路一覧画面に移動します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 編集中経路一覧の算定状態に状態が表示されます。算定作業中は「算定中」と表示されます。
- 算定が完了しても、この画面上ではリアルタイムに表示は変わらないので、「移動」をクリックしてください。算定状態の表示が更新されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 走行可能な経路が探索出来た場合は算定状態に「完了」と表示されますが、正常に探索できなかった場合は、「要確認」または「算定エラー」と表示されます。
- 「完了」となったら、手続再開で経路を確認し、手数料支払いへ進んでください。
- 「要確認」または「算定エラー」の場合は、手続再開から必要な修正を行ってください。



全体の流れ
【第1章】
特殊車両通行手続きについて
【第2章】
申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
現在
STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- ユーザ登録の際に入力されたメールアドレス宛に、下記のような算定結果のメールが届きます。
- 経路が正常に取得できなかった場合は、「【特車通行確認制度システム】都道府県探索結果取得未完了のお知らせ」というタイトルのメールが届きます。

【特車通行確認制度システム】都道府県探索結果取得完了のお知らせ

○○○○　様

特殊車両通行確認システムにて登録されました経路において
都道府県探索結果が取得できたことをお知らせいたします。

下記 URL よりログインを行い、
トップページ＞経路確認メニュー＞新規作成・編集より該当する経路を検索してご確認ください。※PC 版でのログインを推奨
https://www.newtokusya.ktr.mlit.go.jp/tokusyadrm_shinsei/SC2102001T

なお、本件に関するお問い合わせについては、下記の窓口まで
ご連絡ください。

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けできませんので
あらかじめご了承ください。

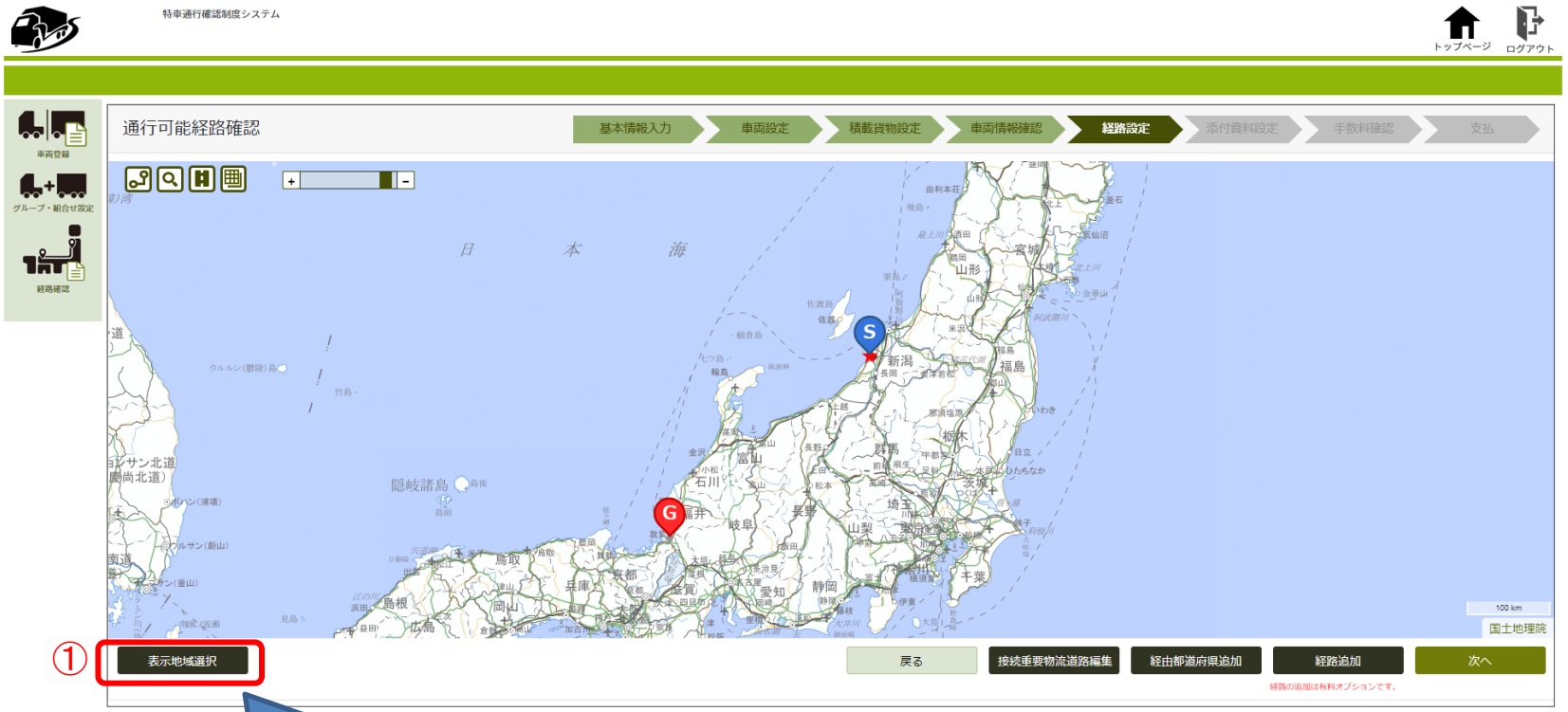
****
HIDO （一財）道路新産業開発機構　特車登録センター問合せ窓口
Mail：hido-tks-info@tks.hido.or.jp
TEL　：0120-161-948　FAX：03-6280-8574
受付時間帯： 09:00 ～ 17:30（土日祝日を除く）

https://www.tks.hido.or.jp/
〒112-0014 東京都文京区関口 1-23-6 プラザ江戸川橋ビル 2 階
****

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 地図が表示されたら左下の「表示地域選択」をクリックしてください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 表示地域選択の窓が表示されますので、「地方選択」か「都道府県選択」のいずれかを選びます。
- 地方選択の場合は該当する地方（関東や近畿など）が都道府県検索は該当する都道府県のリストが表示されるので、経路を表示したい地方または都道府県を選択し、「更新」をクリックします。



★注意★

※地方を選択した場合、該当する地方が複数表示されますが、選択できるのは1つの地方だけです。

※都道府県を選択した場合、該当する都道府県が複数表示されますが、選択できるのは最大5つの都道府県までです。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

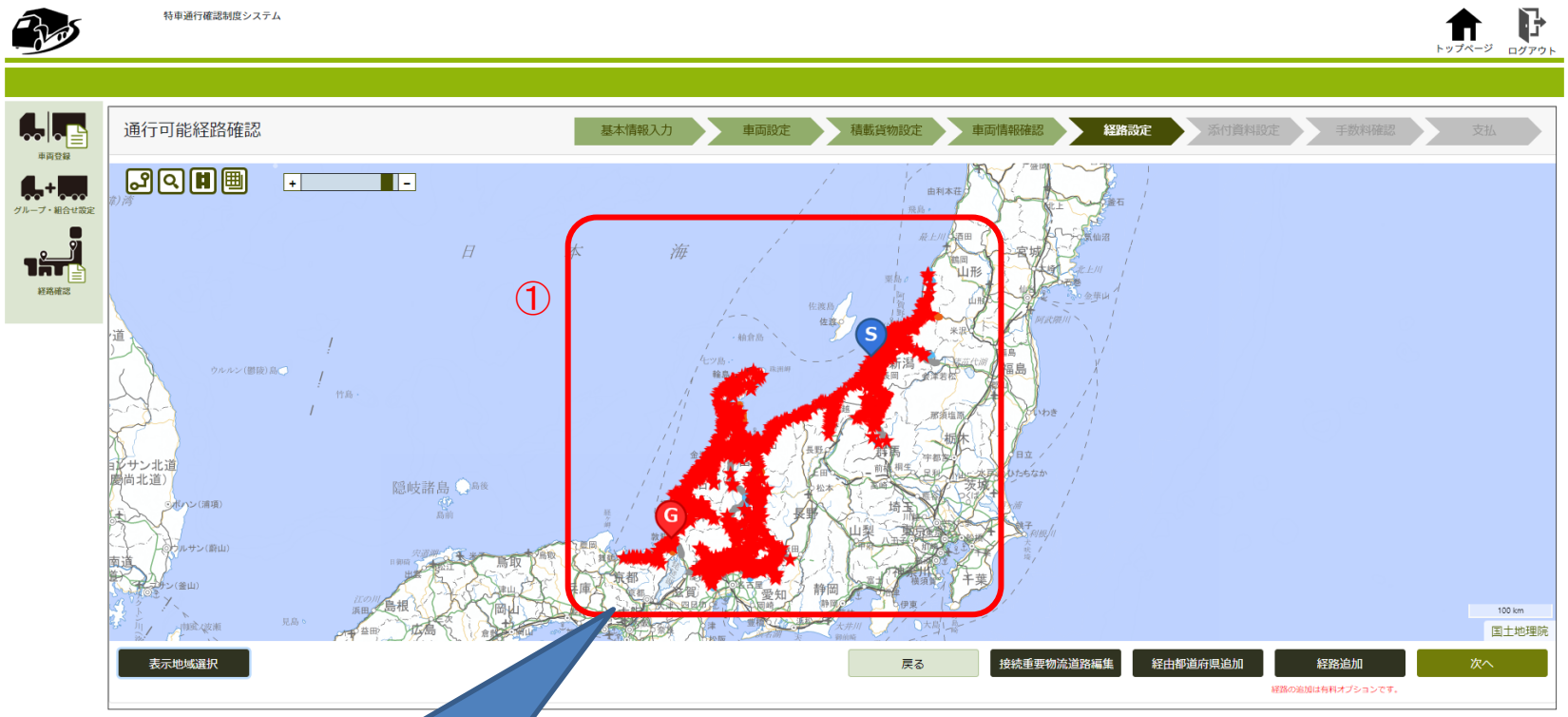
- 選択したリスト上の地方または都道府県が緑色に変わります。
- 「更新」をクリックして選択した表示地域上の通行可能経路を表示します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 地図上に通行可能経路と通行条件が表示されます。

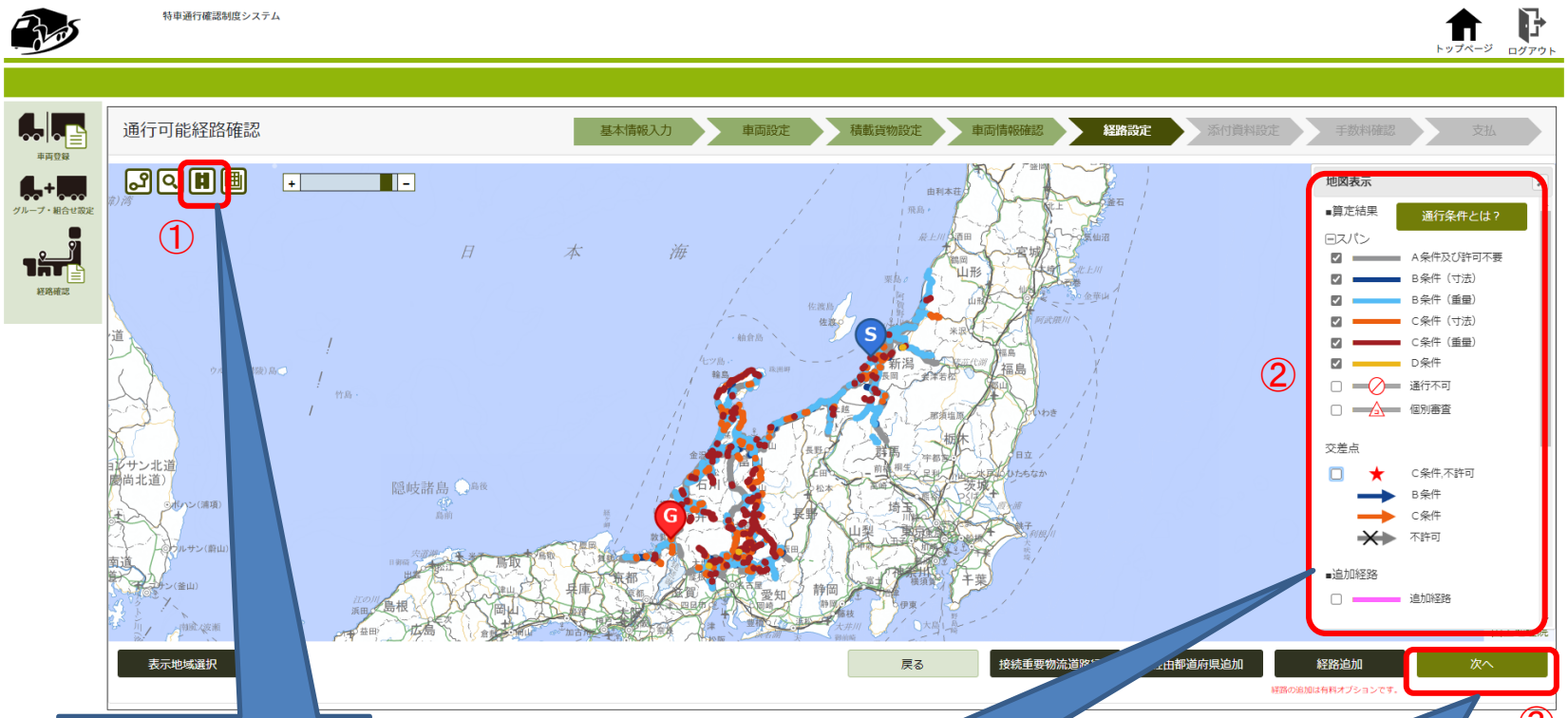


①選択した都道府県上の通行可能経路と通行条件が表示されます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 経路の通行条件は「地図表示」のアイコンをクリックすると表示されます。
- 必要に応じて地図の縮尺を拡大するなどして、経路を確認してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 個別審査が必要と判定された場合はこの画面が表示されます。
- 判定理由は車両のサイズや重量の制限値越え、起・終点や経由地点の設定などが考えられるので、車両の組み合わせの変更や追加経路の編集・削除を行って、再度算定予約をしてください。
- 再算定でも個別審査が必要とされた場合は、「特車通行許可制度」をご利用ください。



全体の流れ
【第1章】
特殊車両通行手続きについて
【第2章】
申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
現在
STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経路追加）

- 編集中経路一覧にある経路は、経路追加することが可能です。
- 経路追加は別途手数料がかかります。
  追加料金＝車両台数（台）×（追加経路の延長km（10km単位に切り上げ）÷10）×10km延長あたりの単価（100円）
- 操作方法については、2地点双方向2経路検索の④通行可能経路の確認　-経路追加-を参照してください。。



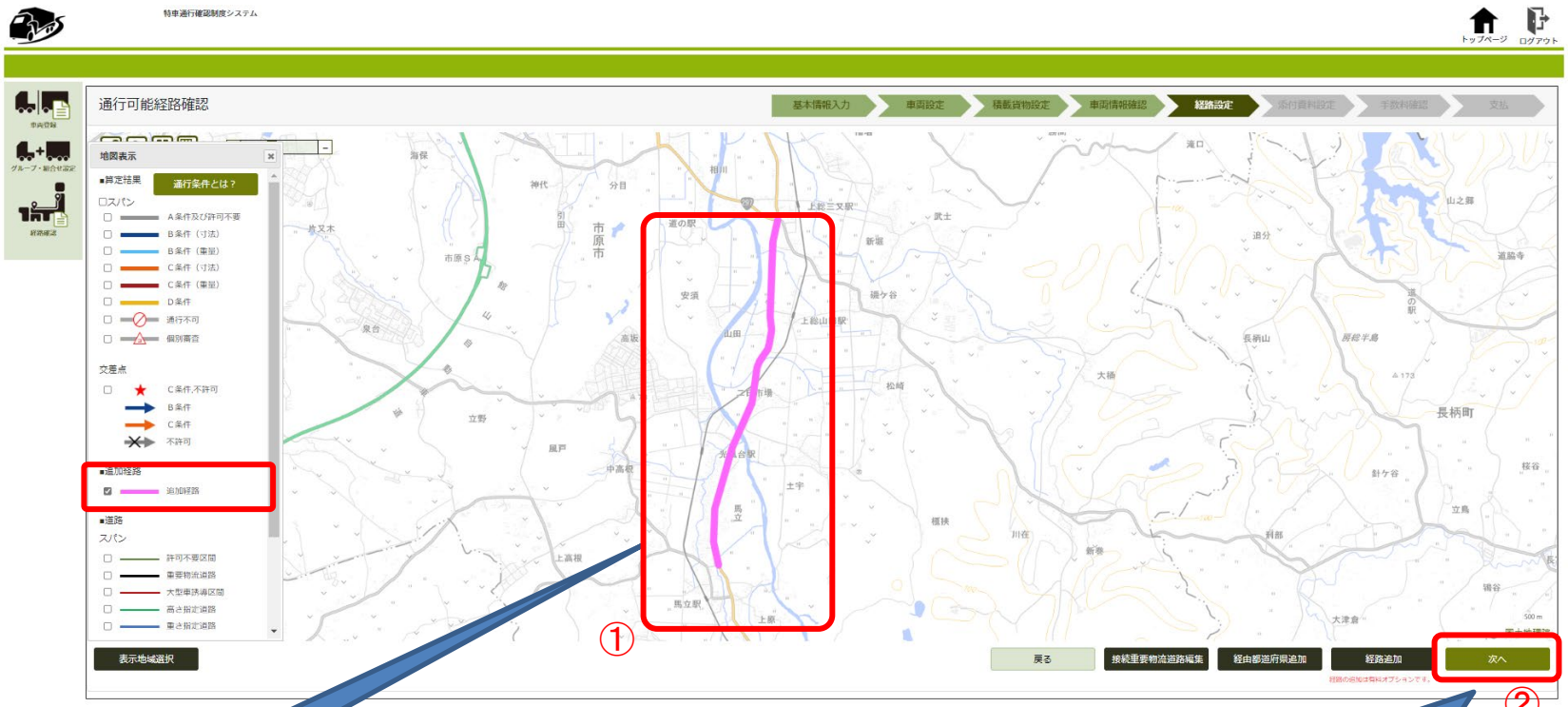
②経路追加の場合は、追加の手数料が必要であることの確認が表示されます。経路追加に進む場合は「はい」をクリックしてください。

①経路追加を行う場合は「経路追加」をクリックしてください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経路追加）

- 地図上に追加経路がピンク色で表示されます。
- 経路を確認して問題が無ければ「次へ」で手数料支払い画面に移ります。
- 算定結果の確認が終わっていない状態では、右下の「次へ」をクリックしないでください！！経路確認と同様に、「後で支払う」を選択すると未支払一覧に移動し、経路の編集が出来なくなります。



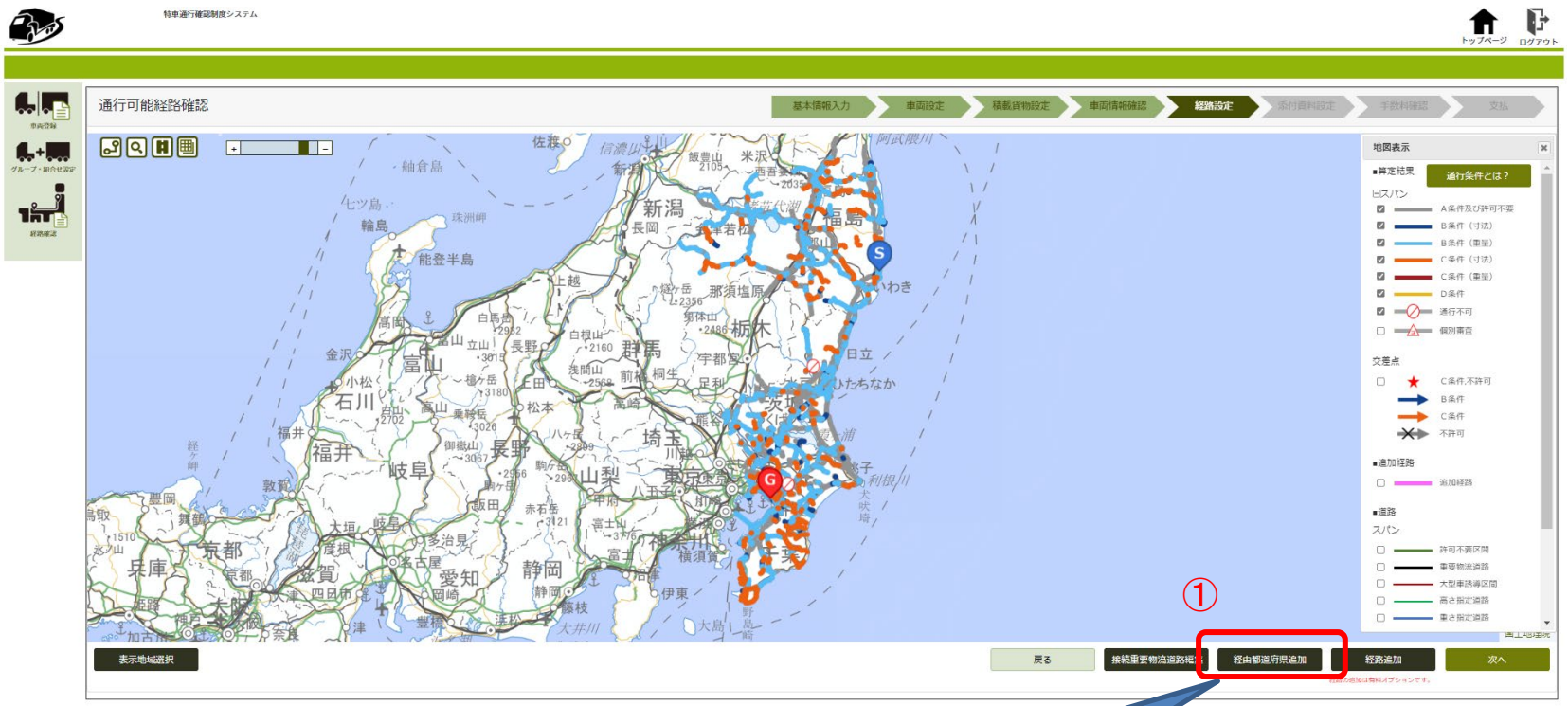
①ピンク色で表示されます。

②「次へ」をクリックすると、手数料支払い画面に移ります。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経由都道府県追加）

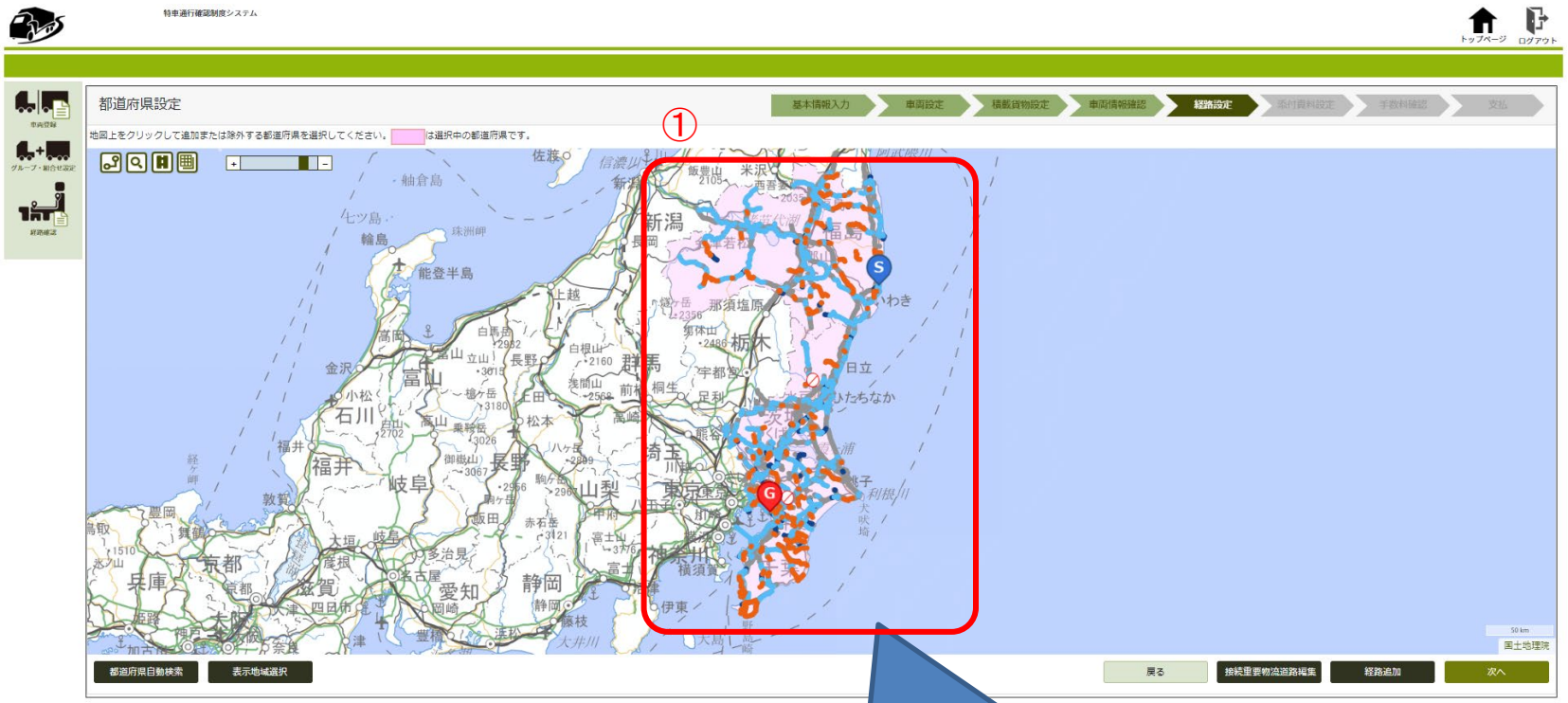
- 編集中経路一覧にある経路は、経由都道府県の追加が可能です。
- 右下の「経由都道府県追加」をクリックしてください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経由都道府県追加）

- 地図上に現在の経由都道府県がピンク色の網掛けで表示されます。

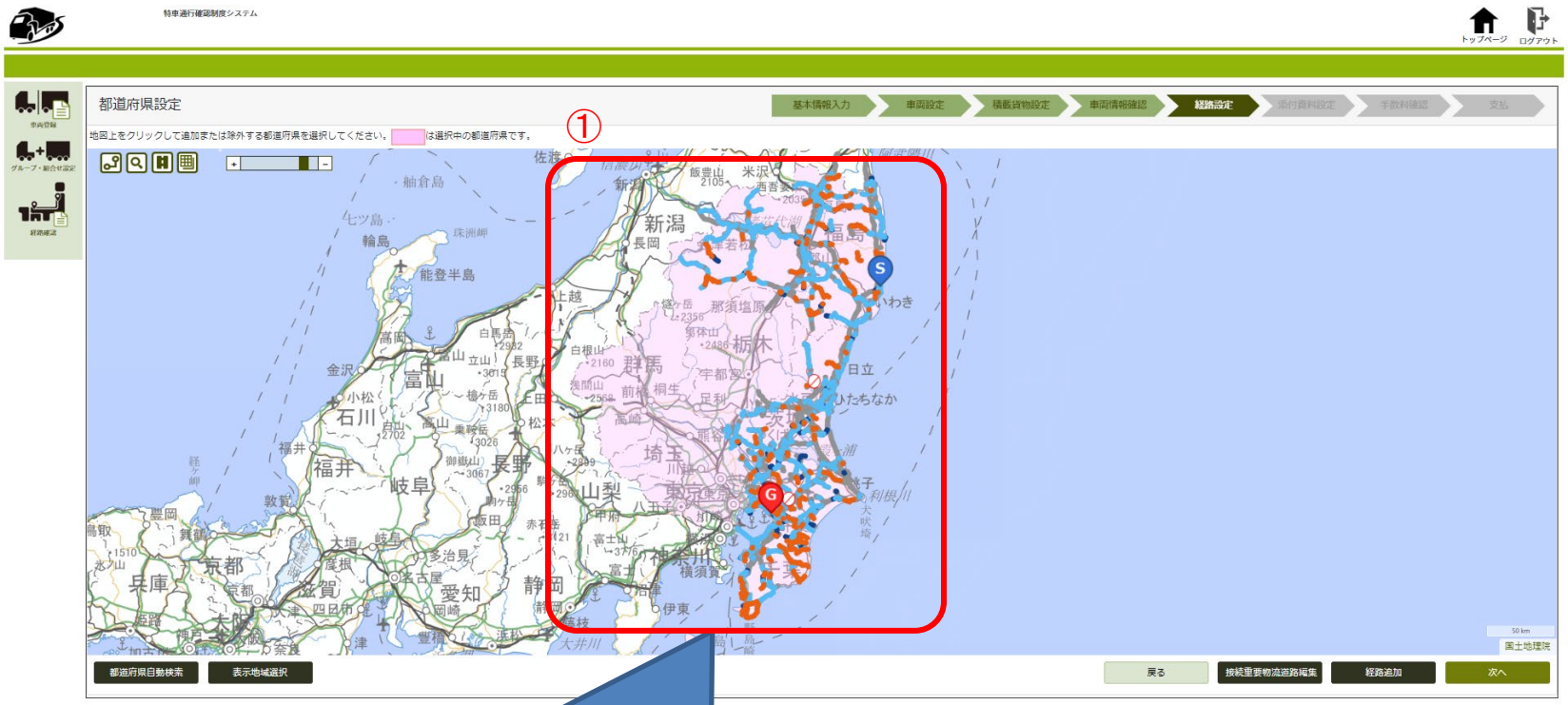


①現在の経由都道府県（福島県、茨城県、千葉県）がピンク色で表示されます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経由都道府県追加）

- 都道府県の追加は地図上でマウスのクリックで行います。
- 追加都道府県上でマウスをクリックすると追加され、ピンクの網掛け表示になります。

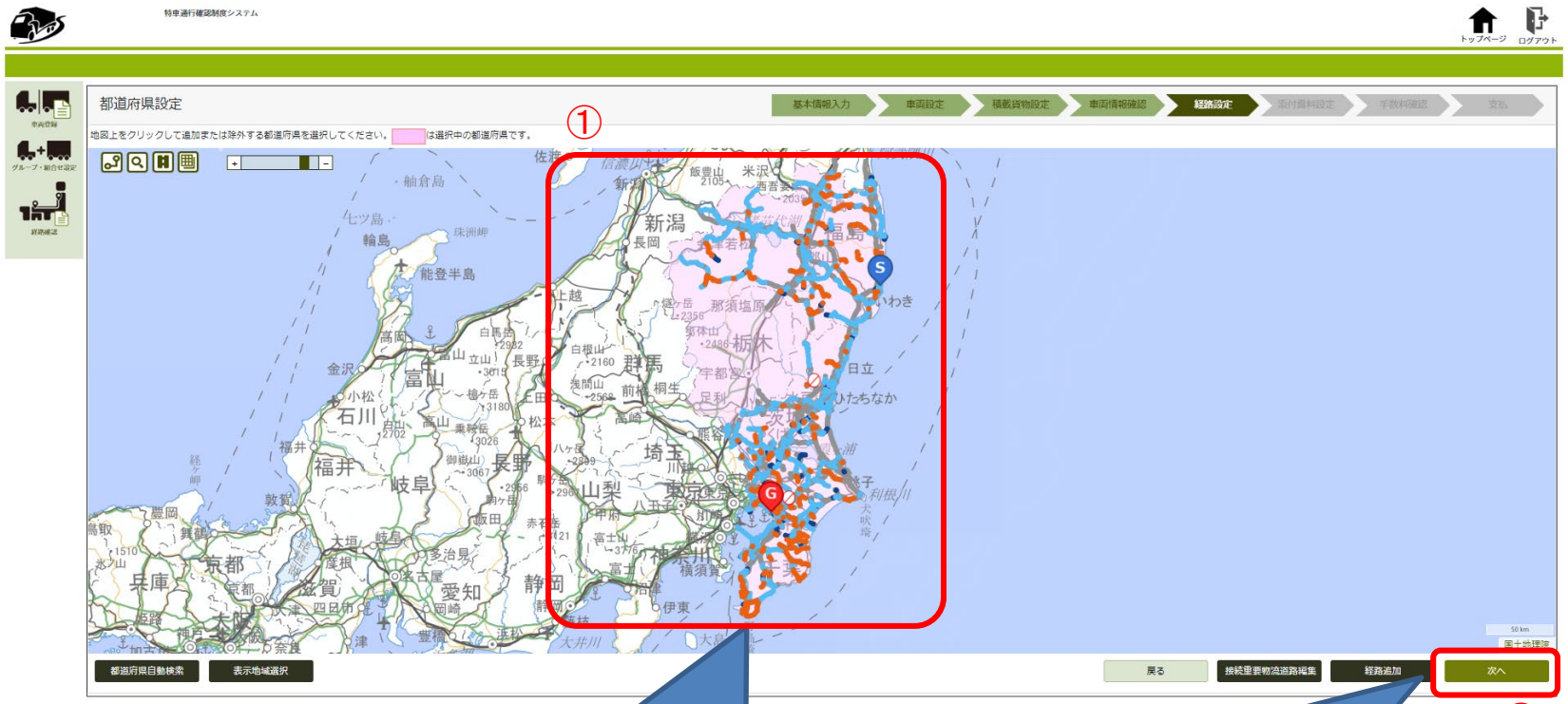


①栃木県、群馬県、埼玉県、東京都を追加しました。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経由都道府県追加）

- 追加を取り消す場合は再度都道府県上でマウスをクリックすると網掛けが消え、追加設定が取り消されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経由都道府県追加）

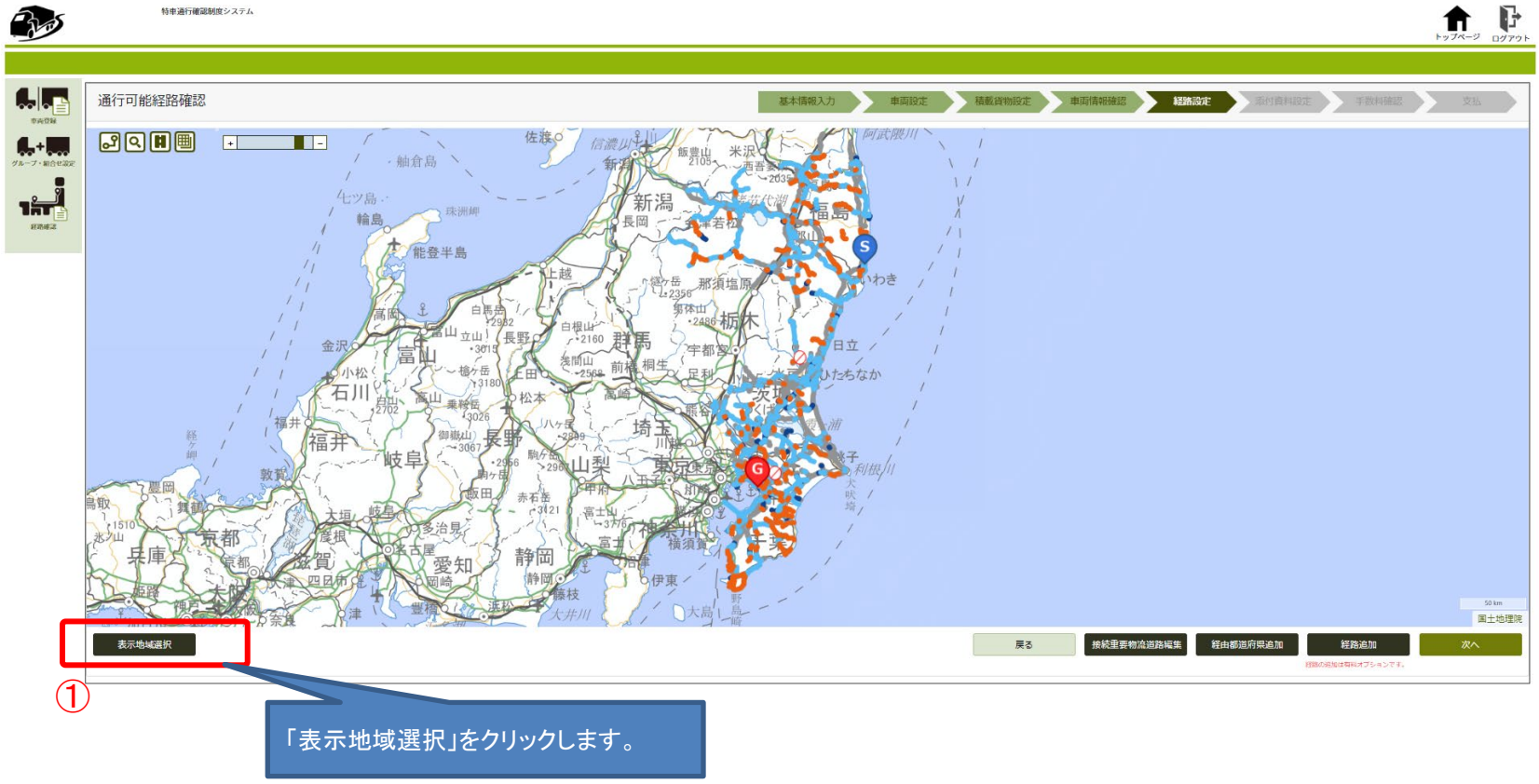
- 入力内容を確認して、算定予約へ進みます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経由都道府県追加）

- 算定が正常に完了したら、「手続再開」から経路の確認に進みます。
- 「手続再開」をクリックすると地図画面が表示されます。
- 「表示地域選択」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経由都道府県追加）

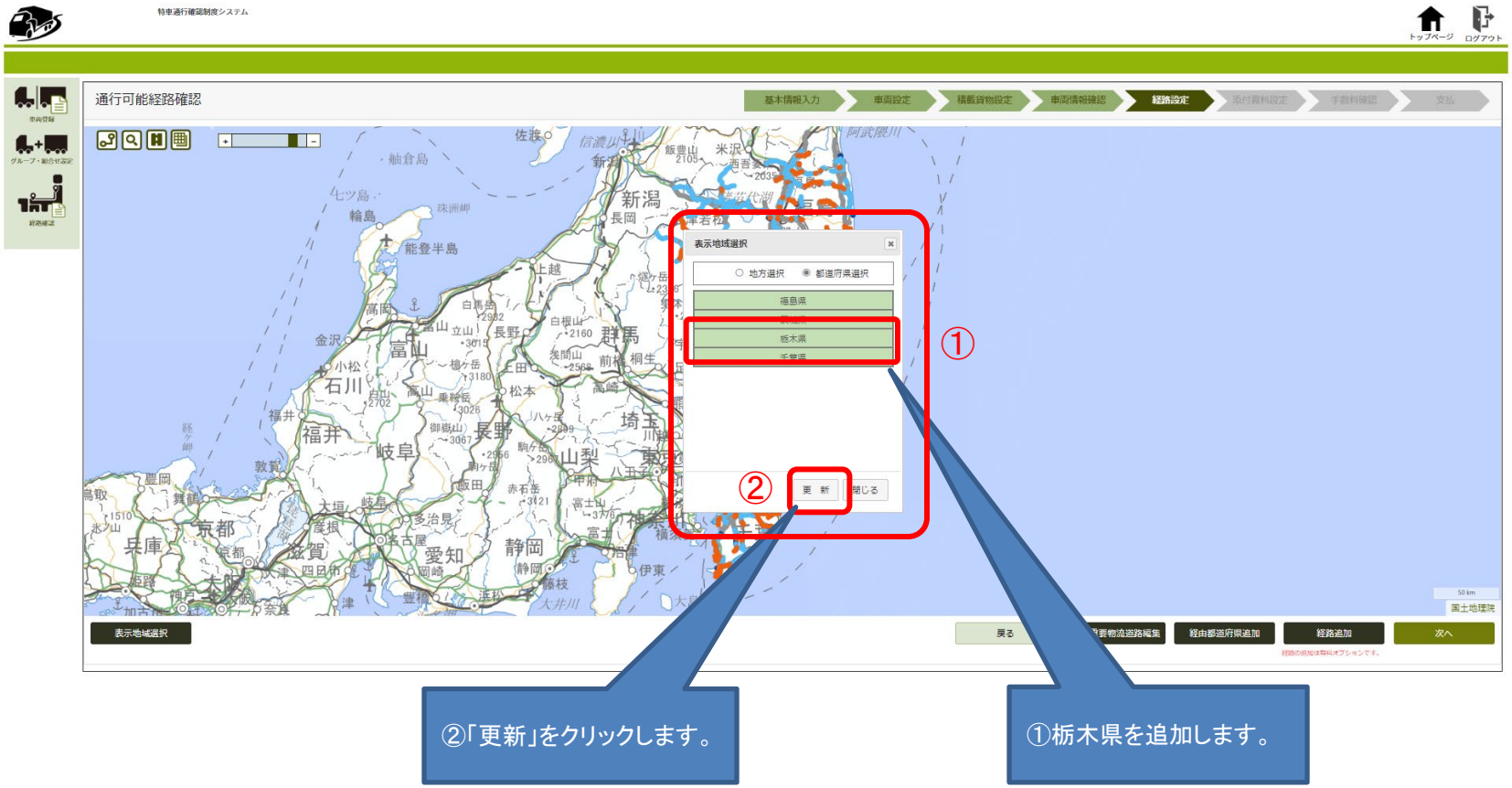
- 編集中経路一覧にある経路は、検索対象都道府県の追加が可能です。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経由都道府県追加）

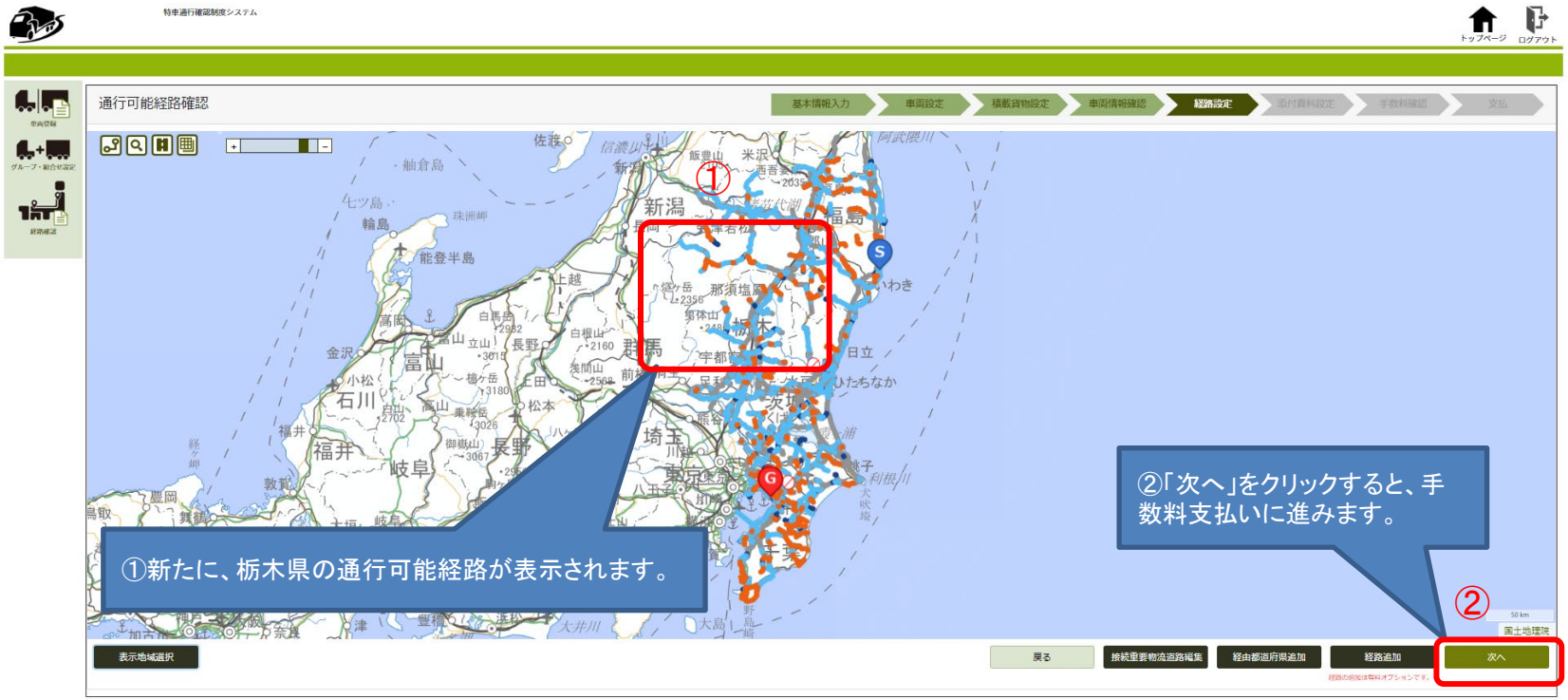
- 表示地域選択パネルから、追加した都道府県をクリックします。
- 表示地域選択パネルの右下にある「更新」をクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認（経由都道府県追加）

- 新たに追加した都道府県内の通行可能経路が表示されます。
- 経由都道府県追加が完了し手数料を支払う場合は、「次へ」をクリックします。
- 「次へ」をクリックすると経路確認手数料確認画面に変わりますが、この画面で「後で支払う」を選択すると「未支払一覧」に移動してしまい、以後の経路編集作業が出来なくなってしまいます！！



★注意★

経路確認が完了し手数料を支払う方以外で、①この経路は使用しない、②起点・終点・経由地点の変更を行う可能性がある、に該当する場合は、「次へ」はクリックしないでください。
手数料の支払いが完了しない限り、経路追加が出来ません。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

- 「手数料支払」をクリックすると、決済手続き画面が新しく画面が表示されますので、画面に従って支払い手続きを行ってください。
- 「後で支払う」を選択して他の経路確認の結果と一緒に纏めて支払うことも可能ですが、その場合当該経路は「未支払経路一覧」に表示されます。
- 「未支払経路一覧」の経路は、手数料を支払えば経路追加は可能です。



②今すぐ回答書のダウンロードが必要ではない場合や、他の経路確認結果と合わせて纏めて手数料を支払う場合などは、「後で支払う」をクリックしてください。
「後で支払う」を選択すると、当該経路確認結果が「手数料支払い」の「未支払一覧」に表示されます。

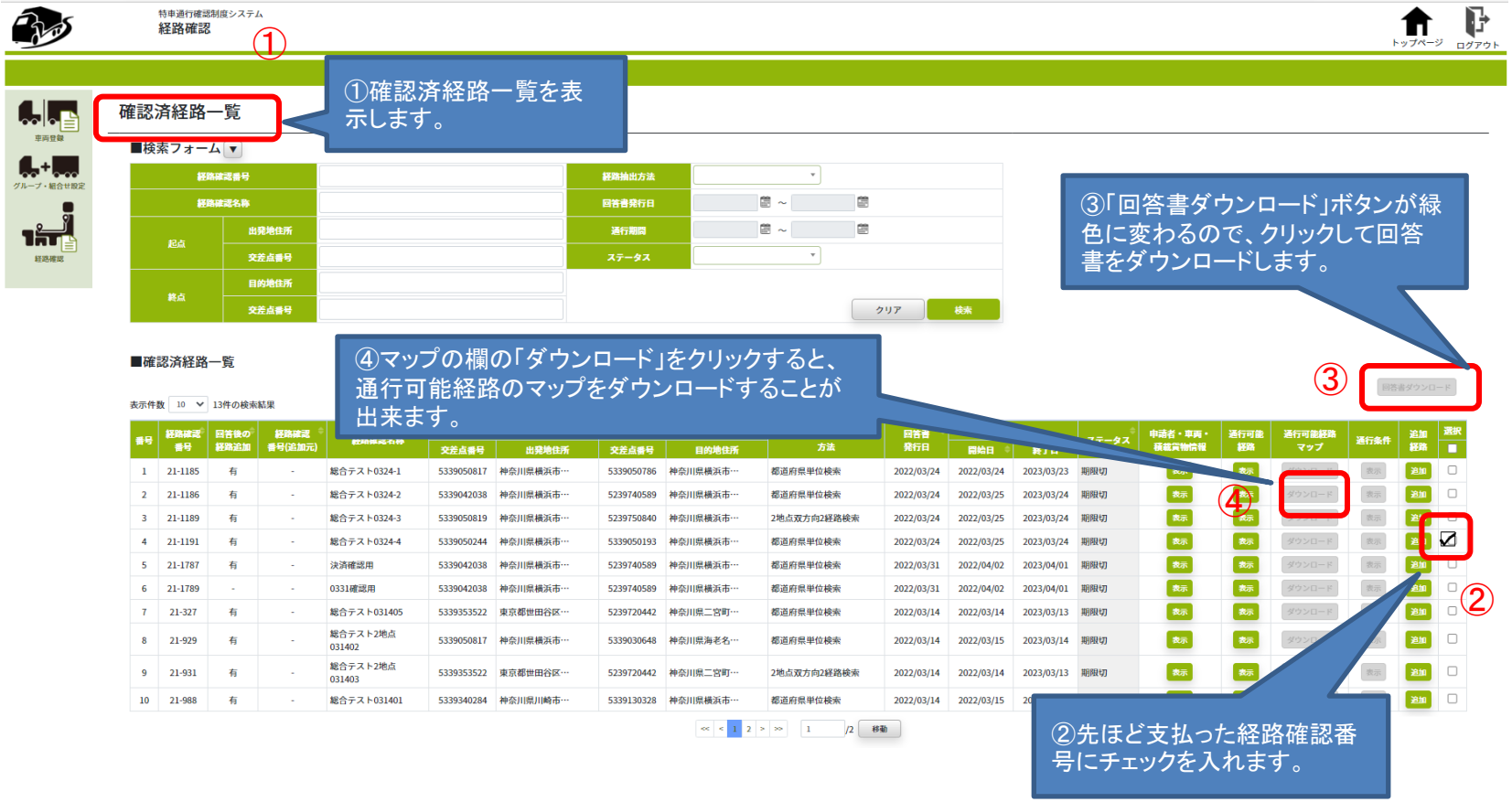
①手数料を支払って回答書をダウンロードする場合は、「手数料支払」をクリックして支払い手続き画面に進んでください。

★注意★
※手数料支払いが完了していない状態では回答書は発行されません。
※回答書が発行されていない状態（手数料が未払い）では特殊車両の走行は出来ません。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

- 支払いが完了したら「確認済経路一覧」を表示し、先ほど支払った経路確認番号のチェックボックスにチェックします。
- 画面右上の「回答書ダウンロード」ボタンが灰色から緑色に変わるので、「回答書ダウンロード」ボタンをクリックして回答書（PDF形式）をダウンロードしてください。
- 手数料を支払うと経路の編集は出来ません。経路の追加は可能です。
- マップの欄の「出力」をクリックすると、通行可能経路のマップをダウンロードすることが出来ます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

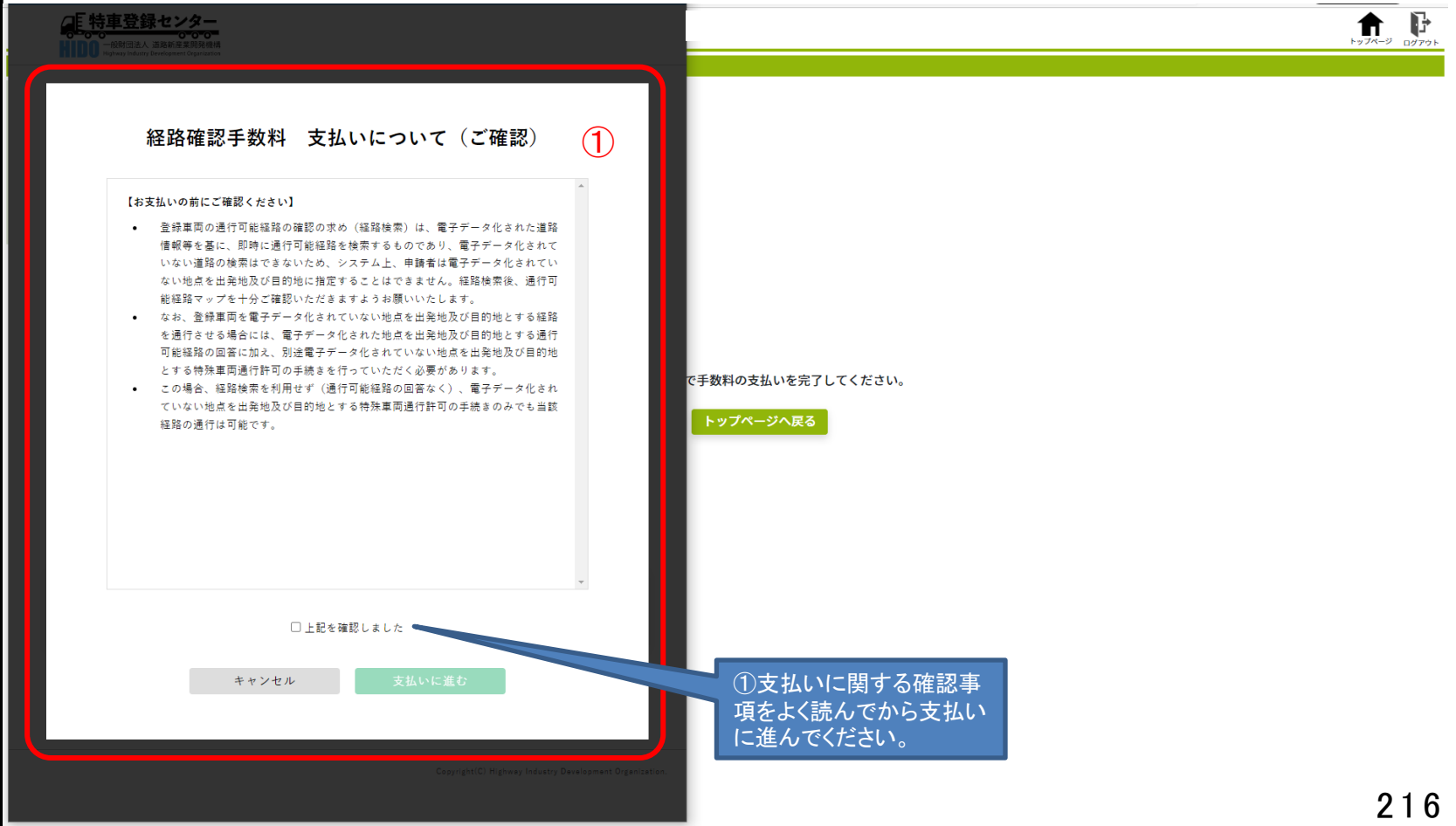
- 経路確認対象の車両の登録が完了していない場合には、下に示すようなエラーメッセージが表示されます。
- 車両登録の「手数料未支払一覧」から該当する車両を選択して、登録手数料を支払ってください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

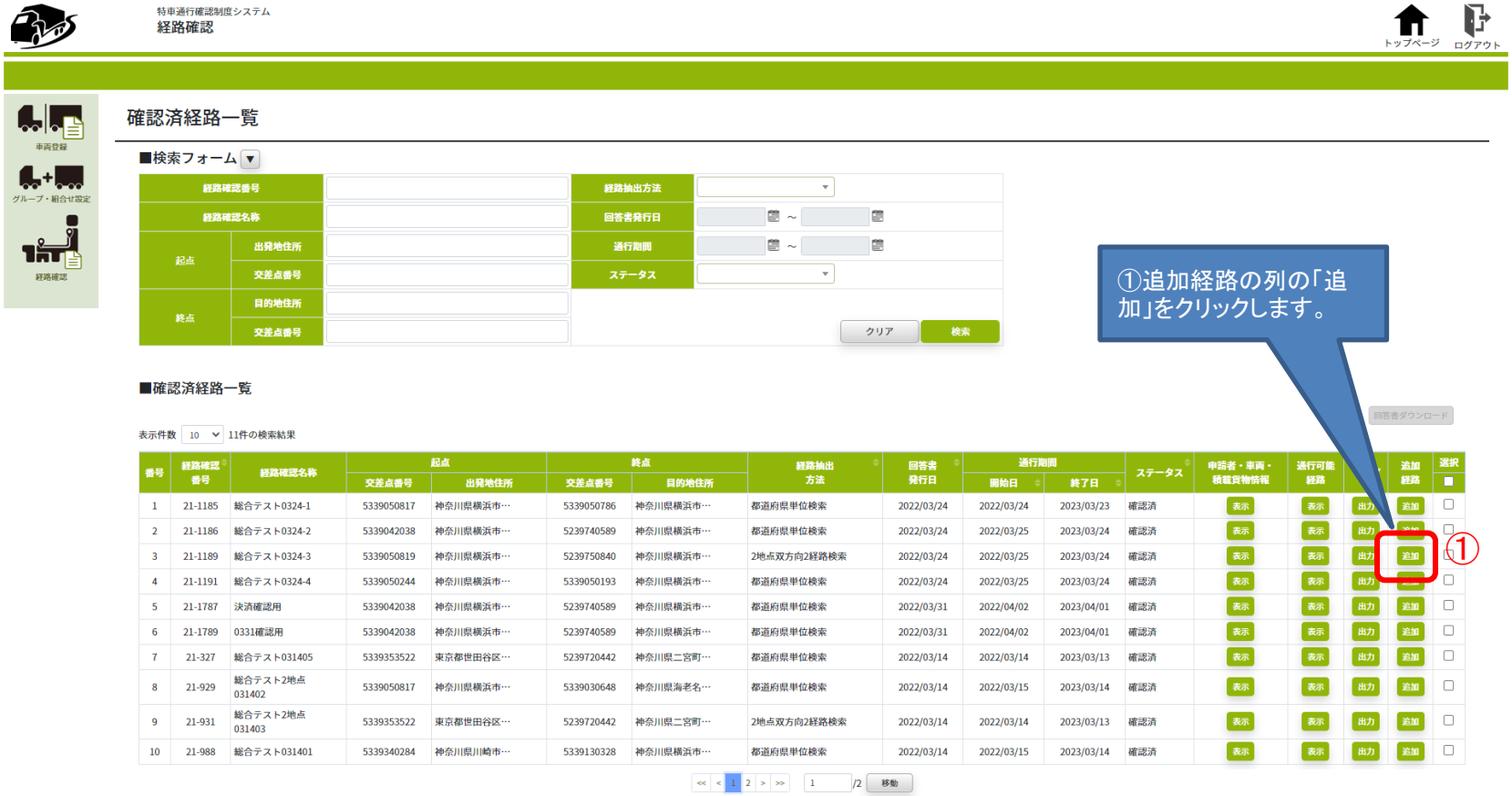
- 「手数料支払」をクリックすると、別ウィンドウでこの画面が表示されます。
- 支払いに関する確認事項をよく読んで、問題が無ければ「上記を確認しました」にチェックを入れて、「支払に進む」をクリックしてください。
- 以後の操作に関しては、「⑤ 手数料の支払い・回答書発行」を参照してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

確認済経路一覧表示

- 確認済み経路への経路の追加は、収録道路を対象に取得済み経路から追加することができますが、2地点双方向2経路検索では主経路／代替経路からの追加経路の作成を行うことができます（別途手数料がかかります）。
- 確認済み経路一覧を表示し、リストの右にある追加経路の「追加」ボタンをクリックします。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

追加経路の設定

- 経路図が表示されるので右下の「経路追加」をクリックします。

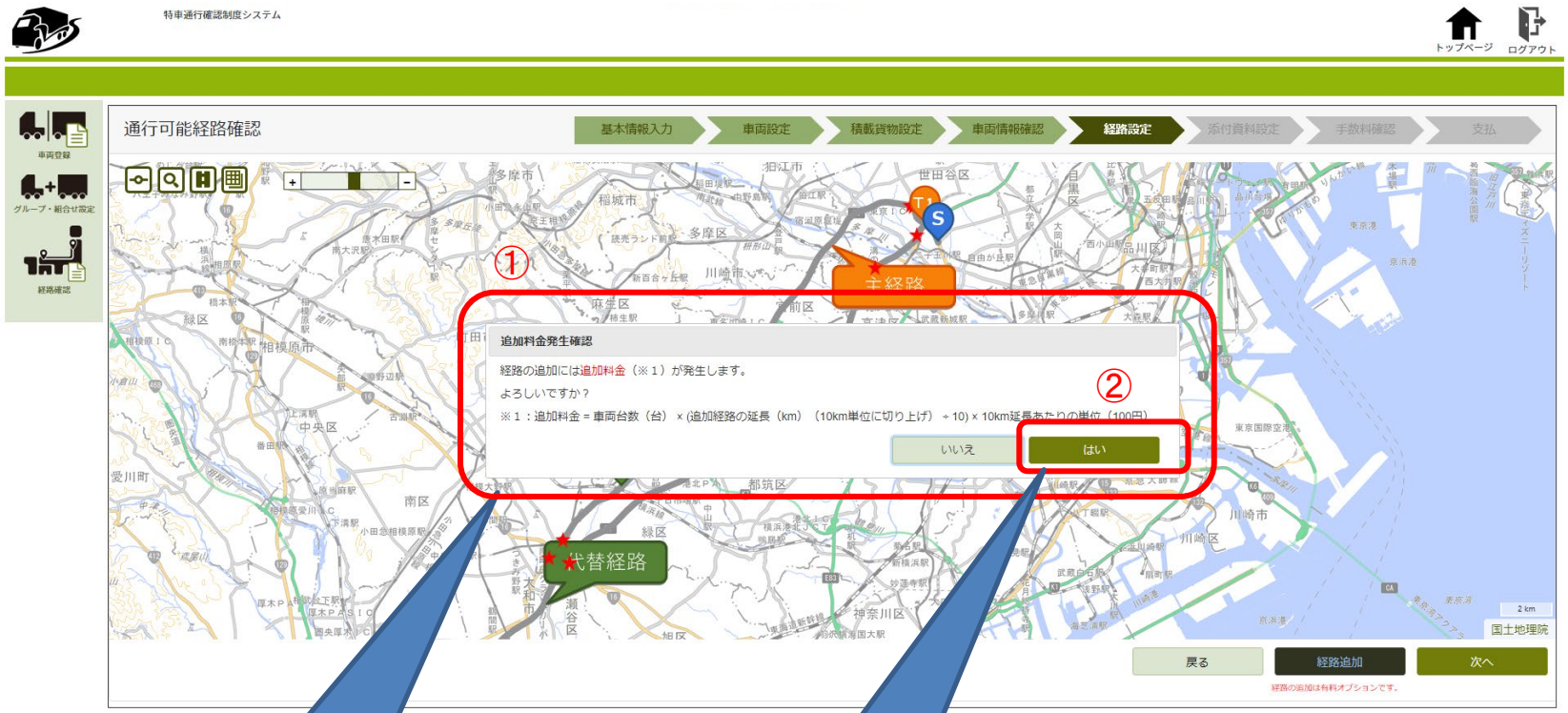


全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

追加経路の設定

- 経路追加は別途手数料がかかります。
- 通行可能とされた経路上の交差点（Aとします）を追加目的地もしくは追加出発地とし、当該追加された経路の交差点Aからの距離に応じて、追加料金が発生します。

追加料金＝車両台数（台）×（追加経路の延長km（10km単位に切り上げ）÷10）×10km延長あたりの単価（100円）



①手数料が別途かかることの注意書きが表示されますのでご確認ください。

②問題が無ければ「はい」をクリックしてください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

追加経路の設定

- 地図画面に経路追加用のアイコンが表示されます。
- 経路追加では地図上で直接収録交差点を指定して操作しますので、地図の縮尺は交差点が判別できる大きさにしてください。
- なお、交差点住所や交差点番号から検索しての操作も可能です。



①経路追加用のアイコンが表示されるので、アイコンをクリックします。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

追加経路の設定

- 経路追加のアイコンをクリックすると、追加経路一覧のパネルが表示されます。
- 当該確認経路に初めて経路追加する場合は、このように「＋」アイコン以外は表示されません。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

追加経路の設定

- 既に別の追加経路が存在する場合は、追加経路一覧のパネルに表示されます。（下の例では網掛けのかかった追加経路1がすでに存在しています）
- 追加経路一覧のパネルの「＋」をクリックしてください。
- 新たに追加経路を設定するので、追加経路2のパネルが表示されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

追加経路の設定

- マウスの左クリックで追加経路の通過地点１を設定します。
- 通過地点１は、主経路／代替経路／渡り線のいずれかに接続している必要があります。
- マウスの左クリックで目的地点までの交差点を通過地点１から順に全て設定します。



★注意★

※ 通過地点の設定は、主経路／代替経路／渡り線のいずれかに接続している通過地点１から目的の地点までに存在する交差点を、順に設定する必要があります。

※ 通過交差点は収録交差点のみ選択できます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

追加経路の設定

- 経路の追加が終わったら、追加経路のパネルの「完了」を選択します。
- 「次へ」をクリックして入力内容の確認に進みます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

入力内容の確認

- 必要に応じて申請者情報、経路確認車両、車両合成値、積載貨物等を確認してください。
- 内容に問題が無ければ、画面右下の「算定予約開始」をクリックして算定を予約してください。
- 「算定予約開始」以降の操作は、経路検索や経路追加と同様です。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定予約

- 「算定中経路一覧へ」をクリックして算定状態を確認します。

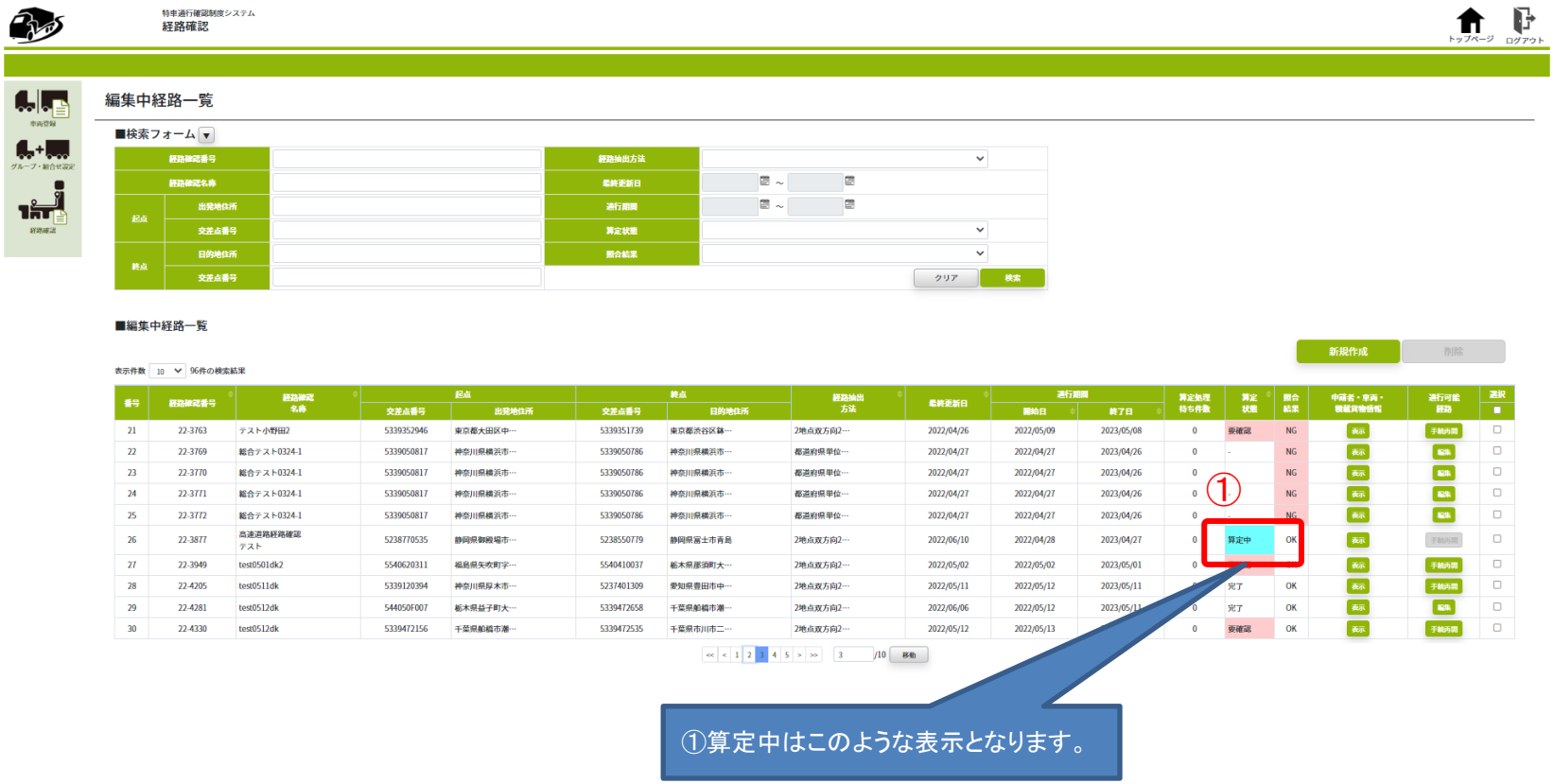


①算定予約が開始され、この画面が表示されたら「算定中経路一覧へ」をクリックして算定状態を確認します。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

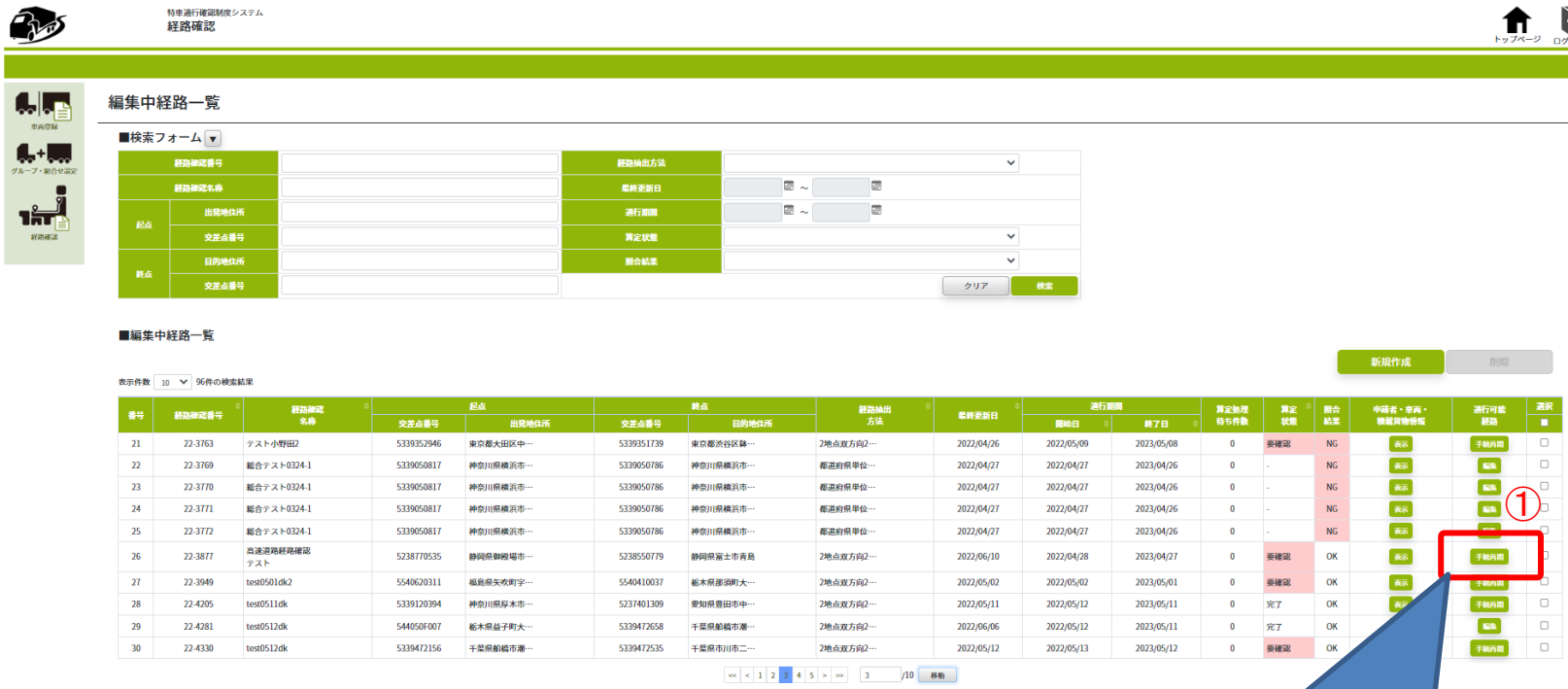
- 編集中経路一覧では、新たな経路確認番号が付与されて、「算定中」の表示が出ます。
- 正しい経路追加が得られたら「完了」と、正しく経路追加が出来なかった場合は「要確認」と表示されます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 算定が完了したら「手続再開」をクリックして、追加された経路を確認します。
- 算定結果が「要確認」の場合でも、「手続再開」をクリックし、再度通過地点の見直し等を行ってください。

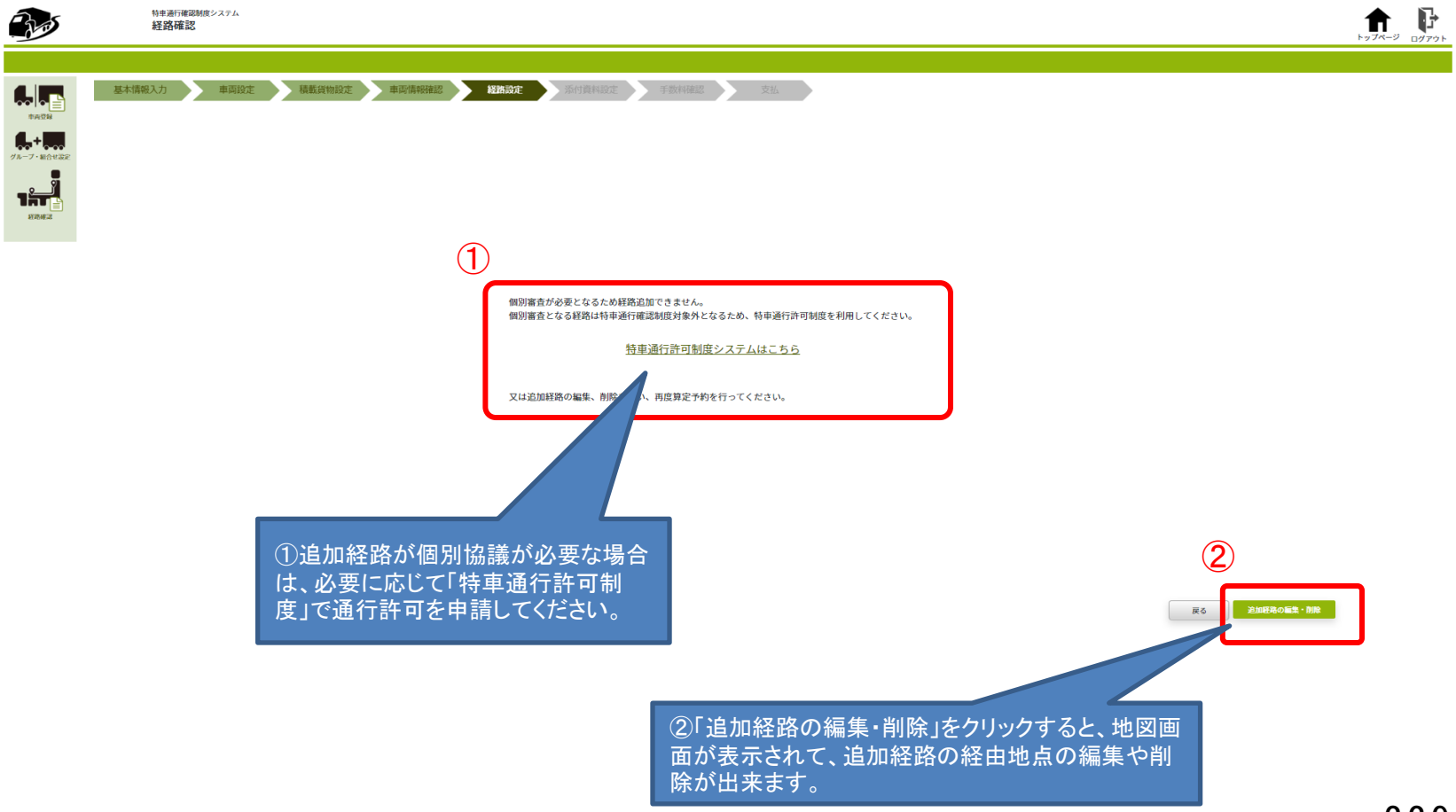


①「手続再開」をクリックして、追加された経路を確認します。
算定結果が「要確認」でも「手続再開」をクリックして、再度通過地点の見直し等を行ってください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 追加経路が個別協議の対象経路である場合は、このような画面が表示されます。
- 「追加経路の編集・削除」をクリックすると地図画面が表示されるので、追加経路や経由地点の編集・削除で見直しを行うことが出来ます。
- 追加したい経路が個別協議が必要な場合は、「特車通行許可制度」で通行許可を申請してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 追加経路が正しく取得できた場合は、ピンク色で表示されます。
- 「次へ」をクリックすると経路確認手数料確認画面に変わりますが、この画面で「後で支払う」を選択すると「未支払一覧」に移動してしまい、以後の経路編集作業が出来なくなってしまいます！！



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

- 手数料を確認し、「後で支払う」か「手数料支払」を選択してください。
- 「後で支払う」を選択すると、他の追加経路料や経路検索の手数料と合算して支払うことが可能です。
- 但し、「後で支払う」を選択すると「未支払一覧」に表示され、手数料を支払うまでは経路追加が出来ません。



★注意★

経路確認が完了し手数料を支払う方以外で、①この経路は使用しない、②起点・終点・経由地点の変更を行う可能性がある、に該当する場合は、「次へ」はクリックしないでください。
手数料の支払いが完了しない限り、経路追加が出来ません。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

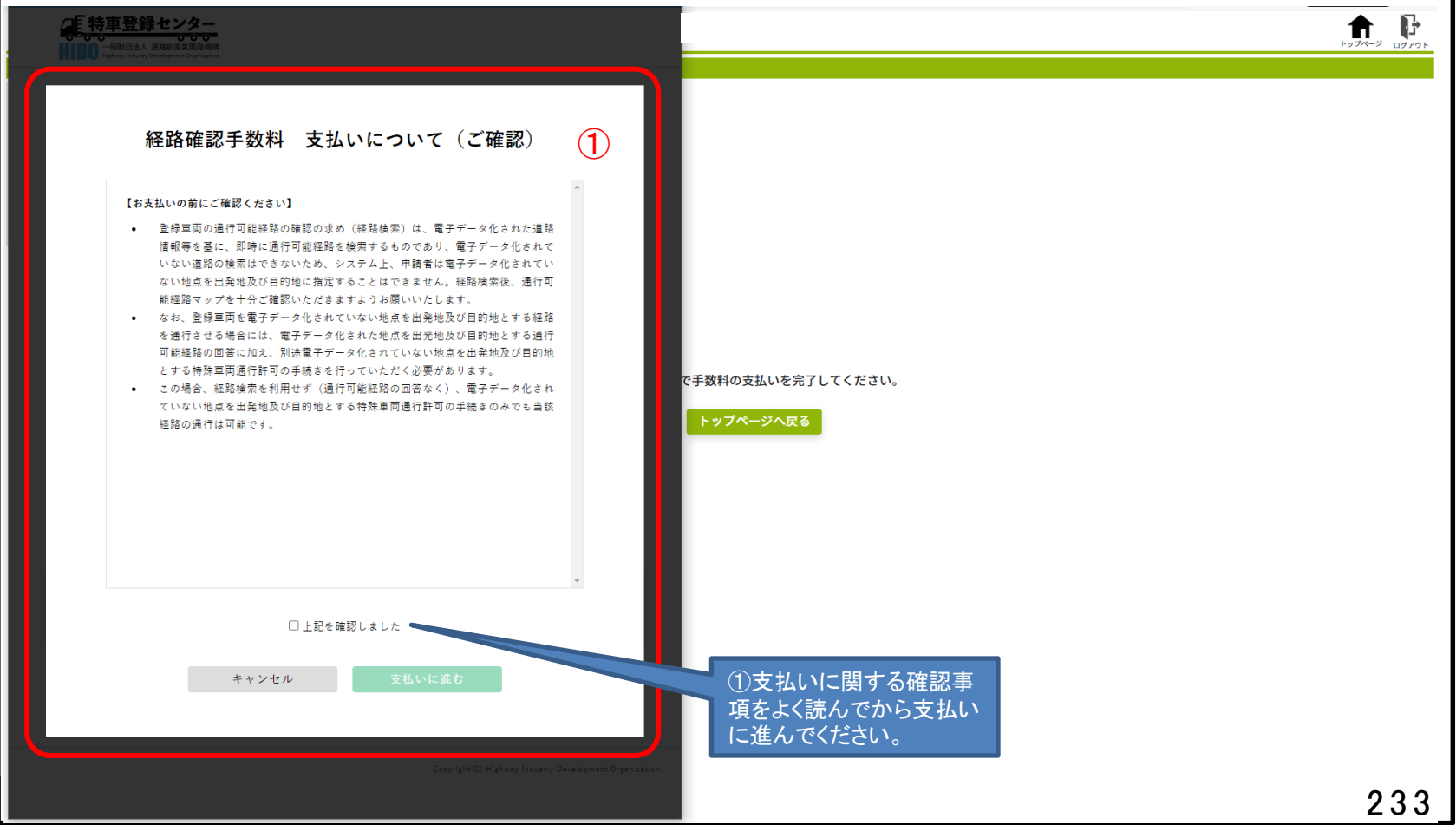
- 手数料を確認し、「後で支払う」か「手数料支払」を選択してください。
- 「後で支払う」を選択すると、他の追加経路料や経路検索の手数料と合算して支払うことが可能です。
- 但し、「後で支払う」を選択すると「未支払一覧」に表示され、手数料を支払うまでは経路の編集が出来ません。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い

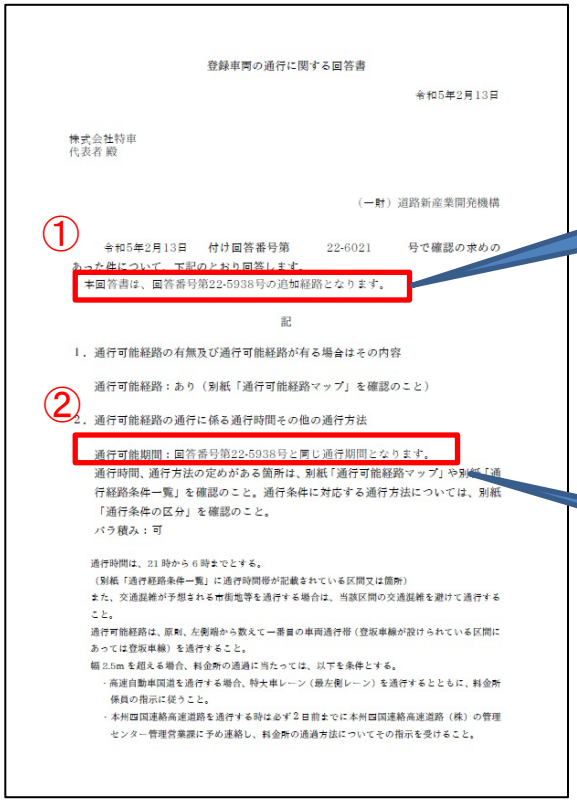
- 「手数料支払」をクリックすると、別ウィンドウでこの画面が表示されます。
- 支払いに関する確認事項をよく読んで、問題が無ければ「上記を確認しました」にチェックを入れて、「支払に進む」をクリックしてください。
- 以後の操作に関しては、「【第2章】申請手順　⑤手数料の支払い・回答書発行・回答書発行」を参照してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

追加経路の有効期間の変更について

- 令和5年3月20日以降に新たに発行された回答書から、追加経路の有効期間が追加元経路の有効期間に統一されました。
- 追加経路の回答書の発行にあたっては、追加経路検索前・回答書発行前に、「確認済経路一覧」画面で、追加元経路の通行可能期間を十分確認して下さい。
（※追加元経路の有効期間が残り1日しかない場合、追加経路の有効期間も1日となります）
- これにより追加経路の回答書の通行可能期間等の表記が変わりました。



登録車両の通行に関する回答書

令和5年2月13日

株式会社特車
代表者 殿

（一財）道路新産業開発機構

①
令和5年2月13日　付け回答番号第　22-6021　号で確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。
本回答書は、回答番号第22-5938号の追加経路となります。

記

1．通行可能経路の有無及び通行可能経路が有る場合はその内容

通行可能経路：あり（別紙「通行可能経路マップ」を確認のこと）

②
2．通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法

通行可能期間：回答番号第22-5938号と同じ通行期間となります。
通行時間、通行方法の定めがある箇所は、別紙「通行可能経路マップ」や別紙「通行経路条件一覧」を確認のこと。通行条件に対応する通行方法については、別紙「通行条件の区分」を確認のこと。
バラ積み：可

通行時間は、21時から6時までとする。
（別紙「通行経路条件一覧」に通行時間帯が記載されている区間又は箇所）
また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。
通行可能経路は、原則、左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあっては登坂車線）を通行すること。
幅2.5mを超える場合、料金所の通過に当たっては、以下を条件とする。
・高速自動車国道を通行する場合、特大車レーン（最左側レーン）を通行するとともに、料金所係員の指示に従うこと。
・本州四国連絡高速道路を通行する時は必ず2日前までに本州四国連絡高速道路（株）の管理センター管理営業課に予め連絡し、料金所の通過方法についてその指示を受けること。

①追加経路の場合のみ、追加元経路の回答書の回答番号を表記します。

②追加経路の場合のみ、追加元経路の回答書の通行可能期間と共通である旨を表記します。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

追加経路の申請機能の変更について

- 「確認済経路一覧」画面上で、発行済回答書に対する追加経路の有無が確認できます。
- 発行済回答書が追加経路のみの場合、追加元経路の回答番号が表示されます。

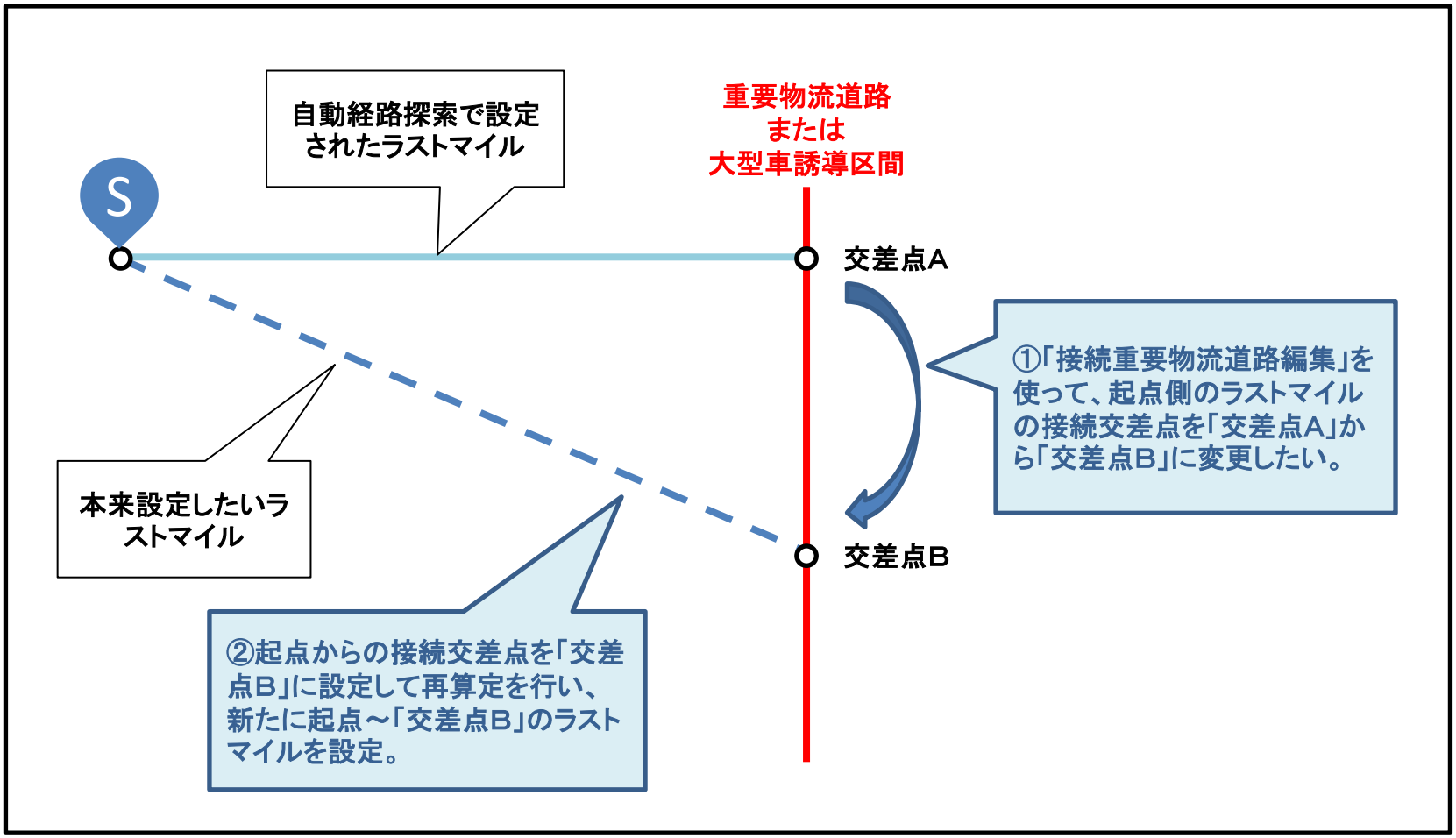


番号	経路確認番号	回答後の経路追加	経路確認番号(追加元)	経路確認名称	起点 交差点番号	起点 出発地住所	終点 交差点番号	終点 目的地住所	経路抽出方法	回答書発行日	通行期間 開始日	通行期間 終了日	ステータス	申請者・車両・積載貨物情報	通行可能経路	通行可能経路マップ	通行条件	追加経路	選択
1	21-1185	有	-	総合テスト0324-1	5339050817	神奈川県横浜市…	5339050786	神奈川県横浜市…	都道府県単位検索	2022/03/24	2022/03/24	2023/03/23	期限切	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	□
2	21-1186	有	-	総合テスト0324-2	5339042038	神奈川県横浜市…	5239740589	神奈川県横浜市…	都道府県単位検索	2022/03/24	2022/03/25	2023/03/24	期限切	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	□
3	21-1189	有	-	総合テスト0324-3	5339050819	神奈川県横浜市…	5239750840	神奈川県横浜市…	2地点双方向2経路検索	2022/03/24	2022/03/25	2023/03/24	期限切	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	□
4	21-1191	有	-	総合テスト0324-4	5339050244	神奈川県横浜市…	5339050193	神奈川県横浜市…	都道府県単位検索	2022/03/24	2022/03/25	2023/03/24	期限切	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	□
5	21-1787	有	-	決済確認用	5339042038	神奈川県横浜市…	5239740589	神奈川県横浜市…	都道府県単位検索	2022/03/31	2022/04/02	2023/04/01	期限切	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	□
6	21-1789	-	-	0331確認用	5339042038	神奈川県横浜市…	5239740589	神奈川県横浜市…	都道府県単位検索	2022/03/31	2022/04/02	2023/04/01	期限切	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	□
7	21-327	有	-	総合テスト031405	5339353522	東京都世田谷区…	5239720442	神奈川県二宮町…	都道府県単位検索	2022/03/14	2022/03/14	2023/03/13	期限切	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	□
8	21-929	有	-	総合テスト2地点031402	5339050817	神奈川県横浜市…	5339030648	神奈川県海老名…	都道府県単位検索	2022/03/14	2022/03/15	2023/03/14	期限切	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	□
9	21-931	有	-	総合テスト2地点031403	5339353522	東京都世田谷区…	5239720442	神奈川県二宮町…	2地点双方向2経路検索	2022/03/14	2022/03/14	2023/03/13	期限切	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	□
10	21-988	有	-	総合テスト031401	5339340284	神奈川県川崎市…	5339130328	神奈川県横浜市…	都道府県単位検索	2022/03/14	2022/03/15	2023/03/14	期限切	表示	表示	ダウンロード	表示	追加	□

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

接続重要物流道路編集とは

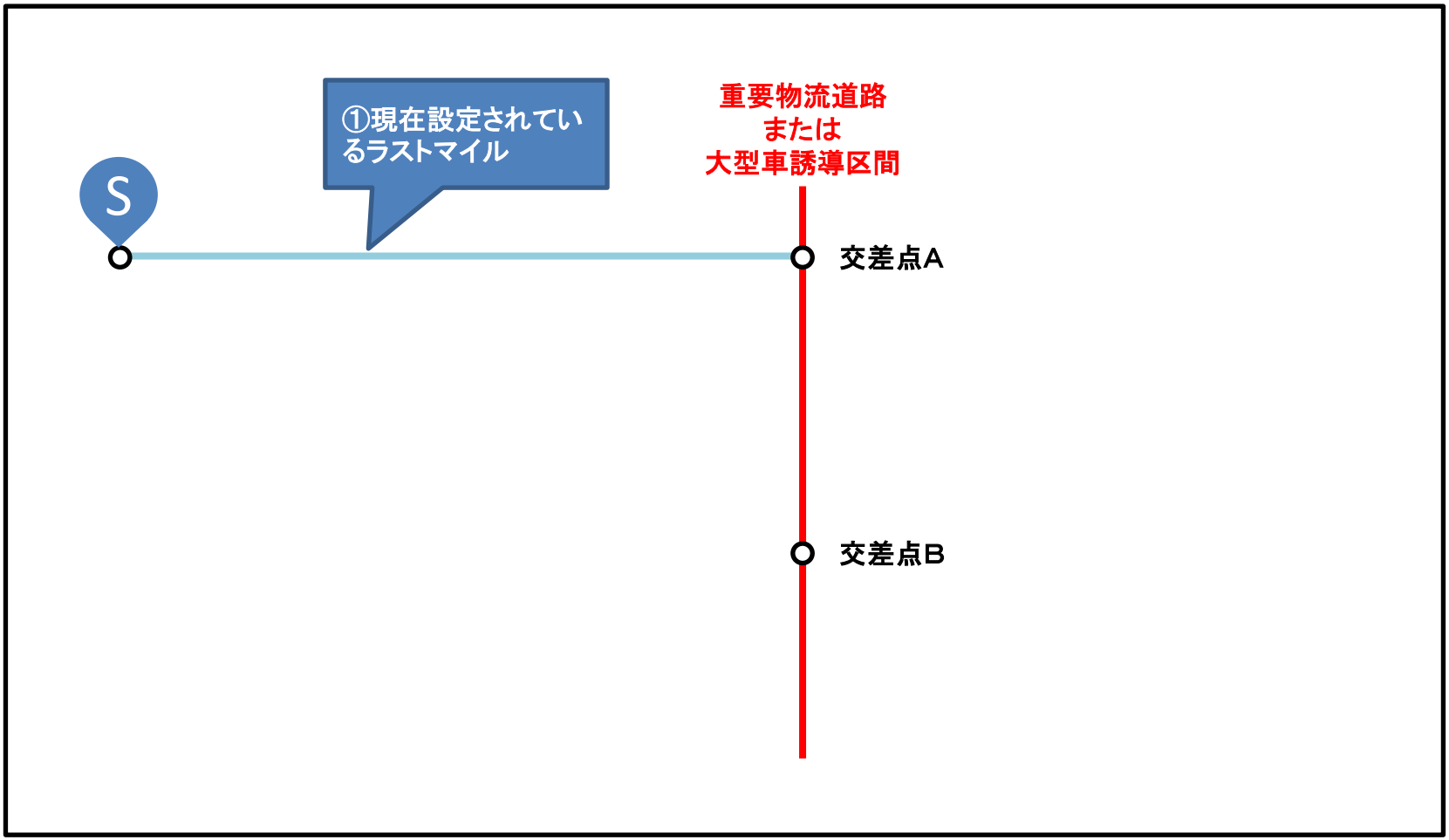
- 接続重要物流道路編集は、自動検索によって設定されたラストマイルを、他の重要物流道路または大型車誘導区間との接続交差点に変更する機能です。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

接続交差点の確認

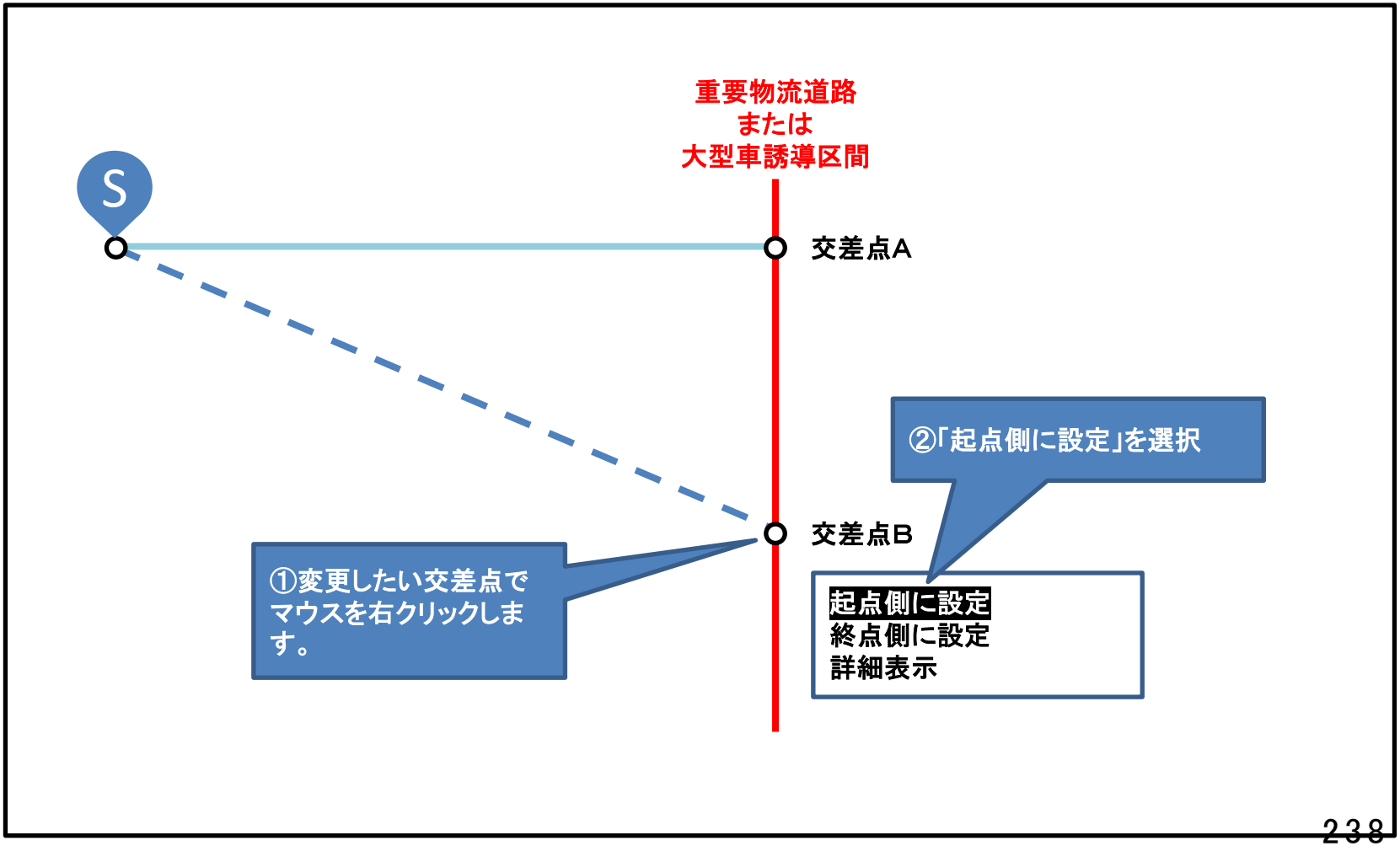
- 起点側ラストマイルの接続交差点を「交差点A」から「交差点B」に変更する例です。
- 変更したいラストマイルの接続交差点（この場合「交差点B」）が、重要物流道路または大型車誘導区間上にあることを確認します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

接続交差点の設定

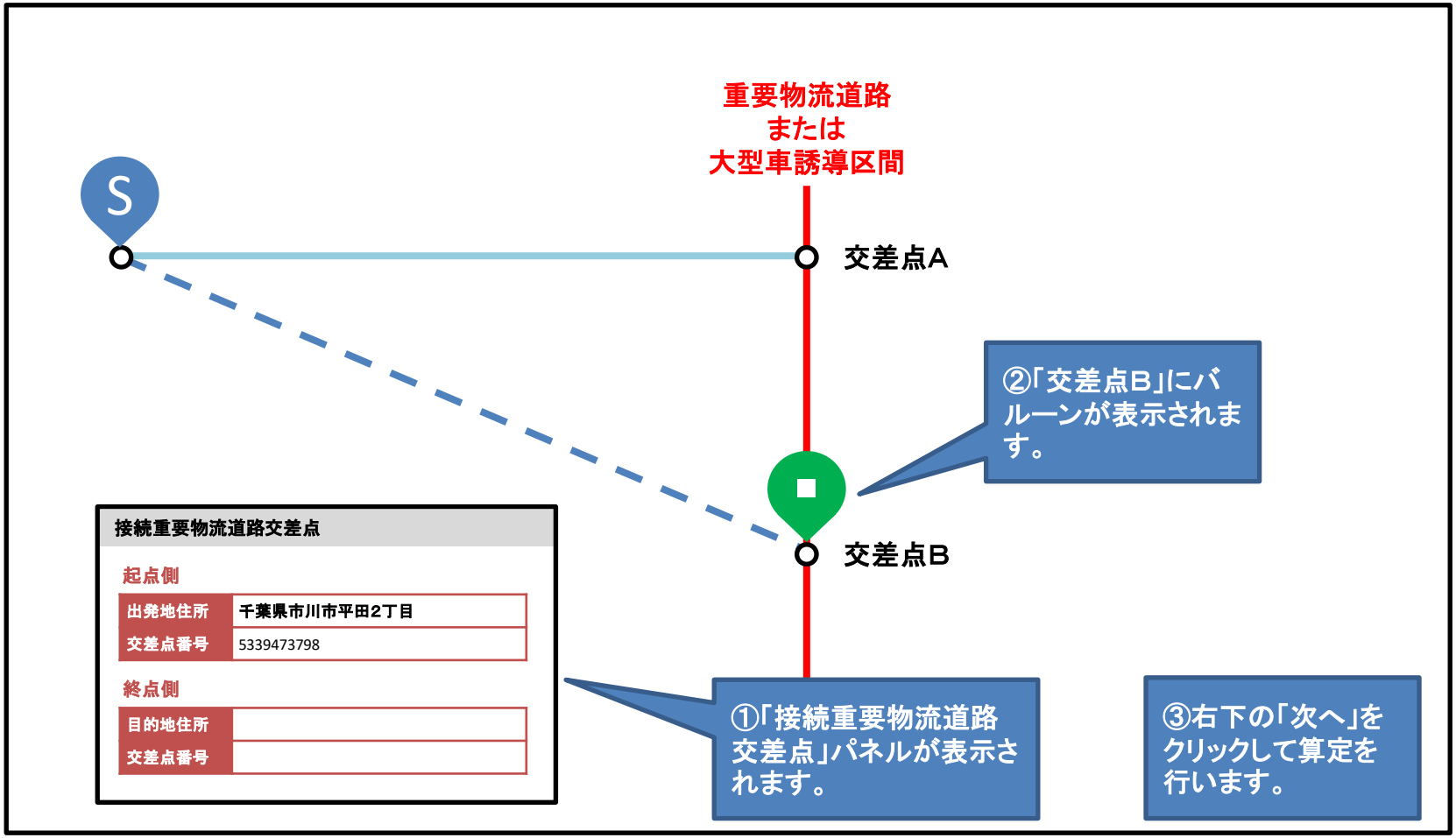
- 「交差点B」でマウスを右クリックします。
- 選択肢が表示されるので、「起点側に設定」を選択します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

接続交差点設定の確認

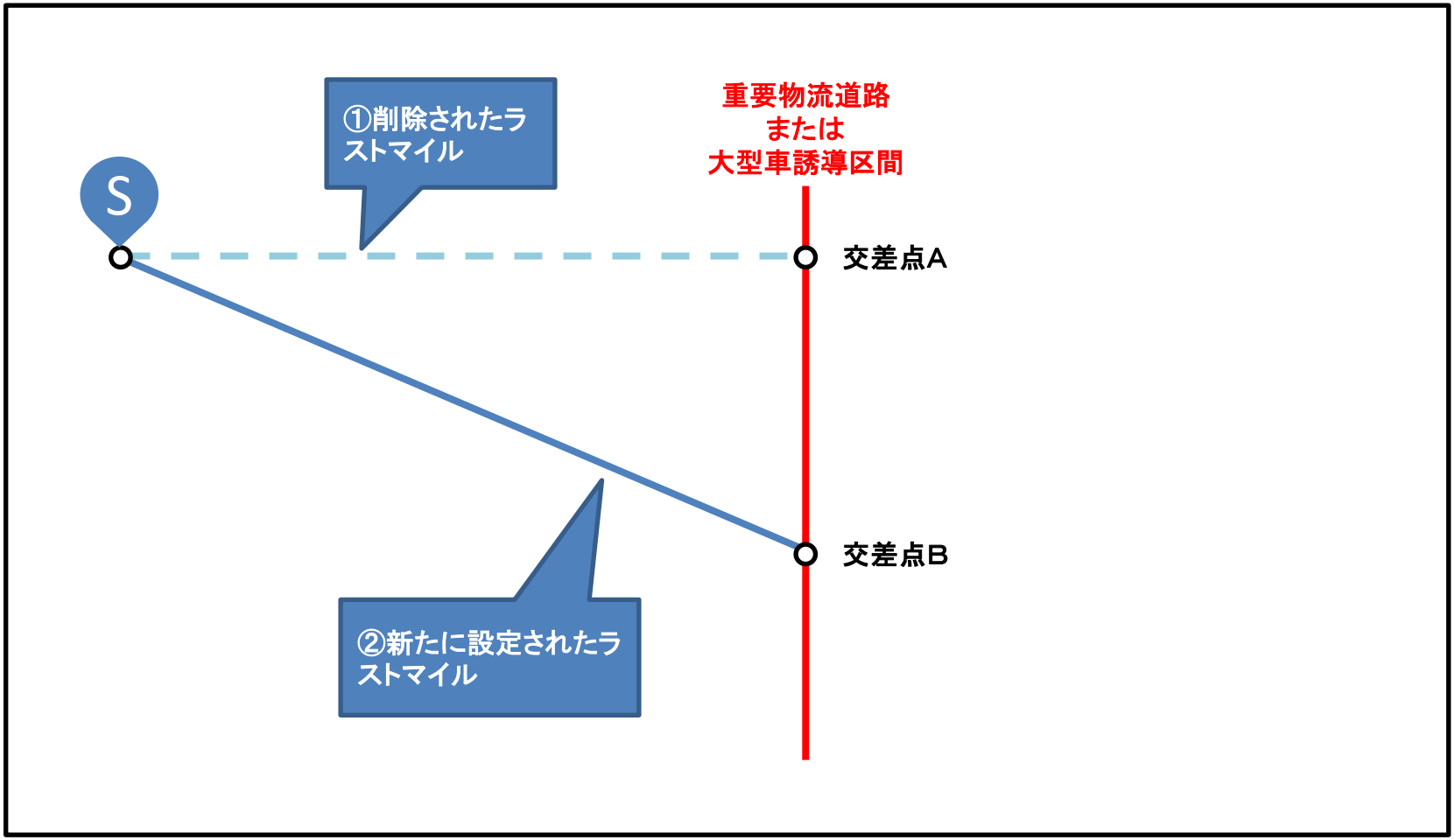
- 「接続重要物流道路交差点」パネルが表示され、出発地住所と交差点番号が表示されます。
- 「交差点B」にバルーンが表示されますので、問題なければ画面右下の「次へ」をクリックして算定を行います。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
現在
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

算定結果の確認

- 算定が正しく完了したら「手続再開」をクリックします。
- 地図が表示されるので、起点側ラストマイルの接続交差点が、「交差点B」に変わっていることを確認します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

不要な未支払経路の削除

- 不要な未支払経路を削除することが出来ます。

■未支払経路一覧

表示件数 10 148件の検索結果

番号	経路確認番号	経路確認名称	起点		終点		経路抽出方法	最終更新日	通行期間		照合結果	ステータス	申請者・車両・積載貨物情報	通行可能経路	選択
			交差点番号	出発地住所	交差点番号	目的地住所			開始日	終了日					
101	21-1296	総合テスト0324-3	5339050819	神奈川県横浜市磯子区磯子１丁目	5239750840	神奈川県横浜市金沢区泥亀１丁目	2地点双方向2経路検索	2022/03/28	2022/06/03	2023/06/02	NG	未支払	表示	表示	☑
102	22-5399	0601_その他2台	5339353434	東京都世田谷区上野毛１丁目	5339353206	神奈川県川崎市高津区北見方２２７	都道府県単位検索	2022/06/01	2032/06/01	2033/05/31	OK	未支払	表示	表示	☑
103	22-5462	テスト首都高横浜北線出口	533915F016	神奈川県横浜市鶴見区大黒町	5339020530	神奈川県厚木市酒井	都道府県単位検索	2022/06/02	2022/06/20	2023/06/19	OK	未支払	表示	表示	☑
104	22-5422	都道府県（サンプル2）	5839260115	山形県酒田市大字宮野浦	5336300065	福井県敦賀市桜町	都道府県単位検索	2022/06/01	2022/06/02	2023/06/01	OK	未支払	表示	表示	☐
105	22-5413	都道府県（サンプル）	5339142198	神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町	5339042017	神奈川県横浜市港南区日野南	都道府県単位検索	2022/06/01	2022/06/02	2023/06/01	OK	未支払	表示	表	☐
106	22-5307	特例8種　はみ出しテスト	5339050802	神奈川県横浜市金沢区富岡東５丁目	5239750944	神奈川県横須賀市平成町	都道府県単位検索	2022/05/31	2022/06/20	2023/06/19	OK	未支払	表示		☐
107	22-2495	オカヤマ2地点双方向	5339530211	埼玉県所沢市新井	5339541374	埼玉県所沢市新郷	2地点双方向2経路検索	2022/05/31	2022/06/13	2023/06/12	OK	未支払	表示		☐
108	22-5185	2地点双方向2経路（サンプル）	5339142198	神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町	5339042017	神奈川県横浜市港南区日野南	2地点双方向2経路検索	2022/05/27	2022/06/01	2023/05/31	OK	未支払	表示		☐
109	22-2514	test0411dk	5340211314	千葉県千葉市中央区川崎町	5239760222	千葉県富津市大堀四丁目	2地点双方向2経路検索	2022/04/11	2022/04/12	2023/04/11	OK	未支払	表示		☐
110	22-4975	0524	5339041536	神奈川県横浜市港南区港南台５丁目	5339142198	神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町	2地点双方向2経路検索	2022/05/24	2031/05/01	2032/04/30	OK	未支払	表示		☐

②削除ボタンが有効になるので、削除をクリックします。

②

削除

①

①削除したい経路を選択し、チェックボックスにチェックを入れます

★注意★

本機能で削除した経路確認の情報はもとに戻すことは出来ませんので、本機能を使用する際は十分にご注意ください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

不要な未支払経路の削除

- 個別選択だけでなく、複数選択や一括選択しての削除も可能です。

■未支払経路一覧

表示件数 10 148件の検索結果

番号	経路確認番号	経路確認名称	起点		終点		経路抽出方法	最終更新日	通行期間		照合結果	ステータス	申請者・車両・積載貨物情報	通行可能経路	
			交差点番号	出発地住所	交差点番号	目的地住所			開始日	終了日					
101	21-1296	総合テスト0324-3	5339050819	神奈川県横浜市磯子区磯子１丁目	5239750840	神奈川県横浜市金沢区泥亀１丁目	2地点双方向2経路検索	2022/03/28	2022/06/03	2023/06/02	NG	未支払	表示	表示	☑
102	22-5399	0601_その他2台	5339353434	東京都世田谷区上野毛１丁目	5339353206	神奈川県川崎市高津区北見方２２７	都道府県単位検索	2022/06/01	2032/06/01	2033/05/31	OK	未支払	表示	表示	☑
103	22-5462	テスト首都高横浜北線出口	533915F016	神奈川県横浜市鶴見区大黒町	5339020530	神奈川県厚木市酒井	都道府県単位検索	2022/06/02	2022/06/20	2023/06/19	OK	未支払	表示	表示	☑
104	22-5422	都道府県（サンプル2）	5839260115	山形県酒田市大字宮野浦	5336300065	福井県敦賀市桜町	都道府県単位検索	2022/06/01	2022/06/02	2023/06/01	OK	未支払	表示	表示	☑
105	22-5413	都道府県（サンプル）	5339142198	神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町	5339042017	神奈川県横浜市港南区日野南	都道府県単位検索	2022/06/01	2022/06/02	2023/06/01	OK	未支払	表示	表示	☑
106	22-5307	特例8種　はみ出しテスト	5339050802	神奈川県横浜市金沢区富岡東５丁目	5239750944	神奈川県横須賀市平成町	都道府県単位検索	2022/05/31	2022/06/20	2023/06/19	OK	未支払	表示	表示	☑
107	22-2495	オカヤマ 2地点双方向	5339530211	埼玉県所沢市新井	5339541374	埼玉県所沢市新郷	2地点双方向2経路検索	2022/05/31	2022/06/13	2023/06/12	OK	未支払	表示	表示	☑
108	22-5185	2地点双方向2経路（サンプル）	5339142198	神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町	5339042017	神奈川県横浜市港南区日野南	2地点双方向2経路検索	2022/05/27	2022/06/01	2023/05/31	OK	未支払	表示	表示	☑
109	22-2514	test0411dk	5340211314	千葉県千葉市中央区川崎町	5239760222	千葉県富津市大堀四丁目	2地点双方向2経路検索	2022/04/11	2022/04/12	2023/04/11	OK	未支払	表示	表示	☑
110	22-4975	0524	5339041536	神奈川県横浜市港南区港南台５丁目	5339142198	神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町	2地点双方向2経路検索	2022/05/24	2031/05/01	2032/04/30	OK		表示	表示	☑

②削除ボタンが有効になるので、削除をクリックします。

② 削除

①

①このチェックボックスにチェックを入れると、表示されているすべての経路が一括選択されます。

★注意★
本機能で削除した経路確認の情報はもとに戻すことは出来ませんので、本機能を使用する際は十分にご注意ください。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

道路情報便覧データ更新に伴う経路の再算定が必要な場合について

- 令和4年度より道路情報便覧データの更新作業が年4回になりました。
- 道路情報便覧データの更新作業に伴い、更新前に作成した経路が利用できなくなる場合があります。
  （例：更新により交差点番号が変わった交差点が経路に含まれる場合など）
- 回答書未発行の経路探索結果は無効となり、経路探索前の状態に戻ります。
- 道路情報便覧データ更新作業の予定については、特車PRサイトおよび特車登録センターでお知らせしています。

道路情報便覧データ更新前にすでに回答書を発行している経路に関しては、更新前の回答書のまま走行していただいて構いません。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

ラストマイルが取得できなかった場合について

- 2024年3月のシステム改良により、ラストマイル（起点または終点から重要物流道路等までの経路）が取得できなかった場合に、起点と終点どちらの経路が取得できなかったのかが画面に表示されるようになりました。

<改良前>



起点または終点から重要物流道路等または大型車誘導区間に到達できませんでした。
起点または終点を再設定してください。

<改良後>

起点から重要物流道路等または大型車誘導区間に到達できませんでした。
起点または終点を再設定してください。

終点から重要物流道路等または大型車誘導区間に到達できませんでした。
起点または終点を再設定してください。

【第２章】申請手順

⑤手数料の支払い・回答書発行

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行 ◀現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

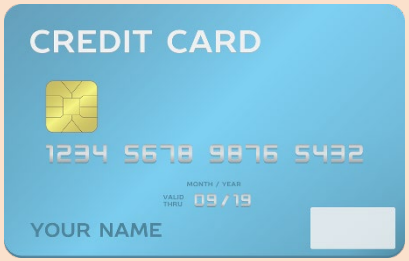
手数料支払い方法の概要

- 「特殊車両通行確認制度手続き手数料」は、車両登録手数料、経路確認手数料の2種類あり、オンライン即時決済により手数料を支払うことができます。
- お支払いは、クレジットカードによる決済としますが2万円を超える場合には銀行振込（ペイジー）の選択が可能です。ペイジーはインターネットバンキング決済のみに対応しております。
※ATMによる支払いは対応しておりませんのでご留意ください。

【ご準備いただくもの】

● クレジットカードによる決済

［ご準備］
- 利用可能なクレジットカード
- 本人認証サービスを登録している方は本人認証情報



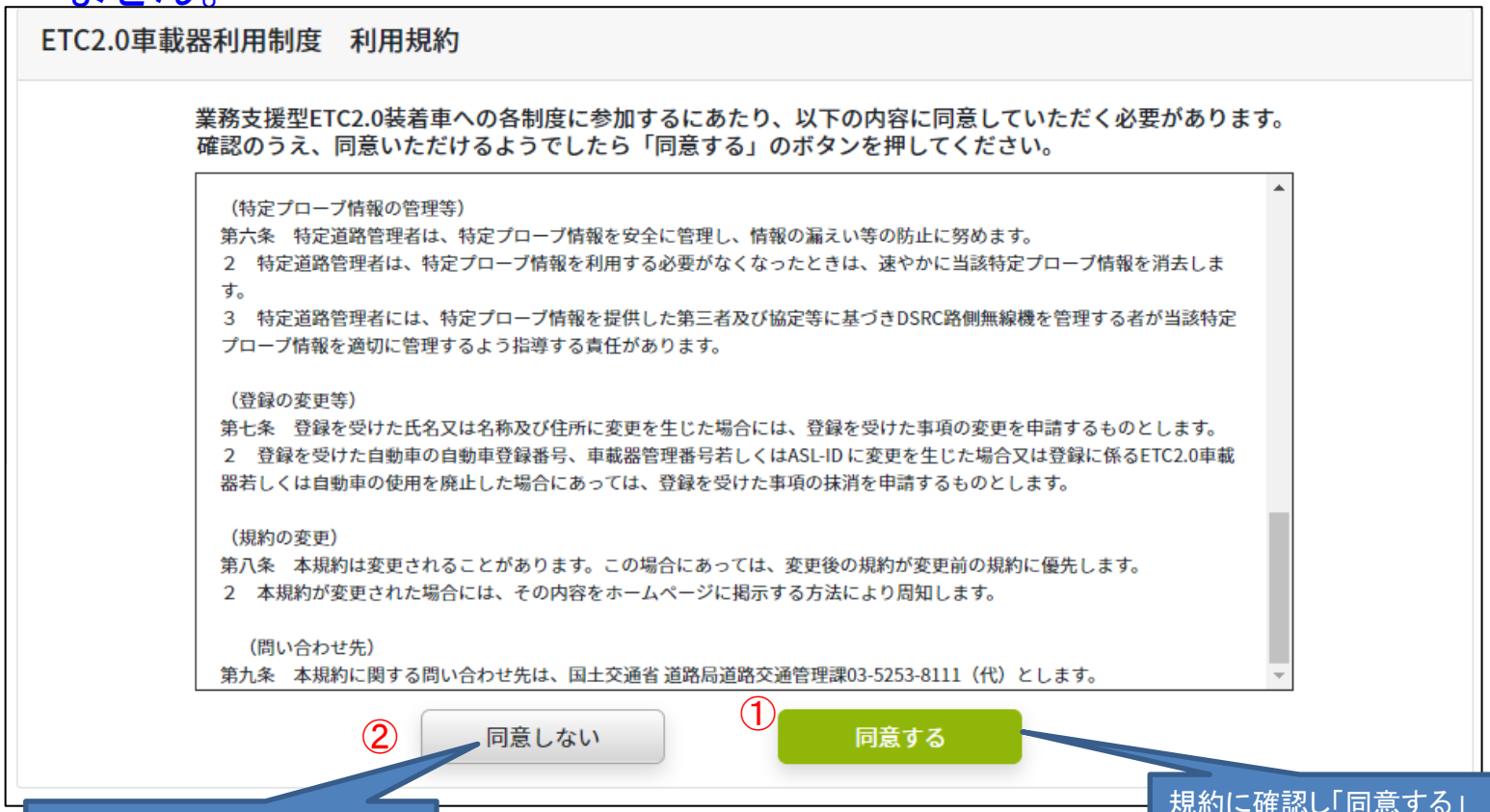
● 銀行振込（ペイジー）による決済

［ご準備］
- インターネットバンキング利用可能な金融機関
- インターネットバンキング利用時に各金融機関で必要な情報
（**ログインID、パスワード、決済時の認証情報**など）

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行 ◀現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録手数料の支払い　ETC2.0車載器利用規約の同意

- 車両登録手数料の支払う前にETC2.0車載器利用制度の利用規約を確認し、同意いただけましたら手数料支払い手続きに進みます。
- ETC2.0車載器利用制度の利用規約に同意しない場合、本制度を利用できません。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録手数料確認について

- 登録する車両の確認します。 単車・トラック／トラクタは、1台5千円の手数料、トレーラは0円の手数料で登録を進めます。
- 単車・トラック／トラクタの場合、「後で支払う」を選択すると、未支払車両一覧にデータが移動し、経路確認可能となります。



全体の流れ
【第1章】
特殊車両通行手続きについて
【第2章】
申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行
現在
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

車両登録　申請者情報の確認

- 車両登録の申請者情報を確認し、手数料支払いに進みます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録　代理人の場合　申請担当者情報の設定

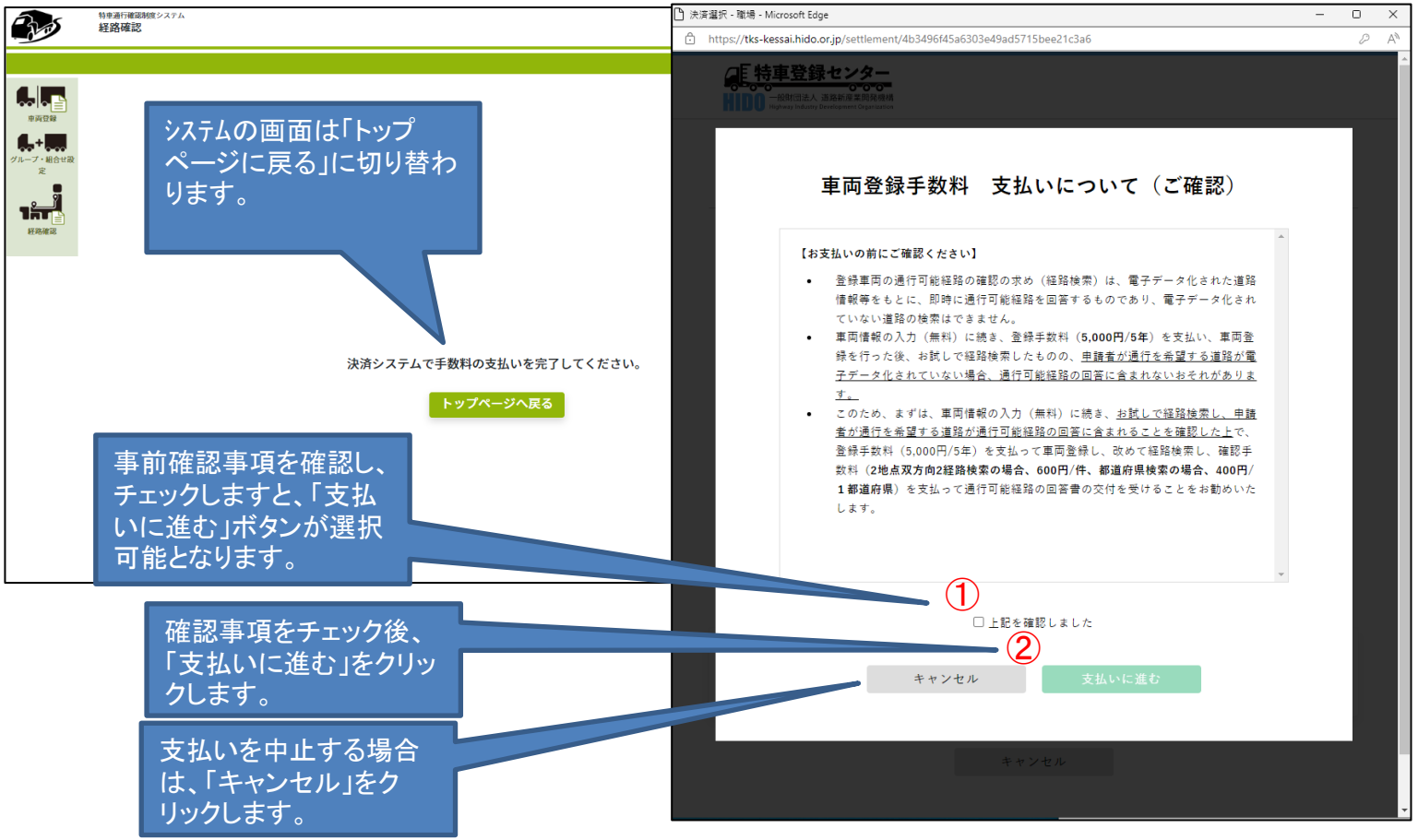
- 申請者担当者を選択・設定し、手数料支払いに進みます。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行 ◀現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

車両登録手数料　支払いについて　確認

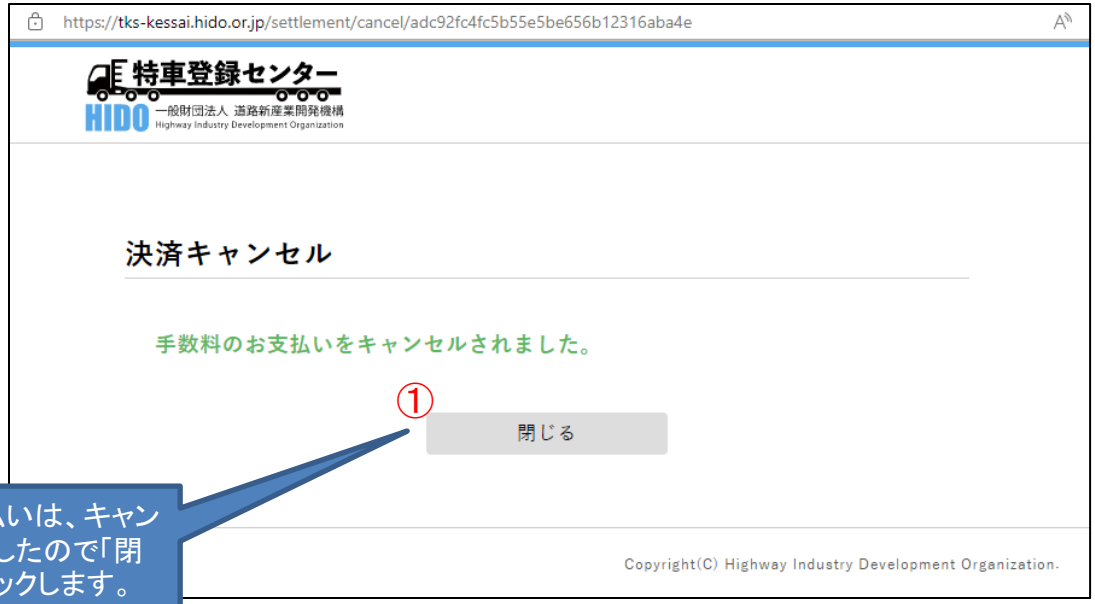
- 手数料決済の画面が表示されます。事前確認事項に同意いただきますと手数料決済に進みます。
- 経路確認がお済みでない場合は、キャンセルを選択してください。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行 ◀現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

手数料支払い　決済キャンセル（車両登録、経路確認共通）

●手数料支払い画面からキャンセルを選択すると表示されます。
●手数料支払い画面は15分以上経過すると自動的にキャンセルされます。



手数料支払いは、キャンセルされましたので「閉じる」をクリックします。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行 ◀現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認手数料　確認画面

- 選択した各経路番号の手数料が表示されますので手数料合計を確認します。
- 経路確認手数料の支払いに進むには、経路確認に含まれる車両登録手数料支払い完了が必要となります。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行 ◀現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認手数料　確認画面（回答書不要の場合）

- 積載貨物搭載状態で経路確認車両が制限値範囲内であれば、本制度の回答書は不要となります。回答書希望する場合は、手数料支払いを行います。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行 ◀現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認手数料　確認画面（車両登録手数料未払いの場合）

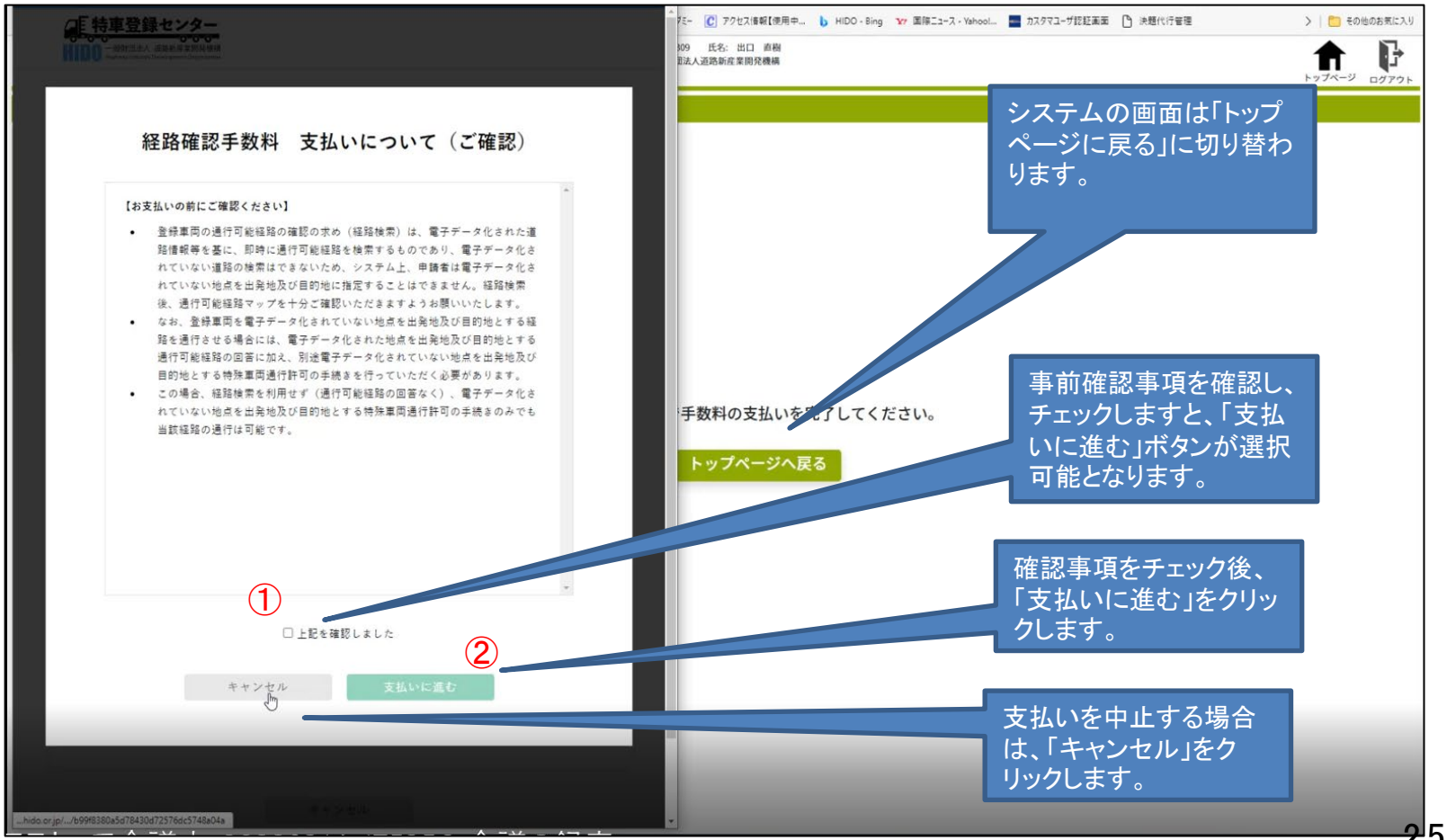
- 経路確認手数料支払い時に、車両登録手数料が未払いの場合、エラーが表示されますので、該当車両の手数料支払いを先に行います。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行 ◀現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

経路確認手数料　支払いについて　確認

- 経路確認手数料　支払い確認画面が表示されます。事前確認事項に同意いただきますと手数料決済に進みます。
- 支払いを中止する場合は、キャンセルでを選択してください。

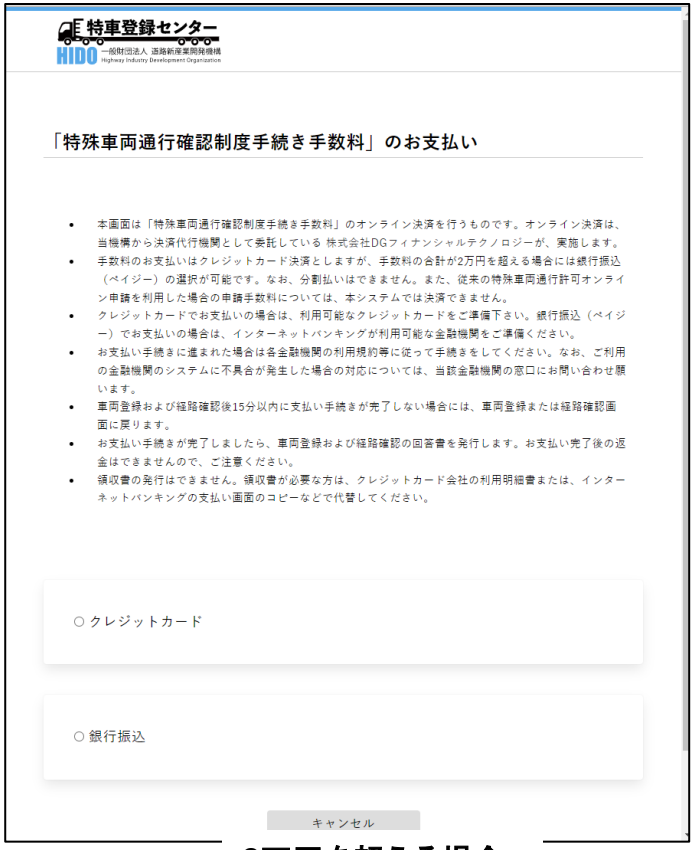


手数料支払方法の選択（共通）

- 2万円以下の手数料決済は、クレジットカードのみの決済となります。
- 2万円を超える手数料決済は、クレジットカードまたは銀行決済を選択することができます



2万円以下の場合



2万円を超える場合

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行 ◀現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

クレジットカード決済　カード情報入力・決済

- クレジットカードを選択し、カード情報を入力します。
- カード番号が14桁または15桁の場合、左寄せで桁数分入力します。
- 本人認証精度の向上のため、カード会社のオンライン決済申請時に登録したメールアドレスまたは電話番号を入力します。



カード番号が14桁または15桁の場合は、左寄せで入力。

本人認証精度向上のため、メールアドレスまたは電話番号を入力します。
図はメールアドレス時のサンプル

クレジット決済を選択すると即時に与信・決済が実施されます。

決済を中止する場合は「キャンセル」をクリックします。

クレジットカード決済　本人認証情報設定あり

- カード情報を入力し決済を選択すると個人認証サービスが動作します。
- ご利用の本人認証に情報入力を求められることがあります。



クレジット決済を選択すると本人認証処理画面が表示されます。本人認証情報の入力を求められることがあります。中断する場合は、表示画面に従い中断を選択願います。

【3Dセキュア処理画面】

カードブランド　3Dセキュア処理

必要に応じてカード発行会社の本人認証情報を入力

【決済結果】



決済処理結果が表示されます。「手数料支配いが完了しました。」と表示されることを確認します。

クレジットカード決済　本人認証情報設定なし

- カード情報を入力し決済を選択すると個人認証サービスが動作します。
- 個人認証情報なしで処理後、決済が実施されます。



【3Dセキュア処理画面】

カードブランド　3Dセキュア処理

本人認証情報なしで処理

選択する
の処理画
す。

【決済結果】



決済処理結果が表示されます。「手数料支配いが完了しました。」と表示されることを確認します。

クレジットカード決済　カード情報入力・決済

- 領収書は発行されないので、エビデンスが必要な場合は決済完了時に画面キャプチャを取得願います。

【決済時】

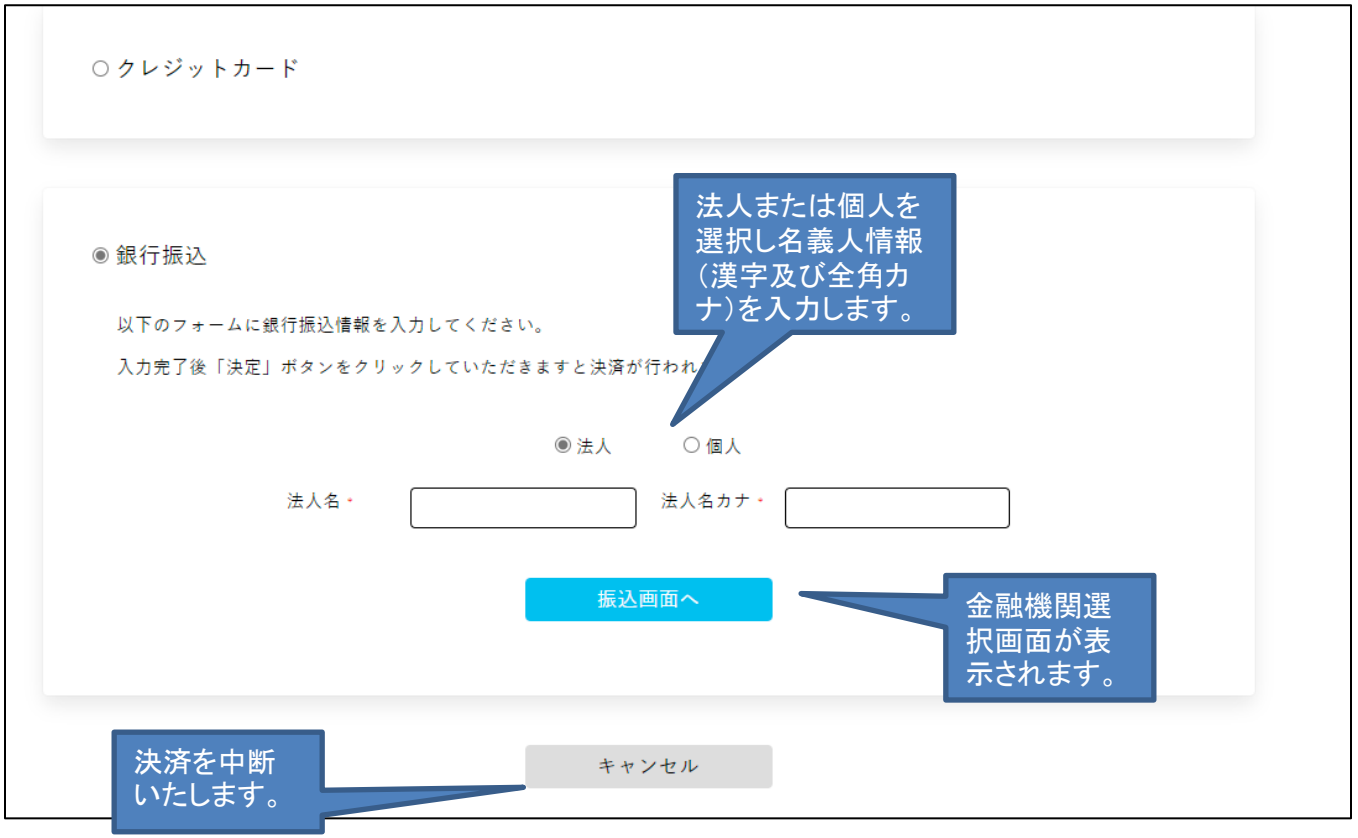


エビデンスとして保存したい場合は、決済完了画面をキャプチャしてください。
（Sift＋Win＋Sキー）

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

銀行振込による決済

- 銀行の法人か個人を選択し、法人名または個人名を入力します。
- 入力した情報は決裁行為者の情報となりますので、口座名義と合わせる必要はありません。



全体の流れ
【第1章】
特殊車両通行手続きについて
【第2章】
申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
STEP⑤
手数料支払い･回答書の発行
現在
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

金融機関選択画面

- 銀行決済用の決済代行会社の画面が表示されます。インターネットバンキングを実施する金融機関を選択します。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い･回答書の発行
現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

選択金融機関　振込サービス画面

●金融機関を選択しますと各金融機関の振込サービス画面が表示されます。
●振込サービス画面が表示されない場合は、次項を確認願います。



決済代行会社の画面が表示されます。

選択した金融機関の振込サービス画面が表示されます。

各金融機関
振込サービス画面

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い･回答書の発行
現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

金融機関が表示されない場合、ポップアップブロック解除方法

- 金融機関の画面が表示されない場合、表示ブロックの解除が必要となります。

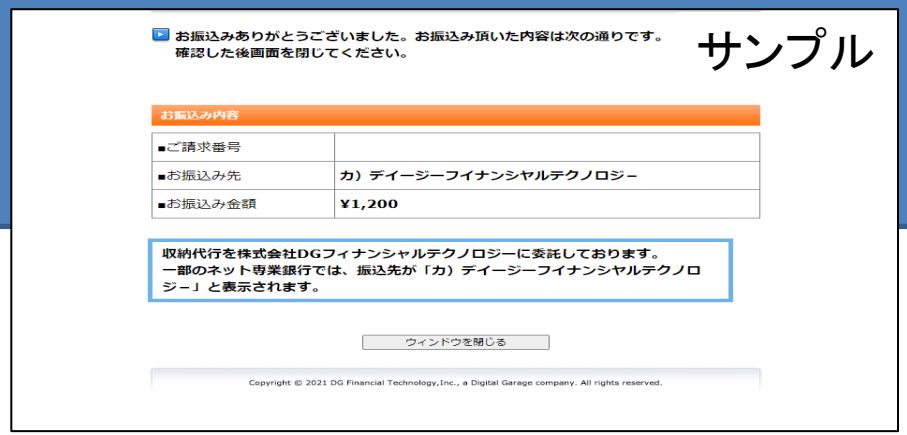


全体の流れ
【第1章】
特殊車両通行手続きについて
【第2章】
申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
STEP⑤
手数料支払い･回答書の発行
現在
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

各金融機関画面からオンライン決済の実施

- 各金融機関のインターネットバンキング画面にログインいただき、オンライン決済を実施願います。
- 決済を中止する場合には、金融機関からログアウトいただき、決済を中断願います。

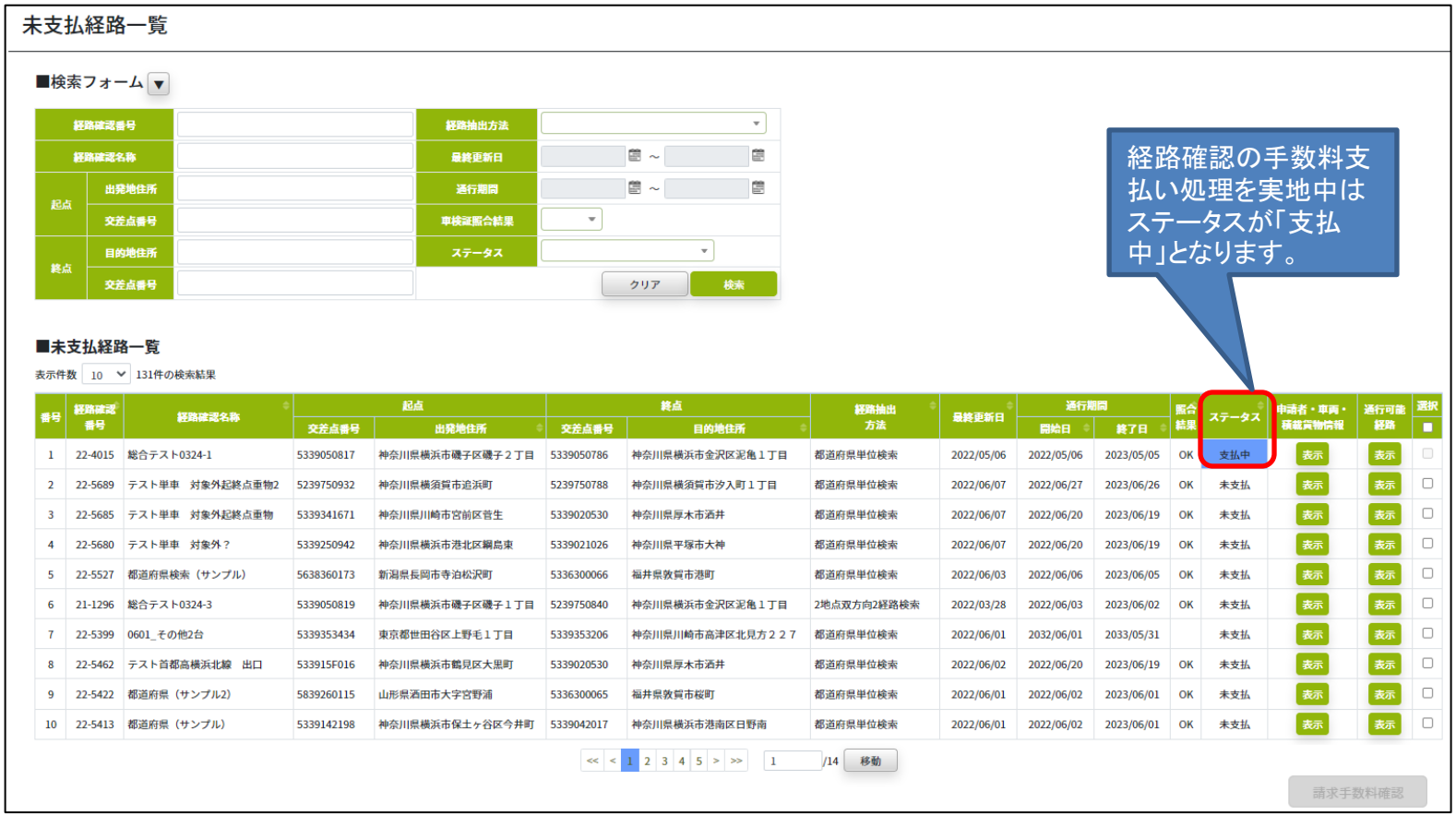
各銀行　ログイン
支払い実行



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

確認経路一覧画面回答書発行について

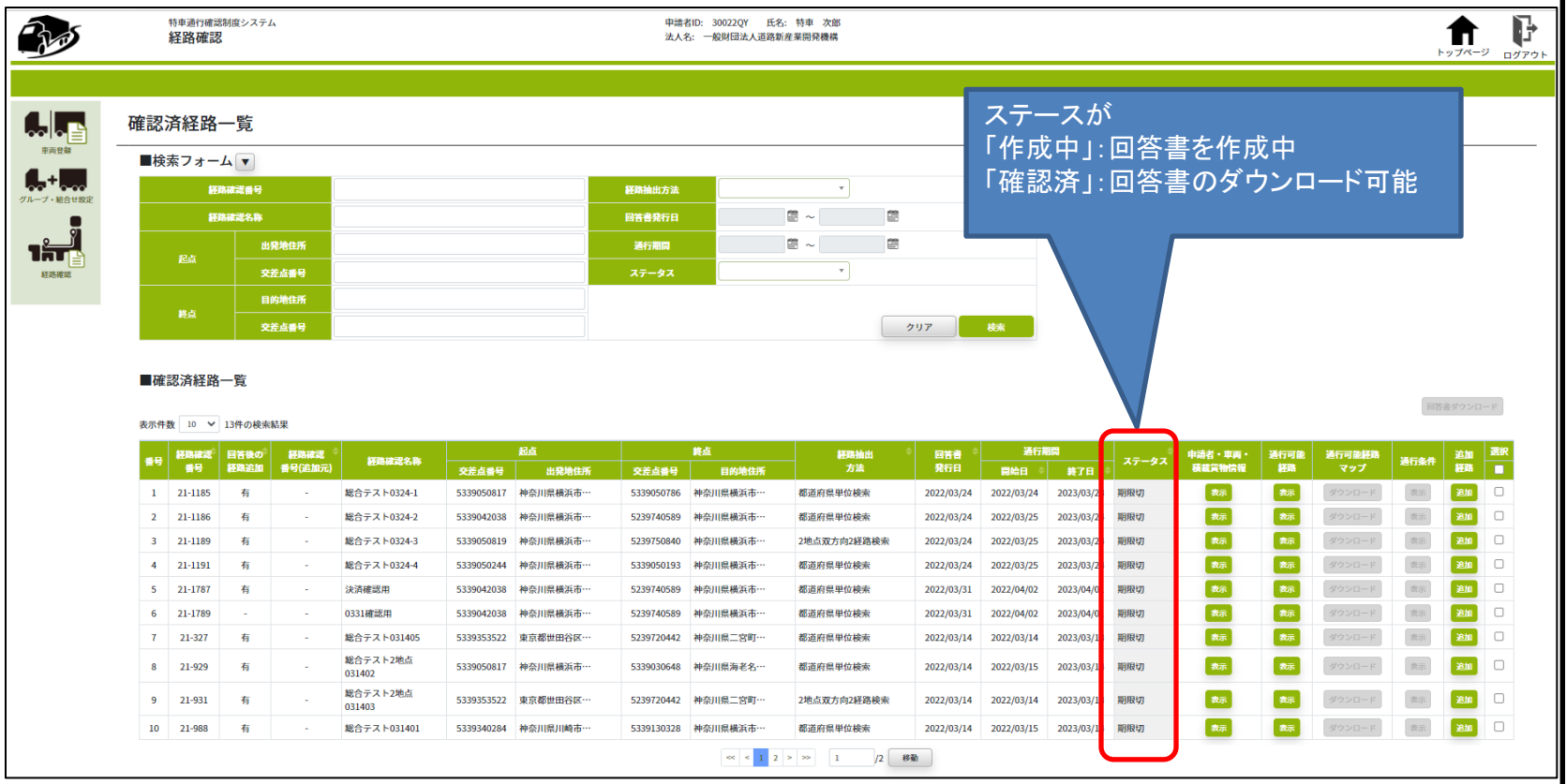
- 手数料決済処理中は該当経路確認番号のステータスは「支払中」となります。
- 手数料決済が完了し、回答書作成が開始されるとステータスが「作成中（決済完了時）となります。
- 回答書作成が集中すると、回答書作成時間に時間を要することがあります。



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

確認済経路一覧画面　回答書発行

- 手数料支払いが完了し回答書が作成完了すると回答書発行日が設定され、回答書をダウンロードすることができます。

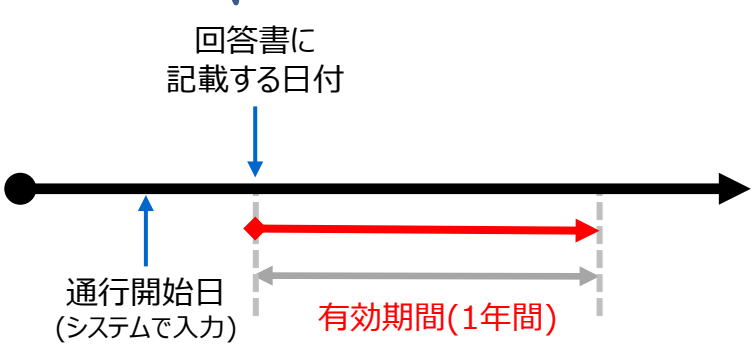


回答書の有効期間

- 回答書の有効期間は有効期間の開始日から1年間となります。
- 有効期間の開始日は回答書に記載する日付を基本とし、システムで入力した通行開始日が後の場合は、通行開始日が有効期間の開始日となります。

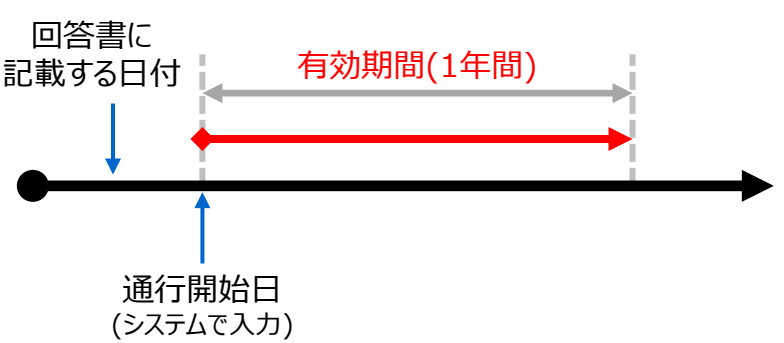
システムで入力した通行開始日より後に、手数料支払い･回答書を作成すると、回答書に記載する日付に合わせ有効期間が設定されます。

ケース1



回答書に記載する日付より、システムで入力した通行開始日が後の場合、入力した通行開始日に合わせ有効期間が設定されます。

ケース2



回答書の発行

- R5年3月20日以降に発行された回答書は、回答書の鑑・車両一覧・車両諸元に関する説明書の3つで構成されます。
- 通行経路条件一覧と通行可能経路マップは、回答書とは別に発行されます。
- 都道府県検索で多くの都道府県を選択した場合でも、回答書は即時に発行されるように改善されました。
- 通行条件一覧と通行可能経路マップについては、電子データ発行前であってもシステムの画面上で確認することが出来ます。
- 走行にあたっては、即時発行された回答書一式の電子データもしくは印刷物の携行で通行可能となります。

R5年3月19日以前に発行された回答書の電子データ

回答書
- 回答書の鑑
- 通行経路条件一覧
- 通行可能経路マップ
- 車両一覧

R5年3月20日以降に発行された回答書の電子データ

回答書
- 回答書の鑑
- 車両一覧
- 車両諸元に関する説明書（※）

通行経路条件一覧

通行可能経路マップ

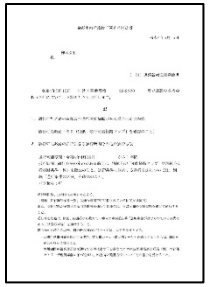
※R5年3月20日以降に発行された回答書から、車両諸元に関する説明書が追加されました。 複数車両を登録して申請した場合は、登録した車両の寸法、重量およびそれぞれの最大値である車両合成値が表示されます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

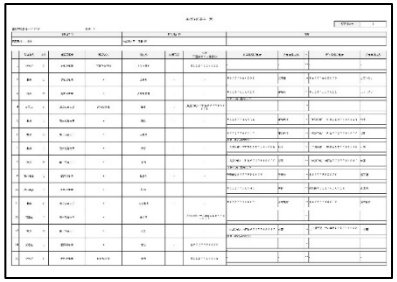
回答書の発行

- R5年3月19日以前に発行された回答書は、以下の4つで構成されています。
- R5年3月20日以降でも有効期間まではこの回答書で走行可能です。

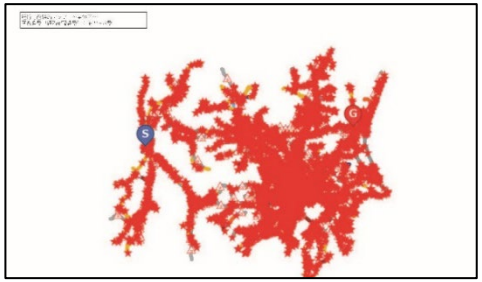
回答書（鑑）



通行経路条件一覧



通行可能経路マップ



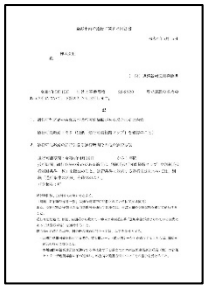
経路確認時の車両一覧



- R5年3月20日の改善で、回答書は以下の構成となりました。
  - ・回答書は①～③で構成され、手数料支払い後に即時発行されます。
  - ・通行経路条件一覧と通行可能経路マップは、個別に別途発行されます。
  （経路検索条件により発行まで時間がかかる場合があります）

回答書

①回答書（鑑）



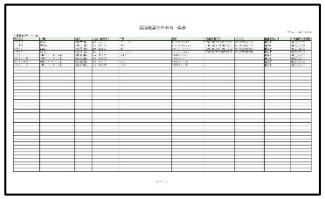
②経路確認時の車両一覧



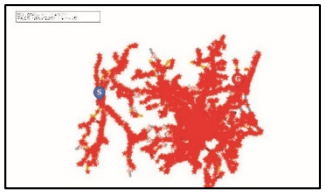
③車両諸元に関する説明書



④通行経路条件一覧



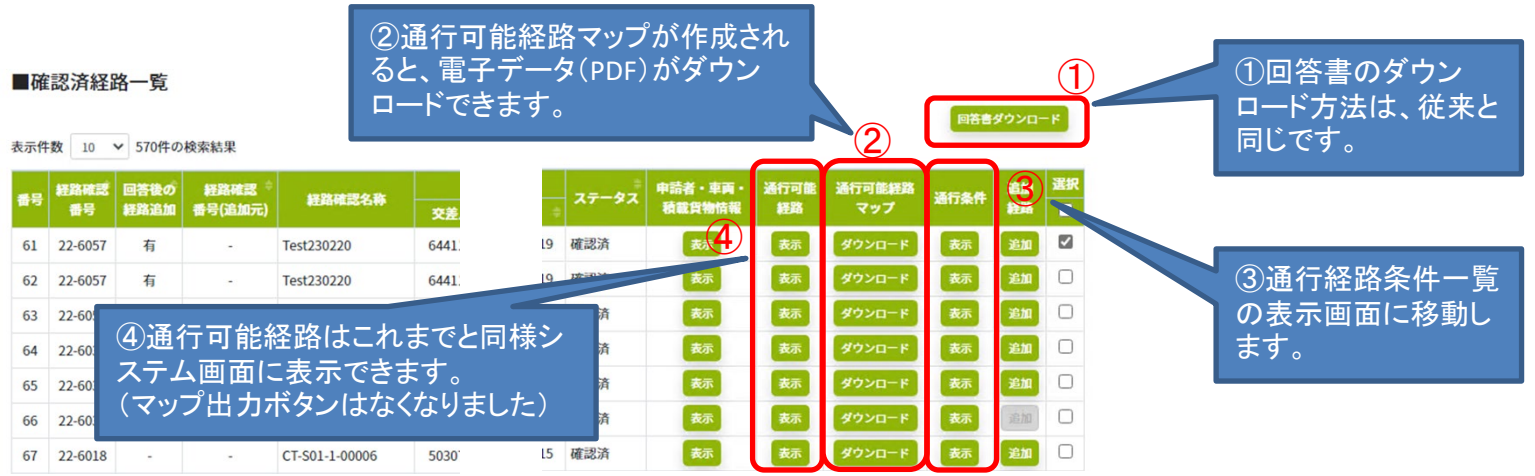
⑤通行可能経路マップ



全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

回答書の発行

- 回答書のダウンロード方法は、従来と同じです。
- 通行可能経路マップが作成されると「ダウンロード」ボタンが有効になります。
- 通行経路条件一覧は「表示」から通行経路条件一覧画面に移動します。



- 通行条件などを指定して、「通行経路条件一覧」を作成し、ダウンロードします。

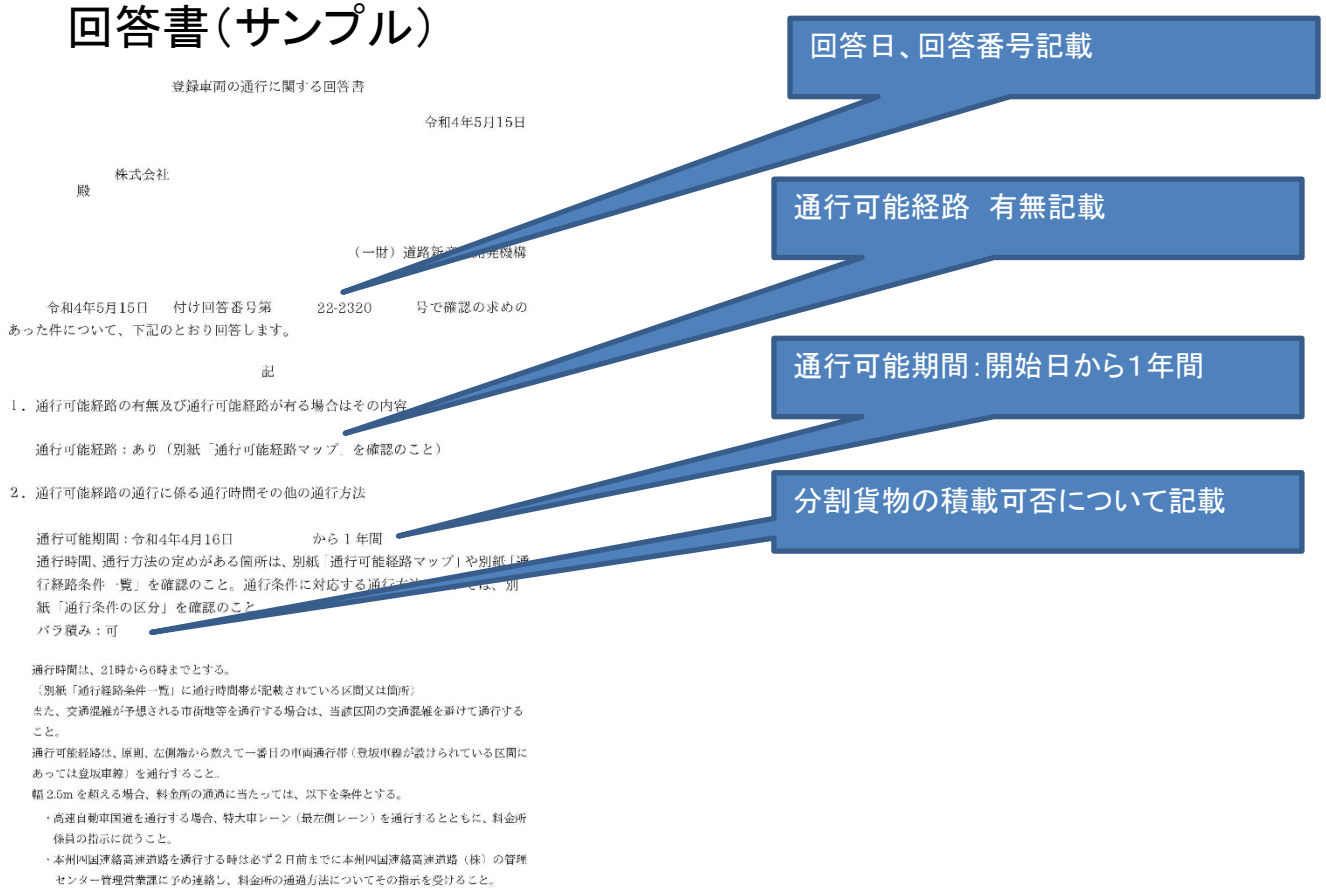


全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い･回答書の発行
現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

回答書の発行 （回答書例）

- 回答書は、指定登録確認機関が発行いたします。
- 回答書発行日付、回答書番号、通行可能経路有無、通行方法等が記載されております。

回答書（サンプル）



登録車両の通行に関する回答書

令和4年5月15日

株式会社
殿

（一財）道路新産業開発機構

令和4年5月15日　付け回答番号第　22-2320　号で確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1．通行可能経路の有無及び通行可能経路が有る場合はその内容

通行可能経路：あり（別紙「通行可能経路マップ」を確認のこと）

2．通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法

通行可能期間：令和4年4月16日　から１年間
通行時間、通行方法の定めがある箇所は、別紙「通行可能経路マップ」や別紙「通行経路条件一覧」を確認のこと。通行条件に対応する通行方法については、別紙「通行条件の区分」を確認のこと
バラ積み：可

通行時間は、21時から6時までとする。
〈別紙「通行経路条件一覧」に通行時間帯が記載されている区間又は箇所〉
また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。
通行可能経路は、原則、左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあっては登坂車線）を通行すること。
幅2.5mを超える場合、料金所の通過に当たっては、以下を条件とする。
・高速自動車国道を通行する場合、特大車レーン（最左側レーン）を通行するとともに、料金所係員の指示に従うこと。
・本州四国連絡高速道路を通行する時は必ず２日前までに本州四国連絡高速道路（株）の管理センター管理営業課に予め連絡し、料金所の通過方法についてその指示を受けること。

回答日、回答番号記載

通行可能経路　有無記載

通行可能期間：開始日から1年間

分割貨物の積載可否について記載

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
現在
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

回答書の発行　通行経路条件一覧

- 通行経路条件一覧には、障害種別、道路管理者、通行条件、路線名称、障害箇所及び障害区間が一覧で表示されます。
- 通行時間帯の指定がある場合には、通行時間帯が記載されます。

通行時間帯がある指定がある場合の例

通行経路条件一覧

枚数順番号 1

経路確認番号 ---　軸数：5

出発地住所	目的地住所	備考
---	[redacted]	

	障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称（交差点または構造物）	出発地側交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
1	交差点	C	愛知県知事	古真立津具線	大字上黒川	-	＃５２３７５５００２２	-	-	～	-	-
2	曲線	C	愛知県知事	#	上黒川	-	-	＃５２３７６５００２０	愛知境	～	＃５２３７５５００２２	大字上黒川
3	橋梁	D	愛知県知事	#	大字坂字場	-	-	＃５２３７６５００２０	愛知境	～	＃５２３７５５００２２	大字上黒川
4	交差点	C	国土交通大臣	設楽根羽線	根羽	-	（県道分岐）下町＃５２３７６４００２９	-	-	～	-	-
5	曲線	C	国土交通大臣	#	日向	-	-	＃５２３	愛知県界	～	（県道分岐）下町＃５２３７６４００２９	根羽
6	橋梁	D	国土交通大臣	#	万馬瀬	-	-		愛知県界	～	（県道分岐）下町＃５２３７６４００２９	根羽

21時～6時に通行のこと

通行時間帯がある指定がある場合の例

＃５２３７６５００２０	愛知境	～
21時～6時に通行のこと		

【第２章】申請手順

⑥通行可能経路の閲覧

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

スマホ・タブレットによる車両・通行可能経路の閲覧

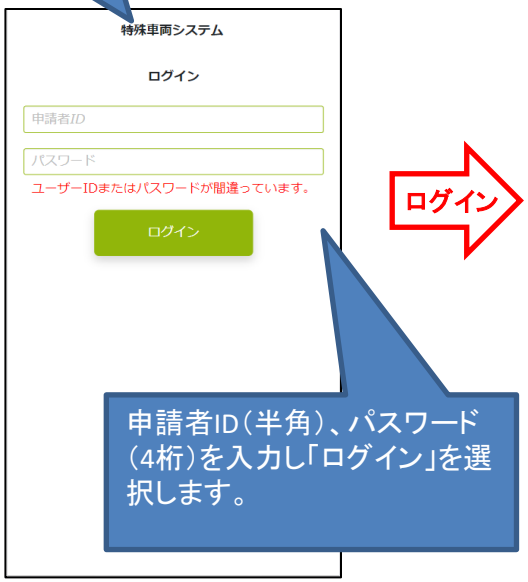
- インターネット環境があれば、スマホ・タブレット専用URLからログインして通行可能経路の確認ができます。

スマホ・タブレット専用URL：
https://www.newtokusya.ktr.mlit.go.jp/tokusyadrm_shinsei/sp/

【スマホ・タブレットの利用可能環境環境】

端末OS	OS バージョン	Webブラウザ
iOS	iOS14以上	Safari
Android	Android10以上	Android版Chrome

特殊車両システム
ログイン画面が表示されます。



申請者ID（半角）、パスワード（4桁）を入力し「ログイン」を選択します。

ログイン



回答書 鑑
回答書の鑑が表示されます

車両一覧
車両一覧が表示されます

通行経路条件
通行経路条件一覧が表示されます

車両諸元
車両諸元に関する説明書が表示されます

マップ
走行可能経路が表示されます

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

スマホ・タブレットによる車両・通行可能経路の閲覧

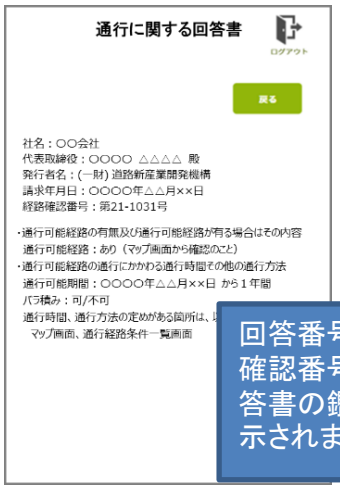
- 回答番号（経路確認番号）または経路確認名称で絞りこみ検索ができます。
- 回答番号、経路確認名称の一部の入力でも検索できます。



全体の流れ
【第1章】
特殊車両通行手続きについて
【第2章】
申請手順
STEP①
利用者IDの取得
STEP②
車両の登録
STEP③
車両グループの設定
STEP④
通行可能経路の確認
STEP⑤
手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥
通行可能経路の閲覧

スマホ・タブレットによる車両・通行可能経路の閲覧

- 回答番号の車両情報、通行経路可能マップ、車両一覧、車両諸元を閲覧することができます。



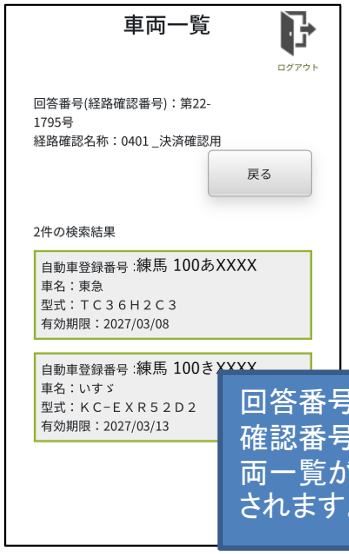
回答番号（経路確認番号）の回答書の鑑が表示されます。



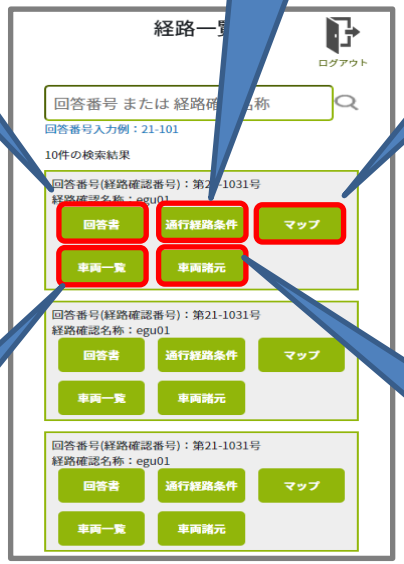
回答番号（経路確認番号）の通行経路条件一覧が表示されます。



回答番号（経路確認番号）の通行可能経路が表示されます。



回答番号（経路確認番号）の車両一覧が表示されます。





回答番号（経路確認番号）の車両諸元に関する説明が表示されます。

全体の流れ
【第1章】特殊車両通行手続きについて
【第2章】申請手順
STEP① 利用者IDの取得
STEP② 車両の登録
STEP③ 車両グループの設定
STEP④ 通行可能経路の確認
STEP⑤ 手数料支払い・回答書の発行
STEP⑥ 通行可能経路の閲覧

スマホ・タブレットによる車両・通行可能経路の閲覧

- 通行可能経路マップ表示回答番号の車両情報、通行経路可能マップを閲覧することができます。

左側のボタンは、通行可能経路の凡例表示、背景地図を変更時に選択します。



右側のボタンは、通行可能経路の表示地域を選択し、通行可能経路を表示することができます。表示は都道府県検索の表示例です。



背景地図を変更時に選択します。表示は地理院タイル（淡色地図）を選択した例です。

特殊車両通行確認制度に関する
よくある質問と回答（FAQ）

特殊車両通行確認制度に関するよくある質問と回答（FAQ）

特車登録センター
HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構 Highway Industry Development Organization

（１）制度全般

Q1. 現行の許可制度から新たな確認制度に変更となるのですか。

Ans. 現行の許可制度に加え新たに確認制度が創設されましたので、両制度が併存することになります。

Q2. 現行の許可制度と何が違うのですか。

Ans. 現行の許可制度においては、手続完了まで一定の期間を要するほか、申請の都度車両諸元を入力し、また、１経路ごとに通行経路を細かく指定する必要がありました。一方、新たな確認制度では現行の許可制度に比べて、早い（即時に通行可能経路を確認できる）、簡単（一度車両を登録すれば、出発地・目的地・積載重量（貨物車両の場合）等を入力するだけ）、便利（代替経路や都道府県内の経路など複数の経路が一度に確認できる）な手続となります。

Q3. 新たな確認制度では、優良事業者の許可期間延長は適用されるのですか。

Ans. 新たな確認制度では、すべての事業者において、車両登録は５年間、通行可能経路の確認（検索）結果は１年間有効となります。

Q4. 回答された通行条件はこれまでの許可制度と同じですか。

Ans. 同じ車両諸元で、同じ道路を通行するときの通行条件は同じです。ただし、往復の条件が違う場合厳しい方の通行条件となります。

Q5. 特車通行確認制度のシステムに必要なパソコンの性能を教えてください。

Ans. 利用できるパソコンのOSとブラウザは以下の通りです。

OS:Windows 10、ブラウザ：Microsoft Edge

上記以外のOS、ブラウザでの動作保証はいたしておりません。

（２）申請の準備

Q6. 特車通行確認制度のシステムにはどこからログインできますか。

Ans. 特車登録センター（https://www.tks.hido.or.jp） ホーム画面右上の「ログインする」からログインできます。
また、特殊車両通行許可オンライン申請サイト
（https://www.tokusyaportal.ktr.mlit.go.jp/portal/SC3001001T）
から特車通行確認制度を選択して、取得済みのユーザID及びパスワードでログインできます。

Q7. 現行の特車通行許可制度のシステムに登録済みのユーザーID及びパスワードは使えますか。

Ans. 現行の特車通行許可制度のシステムにユーザー登録している方は、取得済みのID及びパワードでログインしてください。なおメールアドレスの登録が必須となりました。メールアドレス未登録の方は、特車通行確認システムに入る際にメールアドレスを登録してくださいとのメッセージが表示されます。

Q8. 代理人による車両登録及び経路確認の申請はできますか。

Ans. 代理人による車両登録及び経路確認の手続きは可能です。代理人が手続きを行う場合は、代理を依頼する申請者・申請担当者の申請代理人としてユーザIDを取得する必要があります。
詳しくは「～わかりやすいオンライン操作マニュアル Ver2023XX～」の「【第2章】申請手順①利用者IDの取得」を御覧ください。

Q9. パソコンにソフトウェアをインストールして利用するのですか。

Ans. 現行の特殊車両通行許可オンライン申請サイトの利用方法と同様に、特殊車両通行確認システムのホームページにアクセスして利用して頂くことになります。そのため、特段ソフトウェア等のインストールの必要はありませんが、利用できるOSはWindows 10、ブラウザはMicrosoft Edgeです。その他のOS、ブラウザでの動作保証はいたしておりません。

（3）ユーザー登録

Q10. 特車通行確認制度のシステムを利用するには、ユーザIDが必要ですか。

Ans. 新規の方は、特車登録センター（https://www.tks.hido.or.jp） ホーム画面右上の「ログインする」で表示された「特殊車両システム」画面の下にある「新規登録」からユーザID及びパスワードを取得してログインしてください。
特車通行許可制度システムのユーザIDを取得している方は、そのユーザID及びパスワードでログインしてください。

Q11. 企業コードの取得は事業所や営業所単位でできますか。

Ans. 同一企業で事業所や営業所単位に申請担当者のユーザIDを取得したい場合は、事業所や営業所単位の企業コードの取得を推奨します。

Q12. ユーザID、パスワードを忘れてしまった場合、どうすればいいですか。

Ans. 下記項目（わかる範囲で）を記載し、特車運用事務局（ktr-tokusya-info@mlit.go.jp）までメールにてご連絡ください。
＜申請情報＞：ユーザーID、法人名（フリガナ）、代表者名、郵便番号、住所、電話番号
＜申請担当者情報＞：担当者名

※申請情報は、過去に取得している許可証などをご確認ください。

Q13. ユーザIDやパスワードを変更できますか？

Ans. 原則としてユーザIDやパスワードを変更することはできません。
第三者にIDが漏洩してしまったなどの理由でIDやパスワードの変更が必要な場合は、特車運用事務局（048-601-3223）まで個別にご相談願います。

特殊車両通行確認制度に関するよくある質問と回答（FAQ）

（3）ユーザー登録

Q14. 人事異動により申請担当者を変えたいのですが。

Ans. 現在、ユーザ情報に登録されている内容は、ログイン後に表示される画面中央にある「ユーザ情報更新」から変更することは可能です。ただし既に発行されている回答書に記載された記載内容（例：申請担当者の名前など）は変更できません。

Q15. 申請代理人が個別に企業コードを取得してもよいですか。

Ans. 申請代理人が個別に委託元の企業コードを取得することは可能です。申請代理人が行う手続きの準備として、申請代理人のユーザIDを申請者(企業コード)毎に取得してください。
申請代理人が先に企業コードを取得したのであれば、申請代理人がユーザIDを取得した時に入力した申請担当者のユーザIDも取得し、同じ企業コードと認証キーを登録してください。既に申請担当者がユーザIDを取得している場合は、申請代理人は申請担当者と同じ企業コードと認証キーを登録してください。

Q16. 行政書士資格を有しない第三者に外注して代理申請することは可能ですか。

Ans. 行政書士でない方が他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、特車通行確認制度においても代理申請を行う方は行政書士の資格が必要となります。

Q17. 同一企業で複数の事業所や営業所ごとにユーザIDを作ることはできますか。

Ans. 各事業所や営業所ごとに申請者・申請担当者を決めて、異なるユーザIDを取得することができます。

（3）ユーザー登録

Q18. 同じ企業コードでそれぞれ別の申請担当者のユーザIDを使って車両登録や経路確認を行うことはできますか。

Ans. 同一企業コードを用いることにより登録した車両と企業コードが関連付けられますので、それぞれ別の申請担当者のユーザIDで車両登録や経路確認を行うことができます。

Q19. 企業コード登録時の社名に株式会社を記載してしまい、法人区分の選択と重なって二重に表示されるので修正したのですが。

Ans. 現在のシステムの仕様上、利用者様でユーザ情報を修正することはできません。ユーザ情報として登録した社名は回答書に記載されますので、ユーザ情報の入力時はご注意ください。
なお即時対応はできませんが、ユーザ情報の修正をご要望の場合は、特車登録センターにメールにてご依頼ください。

Q20. 申請担当者が個別に企業コードを取得してもよいですか。

Ans. 企業コードは申請者毎に設定しますので、申請担当者は同じ企業コードを使用してください。企業コードを同じにすることで、複数の申請担当者や申請代理人が登録した車両情報や経路確認結果を共有することができます。

Q21. 新規登録ボタンの表示方法を教えてください。

Ans. パソコン画面の表示サイズが大きい場合表示されないことがあります。
Microsoft Edgeの右上の「…」をクリックし、ズームを縮小（マイナス”－”）に変更してみてください。

（3）ユーザー登録

Q22.　メールアドレスの入力は必須でしょうか。

Ans.　特車通行確認制度では、必ずメールアドレスを記載してください。
車両登録が完了した時や経路確認が出来た場合などに、システムから登録されたアドレスに自動でメールが送信されます。
（2023年10月のシステム改良で、メールアドレスの入力が必須になりました）

Q23.　手続きは全てオンラインでできますか。

Ans.　ユーザー登録、車両の登録・変更・廃止等、通行可能経路の確認、手数料の支払い手続き、回答書や通行条件、マップのダウンロードまで、手続きはオンラインで全て完了します。

（４）オンライン手続き

Q24. 新しい特車制度の手続きは、道路管理者の窓口でもできますか。

Ans. 「特殊車両通行確認制度」は、道路管理者の窓口では手続きできません。
インターネットを利用し、特車通行確認制度システムのオンライン手続きで行うことになります。
（特車登録センターのHP：https://www.tks.hido.or.jp/）

Q25. 回答書はオンラインで発行されますか。

Ans. 回答書はオンラインで発行しますのでダウンロードしてご利用ください。

Q26. 手数料はオンラインで支払いできますか。

Ans. 手数料支払いはオンラインによるクレジットカード払いとなります。
また、総額が2万円を超える支払いは、ペイジーによるインターネットバンキングも利用できます。

Q27. 災害などでインターネットが使えないときは申請できませんか。

Ans. 災害等でインターネットが使えないなどやむを得ないと認められる場合は、所定の書式を用いて書面を特車登録センターに郵送して手続きすることができます。

（５）車両の登録

Q28.　登録できる車両を教えてください。

Ans.　登録できる車両の幅、重量、高さ、長さ、最小回転半径は車両の通行の許可の手続等を定める省令第13条で定めています。

■ 登録可能な車両の諸元

- 登録が可能な車両の基準は次のとおりです。

車両諸元			
車種	右記以外	セミトレーラ連結車	フルトレーラ連結車及びダブルス
幅	3.5 メートル以下		
重量	135.1 トン以下	143.6 トン以下	163.6 トン以下
高さ	4.3 メートル以下		
長さ	16 メートル以下	20 メートル以下	21 メートル以下
最小回転半径	車両の最外側のわだちについて 12 メートル以下		

■ 注意事項

- 登録手数料は 1 台につき 5 千円で、5 年間有効です。
- トレーラは登録手数料不要で有効期間はありません
- 車両の登録が出来ても、実際に通行する道路の状況によっては、経路確認が出来ない場合があります。
- 5 年後の更新手続きは、事前にメールでお知らせします。
- 利用に当たっては、基準に適合した ETC2.0 車載器を搭載していただきます。
- 車両諸元・ETC2.0 車載器・担当者の変更や廃車等の場合は速やかに手続きをしてください。

（５）車両の登録

Q29. 仮ナンバーの車両も登録できますか。

Ans. 仮ナンバーの車両は登録できません。
運輸支局または自動車検査登録事務所でナンバーを取得してから登録してください。

Q30. 車両のナンバーが変わりましたが、新規に登録のやり直しが必要ですか。

Ans. 車両ナンバーを変更したときは、原則として新規登録となりますが、事業所を変更しても、陸運支局が変わらず車両ナンバーが変更されない場合は、登録のやり直しは必要ありません。

Q31. 車両を改造した場合は登録の変更が必要ですか。

Ans. 車両の改造が発生した場合は速やかに車検証の変更をお願いします。車検証の変更が完了したら車両登録情報の変更をお願いします。

Q32. 車両を廃車にしたので車両登録をやめたいのですが。

Ans. 廃車にしたり、改造などにより車両登録基準を超える場合などは、車両登録廃止の手続きをお願いします。その場合支払い済の登録手数料の返金はいたしません。

Q33. ETC2.0車載器管理番号はどこに記載されていますか。

ETC2.0車載器登録番号は、車載器本体、取扱説明書又はETC2.0車載器セットアップ申込書・証明書（お客様保存用）に記載されています。不明の場合は販売店又は車載器メーカにお尋ねください。

（５）車両の登録

Q34.　ETC2.0車載器管理番号を入力してもASL-IDが表示されない場合、どうすればいいですか。

Ans.　車載器管理番号を間違って入力した場合及びASL-IDが事前に登録されていない場合には、車載器管理番号を入力してもASL-IDは表示されません。表示されない場合は、ASL-IDを直接入力してください。ASL-IDがわからない場合は車載器メーカにお尋ねください。
なお、デンソー、パナソニック、三菱電機製の車載器については、特車登録センターの該当ページ（https://www.tks.hido.or.jp/online/asl-id/）を参照の上、お問合せください。

Q35.　ETC2.0車載器を載せ替えましたがどうすればよいですか。

Ans.　車載器を載せ替えた場合はASL-IDが変わり経路情報が記録できませんので、登録車両一覧から「登録情報」の「編集」をクリックして登録情報編集でASL-IDを変更してください。
手数料未支払一覧にある車両の場合は、選択にチェックを入れて「編集一覧へ移行」をクリックして新規登録・編集車両一覧でASL-IDを変更してください。

Q36.　5年後の登録期限の前に更新手続の案内がありますか。

Ans.　更新手続の案内を、登録期限の90日前にメールでお知らせしますので、この日から更新手続が可能となります。
また、更新手続きがなされていない場合には、有効期限の60日前、2週間前、1日前にメールでお知らせします。

（５）車両の登録

Q37. 登録できる車両は、必ず通行可能経路が検索できますか。

Ans. 登録できた車両でも道路の構造や判定基準により通行可能経路の確認ができない場合がありますので、車両登録手数料をお支払いされる前にお試しで経路確認を行い、実際に走行することが出来るかご確認ください。
※経路確認が出来なかった場合でも、一度車両登録された際の手数料の返金は致しません。

Q38. 登録手数料について、連結車の場合はトラクタとトレーラの両方で支払いが必要ですか。

Ans. 連結車の場合、トラクタとトレーラをそれぞれ登録して頂く必要がありますが、登録手数料はトラクタ単位で算定されトレーラに関しては無料です。

Q39. 登録できる車両の重量がセミトレーラ連結車で143.6トン以下という大きな数値となっていますがその理由は。

Ans. 車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第13条において、限度超過車両の登録に係る車両幅等の基準を定めていますが、この値については、システムにおいて自動で算定可能な上限値を定めています。
なお、車両の登録ができた場合でも、実際の経路確認において通行可能と判定されるか否かについては、各道路の構造によることとなります。

Q40. トレーラの相互使用により他社のトレーラを牽引する場合、車両登録に他社の車両の登録は出来ますか。

Ans. トレーラの相互使用により他社のトレーラを牽引する場合、その他社のトレーラを車両登録することは可能です。

（５）車両の登録

Q41.	他社のトレーラをけん引する場合、そのトレーラが既に登録済みの場合であっても、自社で他社車両を再度登録する際に登録費用がかかりますか。
Ans.	登録手数料についてはトラクタ単位での算定になりますので、既に登録されている他社のトレーラに対して登録手数料はかかりません。
Q42.	代替車両を使用する場合は、新たに車両登録が必要ですか。
Ans.	新たに代替車両を車両登録してください。
Q43.	ご当地ナンバーの車両の車両番号で陸運支局が選択できないのですが。
Ans.	陸運支局がリストに表示されない場合は、お手数ですが直接入力してください。
Q44.	車両登録の手数料を支払う前に、その車両で通行可能経路を確認することはできますか。
Ans.	車両登録の手数料未支払の状況でも、その車両を選択して経路確認をすることは可能です。
Q45.	1台のトラクタに複数のトレーラを組み合わせて使用したい場合、車両登録の手数料は組合せの数だけ支払う必要がありますか。
Ans.	車両登録はトラクタ単位に算定しますので、組み合わせるトラクタが1台の場合は1台分の登録手数料をお支払いください。
Q46.	協力会社の車両を登録して経路確認を行うことは出来ますか。
Ans.	協力会社の車両を登録して経路確認することは可能です。

（５）車両の登録

Q47.	軸重や幅等の関係で特殊車両扱いのラフタークレーンなどもETC2.0車載器を搭載すれば、特車通行確認制度を利用することができますか。
Ans.	ETC2.0車載器を搭載すれば、単車扱いとして特車通行確認制度を利用できます。
Q48.	車両登録における車両諸元の変更・修正を行うことは出来ますか。またその場合に手数料はかかりますか。
Ans.	車両諸元の変更・修正は可能です。手数料は無料です。
Q49.	自動車登録番号を入力し、自動入力ボタンをクリックしたところ、表示された軸数が実際の軸数と異なるのはなぜですか。
Ans.	車検証では前前軸重に第5輪荷重が記載されたり、車軸自動昇降装置があるトレーラ（リフトアクスルトレーラ）の軸重が実際には2軸や3軸なのに後後軸重のみに記載（1軸扱い）されている場合があります。 軸数の修正は「軸数（その他）」をチェックし正しい軸数を入力することで車両登録することは可能ですが、経路確認において「軸数（その他）」で設定した車両は高速道路の軸重緩和対象を判断する「橋梁照査」が出来ないので高速道路を通行できません。 前前軸重に第5輪荷重が記載されたトレーラに関しては、管轄の陸運支局にご相談の上、車検証の記載を修正されることを推奨いたします。 リフトアクスルトレーラの車両登録については、2023年10月のシステム改良で車軸降下時の軸数・軸重での登録が可能になりました。 詳しくは「操作説明資料（別冊）～車軸自動昇降装置があるトレーラの車両登録～」を参照してください。

（５）車両の登録

Q50. お試しで車両登録したが通行したい経路が検索できないので、車両を削除したいのですが。

Ans. 未支払一覧にある単車・トラクタは、削除したい車両にチェックを入れ、削除ボタンを押してください。
トレーラは「登録車両廃止」メニューから登録廃止する車両にチェックを入れて廃止ボタンを押 してください。
※登録車両一覧にある単車・トラクタの廃止に関しては、いかなる理由でも手数料の返金はできません ので、予めご了承ください。

Q51. トラクタの最小回転半径とは車両連結時のものですか。

Ans. トラクタ単体の最小回転半径でカタログ等に記載されているものです。

Q52. 海上コンテナ用トレーラで高さ8’6のコンテナと高さ9’6のコンテナ両方を積載するが、両方のコンテナを積載する車両として別々に登録するのですか。

Ans. 同じナンバーの車両を用途別に複数登録することはできません。高さ8’6のコンテナと高さ9’6のコンテナ両方を積載する海上コンテナ用トレーラについては、車高が高い方の車種である高さ9’6のコンテナを積載する海上コンテナ用トレーラとして登録し、経路確認時に積載するコンテナの実際の寸法を入れてください。

Q53. リフトアクスルトレーラの車両登録はどうすればよいですか。

Ans. 2023年10月のシステム改良で車軸降下時の軸数・軸重での登録が可能になりました。登録に際して、従来の車検証の場合は「車検証」のPDFデータを、電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」のPDFデータを添付いただく必要があります。
詳しくは「操作説明資料（別冊）～車軸自動昇降装置があるトレーラの車両登録～」を参照してください。

（５）車両の登録

Q54.　車両登録で車検証情報を読み込むことが可能な車両は決まっていますか。

Ans.　車両登録の手数料未支払の状況でも、その車両を選択して経路確認をすることは可能です。
車検証に記載の車両諸元が以下の条件全てにあてはまる場合は、車名・型式検索ができないことから、車両登録を行うことができません。

- 車両総重量8t以下
- 高さ3.8m以下
- 長さ12m以下
- 幅2.5m以下

※車検証情報が読み込めない車両については、特車通行許可制度をご利用ください。

（6）経路の確認

Q55. 数台の車両をまとめて経路を確認する方法はありますか。

Ans. 軸数が同じ車両をまとめて一括で経路を確認することができます。
車両グループを作成すると、代表する車両諸元が自動作成され、代表車両の通行可能経路を検索します。なお複数車両を用いた経路確認は、軸種が同一である必要があります。

Q56. 経由地は指定できますか。

Ans. 2地点双方向2経路確認を利用される場合、主経路と代替経路の経由地の入力は必須です。寄りたい経由地や乗降したいインターチェンジなどを経由地として指定できます。
なお、指定する経由地は重要物流道路及び大型車誘導区間上の収録交差点が対象となります。

Q57. 出発地・目的地周辺以外の道路は、なぜ重要物流道路及び大型車誘導区間しか経路確認しないのですか。

Ans. 重要物流道路および大型車誘導区間とは、特殊車両が通行しやすい規格の高い道路です。
本制度では規格の高い道路を確認することとしています。
なお、出発地・目的地周辺の「ラストマイル」は、自動検索が可能な道路すべてが対象となります。

Q58. 目的地は経路確認後に追加できますか。

Ans. 追加したい目的地等は、有料(100円／10km)で通行可能経路を確認することができます。
追加する経路は、自動検索が可能な道路すべてが対象となります。
なお回答書の交付済み経路であっても経路追加は可能ですが、追加した経路の有効期限は、追加経路の回答書に記載する日付から1年間となります。

（６）経路の確認

Q59. 経路が遠回りで、希望する経路がなかなか出ません。

Ans. 最短距離の通行経路がない場合は、重要物流道路及び大型車誘導区間のうち遠回りをしても通行できる経路を表示します。

Q60. 指定した出発地（または目的地）周辺の経路が表示されません。

Ans. 経路が表示されない場合は、従来の「特車通行許可制度」で道路管理者に申請してください。

Q61. 通行が可能な経路か判定する基準を教えてください。

Ans. 道路管理者が定めた判定基準は、従来の「特殊車両通行許可制度」と同じです。
所定の閲覧ソフトウエアとデータを特殊車両通行申請手続きのサイトからダウンロードして確認することができます。
（https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/index.html）

Q62. 判定基準がない道路は、経路確認ができませんか。

Ans. 判定基準を定めていない区間や、許可限度を超えた区間は、道路管理者が個別に判断する必要があります。システムで自動的に経路確認することはできませんので、その区間については従来の「特殊車両通行許可制度」で道路管理者に申請してください。

Q63. 収録道路、未収録道路を問わず全ての道路を対象に経路確認することができますか。

Ans. 特車通行確認制度のシステムは、電子データ化された道路情報等を基に即時に通行可能経路を確認するものですから、未収録道路については経路確認できません。

（６）経路の確認

Q64. ２地点双方向２経路検索を利用した場合、代替経路と渡り線は必ず表示されますか。

Ans. 経路確認の結果、通行可能な代替経路や渡り線が存在しない場合は、表示されません。

Q65. 複数車両をまとめて一度に経路確認の手続きをすることはできますか。その場合の手数料はどうなりますか。

Ans. 複数車両をまとめて一度に手続きすることはできます。この場合の手数料は、トラクタの台数分必要になります。

（例）トラクタ1台とトレーラ5台の包括手続き＝トラクタ1台×600円＝600円
トラクタ3台とトレーラ5台の包括手続き＝トラクタ3台×600円＝1,800円

Q66. 同条件の車両で過去に特車許可実績がある収録道路の経路であれば、新制度でも通行可能な経路として必ず表示されますか。

Ans. 基本的には通行可能な経路として表示されますが、道路の老朽化等により通行可能な経路として表示されない場合もあります。

Q67. 複数の荷卸し場所がある場合、経由地として設定すれば1回の経路確認で通行可能経路が確認できますか。

Ans. 経由地として設定すれば可能です。
荷下ろし場所が重要物流道路及び大型車誘導区間上にない場合は、経路追加で荷卸し場所の設定ができます。

（６）経路の確認

Q68.	1回の経路確認で複数の経路を確認することは出来ますか。
Ans.	2地点双方向2経路確認の場合は、2地点間の主経路と代替経路およびそれを結ぶ渡り線までを経路確認することが出来ます。それ以上の経路を確認したい場合は、都道府県検索で経路を網羅的に検索することができます。
Q69.	複数の経路確認を行った場合、回答書には纏めて通行可能経路が記載されますか。
Ans.	回答書は経路確認の求め一件ごとに発行されます。
Q70.	道路情報便覧における収録道路の更新予定を知りたいのですが。
Ans.	従来は年1回だった国による道路情報便覧更新は、2022年度からはおよそ1月、4月、7月、10月の年4回実施しています。
Q71.	回答書の有効期間は1年間ですが、継続して通行したい場合は有効期間が切れる前に再度経路を確認して、回答書をダウンロードして携行する必要があるのですか。
Ans.	そのとおりです。有効期間が切れる前に再度確認を行って回答書を入手してください。
Q72.	起点／終点の地番が不明な場合でも経路確認は出来ますか。
Ans.	起点と終点には交差点を選択しますので、道路情報便覧委収録された交差点に住所があれば交差点を選択した際に住所が表示されます。

（6）経路の確認

Q73. ポールトレーラなどで積み荷の長さが20mを超えて超寸法扱いの場合でも、特車通行確認制度を利用出来ますか。

Ans. セミトレーラ連結車の場合は長さの上限が20mですので、本制度を利用することは出来ません。20m以上の長さは車両諸元の入力が出来ません。

Q74. 右折の場合はC条件で左折の場合は個別協議となる交差点の場合、特車通行確認制度の経路確認では、どのような結果になりますか。

Ans. 経路確認時に個別協議不要な通行可能経路が選択されるので、この場合はC条件である右折の経路が選択されます。左折の経路を走行する必要がある場合は、現行の特車通行許可制度で申請する必要があり、個別協議が必要となります。

Q75. 経路の算定後に「要確認」と表示されますが、どうすればよいのですか。

Ans. 代替経路、渡り線、ラストマイル、追加経路などが取得できなかった場合に「要確認」が表示され通行可能経路手続き再開ボタンを押すと経路確認の状況により画面が変わります。
代替経路が無い、渡り線が無いような場合でも経路確認できた主経路の回答書を発行することは出来ます。また経路確認の条件を変えることで、希望する経路を再度確認することも可能です。経路確認の手数料無料を支払うまでは何度でも再度確認することができます。

Q76. 経路の算定後に通行可能経路が表示されますが、通行条件はどうなっているのですか。

Ans. 通行条件は、A~D条件は経路の色で地図に表示しています。交差点のC条件（地図上の★マーク）をクリックすると、折進方向別の通行条件が拡大して表示されます。現行の許可制度の通行許可条件と通行確認制度の通行条件は基本的に同じで、回答書に通行条件一覧が添付されます。

（７）手数料の支払い

Q77. 手数料の計算方法を教えてください。

Ans. 手数料の詳細は、特車登録センターHPの下記ページにてご確認下さい（https://www.tks.hido.or.jp/new-system/commission/）

Q78. クレジットカードとペイジーはどちらで支払ってもいいですか。

Ans. 手数料の合計額が2万円を超えるときは、クレジットカードに加えペイジーによるネットバンキングでお支払いいただけます。2万円以下の手数料は、クレジットカードのみとなります。

Q79. 手数料がカード(または振込)限度額を超えてしまいました。

Ans. 手数料の合計額が金融機関の手続き限度額を超える場合は、お手数ですが限度額以下となるように、分割して手続きしてください。

Q80. 支払に用いるカードや銀行口座の名義人が、ID登録した事業者と異なる者が立替え払いをすることは可能ですか。

Ans. 手数料をお支払いいただく方の限定はありません。立替払いも可能です。

Q81. クレジットカードのパスワードを忘れてしまいました。

Ans. パスワードを登録した金融機関に、所定の手続きでお問い合わせください。

Q82. 手数料は後日に支払うことができますか。

Ans. 後日でのお支払いも可能ですが、登録の完了、経路確認の回答書の発行は手数料の支払いが完了された後となります。確認後に支払いがなされない（後で支払うを選択された）場合は、手数料支払いの未支払一覧に表示されます。

（７）手数料の支払い

Q83.	手数料支払いの際に、ネットバンクの振込手数料はかかりますか。
Ans.	ペイジーを利用した銀行振込による振込手数料はかかりません。特車手続きの手数料のみお支払いください。
Q84.	特車の手数料に消費税はかかりますか。
Ans.	車両登録や経路確認手数料は消費税の対象外です。
Q85.	銀行窓口での現金振込による支払いは可能ですか。
Ans.	迅速な手続きとするためオンラインでキャッシュレスとし、クレジットカード及びネットバンキングによる支払いとしていますので、現金振り込みはご利用できません。ご利用の際にクレジットカード等のご準備をお願いいたします。
Q86.	領収書は発行されますか。
Ans.	手数料はクレジットカード会社や金融機関を通じてお受け取りしますので、領収証は発行できません。必要に応じ、クレジットカード会社や金融機関の取引明細または本システムでの手数料表示画面を印刷してください。 なお、特車登録センターでは「ご利用明細」の形式での発行は承っております。詳しくは電話またはメールにてお問い合わせください。
Q87.	クレジットカード払いの場合、会社名義のカードでも個人名義のカードでも、どちらでも利用可能ですか。
Ans.	会社名義、個人名義、いずれのカードでも利用可能です。

特殊車両通行確認制度に関するよくある質問と回答（FAQ）

（７）手数料の支払い

Q88. ネットバンキングで手続きを中断してしまったが、支払い中の場合、どうすればいいですか。

Ans. 支払い手続きを強制的に中止した場合は、２０～30分経過すると未支払に戻りますので、再度やり直してください。また、支払い情報の入力が完了しないまま２０～30分経過した場合も、未支払に戻ります。

Q89. 手数料の支払いを経理担当者に手続きしてもらいたいのですが、どうすればよいですか。

Ans. 経理担当者の方のPCから同じ企業コードとユーザIDで特車通行確認システムにログインして、未支払一覧から支払い手続きを行ってください。

Q90. 車両登録や経路確認のお試しで手数料はかかりますか。

Ans. 車両の登録も経路の確認も、無料でお試しができます。
単車・トラクタの車両登録については、車両諸元等の入力が完了したら「車両登録手数料確認画面」で「後で支払う」を選択してください。車両は「登録車両一覧」には表示されず「手数料未支払一覧」に表示されますが、グループ・組合せ設定や経路確認で呼び出すことが出来ます。
トレーラの車両登録については、車両諸元等の入力が完了したら「車両登録手数料確認画 面」で手数料金額が0円であることを確認のうえ、「登録者情報入力」を選択して登録を完了してください。登録が完了したトレーラは「登録車両一覧」に表示され、グループ・組合せ設定や経路確認で呼び出すことが出来ます。
単車・トラクタとトレーラを呼び出して経路確認のお試しができます。経路確認で算定が完了した経路が希望するものでない場合は、検索条件を変更して何度でもお試しが可能です。検索が完了した経路は「後で支払う」を選択すると「手数料未払一覧」に移動します。
希望する経路が検索できるかお試しいただいたうえで、車両登録手数料をお支払いされることをお勧めしますが、回答書を発行する際には、車両登録および経路確認手数料の支払いが必要です。

（8）車両の運行

Q91. 車内に携行するのは回答書のみでいいですか。

Ans. 2023年3月19日以前に発行された回答書に関しては、携行義務があるのは「回答書の鑑」、別紙である「通行経路条件一覧」、「通行可能経路マップ」、「車両一覧」ですが、2023年3月20日以降に発行された回答書に関しては、携行義務があるのは「回答書の鑑」、「車両一覧」、「車両諸元に関する説明書」です。取締り時の際、印刷したもの又は電子データの回答書を提示してください。

Q92. 通行止めなどで迂回するときに、確認した代替経路を閲覧できますか。

Ans. 迂回路の確認は、確認した経路図を印刷又は電子データで見ることができます。また、申請者のユーザーID・パスワードによりタブレットやスマートフォンでも経路図を表示することができます。
詳しくは「～わかりやすいオンライン操作マニュアルVer.2023XX～」の「【第2章】申請手順⑥通行可能経路の閲覧」を御覧ください。

Q93. 重量情報の保存はどのようにするのですか。

Ans. 荷主からの依頼書などの書面の原本を、走行した日から1年間保存してください。なおメール等の電子データでの保存でも構いません。

Q94. 同じものを何回も運ぶが、毎回荷主の依頼書が必要ですか。

Ans. 荷主様の依頼書の他、別の書類でも記録されているものがあれば利用できます。例えば運転日報、運行記録などに、貨物の重量、積卸の場所と日時の記録があれば利用できます。

Q95. 重量記録に用いる、荷主の依頼書を紛失してしまいました。

Ans. 荷主に依頼書を再発行していただくか、運行時に所定の事項を記録し保存してください。

（8）車両の運行

Q96. 重量記録はどのような場合に国から提出を求められますか。

Ans. 通行の違反の疑いがある場合に、国が重量記録の提出を求めることがあります。

Q97. 登録した車両が走行した経路の情報を確認することはできますか。

Ans. ETC2.0の経路情報は国が収集し記録しています。
経路情報を運行管理等に活用したい場合など、当機構が実施している「ETC2.0特定プローブデータ配信サービス」をご利用頂くと、経路情報が入手できます。
サービスの詳細はETC2.0 特定プローブデータ配信サービス該当ページにてご確認ください。
（https://www.hido.or.jp/distributes/about_etc/）

Q98. 許可証は発行されますか。取締りがあった場合には、何を提示すればいいですか。

Ans. 特車通行確認制度では、通行可能な経路があれば確認結果を記載した回答書が交付されます。
取締りがあった場合には、この回答書の提示（スマホやタブレットによる電子データでの提示でも可）をお願いします。

Q99. 通行可能経路には通行条件も表示されますか。

Ans. 通行条件別に色分けした通行可能経路が表示されます。

Q100. 重量確認で保存する書類とは、具体的にどのような書類ですか。電子データで管理・保存してもいいですか。

Ans. 送り状（運送依頼書）や業務記録（運転日報）、重量計による計測結果など、積載する貨物の重量並びに当該貨物の積卸しの日時及び場所を明らかにできる書類（通行経路に係る 記録と組み合わせてこれを明らかにできる書類を含む。）であれば、問題ありません。
なお、これらの書類は、電子データによる管理・保存でも問題ありません。

（8）車両の運行

Q101. 積卸し時における重量測定は、受注表からの算定ではなく、実際に計量する必要がありますか。

Ans. 積卸し時における重量測定は、受注表から貨物の総重量が確認できれば必要ありません。総重量が不明の場合は、重量計で測定する必要があります。

Q102. 国から重量記録の提出を求められたときに提出しないとどうなりますか。

Ans. 提出しなかった場合やデータの改ざんが認められた場合は、車両登録の取消や取消に伴って回答書が無効となる場合があります。詳細は国に確認してください。

更 新 履 歴 ①

更新年月	更 新 内 容	ページ
2023/3	システムの操作では、1つのウィンドウ、1つのタブでしかログイン出来ない制限事項を明記しました	p.35
2023/3	道路便覧更新により、未支払経路、編集中経路の再算定が必要な場合があることを明記しました	p.243
2023/3	追加経路の有効期間は追加元経路と同じ有効期間に変更となりました	p.234
2023/3	経路一覧画面の改良で、追加経路の有無や追加元経路番号が表示されるようになりました	p.235
2023/3	回答書の構成を変更し、回答書、通行可能経路マップ、通行経路条件一覧のダウンロード方法が改善されました	p.269 - p.271
2023/3	スマホ・タブレットによる車両・通行可能経路の閲覧方法が改善されました	p.275 – p.278
2023/10	ユーザ情報登録においてメールアドレスの入力が必須となりました	p.22-23
2023/10	車軸自動昇降装置があるトレーラ（リフトアクスルトレーラ）の車両登録方法を改良しました。またリフトアクスルトレーラの車両登録方法のマニュアルを別冊として発行しました	p.50
2023/10	巻末に、「特殊車両通行確認制度に関するよくある質問と回答（FAQ）」を追加しました	p.279-305
2024/3	経路確認時の車種と車両登録時の車種が異なっていても、牽引区分が同じであれば、経路確認時の車両として組み合わせできるようになりました	p.76 p.85-p.86
2024/3	従来の経路検索の結果メールでは主経路が取得出来ていても代替経路や渡り線が取得できないと、経路取得結果を「未完了」として通知していましたが、今回の改良で、主経路が取得できている場合は「完了」で通知し、かつ代替経路ないし渡り線の取得が出来ていない場合はその旨通知するようになりました	p.144-146

更 新 履 歴 ②

更新年月	更 新 内 容	ページ
2024/3	ラストマイル（起点または終点から重要物流道路等までの経路）が取得できなかった場合に、起点と終点どちらの経路が取得できなかったのかが画面に表示されるようになりました	p.244
2024/10	クレジットカードによる手数料支払いで、本人認証の精度向上のためにメールアドレスまたは電話番号の入力が必要になりました	p.258